

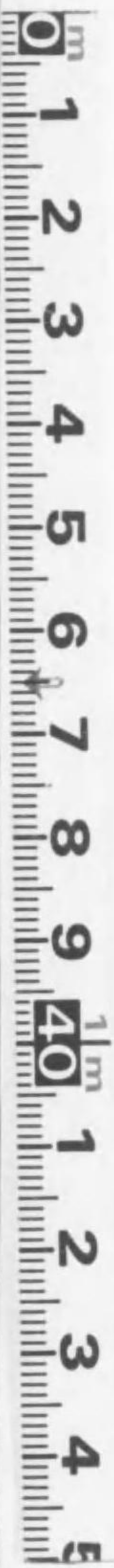
孟子講義

上

310

114

外箱あり



始



中華教育實和漢文講義之内

深井鏡一郎先生講述

孟子講義

東京書肆

誠之堂藏版

現今世に講義此類の煩多し之を講義の精簡なる書として出版せしめんとす誠之堂主人

孟子講義凡例

- 一 本書を分ちて、上下の二巻とす
- 二 余る本書の講義を思ひ立てるは、嚮に和漢文講義録を發兌せるや、講師其の人を得、従ひて、其の講義の深切丁寧なる、頗、江湖の講采を博しぬるを以て、尙、進んで、本書を講してよとの、誠之堂主人の請、亦、辭すべからざるものあるを以てなり
- 三 本書講義の体裁は、和漢文講義録に倣ひ、敢、異を立て、奇を衒はざるなり、是、專、中等教育に資するを以て、標準とすればなり
- 四 本書の講義は、すべて、古人の解釋を基礎としたりと雖も、間、其の穩當を缺ける所は、之に參ふるに、諸家の説と、自家の卓見とを以てせり
- 五 本書の講義は、務めて、簡明を貴ぶを以て、字解と釋義とを旨とし、文法の如きは、初學の士、效、少なきを認めたるが故、更、に贅

○孟子講義凡例

せず

- 一 本書の講義は、務めて簡明を貴ぶと雖も、書に程度あり、學者に程度あれば、講述も亦程度なき能はざるは、自然の理なるが故に、此の講義は、書の程度と、學者の程度とを斟酌して、尋常中學校第四年級、及尋常師範學校第三年級以上の、學力ある生徒には、すべて理解することを得しむるやう、したるものなり
- 一 講者の淺學不文なる、講義中よは、往往妥當を缺けるものあらん、幸に、指教の勞を、賜はらんことを乞ふ
- 一 本書本文の訓點は、務めて、國語の法に循はんことを期せりと雖も、亦古來よりの、慣讀もあることなれば、成るべくは、之よも違はざらんことを、期せるが故に、往往國語の法に、適せざるものもあるべし、幸よ諒せられよ

明治二十八年十一月上浣

講者識す

孟子講義上

深井鑑一 耶述

孟子總説

孟子の書は、戰國の時に出で、孔子の世を去ること百四十餘年の後なりき、秦の始皇の儒書を焚きし時は、諸子の列に置かれしこととて、その災厄を免れたりき、されども、漢室一統の後、また武人諫諍の風を脱せず、人人學問の志薄く、惠帝の時、挾書の律を除かれしといへ、文學の道更に行はれざりしかば、本書も亦世に知られざりしなり、ざるを文帝の時となりては、廣く遊學の路を求め、天下の衆書世に出でしより、論語、孝經、爾雅、孟子を始めとして、皆、その道に通せる博士を置きて、之を講究せしめられき、されば孟子の書も、稍世に用ひらるるやうなりて、劉歆の孟子の註十一篇出でけり、後漢に至りては、一層盛に行はれしかば、趙岐といふもの、之を尊信して、その註を作りぬ、今日十三經中に載する孟子註十四篇、乃、これなり、されども、班固が漢書の藝文志には、之を儒の類に入れて、諸子と同じくしたりければ、六朝の間また皆子類とし之を看て、尊信すると少なかりしなり、此の間梁の時に、蔡母達が註せし孟子九篇ありき、唐の時に至りては、陸善經が註せし孟子七卷あり、特に唐の韓愈に至りては、孟子を以て孔子の傳統を繼げる者として、大に之を尊信したること、その文集を觀ても知らるべきなり、又、同時に、皮日休といふものも、孟子を尊びて、聖人の微旨を得、人倫に功ある書として、之を學科中に加へんことを請ひしこと、唐文粹に見えたり、されば、孟子が世の尊崇を受く

るやうなりしは、全く唐時代にありしといふことを得べし、その後、宋の孫奭孟子正義を作り、孟子を列して、十三經中に編入し、その後、程明道程伊川の兄弟、孟子を信すること甚しく、孟子を尊びて聖人の如くに思ひき、又、司馬光の子公休は、父光か疑孟あるにも係はらず、孟子の書を以て、其醇正なる者として之を尊信し、章望之もまた孟子を宗として、性善論を主唱し、荀卿と楊雄とを排撃したりき、その後、余允文は尊孟の辨を著して、司馬光の疑孟説を訂論し、朱熹、又、允文の説に本づきて、之を論定し、集註を作りて、論語と並稱して、論孟又は語孟といひ、爾後世の人皆孟子を崇信して、孔孟と並稱するに至りき

かく一方には、孟子を崇信するの輩續出すると同時に、又、一方には、排孟家の續出するあり、されは、後漢の王充は、論衡を著してその中に刺孟篇を置き、孟子の所説を擧げて、之を駁撃したりき、その他李泰伯は非孟を著し、司馬光は疑孟を著し、馮休には剛孟あり、晁以道には詆孟ありて、殆、之を排して餘蘊なきもの、如し

之を要するに、孟子の書は、論語の書に比して、許多の懸隔を生ずる者として、毀譽相半することは、疑ふへからざるの事實なりとす、されば獨漢土の人にも、異論あるにあらざり、我か邦先儒中にも、往々議論あるを免れず、伊藤仁齋翁の如きは、宋儒程朱を排撃して、一派の古學を主唱せしにも係はらず、孟子の書を推尊して、孔子と並稱し、孟子は論語の義疏なりといはれき、菅茶山翁の如きも

孟子を、時勢を知らぬ人なりとて、誹議する者あり、若、その誹議者の言の如く、その時の人情に合はするやうに、種々の權謀を用ひなば、孟子も、亦、蘇張の徒ならん、孟子當時一策をも出ださず、正

理をのみ、齊梁の君に對へ給ひしは天理人義の極致にて、堯舜その時に生ずるも、これに過ぎたることなし彼の誹議する人を、その時出たさは如何なる事を爲さんや、必、商鞅の如くなるべし、明の王元美は、宋儒を惡みし人なれども、その言に我中庸を讀みて、孟子は子思の弟子なることを知り、戰國策を讀みて、獨、孟子の賢者なることを知るとあり、古人の論は、惡みてもその中に取ることありて、公論に近き所も見ゆ云々

といはれたり、又藤原明遠は、

世に或は孟子を誹議し、その言へる所の性善、養氣、四端等の説は、全く孔子の道になき所に於て、一種の學術を創むるとせるあり、さて、嘆息すべきことなり、夫、孟子の性善を説き、養氣を説き、四端良心等を説けるの類は、皆、孔子の未發を發して、聖學に大功あること、是等の處にありて、大抵天地の氣化は、世と共に日に開くる者にて、義理も亦是と共に開けて窮まりなければ、先聖の發せざることを、後賢の發明すること、自然の有様なり、堯舜禹湯のいまた言はざることを、孔子始めて是を云へる、論語にて知りぬべし、その言はざるを言へるを、堯舜の教に違ふといふべけんや、にあらざり、その教を開き通くどこそいふべけれ、然れば、孔子のいまた言ひ出たさざることを、孟子の始めて是を言へるは、孔子の未發を開くとこそいふべけれ、その道に違ふと云ふべからず、何となれば、堯舜孔子同じくこれ己を修め、人を治むるの教にて、孟子も同じく、これ、己を修め、人を治むることを教へて、異端邪説にあらざればなり、されば、孟子は實に之を翼して、その道を擴むるにあらざるや、唯、孟子戰國の世に出で、道術の破れし時に當たれば、その言辭も亦何ぞ害あらん、羅景

論の所謂、孟子は備秦の齒舌を以て、周孔の肺腸を明かす、的切痛快、萬世を蘇醒す、とある誠に然かり

といへり、又、那波魯堂も

孔子没するの後、その道を學ひ傳へて弊なきは、曾子を最とす、孔子の孫子思、曾子の學を傳へて、中庸を作り、孔子の道、愈、明かなり、子思の門人にして、その道を傳へ、誤らざるは孟子なり、孟子没するの後、當時にありて、その道を傳へ教ふる人なし、公孫丑萬章の徒あれども、却りて孟子の説を疑ひ、議を立て難を設くるのみにして、遂にその傳へ教ふる所を、全く受け得ることなし

といひ、尾藤二洲翁は

大宰の孟子論は、自己の説を主として、己に合はぬことを排斥せるにて、孟子に於ては傷なし、邪人より正人を指して、邪といふか如し、如何に異りたりとて、正人の正たるを如何せんや、肥後の叢士原崇孟辨を著はして、その節を開ければ、今、又、辨せず

といへり、かかる類を挙げたらんには、限りもあらざるべし、かく孟子を崇信する者あると同時に、一方には、物徂徠、太宰春臺の如き、排孟家を出たせり徂徠の論に曰はく

漢、孟子を學官に立て、後或は之を廢せり、唐の韓愈か、佛老を排するを以て自任するに及びて、始めて孟子を推尊して、宋儒道統の説興これり、佛氏に效尤する者といふべし、程子遂にその書を論語と駢べ、その人を孔子に並ぶ、乃、孔孟の稱、今に至るまで、儒者習ひて常となせり、それ千歳の下よりして己の見る所を以て、その鑿鑿の權を操る、儒といはざるべけんや、亦彼の如來菩薩に

れ放へるのみ、然れども、猶、いまた之を經とせず、晚季に及びては、儼然として書を經に陞せり、何ぞその肆あるか、大抵孟子の時、百家盆涌口を極めて、聖人を譏る、孟子奮然として之と争へり、是に於てか先王の道降りて儒家者流となりぬ、故にその言務めて、儒家を張りて、孔子の道を見ると、百家に踰越す、これ時なりといへども、亦孟子の過なり、それ孔子の道は、二帝三王之道なり、豈守ひて後に尊ぶと待たんや、且彼之を信せずして、吾之を駭る、古之を辱を取るの道といふなり、故に性善四端心を存し、放心を收む、その堯舜湯武を談するに及びては、凡、後儒聖門に功ありと爲せる者は、皆、その辯を好むの失なり、且、その時に當たりて、儒者稍々その守る所の、孔子の業を失なひて、禮樂皆壞れ、義理孤行す、故にその書禮義を脱略し、夷惠を聖とし、仁義禮智を創し、浩然の氣を養ふ、之を要するに、亦孔子の舊にあらざるなり、苟卿性惡を以て之に抗し、五行を譏り、子道を聖とし、禮樂論を著はす、善くその短を操ると謂ふべし、學者古の道を觀んと欲せば、必、諸を六經論語に求めて、能く古言を誦り、然る後に古の道と義と、得て言ふべきのみ、夫れ然る後に、孟の書を觀は、その功と罪と指掌を跡るか如きか云々

とあり、太宰春臺翁は、

孟子の時は、孔子の時と易はりて、楊朱墨翟か門徒、世に多くありて、各、その道を説きて、天下の人を迷はしける故に、彼を闢かんとて、吾が道を説くにつき、新奇の説を立て、吾か道の軍を張り、彼か陣を破らんとす、性は善なりといひ、人皆堯舜となるべしといひ、吾か浩然の氣を養ふといふ類の論、皆先王孔子の道になき事にて、孟子の始めて、建立せる宗旨の説なり、佛家にいふ建立門とい

ふ者を、孟子此の門を開きて引入す、これ一つの病なり

又齊の宣王に告げて曰はく、君之視臣如犬馬、則臣視君如國人、君之視臣如土芥、則臣視君如寇讐、
 此の言、人の君たる人を戒むるには、その益あるべきが、人の臣たる者には聞かせられぬ言なり、
 古語に、君雖不君、臣不可以不臣、と云へるは、先王の法言なり、孔子の言には、君使臣以禮、臣事
 君以忠、と宣へり、若、孟子の言を是とせば、臣下その君を怨むることありて、寇讐の如く思ひて、
 殺逆の大惡を行ふとも、孟子の言を引き、證據とせば罪なかるべし、かくの如く、君には益あり
 て、臣には聞かしめかたき言をば、不通の論といふ、世上に推し及はして、教にならぬ故なり

ど、かくの如きの類の論をなせる學者、我か邦にもまた少なからざるべし、思ふに、孟子は一世の大儒
 にして、孔門の學流を傳へたる者なることは、疑を容るべからざる者なり、然れども、また孔子と異な
 りたる所なき能はず、何となれば、韓退之も

孔子の道は大にしてよく博ければ、門弟子徧く觀て、盡く講ること能はず、學びて、皆、その性の近
 き所を得たりき、その後諸侯の國に離散分處し、又、各その能くする所を以て、弟子に授けしかば、
 源遠くして末益分かる

といへりし如く、孔門の學は、心を正しくし、身を修むるを始めとし、治國平天下のことにまで亘り、
 その間には、詩書禮樂を治むるとまで、行き届かざるべからざるものなれば、その區域も、徧ひて廣
 からざるを得ず、故に、孔門直傳の士といへども、或は文學に長け、或は德行、或は政事、或は言語、と
 やうに、各、性の近き所を得るより外あかりしかり、ざるを、曾參より子思に傳へ、子思よりその門人

に傳へ、その門人より孟子に傳ふるに至りては、自、その間に、許多の相習を生せざるを得ず、況、世の
 變遷に伴はれて、その所説を變せざるべからざるものあるをや、とにもかくにも、孟子は、孔門の傳統
 を繼續したる者とはいへ、その學は子思より出でて、子思か學は、中庸に存し、中庸か説く所は、頗、孔
 子のまゝとして形而下の事をいへるに背馳して、形而上にあるを見れば、孟子か全く孔子の所説と一致
 せざるは、その師より得たる所のものなりとす、されはその説く所の性善論、養氣説の如きは、全く
 形而上的の所説たることいふまでもなし、故に、孔子の所説は、全く形而下たれども、孟子の所説は、
 形而下と形而上とを混せり、孔子の所説は、哲學の分子なしといへども、孟子には、純然たる哲學を舍
 著せりといふことを得べし、かく孟子の説く所は、孔子の道を祖述すといふにも拘はらず、孔門の區
 域を脱却したりければ、當時、孔子を祖述したること、孟子と同一き荀卿の如きは、不滿に堪へずやあ
 りけん、孟子か性善を主張するに對して、性惡を論べて、之を駁し、孟子か禮樂を疏畧にして、專、仁義
 を主唱するに對して、禮樂の缺くべからざることを辨したり、之を要するに、孟荀一家ともに、全然孔
 子の道統を得たりといふことを得ざるに至れり、余、曾、此の事を論つたることありき、今、之を此に
 掲げて、參考に供せん

孔門の諸子か、孔子の道は、政事にありとし、或は禮樂に存せりとし、或は忠恕に在りとして、各、一
 方偏倚の見識を具して、吾こそ孔門傳授の眞髓を得たれとなし、孔子を去ること愈遠くして、愈々
 の教旨を失なへること止まざるに至りき、蓋、孔門諸子に後れて、孔子の教を説く者、思、孟、荀の三
 家を以て著明なりとす、(中畧)故に孟子の説く所は多くは無形的の心性、養氣を論ずるにありて、

禮儀を疎にするの弊あり、荀子は之に反して孔子の教は、全然禮樂にありとし、人の性は惡なれども、禮樂の效果によりて、之を正すことを得べしとなせり、而して孔子の道は、忠恕と禮樂とを兼ねたるものにして、彼の孟荀一家の如くに、各、その一を執るものにはあらざるなり

と論じたることありき、されば、孟荀の二家を比較して、之を論せば、韓愈が、孟子は醇乎醇者とし、荀子は醇乎小疵といへるは、稍、その平衡を失ふるに似たり、余は孟荀二家を以て、全く同等のものとし、唯彼此よりは善しといはんが如き斷定を下さんとするなり、されば之を論語と并べ稱して、論孟といひ、語孟といふは、稍失當の論にはあらざるが、余は故に孟を以て、獨、四書中に列するは、之を尊崇することの過ぎたる者なりと思惟す、何となれば、孟子にして此の榮あらば、荀子また此の榮を荷ばざるべからざる者なればなり、されども、余は決して、孟子は全く價值なき者なりといふにはあらず、唯、語孟と稱し、論孟と稱すべからざることをいへるまでなり、特に孟子の性善論、養氣説の如き、仁義を説きたるか如きは、これ前聖未發の所見にして、倫理學上に、一の新航路を開きたると、その文章の巧妙にして、規模の宏大なることは、世に功あること擧げて數ふべからざるものにして、これ孟子の聖賢たるを失はざる所なりとす

然れども、唯、孟子世の弊を矯めんとするの餘り、その言、往往詭激に亘り、君臣の關係を論したるか如き、獨夫紂を誅するの對の如き、我國體に取りて、頗、背馳したるものあり、故に、上代は孟子を忌みて、讀むべからざるものとしたりき、されば、桂川桂林が説にも

孟子は、いみじき書なれども、日本の神の御意に合はず、唐土より載せ來たる船あれば、必、覆ると

いふこと、古くより云ひ傳へたる所あり、されば、彼の書の善なく舶到する世となりても、朝廷には用ひさせ給はざりし事は、貞幹か好古日録に詳なり、按するに五雜俎卷四に載す、倭奴亦重儒書、信佛法、凡中國經書皆以重價購之、獨孟子、云有携其書往者、舟輒覆溺、此亦一奇事也、と惜ひらくは、日録に此の説を脱せり

と見えたり、されば、本書か、古くは我が邦に用ひられざりし事知らるべきなり、且、四書集註か、我が邦に舶到せしは、後醍醐帝の御時にして、伊勢垂水廣信といふもの、始めて之を奉信して、藤原藤房に授けたること見え、且、十三經註疏も、亦宋の時に出現したものなれば、孟子の我が邦にハリしは、鎌倉幕府以後にありしものなるべしといへども、徳川氏以降は、一般士人の教育は、必、此の四書より入ることとなりしかば、四書の流行は、一方ならざることとなりぬ、維新以降の教育といへども、四書は、倫理科又は漢文科の材料として使用され、特に孟子の如きは、漢文科の教科書としては、尤、勢力あるものとなりぬ、されば、今日に於て之を廢せんことは、固より望むべくもあらず、又、之を廢するにも及ばず、その文章といひ、その議論といひ、(或る部分を除く外は)充分學識を養ひ、素行を修むるに足るべきものあるなり、されば、余か今日此書を講ずるも、決して世に庇益なくんばあらざるなり

但、本書は前にも述べたる如く、我が國體に背馳する所と、妄りに己の意志を擡げてもその議論を貫徹せんとすることは、學者の意志を害すること尠なからざるを以て、本書を讀まんものは、注意せざるべからざるものとす、尙、性善論の如き、養氣説の如き、仁義を説きたる所の如きは、これ孟子の卓見にして、前聖未發の論なれば、程子が、學はその至處に至れりとの言の、決して虛妄にあらざる

を、配應せざるべからざるものとす。

孟子の略傳

孟子は名を軻といふ、その字は子輿とも、子車ともいへれど、一説には字あるを聞かずといへり、鄒の人なり、鄒は春秋の世には、邾の國といひしか、孟子の時に至りて、改めて鄒といへりき、魯に近かりしかば、後、魯に并せられき、或は曰はく、孟子は魯の公族にして、孟孫氏の後なり、故に孟子の齊に仕へし時、母を喪なひしかば、魯に歸葬したりきと、これまた一説とすべし、孟子生まれて美質あり、幼にしにその父に別かれしかば、母の手に人となりぬ、列女傳に曰はく、孟軻の母、その舎、墓に近かりき、孟子少くして嬉遊し、墓間の事を爲しぬ、孟子の母の曰はく、此、吾か子を處く所にあらずと、去りて市の傍に舎せしに、孟子の嬉遊、此の度は買人街賣の事を爲しにき、孟子の母の曰はく、これ吾か子を處く所にあらずと、又、舎を學舎の傍に徙し、に、その嬉遊するに、俎豆を設けて、揖進退したりき、孟子の母の曰はく、これ眞に吾か子を居らしむべしと、遂にこゝに居りき、孟子既に學びて歸るに及びて、孟子の母、學の至る所を問ひしに、孟子自若たりしかば、母刀もて機を斷ちて曰へるやう、子の學を廢するは、吾此の機を斷つか如しと、孟子懼れて、旦夕に勤り學ぶこと息まず、孔子の孫子思に學びて、儒者の道を治め、五經に通じ、尤、詩經、書經に通じ、史記には、孟軻業を子思の門人に受けぬともあれば、その孰れたるかは判明し難しといへども、孔子を去る百四十年の後なれば、年代の上にて、子思の門人とする方可なるが如し、當時周の王室は、いたく衰へ、戰國縱横の世となり、兵を用ひ強きを争ひて、互に侵奪し、士を取るに、専、權謀ある者を

先にして賢とあしめ、されば、秦は商鞅を用ひて、國を富まし、兵を強くし、楚と魏とは、吳起を用ひて弱きを推さ、專、戰勝を事とし、齊の宣王は、孫臏と田忌とを用ひて、國、頗、強かりしかば、諸侯東面して、齊に朝するやうなりき、かゝる時に當たりて、孟子は、獨、唐虞三代の徳を述べ、詩經、書經を序で、孔子の意を述べ、天下を周遊して、人君に説くに正道を以てし、毫ばかりも、己の意を枉ぐることをせざりしかば、齊、梁の君を始めとし、孟子の意見を以て、迂濶にして時情に適せずとして、之を用ふると能はざりき、孟子も亦己の意見の、世に容れられざるを知り、憲言を乘れて、後世に貽さんと欲し、退きて、門人公孫丑、萬章の徒と、問難答論して、書七篇を著はしぬ、その章は、二百六十一にして、その言は、三萬四千六百八十五ありき、その間、仁義、道德、性善、養氣、修身、齊家、治國の要道に至るまで、粲然として載せざる所あし、されば、世の孔子の道を知らんと欲する者は、必、孟子より始むといへりき、孟子周の赧王の二十六年壬申に卒りぬ、壽八十四なりきといふ

孟子

孟は姓なり、子は男子徳ある者の通稱なり、孟軻徳ありて、來世の師範となすに足るべし、而して、此の書は、孟子の作る所なるか故に、總べて之を孟子といふなり、されば、此に孟子といへるは、その人をいふにはあらず、孟子の著せる書の名と見るを要す、尙、荀卿の著はせる書なるか故に、荀子といひ、莊周の著せる書なるか故に、莊子といへるか如し

梁惠王章句上

梁の惠王は、魏の惠王と云ふ、魏は國の名にて、もと晋の卿の家なりしか、後に強大となりて、國

を立てて魏といへりしなり、惠は魏王堊の諡なり、王は號なり、戰國の時に、七王ありしか、周の王室より受けたる號にあらす、皆、僭號したるものにて、魏の如きも、その一たり、梁は魏の都なり、當時惠王その都大梁にありしかば、又、梁の惠王とも稱せしなり、章句とは、なほ篇といはんか如し、章は文の成りたるをいひ、句は辭の絶えたるをいふ、共に篇中にある所にして、此に章句といふは、句を兼ねて章となし、章を兼ねて篇となすか故に、しかいへるなり、上は此の篇上下の二篇に分ちて、こはその上にあるか故に、しかいふなり

孟子見梁惠王

(字解)梁の惠王の事前にいへり、史記に惠王の三十五年に、禮を卑くし、贈物を厚くして、賢者を招きけるか故に、孟子梁に至りきと見えたり、解は更にいふべき節なし

王曰、叟不遠千里而來、亦將有以利吾國乎

(字解)叟は、老先生といはんか如し、之を字の如く訓みて、おやぢといふものあれど、そは餘りに穿ちたる説といふべし○千里、支那の一里は、我か六町弱に當たれり、されど、此處は、都より梁まで、實際千里ありどにはあらト、唯、遙々の遠路をどの意なり○來は、梁になり○亦は、當時富國強兵の徒と同じく、老先生もまたの意にて、又の字とは異なり、○利とは、國を富まし、兵を強くするをいふなり

(解釋)さて惠王の申されけるやうは、老先生には、遙々の長途をも、御厭ひなく、態々吾か國へ御來駕なされしは、誠に忝なき事なり、就いては、老先生も、また、目今人々の稱ふる富國強兵の策を以

て、吾か國を益し給はんとての御思召にかどかり

孟子對曰、王何必曰利、亦有仁義而已矣

(字解)對の字目上の人に對して、挨拶する時に用ふ、答の字よりは、重きと心得べし○必とは、必定、または是非共ないふに同じ○亦、古の聖主と同じく、王もまたの意なり○仁義、仁とは國外は、兵を起し、怨を拂へず、國內は、形を嚴しくし、刑を重くせざるなり、義は、國外は、地を争ひ城を争はず、國內は、租税を重くし、民を苦しめざるをいふ、下に刑罰を省き、租税を軽くし、恒産を制し、學校を設くる事をいへるを見ても知らるべし、されども、只管、政治の上のみならず、自の身を修むる意をも含めるは論をし○而已矣とは、此を捨てては、他に然るべき申上くべきことなきとの意なり

(解釋)孟子は、とくと惠王の説を承り終はり、さて曰いふやう、唯今大王には、利と仰せられしかば、そのやうに、何でふ是非共、利を仰せられ候ふにも及ぶか、利といふことは、殊の外害ある者にて、御爲に宜しからずと存し候ふ、されば、古の聖王と同じく、大王もまた仁義を施し給はんのみ、僕には仁義より外に、申し上ぐべき事は、更に候はずとて、先、王の説を破毀したり

王曰、何以利吾國、大夫曰、何以利吾家、士庶人曰、何以利吾身、上下交征、利而國危矣、萬乘之國、弑其君者、必千乘之家、千乘之國、弑其君者、必百乘之家、萬取千焉、千取百焉、不爲不多矣、苟爲後義而先利、不奪不厭

(字解)何以は、如何してかとの意なり○大夫は、卿をも兼ね、家老なり○士庶人は、士と庶人どに

て、庶人は、諸民といふに同じ○上下、上は惠王を指し、下は大夫士庶人を指す○交は、こもこもど
 訓ひ、彼ど此どを論せず、互になり、征はとると訓ひ、取に同じ、上は下より取り、下は上より取るを
 交征といふ○國危とは、君を弑し、位を奪ふ類をいふ○萬乘兵車一つを乗といふ、天子は四方千里
 の地より兵車萬を出たし、諸侯は四方百里の地より、兵車千を出たす國力あり、故に萬乘の國とい
 へは、天子の國をいひ、千乘の國といへは、諸侯の國をいふなり、されども、當時は、周の王室衰微し
 て、命令下に行はれず、諸侯僭越して、王と稱し、互に攻撃を事とせり、故に大なるものは、兵車萬乘
 をも出だせり、されは、普通には、萬乘といへは、天子の事なれども、此なるは、之と異なりて、大國
 の諸侯と解し、千乘を小國の諸侯と見て可ならん○千乘之家百乘之家、家とは大夫をいふ、千乘は
 萬乘の國の家老、百乘は千乘の家老なり、○取は、申し受くるとにて、得るの義なり○不爲不多
 とは、多くなしとはせずといふことにて、多しとの意となるなり○苟は、まことにと訓ひ、誠に同じ
 ○後義先利、後は後廻しにして、棄て置くなり、先は急にするなり○奪は、國を奪ふなり○鑿は、あ
 りと訓ひ、満足するなり

(解釋)若、仁義を捨てて、利をのみ望み、大王は如何にしてか、己の國を都合よくせんといひ給は
 ら、上の好む所、下これより甚しきか故に、家老も如何してか、吾か家を都合よくせんといひ、士と
 諸民ども、如何してか己か身上を都合よくせんといひ出たし、上は大王を始め奉り、下は家老、侍
 諸民に至る迄、上は下より利を取らんとし、下は上より利を取らんと、互に心を利にのみ寄せなば、
 遂には、君を弑し、國を奪ひてなりども、都合よくせんとして、その國の危きこといふばかりなきも

のに候ふ、かくなり果て候ふときは、兵車萬乘の國にて、その君を弑せん者は、兵車千乘を出たせる
 家老の家より出で、兵車千乘の國にて、その君を弑せん者は、必兵車百乘を出たせる家老の家より
 出づる者なり、さてかく萬乘の中より、千乘を申し受け、千乘より百乘を申し受けんこと、その縁決
 して少なきことにはあらざり、されども、誠に利慾を制し、分限を守らしむべき義を後廻しにして捨
 て置き、利をのみ急務と致し候はんには、遂には、君を弑して、その國をば、悉皆奪ひ取らば、満足
 いたさぬ者にて、利の恐るべきこと、身の毛もよ縋つ程に候ふことなり

未^レ有^レ仁^ニ而^レ遺^レ其^ノ親^ヲ者^ハ也^{ナリ}。未^レ有^レ義^ニ而^レ後^レ其^ノ君^ヲ者^ハ也^{ナリ}。

(字解)遺とは、なほ棄つるといはんと同じ、○親は父母なり、一説には、親も君を指す、民の君に於
 ける父の親みあるをいふと、されども、從ふべからざるに似たり○後は、己を先にし、君を後にする
 ことなり

(釋義)此の一節は、人君は躬づから、仁義を行ひて、下を化すべきことをいはれたり、さて、上たる
 人の、躬づから仁義を行はるる時には、下大夫より、萬民に至るまで、自^レ之^ニに化して、仁義を行ふ
 に至るものに候ふ、されば、仁を心得たる人にして、己の父母を振り棄て、その養ひを顧みざるもの
 は、いまだ古來より、かかる例之なく候ふ、又、義を心得たる人にして、己の仕へつる君は、如何成り
 行くとも構はじとの考にて、君を後廻しにして、己の利益をのみ計るものは、古より、いまだかかる
 者の、之ありとも覺えざることに候ふとて、いたく、惠王か、何を以て利せんとの語を、非難せられ
 たるなり

王亦曰仁義而已矣。何必曰利。

(釋義) 此の語、前節にもいひ、又、此にもいへるは、いたく仁義の行ふべく、利のいふべからざることを、戒められたるなり、唯今申し上げたる如く、仁義の益は、かくの如く大に、利の損なるは、かくの如く甚しきものに候らへは、王もまた、古の賢王と同じきやうに、仁義を仰せられんより外、之なく候ふ、何でふ、是非共、富國強兵などを、仰せられ候ふにも及ぶべきとあり

(餘論) 孟子の仁義を説き、富國強兵を賤めるは、これ富國強兵を以て、全く棄つべきものとせるにはあらず、孟子といへども、如何て、富國強兵を欲せざらん、唯、一圖に、富強の術をのみ心とし、仁義を顧みざる時は、天下は、弱肉は強の食となりて、大亂の基を生じ、義を害すること少なからざるべければなり、孟子を讀む者、此の心してよ

○孟子見梁惠王。王立於沼上。顧鴻雁麋鹿。曰賢者亦樂此乎。

(字解) 沼は、いけと訓ひ、池なり、上ははとりと訓ひ、濱に同じ○鴻雁、鴻はおほとりと訓ひ、雁の大いなる者なり、鹿は、常の鹿なり○顧は、目を舉げて見るなり○賢者とは、賢明の君なり、或は孟子をいふとの説もあれど、こは如何あらん○亦の字、賢者もまた、吾輩と同じくの意なり○樂此乎の此の字、鴻雁麋鹿を指すと、臺池鳥獸を指すと、の二説あり、今は後なるに従ふ、手は疑の辭なり

(釋義) 孟子梁に滞在せられし折、惠王の宮殿に伺候して、王に拜謁せられけり、やがて拜謁も済みて後、王の案内にて、園圃に遊はれしに、王は池の濱まで至られし時、目を舉げて、鴻雁麋鹿の、池又

は丘の上に、處を得顔に遊息しつつあるを見給ひて、仰せられけるは、拙者共か、之を得て樂しと思ふは、申すまでもなきことながら、賢明とも呼はるる君も、また同トク之をば樂しとせらるるものにかど、孟子に問はせられけり、王のかかる言を吐かれしは、孟子に對して、慚かしき意あればなり

孟子對曰、賢者而後樂此。不賢者雖有此不樂也。

(釋義) この一節、此の章の大指なり、惠王より前の如き問ありしかは、孟子は、直に答へ參らするやう、唯今、王には、賢者云々と仰せられ候ひしかど、こは賢明の君にして、然る後に臺池鳥獸をば樂しまるること候らへ、如何にとならば、君に賢徳ある時は、民の心懼ひ感トて、之に付き従ふが故に、よく此の臺池鳥獸の樂を、享くるものに候ふ、又、不賢なる君は、臺池鳥獸ありとは申せど、決して樂しまれざることに候らへ、何とならば、君にして不賢なるときは、民の心離れて、國勢盛まるか故に、此の臺池鳥獸ありとは申せ、その樂しみを享くることは、ありがたきものに候ふとありけり

詩云、經始靈臺。經之營之。庶民攻之。不日成之。經始勿亟。庶民子來。王在靈囿。麋鹿攸伏。麋鹿濯濯。白鳥鶴々。王在靈沼。於物魚躍。文王以民力。爲臺爲沼。而民歡樂之。謂其臺曰靈臺。謂其沼曰靈沼。樂其麋鹿魚鼈。古之人與民偕樂。故能樂也。

(字解) 詩とは、詩經にて、經始靈臺より、於物魚躍まで、大雅靈臺の篇の語なり○經始とは、靈臺を

度り始むるをいふ、○靈臺は、文王の臺の名なり、臺は、土を積み重ねて、高くし、或は遊觀の用に供し或は天文を察するために、充つるものなり、靈臺、靈圃、靈沼の靈の字、之を尊異するなり、その成ること、神靈の爲る所の如しとは、取るべからざるに似たり○經は、度るあり、度りて其の深さと、廣さとを制するなり○營は、その方向を定めて、築き建つるをいふ○攻之の攻は、をさむと訓む、作治するなり、之は靈臺を指すなり○不日とは、朱子の説にては、一日をたたぬ間なりといへれど、こは惡し、不日とは、幾日も經たぬをいふ○勿亟の勿の字、せざれと戒むる辭なり、一説には、無の意にて、督促せざるなりといへる如何あらん、亟はきよく、速に同じ、すみやかと訓む○子來は、子の如く來たると訓む、子の父母の事に、來たり趨くか如く、召さずして來たるなり○靈圃の圃は、禽獸を、區域を定めて、飼養する處なり○鹿の鹿は、音いう牝鹿なり○攸伏の攸は、どころと訓む、伏は、其の所に安じて、驚き動かさるなり○濯々とはその體の肥えて、光澤ある貌なり○鶴々とは、その毛色の、潔白なる貌なり○在は、いますと訓む、文王の居らるるなり○於初の於は、あゝと訓む、民の歎美する辭なり、初は、魚の沼中に滿つるなり、みつと訓む、○爲は、つくりと訓む、臺を建築し、池を掘り穿つなり○鼈は、べつと訓む、すつぽんなり、すべて、龜の類をいふ○古之人とは、古の賢明の君を指すなり

(釋義)唯今、申上げ候ふことは、唯、私一個の利屈には、之なく、古より、實例も之ある事に候へは、一應申上げ候はん、詩經の大雅靈臺の篇に、兼ねて聖王と稱へられ候ふ、周の文王か、靈臺を始めて設けられんとし、臺の深廣を度り、其の方向を定めて、築き立つる折、衆多の民共は、喜びてその營

作に着手しければ、幾日も程經ぬ間に、臺の普請を終はりぬ、さて、文王には、此の營作に着手せさせ給はんとせし時、人民共に申さるるやうは、此の普請は別に、取り急ぐものにもあらねば、その着手は、早急にするにも及ばず、呉れくも、その心にてよどありしかども、人民は、君と頼み、親と恃み參らする文王の事にしあれば、衆多の民共は、子の父母の事に趨くか如く、命を待たずして、吾も吾もと來たりて、普請に取りかかりしかば、かくも速に、普請の出せるとに候ふ、又、文王の臺の下に、設けさせ給へる、鳥獸の飼養場に臨ませ給ひし時には、その徳、禽獸にまでも及ばせりとはあるまじけれども、牡鹿牡鹿の、處を得顔に、打ち伏して、毫しも、驚き騒げる體なきを見れば、何れも、皆、その體は肥え太りて毛色は光澤とし、白鳥の遊べるを、打ち眺むれば、その色眞白にぞありける、はた、又、文王の靈臺の下に穿てる池の上に、臨ませられたる折には、これまた前の鳥獸と同じく、さてもく、魚は池中に處狭きまでに、滿ちく、水面に跳ね躍ること愉快なれど、民は之を見て喜びあへりきといはれ候ふ、かく、文王には、人民の勞力によりて、臺を普請し、人民の勞力を以て、池を掘り穿ちたれども、民は、聊か不快の色なきのみかは、却りて、之をこよなき喜びとして、その臺をは、いたく尊敬して、靈臺と申し、沼をは、靈沼と申し、圃をは、靈圃と申し、その圃沼の中に、獸類又は魚類のあることを、愉快に思ひ候ふ、かくの如く、古の賢君は、民を苦しめて、君一人にて樂しむこと之なく、人民と共に、樂しまれ候ふ故に、真によく樂しまるることに候ふとて、前節の、賢者而後樂の語を、實例によりて證明せり

湯誓曰、時日害喪、予及女偕亡、民欲與之偕亡、雖有臺池鳥獸、豈能樂哉

(字解) 湯誓は、書經商書の中の篇の名あり、殷の湯王が、夏の桀王を討たんとせる折に、兵士に誓ひし語なるが故に、湯誓とは呼びけるなり○時日の時は、このと訓ひ、此の太陽との義にて、桀王より、太陽を指さしていへる語にて、人民よりいへば桀王を指すなり○害喪の害は、いつかど訓み、喪はほろふと訓ひ、何れの時にか、滅亡せんとの義なり桀王よりは、太陽を指し、人民よりは、桀王を指す○予は、桀王か己を指していひ、又、人民も己を指さしていふなり○及女偕亡の及は、どと訓ひ、女は、汝に同じ、及女とは、貴様と共にの義なり、桀王よりは、太陽を指し、人民よりは、桀王を指す、偕は、ともにど訓ひ、共に同じ○與之の之は、桀王を指す○豈は、如何て、又、何としての意となす

(釋義) 殊に、前の例のみ申上げ候うては、いまだ御合點もなるまじくと存し候へは、今回は、惡しき實例を申上げ候はん、書經の湯誓の中に曰はれけるは、夏の桀王は、誠に暴虐無道の君にて、その驕慢は、いと惡むべきとなり、或る時、太陽を指さして、此の太陽は、何れの時にか亡ぶる期ある、若、亡ぶる期ありたらんには、吾か天下も、太陽と共に亡びん、此の太陽にして、亡びざらんには、吾か此の天下も、千代萬代の末、天地のあらん限りは、決して亡びざるものにこそあれ、といはれたり、誠に、己は暴虐無道にて、その亡びんことは、眼前にありながら、かくとも知らず、かかる大言を吐かるこそ、憂けれ、故に、人民も、餘りに惡く覺えしと見え、桀王の言葉を、引きて、桀王を責めて曰ひけるには、此の太陽にも比へつべき桀王は、それ何れの時にか亡ぶべき、若、亡ぶる期ありたらんには、己は、身命を失ふども、更に惜しからざれば、汝、桀王と共に亡びたくこそあれ、此の王

の亡びざらん限りは、吾々人民は、決して安堵の思あるべからずとまでいへりければ、吾、之を亡ぼさずては、民の安まる間はあるまじと思へばこそ、此の度大軍を起して、桀王を討つあれど、湯王は申され候ひき、かくまで、人民の心を亡なひ、己が身命も惜しからねば、この君と共に、亡びて、その君を失なはせんとまで、民が覺悟せる上は、如何に立派なる臺池鳥獸の之あり候ふども、如何で、君獨り之を樂しむと申すことのあるべきぞ、大王にも、此の處を、よく御合點あらせられなば、國家の御幸福と存じ參らするありとて、前節の不賢者雖有此不樂也を、實例によりて證明せり

○梁惠王曰、寡人之於國也、盡心焉耳矣。河內凶則移其民於河東、移其粟於河內、河東凶亦然。察鄰國之政、無如寡人之用心者。鄰國之民、不加少寡人之民、不加多何也

(字解) 寡人とは、惠王自を稱する語、徳少き人との意にて、諸侯の謙遜の辭なり○於國とは、國を治むる上につきてはどの意なり○盡心とは、あらん限りの注意を、民事に施すととなり○焉耳とは、懇至の詞にて、此の上なしとの意なり○河東河内は、魏の領地は、黄河の東西に亘りてあり、河内とは、黄河の西なる地をいふ○凶とは、飢饉なり○粟は、米なり、米の穀を去らざるを粟といふ、謂ゆる、穀米なり、あはど訓みて支那人は粟を食せりと思ふは、宜しからず○察はよく御合點あらせりて見るにどなり○鄰國は、近鄰の諸國をいふ、必しもその鄰國たる、秦韓などを指せるにはあらず

○加少とは、漸次に少なくなれるをいふ、また、加は益の意に見るも通すべし○何也とは、如何なる譯ぞとなり、こは、己の惡しきにはあらじ、歲廻りの惡きありと、罪を歲に押し付くる意、充分に含み居れり

(釋義) 梁の惠王、孟子に御而會ありし折に、問はるるやうは、拙者の我が國を治むる上につきては、有らん限の注意を施し、身不肖なれば、此の上は、盡くすと能はざるまでに、心を碎けり、今、その例を申さは、先生にも、御承知の通り、拙國は、河内河東に分かれたるか、河内の領地にして、飢饉なるときは、その地に、米を食らふ人の多くてはならぬと思ひ、河内に住める民の幾分を、河東の地に移らしめて、その地の米を食らはしめ、かくても、不充分なりと思ひ、河東の粟を、河内の地に移し送りて、その危難を救へり、然れども、こは獨り河内の民にのみ厚きにはあらじ、河東の飢饉なる折にも、その民を河内に移し、その粟を、河東に送りて、救ふことをなせり、その間の心配は、實に一方からぬものにて、身も瘦せる許なり、然るに、顧みて近鄰の國々の政事も、また寡人の如くに注意せるかど、氣を付けて見るに、一國として、拙者の氣を使ふ程のものあり、然るに、その結果如何を見れば、鄰國の政治か、惡しきに拘はらず、その人民は、次第々々に少なくなりもせず、拙者の政か、注意の至れるにも拘はらず、次第々々に多くもならぬは、如何なる事なりや、頓と、拙者には、合點の行かぬことなり、こは拙者の惡しきにはあらじ、全く歲の廻りの惡しきによるなりとて、歲を罪せられん覺悟なるを見るべし

孟子對曰、王好戰、請以戰喻、填然鼓之、兵刃既接、棄甲曳兵而走、或百步而後止、

或五十步而後止、以五十步笑百步、則何如、曰、不可、直不百步耳、是亦走也、曰、王如知此、則無望民之多於鄰國也

(字解) 填然の填は、音てんなり、陣太鼓の音なり、鼓之の鼓は、つづみうつと訓む、陣太鼓を打ち鳴らすなり、蓋、戰は、陣太鼓を打ち鳴らすを、開戰の合圖とし、大鈴を振り鳴らすを、退陣の號令とすするなり○兵刃既接の兵は武器なり、なは劍戟といはんか如し接は、切り結ぶなり○棄甲曳兵とは、負けて走るとききの有様なり、甲は、鎧なり、兵を曳くとは、手を以て、刀を引きずりながら、逃けて行くなり○百步、六尺を一步といふ、されど、此にては、百步といふべし○止とは、踏み止まらるなり○直は、ただと訓む、但に同じ○是亦は、是は五十步、亦は百步と同じく、五十步も亦の意なり

(釋義) 孟子は、惠王の質問に對へて申されけるやう、唯今の大王の御尋ねにつきては、大王には戰争を好ませらるれば、願はくは、戰争の事を以て、喻へにどりて、御答へ申し上ぐべし、陣太鼓の音は、響々として、兩陣の間に響き渡りて、今や進軍の全圖は發せられたり、是に於てか、敵味方は、右往左往に入り亂れ、火花を散らして、戦ひけるか間に、一方は、負色立ち、こは敵はじどや思けん、身に着けたる鎧ありては、身に軽からずとて、之を脱き棄て、刀はする／＼と引きずり、後をも見ずして、一目散に逃げ出だし、此處まで落ち延びたる以上は、最早敵の追ひ來たらざるべしとて、百步落ち延びたる處にて、踏み止まらるるもあれば、中には、氣象の確なる者共は、五十步にして、踏み止まらるるもあるべし、然るに、その落ち延びたる者の中にて、己は五十步逃げたれば、御身より

は、勇あり、御身は、百歩逃げたるにあらざるや、さても卑怯の事やと嘲り笑ひたらんには大王には、何如思召さるべき、かくても百歩は五十歩の者より、勇ましと仰せらるべきに、かどありければ、王の申されけるは、そは何れも逃げたるは同じければ、五十歩を以て、百歩を笑ふは不可なり、五十歩逃げたる者は、但、百歩逃げざるのみにて、實は、五十歩の男も、百歩と同じく逃げたるは、變りなきことなり、故に、五十歩を以て、百歩を罪するを得ずと曰はれければ、孟子曰はく、拙者も、王の御意見と同じく、存し居り候ふ、王にして、もしかかる理なることを知ろし召されなば、王の御政も、鄰國と比較したらんには、王は五十歩、鄰國は百歩の地にあると同じきものに候ふが故に、王の配下の民の、鄰國より多からんことを、望ませられざることを然るべくと存じ候ふなれ、唯、此の上は、大王には、王道を行はれ候へ、さすれば、民の多からんことを望ませられざるも、民は自然に多くなるものに候ふ、とありけり

不_レ違_レ農時、穀不_レ可_レ勝_レ食也。數罟不_レ入_レ洿池、魚鼈不_レ可_レ勝_レ食也。斧斤以_レ時入_レ山林、材木不_レ可_レ勝_レ用也。穀與_レ魚鼈不_レ可_レ勝_レ食、材木不_レ可_レ勝_レ用、是使_レ民養生喪_レ死無憾也。養生喪_レ死無憾、王道之始也。

(字解) 違は、間違ふなり。○農時とは、春は蒔附けをなし、夏は草切り、秋は取り入れを爲す時節をいふなり、すべて、支那にて、上の普請等に、人夫を徵集するときは、冬農隙の時節を見計らひてするなり。○不可勝食とは、澤山にて、食ひ盡くさざるをいふ、勝はあけてと訓む。○數罟の數は、音

さく、細きことなり、罟は、音こ、魚網なり。○洿池の洿は、音く、地の凹みて、自然の水の溜れる處をいふ、池は、人の堀り穿てるものあり、我が邦にてはいは、溝池位のものあり、支那にては、古は魚網は、必、四寸の目あるものを用ひ、魚は一尺に満たざるものは、賣買することを得ず、又、人人食らふことを得ざる定めなりき、これ魚の繁殖を妨げんか爲めにて、今日我が邦にて、銃獵規則を設けて、制限せられたると同じき類なり。○斧斤の斧は、おのなり、斤は、鉞刀なり、斧以て之を破り、斤以て斷ち切るなり。○以時は、草木の葉の枯れ落ちたる時節をいふ、春夏發生の候には、伐截せざるあり。○山林、高きを山となし、平にして草木多きを林とす。○養生とは、その民を安し養ひて、生計を立てしむるをいふ。○喪死とは、五魚穀籃を以て、祭祀に供し、材木を以て、棺槨を作るの用に供せしむるをいふ。○憾は、うらみと訓む、恨に同じ。○王道とは、天下に君となり、師となるの道をいふ。

(釋義) さて、王道といふことを申し上げ候はんか、百姓の爲すべき春は蒔き、夏は草切り、秋は取り入れを間違へしめずして、此の大切ある時節に、百姓を使役して、上の御用に立てざるときは、五穀は、思ふか儘に、登るが故に、何程食らふとも、食らひ盡くすこと能はざるまでに、充分となるべし、細き魚網か、小さな溝池に、入るまでに、魚を取り盡くさず、網は四寸以上の粗き目を用ひ、魚は一尺以下は、漁せざるときは、魚の繁殖を妨げざるが故に、人民か、何程食らふとも、食らひ盡くすこと能はざるまでに、充分なるべし、又、材木の伐截に用ふる所の斧、又は鉞刀にして、草木の落葉せる冬の時節を以て、高き山、平にして草木多き林に入りて、伐截を爲すときには、それより、産出すべき木材は、何程宮室家屋の建築の用に充つるとも、用ひ盡くせぬ程充分なるべし、かくの如

くに、五穀と、魚又は龜との類を、食料にしても、食らひ盡くすこと能はず、木材を建築の用に供し
されざるときは、これ人民を安し養ひて、生計を豊に立つることを得しめ、はた、五穀魚龜を以て、
祭祀の用に供し、材木を以て、棺槨を作るの料に充て、死せるものを送りて、更に遺憾なからしむる
ものに候ふ、かく生きたるを安養し、死したるを厚く送りて、更に遺憾なきは、これ乃ち民に君とな
り、師となるの手始めとや、申すべきとなり

五畝之宅、樹之以桑、五十者可以衣帛矣。鶏豚狗彘之畜、無失其時、七十者可以
食肉矣。百畝之田、勿奪其時、數口之家、可以無饑矣。謹庠序之教、申之以孝悌
之義、頒白者不負戴於道路矣。七十者衣帛食肉矣、黎民不饑不寒、然而不王
者、未之有也

(字解) 五畝之宅、度量考に、五畝は、今の四百五十九歩有奇にて、一段五畝九歩有奇に當たれり、と
いふ、朱子の説によれば、二畝半は、邑にあり、二畝半は、百畝の田地の傍にありて、田地より取り上
げたる穀物を、處置する爲に設け、農時は、此處に住めりといへり、然れども、かく曰はずとも、總
て邑里の間に在りといふべしとの説あり、今之に従ふ、宅は、屋敷あり○樹之の樹は、植に同じ、う
ちと訓む、之は、宅地なり○五十は、初老とて、老人の初めなり、五十の人にして、帛を衣れば、六十
七十の者は、いはずもがさ○衣帛の衣は、着に同なじ、さると訓むべし、帛は絹布のことなり○
雞豚狗彘之畜、豚はぶたの子をいふなり、狗はいぬなり、鶏に二つの種類あり、家を守ると、龜の

用に充つると、食料に供するとの別あり、此なるは、食糧に供する方なり、鼈は、書てい、牝の家なり
畜は、音さく、やしなひと訓む、飼養法をいふ○其時とは、繁殖の時節にて、雞の卵雛を生し、子家の
成育を遂げ、鼈の子を生ひ類をいふ○百畝の田の百畝は、今の三町六段四歩有奇に當たり、成年の
男子一人にて、政府より受くる田地なり、田は畑の事にて、必しも水田の義と心得べからず○七十
は、衰老の人にして、鳥獸の肉にあらざれば、養となし、暖を取るべからず、故に食らふなり、然れど
も、五十の者は、帛のみを着て、鳥獸の肉を食らはず、七十の人は、肉をのみ食らひて、帛を衣するに
はあらず、帛と肉とは、何れの老若も、衣食することなり、かかるをば、互文といひて、一つにて、兩
つの意をば、兼ぬる文體とす○其時とは、春耕夏耘秋收の時なり○數口の家とは、上農夫は、九人を
養ひ、中農夫は、七八人を養ひ、下農夫は、五六人を養ふべし、此に數口といへるは、五六人暮らしの
人數なり○庠序之教とは、學校の教育なり、庠序は、ともに、學校の名にて、夏の世に庠といひ、殷の
世に序といふ○申之の申は、かさねと訓む、重に同じ、之は庠序の教を指していふ、庠序にて教ふる
所は、その科目廣くして、孝弟のみには止どまらず、故に重ねて、孝弟を反覆して教ふるなり○孝弟
之義、孝はよく父母に事ふることにて、弟はよく兄長に事ふるをいふ、義は條理といふに同じ○頒
白者の頒は、班と同じ、老人の、頭髮の黒と白との、相雜れるをいふ○負戴の負は、背に擔ふなり、戴
は頭に載するなり○黎民朱子曰はく、黎は黒となり、黎民とは、髮の黒き人にて、猶、秦のときの黔
首といへるに同じと、然れども、黎の字、もろくと訓めり、乃、衆なり、黎民とは、汎く人民を指し
ていふなり、朱子の説如何あるべき○王は王者にして、聖徳の君との義なり、常の王といへるとは

異なり

(釋義) 唯今申上げ候ふ如く、民の生立ち、民の心得といへども、制度立たざれば、悉く治まるべからず。故に、その制度を立つること、尤も必要に候ふ。今、之を申上げ候はん、それ一夫の政府より受くべき家屋敷の、周圍に植ゑ付くるに、桑を以てし、蠶業に怠りなきときは、その收穫によりて、五十以上の老人は、絹布の衣裳を着くことを得べけん、はた、雞、子豕、食狗、牝豕の飼養法、その宜しきに協ひて、産卵、孳尾の季節を失ふことなからんには、七十程にもなれる老人たちは、之を食らひて、養ふよし、暖を取るに足るべし、又、成年の男子の、政府より受くべき、三町餘の田地にして、春耕夏耘秋收の季節を奪ひて、爲さしめずして、政府の使役に充つるやうの、不始末なからんには、五六人の家の生計は、立派に營みて、更に饑うることなかるべく、此の二條は、生を養ふことを申し上げたるものに候ふ、又、學校の教育に注意して、智徳を擴めしめたるか上に、尙、又、丁寧を重ねて、孝悌の條理を教へたらんには、老人を大切にすることを知りて、之をいたはるか故に、黒き頭の髪と白きとの相雜れる、四五十以上の老人には、少壯の輩か、代はりて勞役に服するか故に、老人達は、道路の間を、或は荷物を背に負ひ、或は之を頭の上に戴きて、運ぶものあらざらん、此の一條は、教育の事を申し上げたるものに候ふ、かくの如く、養ふことを講みたる結果、五十七十の輩は、絹布を纏ひ、肉類を食らひ、市民は、饑ゑもせず、凍ゑもせず、衣食足りてこそ禮節を知るものに候へ、かくの如くにして、王道を成就して、聖徳の君とならざるものは、また古より、その、例ありとも覺えず候ふ、されば、王者の道は、敬と養との二つより、之なく候ふとなり

狗彘食人食而不知檢、塗有餓殍而不知發、人死則曰、非我也、歲也、是何異於刺人而殺之、曰、非我也、兵也、王無罪歲、斯天下之民至焉

(字解) 食人食とは、人民より厚く取り立てて、鳥獸を養ふをいふ、○檢は法度を以て、之を取締るなり、○塗とは、道路の間なり、○餓殍の殍は、音ひやう、饑ゑて死せる人なり、○發は、ひらくと訓ひ、米倉を發いて窮民を賑恤するあり、○兵は、武器なり

(釋義) 然るに、前の王道とは、事異りて、民の産を制すること能はず、狗彘の類をして、人の食ふべき食料を、人民より厚く取り立てて、食らはしむれども、更に規則を設けて、之を取り締ること能はず、道路の間に、饑ゑ死にせる者共のありて、その惨情、目もあてられざる程なれども、更に米倉を發きて、窮民を救助することに、心附かずありながら、人の饑ゑ死にするものあれば、甚、無責任なる口上にて、これは我が政の悪しきにはあらず、全く歳廻りの悪しきか故なりといふ、これ何でふ、人を及物にて刺し殺しながら、これは我が殺したるにはあらず、殺したる罪人は、此の及物ありと、罪を及物に押し付くると、異なりたることの候ふべき、誠に謂はれなきこととや申さん、されば、大王にも、我が悪しきにあらず、歳廻りの悪しきなれば、その罪、彼れにありと仰せられず、小善を擧て、只管王政を行はせられなば、天下の人民は、吾も吾もど、父母のやうに、慕ひ参らして、集まり候はめ、よく御合點召されたく候ふなり

○梁惠王曰、寡人願安承教

○孟子 賦義上

(字解) 安は、意を安じての意あり○承教は、孟子の教語を承り候はんとなり

(釋義) 梁の惠王は、前文の、孟子の言を、篤と聞き終はりて、成程と思はれけん、猶も孟子の説を聞かんとし、申されけるやう、先生の仰せを承りて、至極御尤もなる義と存せられぬ、尙、此の上ども、願はくは、氣を落ち付けて、御教語を承りたしとありけり

孟子對曰、殺人以挺與刃、有以異乎。曰、無以異也。

(字解) 挺はつゝと訓む、杖あり○以挺與刃とは、挺と刃との二つを以て、一時に殺すにはあらず、挺を以てすると、刃を以てすると、何れかとの意と心得べし

(釋義) 惠王より、尋ねられしかは、孟子對へて、然らば、尙、又、御對へ申上げ候はん、今、此に人を殺すものありとせん、挺を以て殺すと、刃を以て殺すとは、區別のあるべく候ふかとありしに、惠王は、否とよ、成程殺すべき品物にこそ、區別はあるなれ、殺すといふ點に至りては、何の異なりたる所あるべきとあり、

以刃與政、有以異乎。曰、無以異也。

(釋義) 孟子曰はく、然らば、尙、又、申上げ候はん、既に杖を以てすると、刃を以てするとの、區別なきことは、承り候ひぬ、此の上は、刃を以て、人を殺すと、惡政を以て、人を殺すとは、區別のあるべきものに、候ふかとありければ、惠王は、これ、又、前の説と同じく、更に異なりありとも覺えざるなりとありけり

曰、庖有肥肉、廄有肥馬、民有飢色、野有餓莩、此率獸而食人也。

(字解) 庖はくりやと訓む、肉を煮る所なり、我か邦にていふ、臺所なり○飢色は、飢餓の狀なり○率は、ひきゐると訓む、逐ひ立つるなり

(釋義) さて、王の御臺所には、肥えたる鳥獸の肉の蓄あり、王の御馬屋には、肥え太りたる、逞しき馬のあり候ふか、此の肥えたる肉は、果して何れの處より得られ、此の肥え太りたる馬は、何れよりして得られたるにか、これ、豈、厚く人民より取り立てて、禽獸を養はれたるにあらずや、さるからに、民には、厚歛にえ堪へずして、飢餓の狀を呈し、野には、飢死する者の之あり候ふ、それ、獸のため、人民を病ましめて、遂に、餓死するまでに至らしめむは、これ獸を逐ひ立てて、汝等は、早く行きて、人間共を、食ひ荒らするといふものに候ふとなり

獸相食且人惡之、爲民父母、行政不免於率獸而食人、惡在其爲民父母也。

(字解) 獸相食とは、獸と獸と、共食ひをするなり○且は、それですらとの義なり○民父母とは、君をいふなり○惡は、いづくんど訓む、如何しての意なり

(釋義) それ獸ばらか、共食をして、噛み合ふにてさへも、それすら、世の人は、之を見て、心惡く思へるに、況や人民の父母たる君の位にありながら、その政治の爲し方の行き届かずして、重歛苛税をなして、獨り己の榮華のみ極め、獸類を逐ひ立てて、人間を食はしむる程の、行を免れざる者をや、如何で、之を人民の父母なりとは、申されんとなり

仲尼曰、始作俑者、其無後乎。爲其象人而用之也。如之何、其使斯民飢而死也。

(字解) 仲尼は、孔子の字なり。○備言いよう、木を刻みて、人の形を象り、葬式の時に、死人に從はしむるものなり。古は、殉死といふことありて、貴人の死せる折には、その臣下の者は、その隨從をなさしむるために、自害せしめしが、事の餘りに殘忍なるより、中世は、之を止めて、槨にて人形を爲り、死人に從はしめたりき、之を名づけて、芻靈といふ、然るに、かくては、餘りに人を去ること遠きを以て、死人の心を空しうするに忍びずとし、之に易ふるに、木偶人を以てせしなり、之を名づけて、備といふ、乃、今の生人形なり。○無後手とは、子孫か斷絶して、無かるべきかとなり。○象人とは、人間に似するをいふ。

(釋義) 是れ、實際人を殺すにてなく、人を殺すに象ることにてさへも、古は惡しき事としたるか故に、孔子は、葬式の時、殉死の代に、從はしむべき生人形を、發明せる者は、その行、不仁に陥るか故に、子孫斷絶して、後嗣なかるべきかと仰せられ候ふ、孔夫子の、かかることを仰せられ候ふは、人間の形に象りて、益、人間に似たる者を用ひて、葬式の用に供するかために候ふ、かかる人間の眞似をしたるさへも、惡しきに、如何て、これ斯の生ある人民を、生きながら飢餓して、死なしむるか如き、不仁の行をかして、宜しきことに候はんや、誠に、宜しからぬ事に存し候ふとて、いたく惠王か厚歛を戒められたる。

○梁惠王曰、晉國天下莫強焉、叟之所知也。及寡人之身、東敗於齊、長子死焉。西喪地於秦七百里、南辱於楚。寡人恥之、願比死者、一酒之、如之、何則可。

(字解) 晉國は、魏の本國なり、魏は本來晉の家老なりしか、韓氏趙氏の二家老と共に、晉國を三分して之を分領せり、故に、韓、魏、趙を、三晉といふ、此に晉國といふは、魏の文侯、武侯の盛なる時をいふなり。○東敗於齊の齊は、魏の東にある國なり、惠王の三十年に、魏の將龐涓、齊の將孫臏といふ者と戦ひて破られ、魏の太子申を虜にせられたり、長子は、太子申をいふ。○西喪地於秦の秦は、魏の西方にあり、王の十七年に、秦と戦ひて、魏の小梁を取られ、公子卬虜にせらる、よりに魏より、河西の地を獻して、和睦することとなれり。○南辱於楚の楚は、魏の南にある國なり、周の顯王の二十七年魏趙に克ちて、王と稱せしに、楚趙を救ひ、魏の睢漳の間七邑を取りぬ。○比死者の比は、ためにと訓む、爲といふに同じ、死者は、太子申をいふ、比は、一説におよぶまでと訓み、死者の者の字を、意義なくし、一生の間に、一度どの意に解するものあり、然れども、こは如何あらん。○酒は、すすぐと訓む、雪に同じ。

(釋義) 梁の惠王の申されけるやう、凡そ、天下の間にて、一時は、晉の國程強き者なかりしは、先生にも御承知の通りなり、然るに、拙者の時代に至りては、東の方は、齊の國と戦ひて、散々に敗北を取り、太子の申は、討ち死に致したりき、又、西の方は、秦に攻められて、土地を喪なひしこと、四方七百里の廣さに及びぬ、南の方は、楚の國と戦ひて、これ、又、敗北を招き、一方ならぬ耻辱を被りたり、かく四方何れに向ひても、何時も失敗のみにて、一時の勢とは、打つて變はり、拙者の耻辱は、積もるばかりなり、就ては、何卒して、討ち死にせる者共のために、吊合戦をして、一度は此の耻辱を、潔白と清めたきものに存す、如何いたしなば然るべからん、先生の御意見の程を、伺ひ奉りたきも

のに候ふとなり

孟子對曰、地方百里而可以王

(字解)方百里は、我が邦の里數にて算すれば、四方十七里餘に亘れり、古代にありては、大國の諸侯の領地なり、されども、惠王の時代にては、互に攻伐を事とし、強國は、四方千里餘の大さにも及び、故に、此にては、小國と見て可なり

(釋義)孟子王の問に答へて申されけるは、大王は、唯今の御話にては、敗北を招き、領地の失なはれたるを、御歎きあらせられしかど、決して、御心配あらせられ候ふにも及ばざることに候ふ、領地の廣さ、僅に四方百里程の小國にても、政治の致し方によりては、充分王者となりて、天下を歸服せしむることを得られ候ふ、こは、古にも、其の例あることにて、殷の湯王は、七十里の地より起り、周の文王は、百里の地より起りて、何れも天下を一統せられたることに候ふ、されは、領地の大小は御配慮あらせられ候ふに及ばず、唯々政の到らぬをのみ、御注意あらせられたく候ふとあり

王如施仁政於民、省刑罰、薄稅歛、深耕易耨、壯者以暇日、脩其孝悌忠信、入以事其父兄、出以事其長上、可使制挺以撻秦楚之堅甲利兵、矣

(字解)仁政とは、刑罰を省き、稅歛を薄くし、孝悌を脩むるをいふ○省刑罰、當時は、戰國殺伐の世なりければ、從て刑罰も煩はしき故に、その中に就きて、省略するなり○薄稅歛の稅は租稅なり、歛は、收むるなり、當時は、租稅の徵收甚た重し、故に薄くして、中制に適はしむるなり○深耕易耨の

耕は、田をかへして、土地を馴れしむるなり、深く鋤耨を入れて、耕せば、穀物よく穰るべし、鳥はをさめど訓む、手を充分入るるなり、耨は音かう、くさざると訓む、草を抜きとるなり○壯者は、三十前後の血氣盛の人人をいふ、三十を壯といふといへり○暇日は、農時の餘暇の日をいふ○脩孝悌忠信の修は、唯、その理窟を知るのみならず、身に力め行ふをいふ、孝悌忠信にて、禮義と解釋すべし、忠は、心に誠實のあるなり、信は、他人に虚言せざるをいふ○入るとは、家にあるをいひ、出つとは、世間に出でて交はるるなり○制挺の制は、つくと訓む、製造するなり、挺は杖なり○撻は、むちうつと訓む、打撃するなり○秦楚は、當時最も強大の國にして魏の仇なり○堅甲利兵は、堅き鎧銳き刀劍なり

(釋義)かく國の強大となるは、政治の致し方にある事なれば、大王に於ては、仁義の御政治を、國內に布かれて、從來用ひ來たりし、煩苛なる刑罰を御省き召され、從來過分に御取り立てになりし、租稅を御減らしになり、専ら民の農時を奪はるる様のとなく、心徐に耕を深くし、念を入れて、草を取り去らしめて、農事を出精せしめられ、はたその上に、血氣盛の者共には、農時の餘暇を折として、彼等か自然に稟け得たる父兄に、よく事へ、長上に、よく交はるの道を、理論ばかりでなく、實際に行ふやらし、家に入りては、彼等の父兄に事へまつり、外に出でては、彼等の目上の人人に事へまつるやうせしめられなば、彼等の、父兄を大切にし、君上を貴び、國を愛することを知らるか故に、從ひて、戰爭に用ひても、拔群の功をなすべきを以て、杖程の、役に立たぬ器械を造りて與へなば、それにて、奮闘狂戰して、今日天下に雙びなき強國、秦楚の堅き鎧を着、利き刃を携ふる兵士と

雖も、打ち飛ばして、難なく追ひ退くることを得べきと存し候ふとなり、諸子、何ぞ今日の支那兵を見ざるか、器械の精銳、人衆の多き、我が軍隊に超出する者幾何ぞ、然り而して、彼か連戦連敗、先を争ひて、逃かるる者は、果して如何、是れ彼等に、孝悌忠信の教なきに依らざればなり、而して、其の本を推究せば、彼の政、其の宜しきを失なへばなり、孟子の言、眞に我を欺かず

彼奪其民時、使不得耕耨、以養其父母、父母凍餓、兄弟妻子離散、

(字解) 彼は、敵國無道なるものを指す、必しも、齊秦楚をいふにはあらざり、四方に、散りくりに奔走するなり

(釋義) 然るに、彼無道の敵國は、己か治むる人民の、農時を奪ひて、妄りに、政府の役に供し、田地を耕し草を刈り去り、それより、收穫したる者を以て、己か大切なる父母を養育すること能はざらしむるか故に、民の父母は、着るに衣なくして凍え、食ふに食なくして餓えたり、父母既に然れば、友愛なる兄弟も、最愛する妻子も、養ふこと能はざるか故に、皆、それ／＼に、衣食を求めんとて、飽かぬ別れをなして、四方に奔走するに至り、一家團樂の樂みは、望み果てぬること、憾れなれとなり

彼陷溺其民、王往而征之、夫誰與王敵

(字解) 陷溺の陷は、音かん、おとし穴なり、地を穿りて、獸を陥るるか如く、困むるをいふ、溺は水に溺れしむるをいふ、實際罪に陥れ、水に溺れしむるにはあらず、暴虐の意思を、形容したるまでなり

○征は、正と通ず、民を虐くる罪を正すなり、○誰とは、敵國の人民をいふ

(釋義) かくの如く、彼無道の敵國は、己か下にある人民を困しめて、暴虐主らざる所なし、然るに、仁政を行はせ給ふ大王か、往きて民を虐くるの罪を、御征討あらせられなば、その理否曲直は、分明なるか故に、彼、敵國の人民は、皆、大王を慕ひ參らせ、己か王に背きて、降服せんか故に、また誰ありて、大王に敵し奉るもの候はん、故に、大王には、王政を行はせらるゝこと、然るべからめ、區々怨を報い、耻を雪ぐは、固より仰せられざる所に候ふとありけり、今日、我が軍の征服せる地の、人民か、清國を慕はんとはせず、却りて、我が軍を目して、王者の師といへるは、よくも、孟子の言に似通へる所なり

故曰、仁者無敵、王請勿疑

(字解) 故曰の日は、古人の言に曰ふなり

(釋義) 以上申上げ候ふことは、決して、私一人の言には之なく候ふ、されば、古人の言にも、仁義の人には、如何なる大敵といふども、及向かふものあらずと曰はれけるか、大王に於ても、此の義を、御疑ひなからんことを、請ひ參らするなりとて、上の二段を承け、古人の語を引證して、文を結はれたり

○孟子見梁襄王

(字解) 襄王は、惠王の子にて、その名を赫といふ、蓋、孟子此の時、梁にありしに、適、襄王は惠王の後を嗣きて、位に就きぬ、因りて、孟子を朝廷に引きて、而會せられたるなり、釋義は、なくもがなとて省きつ

出語人曰、望之不似人君、就之而不見所畏焉、卒然問曰、天下惡乎定、吾對曰、定于

(字解) 出は、朝廷を退出するなり○語人の語は、つくと訓む、告に同じ、人とは、思ふに、孟子同志の人に於て、隨行せるものあるべし○望之の望は、遠くより、襄王を見るなり○就之の就は、近寄るなり○卒然は、遽しき貌なり、その言葉を出たすに、略、從容とせる致なきなり○惡乎とは、如何なる様にどの詞なり

(釋義) かくて、面會の禮も終はり、王の御前を退出したる折に、己に隨行せる人に、その摸樣を告げて曰へるやう、吾、唯今、王に面會してけるか、王は、如何にも、人君たる資格に乏しき方にて、遠方より見奉るに、人君たる様子に似るべくもあらず、又、近附き參らせしに、これまた更に畏れ多き所あるを見ず、すべて、御容貌の上のみにては、更に人君らしき御様子たになし、さて御面會の御挨拶も、終はるか終はらぬかに、遽しき貌をなして、尋ねさせ給ふやうは、今、天下は、亂れて、靡系の如くなるも、何時か一度は、平定すべしと思はる、果して如何なる様に、定まり候にかとありけり、その御容子、如何にも輕躁にして、人君の御言葉にも似ざる故に、吾は案外の思ひをなし、大凡に、御答へ仕らんとて、對へて、そは必ず、天下は一統に合ひて、然る後に、定まらんと申し上げたりき、案するに、孟子七篇の中、此の章を除くの外、襄王と問答せるものなきを見れば、孟子は、王の、到底説くべからざるを知りて、直に梁を立ち去れるものなるべし

孰能一之

(釋義) 襄王の意にては、思ふやう、地醜しく、德齊しくして、五分五分の力を有すれば、天下の間に、之をたすく一統するの君あるべしとも思はれずと、然るに、今、孟子の言を得て、不審に堪へざるものから、尋ねるやう、唯今先生の曰はるる如くならば、何人かよく之を合一にせん、とありけり

對曰、不嗜殺人者、能一之

(字解) 嗜は、心に好くなり、嗜の字、人を殺すを以て、慘酷となさず却りて樂しみとするなり

(釋義) 孟子對へて申されけるやう、されば、刑罰を省き、稅斂を薄くし、人を慘殺せざる者、よく天下を合一にすべきと、存じ候ふとありけり

孰能與之

(字解) 與は、くみすと訓む、歸服するなり

(釋義) 此の一語、民に就きていふ、王、復、問はれけるやう、然らば、如何なる人民が、かかる人を殺すことが嫌ひなる人に、歸服すべきと曰はれけり

對曰、天下莫不與也、王知夫苗乎、七八月之間、旱則苗槁矣、天油然作雲、沛然下雨、則苗浡然興之矣、其如是、孰能禦之、今天下之人、牧、未有不嗜殺人者也、如有不嗜殺人者、則天下之民、皆引領而望之矣、誠如是也、民歸之、由水之就下、沛然誰能禦之

(字解) 夫苗の夫は、かのご調む〇七八月、周の時代の一月は、夏の代の曆の、十一月に相當せること、なほ、我が太陽曆と、太陰曆との差あるか如し、故に、周の七八月は、夏の五六月に當たれり〇稿は、かると訓む、枯に同じ〇油然は、雲の盛に浮び出づる貌なり〇作雲の作は、なすと訓む、雲を呼び起すなり〇漉然は、雨の盛に降り注ぐ貌なり〇漉然の漉は、音勃と通ず、苗のむくくと、興き起つ貌なり〇禦とは、禁し止むるなり〇人牧とは、人民を牧養する諸侯との意なり〇引領の引は、引き延ばすなり、領は、くびと訓む、頸なり〇由は、音猶と通ず、一たびなほと訓み置き、二たびごとしと、二度に訓む字なり〇就下とは、低き地に流れ行くなり

(釋義) 孟子對へて申されけるやう、そは、誰か與するの、與せざるのと、その様なる區別はなく、誰彼を論せず、天下の人人は、一人として、歸服せざるものは之なく候ふ、之を、物に喩へて申さんに、大王には、かの稻の苗を、御承知遊ばされんか、折しも、炎暑赫々たる七八月の際にあたりて、干照りせるときには、稻の苗は、悉く打ち萎れ申さん、かかる時に當たりて、天は、油然として、鬱密たる黒雲を呼び起し、漉然として、車軸を推し流さんばかりに、大雨を降り注ぎなば、是まで打ち萎れて、見る影もなかりし稻苗は、漉然として、むくくと興こり起ち候はん、それ虐政に困めること、恰も干照りに困しめられたる、苗の如き人民を憫み、痛はると、此の雷と雨との如くに候は、如何なるものか、よく之を禁じ止むるもの候はん、今それ天下の人民を養ふべき位地に立ちたる諸侯達は、刑罰を重くし、稅歛を厚つくし、手をかけて、人を殺さずとも、政によりて、人を殺すことを、好まざるものはあらず、若、此の時に當たりて、人を殺すことの嫌にして、仁義の政を施すこと

を嗜める諸侯の、之れあり候ひなば、天下の人民達は、頸を、鶴の首程に、長く引き延べて、一刻も、早く遣ひ參らせんと、見渡し候はん、眞實かくの如くに、民か頷を延べて、望み候はんには、人民の、此君に、歸服することは、恰も、水の下流に就きて、流るるか如く、漉然として、盛なるべきか故に、誰人かよく之を禁し止むるもの候はん、とありければ、襄王は、よくく合點せられしと云え、復尋ねさせ給ふ所なかりき、然れども、襄王の仁政を行ふこと能はざりしは、父の惠王に異ならざりしこそ遺憾なれ

○齊宣王問曰、齊桓晉文之事、可得聞乎

(字解) 齊宣王、姓は、田氏にして、名を辟疆といふ、王は梁の惠王と同じく、僭して王と稱するなり、周の愼胤王の二年に、孟子齊に至りて、客卿となりき〇齊の桓公、名は小白といふ、覇業を爲したる人なり〇晋の文公、名は重耳といふ、桓公に次きて、覇業を爲したる人なり、此の時、齊國頗る強大なりしかば、覇業を爲さんとの志あり、故に孟子に問ふに、覇業を以てせる所以なり

(釋義) 齊の宣王、孟子に尋ねて申されけるやう、齊の桓公、晋の文公は、五霸の中にては、鋒々たる方々なるか、その爲されし覇業の事を、承り及ぶこと相成り申すべきかとありけり

孟子對曰、仲尼之徒、無道桓文之事者、是以後世無傳焉、臣未之聞也、無以則王乎

(字解) 仲尼之徒とは、孔子の學問を爲す輩といふに同じ〇無道の道の字、いふと訓む、言説するな

り○以の字、已の字と、音義相通す、やむと訓む、無以とは、私をして、是非とも申し上げしめんとせられなばとの意なり

(釋義) 宣王の問に對して、孟子答へけるやう、唯今、王には、桓文霸業の御尋ねに之あり候ふ處、私共の、宗といたし候ふ、孔子の學問をなしける者の中にて、桓公文公の、霸業の事を言説いたし候ふものは、一人も之なく候ふ、それ故に、後世その末流を汲む者も、また此の事を傳授いたし候ふもの、之なければ、隨ひて、私事も、之を承り及はざる所に候へば、一言の御答へだに申上げ難く候ふ、されど、是非共何なりと、私に申上げよと、仰せに候は、王道をは、申上げんかと存し候ふとなり、蓋、五霸の事業は、面に、仁義を飾り、内心利慾に耽るか故に、孟子之を忌み、宣王をして、是非とも、仁義の政を行はしめんとしけるか故に、此の言ありしなり

曰、德何如則可以王矣、曰、保民而王、莫之能禦也

(字解) 保民の保の字、愛し護るなり、乃、下の衣食、及、老幼、教育を含めるなり

(釋義) 孟子より、王道ならば、申上げべしと云はれしかば、宣王も、その氣になりて、孟子に尋ねられけるやう、王道は、腕力にては、行はるべきものに之なく、專、徳によることと存し候ふが、何程の徳あり候は、王者とならざるものに候ふにかとありければ、孟子對へて申しけるは、王道は、甚、大なるものに候へ共、其の肝要なる點は、人民を愛護するに之あり候へば、之を行ひて、王者となれば、如何なる知者も、その謀を失なひ、如何なる勇者も、その力を失ひ、誰ありてか、之をよく禁し止むるものあるべしとも思はれず候ふ、とありけり

曰、若寡人者、可以保民乎哉、曰、可、曰、何由知吾可也、曰、臣聞之、胡訖。曰、王坐於堂上、有牽牛而過堂下者、王見之、曰、牛何之、對曰、將以贖鍾、王曰、舍之、吾不忍、其殺也、若無罪而就死地、對曰、然則廢鍾與、曰、何可廢也、以羊易之、不識、有諸

(字解) 乎哉とは、己、之に當たるに足らざるかと、恐れ氣遣ふ意あり○何由の由は、理由の意にて、わけと譯す○胡訖は、齊王の臣あり、訖の字、音こつあり○何之の之は、ゆくと訓む、往に同じ○贖鍾の贖は、ちぬると訓む、されど、すさまじいふ字にて、隙に同じ、古、支那にては、新に鍾を鑄て、成りたるときは、牲を殺し、其血を取りて、鍾の豐隆に塗る慣あり、こは、その生氣あるものの血を塗りて、鍾にも生氣あらしめんとてあり○舍之の舍は、おけと訓む、之は牛あり、牛を殺すとを、差置けとの意あり○贖贖は、音こくそくなり、牛の死を恐る、様あり、○若はことくと訓む、様子あり、牛の死を恐る様、人の死地に引き出たさると、同じ様子ありとの説あれど、こは悪し、牛と見て説くを可とす

(釋義) 今さて、先生より、仁者の王たるを得る旨を承りぬるか、拙者の如き、不徳の者にてても、天下に王とありて、人民を保安することを得べきか、如何にとありければ、孟子對へて、そは、更に、六かしきことには、之なくと覺え候ふとありければ、宣王、又、そは、如何なる理由によりて、拙者か、人民を保安することを得るを、知られ候ふと申されけり、よりて、孟子對へて曰はく、私事、曾、王の臣たる胡訖より、承り及びたることの候ふ、その胡訖の言に曰ひけるは、王、嘗て殿上に御座しける時、牛を

牽きて、御殿の下を通り行ける者のありけるを、王は見給ひて、仰せられけるには、彼の者の牽き行ける牛は、何處へ行かんとするぞとあり、其の者、對へて申しけるは、そは此の回新に鑄たる鍾の、血祭をせんとて、參る者に候ふといへば、王の仰せけるは、其の牛は、其の儘に差置けよ、拙者其の牛を見るに、死を恐るるおど、罪をさきに、死地に連れ行かざるの様子を爲せるか、氣の毒に堪へられずと仰せられたり、よりにて、其の者、又、申し上げけるは、牛を差置けよとの仰せに候へば、鍾の血祭は廢めに致し候はんかどありければ、王、又、鍾の血祭は、おれ、先例あることあれば、如何で廢めらるべき、就いては、羊を以て、彼の牛に易へて、血祭の料にせよと、仰せられぬとのことありきと承りけるか、私は、固より、知らぬことには候へど、全くかかること、之あり候ふにかと、王に尋ねたり

曰有之曰是心足以王矣百姓皆以王爲愛也臣固知王之不忍也

(字解) 是心とは穀諫たるに忍びざるの心にして、乃、惻隱の心なり○愛は、をしむと訓む、吝の如し、財費を吝むをいふ○固は、いふまでかくとの意なり

(釋義) 王、又、孟子に答へられけるは、只今、先生の言はれたる話は、事實全く之ありたることありと、孟子直に推返して、乃、牛の穀諫たるを見て、惻然に思召され候ふ御心まを、王とあるに、充分ある御事に候ふされ、然るに、王の民どもは、王の御心の程をも、御察し參らせずして、こは、牛の哀れあるにてはかく、財の費ゆるを、吝く思召されればこそ、かくはせられたるあれど、爲し奉りぬ、然りながら、之は、百姓其の、心得違にて、申すまでもなく、王の牛を、哀れに思召されての、御事あることは、よくも、存じ奉りぬとあり

王曰然誠有百姓者齊國雖褊小吾何愛一牛即不忍其穀諫若無罪而就死地故以羊易之也

(字解) 然は、首肯の詞あり○褊小の褊は、狭き意なり、國の狭く小あるをいふ○即は、取りも直さずとの意にて、是、即、先生の言はるる通との意あり

(釋義) 成程、尤もあることあり、形迹の上よりいへば、百姓のいふが如く、吝める様にも、見受けらるあり、然りながら、余が國は、如何に狭小にして、財産に限りありとはいへ、諸侯の一かれは、拙者如何で、僅ばかりの、一疋の牛を吝まんや、是、即ち先生の申されたる通り、牛の死を恐れて、罪もさきに、死ぬべき場所に、引き出たさるる様あるを、惻然に思ひたるもの故、他の羊を以て、牛と易へたるまでにて、吝める心とては、毛頭之かかりしかり

曰王無異於百姓之以王爲愛也以小易大彼惡知之王若隱其無罪而就死地則牛羊何擇焉王笑曰是誠何心哉我非愛其財而易之以羊也宜乎百姓之謂我愛也

(字解) 異は、怪むかり○小大の小は、羊をいひ、大は、牛を指す○彼は、齊の百姓を指すなり○惡は、いづくんどと訓む、如何でとあり○知之の知は、王の爲せる心を、心付かずとあり、之は、惻然に思ひたる心をいふ○是は、羊を以て、牛に易へたるを指す○宜乎とは、尤もあることよとあり

(釋義) 孟子、又、曰へるやう、大王には、王の人民共が、王を以て、牛を吝みて、羊に易へたりとさせる

とを、奇怪に思召されされ、王か小ある羊を以て、大ある牛と、御取易へられたることをば、彼人民共は、如何で存じ候はんや、成程、人民のいへることも、一理あることにて、大王にして、若しも、牛の罪なくして、殺さるべき場所に、引かれ行くを見を察はして、憫れに思召され給へるからは、牛も、羊も、殺さるる道理は、同じきか故に、何の區別ある御事かあるべき、さるを、かく御區別ありしは、果して、如何ある御思召にて候ひしかと、いひければ、王は、笑を催して、申されけるは、羊を以て、牛に易へたことは、眞に、如何なる心にて候ひしか、今より思へば、吾ながら解し兼ねるあり、然りながら、呉れくも、拙者は、吾か財の費ゆるを、吝しく思ひて、牛に易ふるに、羊を以てしたることに、あらずるあり、然れば、此の心が、篤と、人民に徹らざる故に、拙者を以て、人民共が、牛を吝しめりとさせることは、如何にも、尤も至極の事なり

曰、無傷也、是乃仁術也、見牛未見羊也、君子之於禽獸也、見其生、不忍見其死、聞其聲、不忍食其肉、是以君子遠庖厨也

(字解) 無傷の傷は、いたむと訓む、百姓が、如何に申すとも、更に、御心配にはからざれ、との意あり○乃は、やがてと解く、直にの意あり○仁術の術は、てだてと訓む、猶、法といはんが如し○死は、殺すといふ○聲は、死かんとして、鳴き哀む聲ありと、朱子はいへり、されど、平時の鳴聲といふ方、可あるが如し○庖厨の庖は、肉を調理する處をいひ、厨は、烹る處あり、遠とは、身、之に近寄らざることあり(傳義) 孟子、又、曰へるやう、百姓は、何と申さうとも、更に、御心配せらるるには、及はず候ふ、牛

を以て、羊に易へ給ひし事こそ、やがて、仁の應用といふものに候ふあれ、牛を羊に易へ給ひしは、牛の死地に引かれ行くを、御覽せられて、憫れに思召され、いまだ、羊の死地に引かれ行くを、見させ給はざるが故に、易へよとの、御心の出でさせ給ひしものに候はん、倍、心ある人士の、鳥獸に對するや、また、仁愛の心を存するか故に、其の現在生きてあるを見てあれば、その殺さるるを、平氣なる顔して見るは、憫然にて、所詮爲し得べきにあらず、又、其の平素鳴ける聲を聞ける時は、その肉を食はんとは、所詮堪へられざるものに候ふ故に、心ある人士は、之を調理し、烹炙する場所に、吾か身を、近寄らせぬやう、心掛くるものにて、これ、乃ち、仁愛の心を存すと、申すものに候ふとて、王が牛を以て、羊に易へたるは、仁愛の心より、出でたるを、解釋したるなり

王説曰、詩云、他人有心、予忖度之、夫子之謂也、夫我乃行之、反而求之、不得吾心、夫子言之、於我心、有戚戚焉、此心之、所以合於王者何也

(字解) 説は、音ねつ、悦に同じ○詩云云、詩經の小雅の、巧言の篇の語あり○他人は、王、自、比するあり、○予は、孟子に比するあり○忖度の忖は、音そん、度は音たくなり、推し測る意あり○夫子は、孟子を指す、○行之とは、牛を以て、羊に易へたることを指す、○反は、本に立ち反りて、其の理由を推し考ふるあり○不得吾心は、吾か量見に、合點がつかぬとあり○戚戚焉とは、心の動く貌ありと、朱子は解し、中井履軒は、戚は、親戚の戚にて、切あるをいふといへり、何れにても通すれど、今は、中井氏の説に従ふ○合は、かなふと訓む

(釋義) 前節の如く、孟子は、王の心の程を、推測して、よくも言ひ當てたりしかば、宣王大に、溝尾に思ひていへるやう、詩經にも、人心の裡に思ふことあれば、己れその人の心の裡を、推し測りて、之を知るといひけるが、こは、拙者の心の裡を、見透かして、言ひ解かれたる先生の様を、御方を、いへることあらんか、然るに、拙者は、實際之を行ひながら、羊を以て、牛に易へたる理由を、心裡に立ち反りて、測り考へて見ても、更に心に解し兼ねたり、ざるを、先生には、吾が心の裡の考へを、よくも言ひ解かれけるが、拙者の心に、いと適切に中たりて、殆、威服の外、之を存するあり、就いては、此の牛を以て、羊に易へよとの、拙者か心の、王者とあるに、合併せるわけは、如何なることにか、とありけり

曰、有復於王者、曰吾力足以舉百鈞、而不足以舉一羽、明足以察秋毫之末、而不見輿薪、則王許之乎、曰否、今恩足以及禽獸、而功不至於百姓者、獨何與、然則一羽之不見舉、爲不用力焉、輿薪之不見、爲不用明焉、百姓之不見保、爲不用恩焉、故王之不保、不爲也、非不能也

(字解) 復は、又うすと訓ひ、稟白に同じ○百鈞の鈞は、三十斤あれば、百鈞は、三千斤あり、至りて、重さをいへるあり○一羽の羽は、鳥の羽をいふ、至りて、軽さに譬ふ○察は、みると訓ひ、細く見るあり○秋毫之末の毫は、獸の毛あり、毛は、秋に至れば、その末鋭くありて、容易に見難し○輿薪の輿は、車あり、輿薪とは、車に積み載せたる薪あり、以て、其の大なるに喩ふ○許は、宜しとして、首肯あり

○何は、如何なる故ぞとあり、○不爲は、爲し得ずから、故に爲さざるあり○不能は、爲さんと思へども、力及ばざるあり

(釋義) 孟子は、尙、宣王の、王道を爲すべき旨を喩して、申しけるは、茲に、王に申し上ぐるものありとせんに、曰はく、私事は、殊の外、腕力の之あり候ひて、數千斤の重さを、持ち舉ぐることは、いと容易事には候へども、如何せしやらん、鳥の羽の輕さをば、持ち舉げ候ふ事は、かか／＼に、出來申さず、又、獸の毛の末の、いと小さきものを、見得るの眼力は、之あり候へども、如何せしやらん、何人も、見得る程に、高々と積み載せたる、薪を見ることがからず候ふと、理にもつかぬ事を、申上げ候はんには、大王には、そは、如何にも、尤もあることよと、首肯せ給はんにかと、ありければ、宣王曰はく、否とよ、かかることは、固より、許すまじき囁語ありとありけり、よりて、孟子は、ここぞと思ひ、宣王の從來の行の、之よ似たることあるを詰めて曰ひけるは、今、大王の御恩が、牛の死地に就くを、憫れに思召さるる程、御恩の鳥獸にまで、及びながら、民を保する功の、人民の上にも、及びざる者は、これ、獨、如何なる理由に候ふぞや、よくも、前の話と、似たることに候ふ、して見れば、彼か鳥の羽の、一つの舉からぬといふは、力を用ひざる、横着よりの、致せる所にして、輿に積める薪の、見えすといふも、亦、眼力を用ひざるの、我が儘の、致せる所を知るべし、此の例を推せば、人民を保することのあらぬといふは、愛物の心を用ひ給はざるが故あり、故に、大王の王者とあり給はざるは、これ、大王の御力の、爲し得られざるには、わらずして、爲し得ながら、せられざるにて、御力の、到底及ばざるには、あらざるを、知らるべしとあり

曰、不爲者、與不能者之形、何以異、曰、挾太山、以超北海、語人曰、我不能、是誠不能也、爲長者折枝、語人曰、我不能、是不爲也、非不能也、故王之不王、非挾太山、以超北海之類也、王之不王、是折枝之類也

(字解) 形は、模樣あり○異は、分別あるとあり○挾は、腋に挟むあり○太山は、齊の領地内にある山にて、五岳の一あり○超は、飛び超ゆるあり○北海は、齊に近き海あり○長者は、己れより、年齒の長けたる人にて、尊敬すべきものなり○折枝の枝は、木の枝を折りて、捧ぐるあり、或は曰はく、枝は、四支の支と通し、手足を按摩するありと、又、腰を折りて、拜するをいふとの説もあり、されど、木を折るとの説、是に近し

(釋義) 宣王、又、曰はれけるは、せざる者と、出來ざる者との模樣は、如何の區別かある、表面より見受けたる所にては、さして異ありたる所は、あきやう思はると、ありければ、孟子、又、比喩によりて、之を論しけるは、人あり、人に語りて曰ひけるは、太山を、小腋に抱へ込みて、北海を、飛び越ゆることは、吾には、到底出來得べからずと、こは、眞實出來ざるものにて、無理からぬことあり、又、年長者の爲めに、草木の枝を折るにつきて、人に向かひて、語りけるは、我には、到底出來得べきことにはあらざと、おは、横着にして、爲さざるおとにて、出來得ざるにはあらざるなり、故に、此の例と同じく、大王の王者とせられざるは、太山を小腋に抱へて、北海を飛び超ゆるの、前の類はあらざして、大王の王者とせられざるは、これ、出來得べからざる所の、長者の爲めに、草木の枝を折りて、

捧ぐるの類あり、といふべしとあり

老吾老、以及人之老、幼吾幼、以及人之幼、天下可運於掌、詩云、刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦、言舉斯心、加諸彼而已、故推恩、足以保四海、不推恩、無以保妻子、古之人、所以太過人者、無他焉、善推其所爲而已矣、今恩足以及禽獸、而功不至於百姓者、獨何與

(字解) 老吾老の、上の老は、老者として、尊ひ事ふることあり、吾老の老は、吾の父兄あり○人之老は、他人の父兄あり○幼吾幼、上の幼は、幼者として、撫で育つるあり、吾幼の幼は、我の子弟をいふ○人之幼は、他人の子弟あり○可運於掌とは、至りて容易きをいふ、運は轉するあり○詩云々は、詩經の大雅思齊の篇あり○刑于寡妻、刑はのつとると訓む、儀法あり、寡妻は、寡徳の妻との意にて、謙遜したる辭あり、文王の妃を、いひたるあり○御于家邦の御は、をさむと訓む、治に同じ○斯心は、吾か老を老とし、吾か幼を幼とするの心をいふ○彼は、人の老者と、幼者とを指す○故の字、舉斯心の句を、承けていふあり○推恩の推は、推し及ぼすあり○四海は、支那の天下は、申すまでもなく、九夷八蠻の外までもとの意あり○古之人は、文王の詩を、引きたればとて、必ずしも、文王を指すに及ばず、すべて、古の聖人を指す○太過の太は、はかばかだと訓む、甚に同じ、過は、過ぎ超ゆるあり、功業を指して、いへるあり○無他は、別條なしとあり○善は、上手にあり

(釋義) 借、王者たるには、吾か父母をば、年寄りとして、尊敬し、他人の老者にまで、尊敬の意を推

し及ぼし、吾か子弟を、撫育して、他人の子弟にまで、其念を推し及ぼしたらんには、天下を治り、民を
 保せんことは、掌の中に、轉らすべく、いと容易き事あり、されは、恩愛の情を、近きより遠きに及ぼす
 といふとを、詩經の大雅思齊の篇にも、いはれたり、その詩に曰はく、周の聖王たる文王は、恩愛の情、
 身に餘りて、自然に王の後妃にまで、儀法を及ぼしたるものから、王妃も、自然よ、文王の恩愛の情に
 化せられたり、されど、まは、獨り后妃に止とまらずして、王の兄弟にまで、儀法を及ぼし、遂には、此
 の情を以て、王の一家は勿論、一國にまで及ぼして、人民皆、王の恩愛の徳に、化せられぬところ之あ
 り候へ、此の詩の意義は、乃ち斯の恩愛の心を推して、人の老幼にまでも、及ぼすといふものに候ふ、
 さるか故に、恩愛の情を、推し及ぼせば、一家一國は、申すまでもなく、九夷八蠻の末までも、保安する
 に、十分あるへし、されど、之に反して、恩愛の情を、推し及ぼさざるときは、衆叛き、親離るるか故に、
 至りて、我か身に親しき、妻子といへども、保安することの、からぬものあり、されは、古の聖人か、功
 業の、格段人に過ぎ超ぬたる所以は、亦、別段ある理由のあるにはあらず、唯、己れの爲す所の、恩愛の
 情を、上手に、人々の身の上に、推し及ぼせるより外は、あきことに候ふ、然るに、大王の恩愛の情、牛
 を以て、羊に易へしてふ、鳥獸の上にまでも、十分及ぼされながら、その情の、人民の上にも、及
 ぼして、之を保安せられざるは、これ、獨り、如何なる理由に候ふやとて、本を推して、再び王に問ひ
 かけたり

權然後知輕重、度然後知長短、物皆然、心爲甚、王請度之

(字解) 權は、衡のふんどしあり、衡は、權によりて、物の輕重を正すことを得るあり○度は、音ど、尺

度あり、尺度によりて、物の長短を知るべし○物皆然心爲甚とは、何物に限らず、皆、權と度とによれ
 ば、容易く、輕重と長短とを知るよとを得べし、而して、心の輕重長短を度るは、尤も六かしきものあ
 りとの意あり○請は、乞に同じ、願はくはどの意あり○度の度は、音たくあり、物に應ずるの、輕重長
 短を度るをいふあり

(釋義) 情、是迄の如く、大王の、顛倒せる御行の、あらせられしは、必竟物の道理を、御裁度あらせら
 れざりしによるのみ、すべて、物も輕重あれば、之を權衡にかけて、其の輕さか、重さかを辨へ、物に
 長短あれば、必ず、尺度にかけて、その長短を知らるべし、すべて、天下の物は、何に限らず、權と度と
 を用ひて、之を量度するは、皆、然らざるはなし、然れども、物に、權と度とあきども、そは僅に、一物の
 失たるに過ぎざれども、是の心の、物に應ずるに至りては、輕重長短を量度すること、之を物に比較し
 て、尤も六つかしきものあり、今、大王の御恩は、鳥獸に及び、之を恩愛する情の、重く、且、長くして、
 人民を恩愛するの情の、輕く、且、短きは、これ其の當然の順序を、失へるとやいふべき、これまた、
 何卒、王の篤と、御量度あらんことを、乞ひ奉る所あり

抑王興甲兵、危士臣、構怨於諸侯、然後快於心與

(字解) 抑は、發語の辭にて、反語の辭とは、異あれりと知るべし○甲兵の甲は、鎧あり、兵は、刀劍戈
 矛の類あり、此にては、戰爭の意とす○士臣の士は、兵士あり、臣は、將帥あり、○構は、むすぶと訓ひ、
 結に同じ○諸侯は、敵國あり

(釋義) さて、大王には、戰爭を引こして、兵士又は、將帥を夥多繰り出だして、危き思ひをさ

せ敵國と永く怨を結びて、解けざることを奇し、それにて、御心に、御心持よく、思召され給へるにか、伺ひ奉つらんと存するありとて、宣王が民を愛する心の、軽く且、短きは、此の三事を以て、快く思へばこそ、然らめと思ひて、此の間を發して、王の反求せんことを希ひしあり

王曰否、吾何以快於是、將以求吾所大欲也

(字解) 是は、與甲兵、危士臣、構怨於諸侯の、三事を指すあり

(釋義) 宣王の申されけるは、否とよ、拙者とても、如何で、かかる三事を以て、快しとはせん、然れど、今日之を忍びてなせるは、大に望を遂げんと志あるかためありとて、心の裡を顯はしかけたり

王曰、王之所大欲、可得聞與、王笑而不言、曰、爲肥甘不足於口與、輕暖不足於體與、抑爲采色不足視於目與、聲音不足聽於耳與、便嬖不足使令於前與、王之諸臣皆足以供之、王豈爲是哉、王否、吾不爲是也、曰、然則王之所大欲、可知已、欲辟土地、朝秦楚、莅中國、而撫四夷也、以若所爲、求若所欲、猶緣木而求魚也

(字解) 肥甘は、肥えて、且、甘き意にて、鳥獸の肉の美をいふ○輕暖は、軽くして、且、暖き意にて、衣服の美をいふ○采色は、美しき色あり○聲音は、音樂の音と、歌ふ聲とあり○便嬖は、近侍の、氣に入りの者あり○使令は、使役するあり○供之の之は、五のものをいふ、供は五の望みに供ふるをいふ○是の字、亦、前の五のものを指せるあり○辟土地の辟は、ひらくと訓む、開に同じ、こは開墾するをいふ

にわらず、天下の土地を、吾が領地とするをいふあり○朝秦楚の朝は、入朝することにて、服従するをいふ、秦楚は、當國の大國なり○莅中國の莅は、のぞむと訓む、臨に同じ、中國を従ふるをいふ○撫四夷の四夷は、東夷、南蠻、北狄、西戎にて、之をまで、歸服せしむるをいふ○若は、かくの如くと訓む、此の通りと、いふことあり○所爲は、兵を興まし、怨を結へるをいふ○緣木求魚の緣は、攀ぢて上るあり、到底爲し得べからざるの喩とす

(釋義) 孟子曰ひけるは、唯今、大王には、大望の御座し候ふ由、仰せけるか、その御大望とは、如何ある御事に候ふにか、承るおどの、出來得べく候ふにか、とありしに、王は、餘りに、その欲望の大きくして、人に話すおともあらねば、笑ひ居るのみにて、何の返辭もあらざりけり、孟子此の體を見て曰はく、大王の御大望とは、肥えて甘き肉の、御口に召さるるに、御不十分あるかためにか、はた、軽くして、且、暖き衣類の、御體に召させらるゝに、御不十分あるにか、はた、美しき色の、御目に見そ奇はさるるに、御不十分あるにか、はた、樂音歌聲の、御耳に召させらるるに、御不十分あるにか、はた、御氣に入りの、御近侍の、大王の御前に、御使ひ召さるるに、御不十分あるがためにか、何れに、御大望のあらせらるるにか、されども、此等の事は、王の衆くの御臣下を以て、皆、その御役に立つるには、御十分あるべし、されば、大王の御大望とは、決して、前の五事には、之なからんと存じ候ふありと、ありければ、宣王答へて、否とよ、余は、此の五事の足らざる爲めに、大望を起あしつるにはあらざるありと、曰はれければ、孟子曰はく、然して見れば、王の御大望と仰せらるるは、直に判然いたしぬ、そは、大王の御領分の、廣きが上にも、尙、一層、御領分を廣めさせられ、世に大國の稱ある、秦楚の如きを

ば、王の朝廷に、集觀せしめられ、廣く中國に、君とし臨みて、四方の夷人共をまでも、撫で從へ給はんとの、御大望とこそは知られつれ、されど、今日爲させらるる所の、與兵危士の事を以て、かかる御大望を、遂げさせられんかとを求め給ふは、之を、物に喩へば、木登りをして、魚は何處にありしや、求め探すと、更に異かりたることなきなりとあり

王曰、若是其甚與、曰殆有甚焉、緣木求魚、雖不得魚、無後災、以若所爲、求若所欲、盡心力而爲之、後必有災、曰可得聞與、曰鄰人與、楚人戰、則王以爲孰勝、曰楚人勝、曰然則小固不可以敵大、寡固不可以敵衆、弱固不可以敵彊、海內之地、方千里者九、齊集有其一、以一服八、何以異於鄰敵、楚哉、蓋亦反其本矣

(字解) 若是其甚は、怪みて之を疑ふの意なり、甚は、木に縁りて、魚を求むるを指す○殆は、發語の辭あり○災は、人禍あり、天災にはあらず○鄰は、小國にして、楚は、大國あり○小大寡衆弱強、小大は、土地によりていひ、寡衆は、人民の數よりていひ、弱強は、兵力を以ていふ○方千里は、四方千里あるあり○集は、齊の領地を洗ひ浚へ、悉皆集めての意あり○蓋は、けだしと訓むと、かんがと訓むとの兩説あり、下の説、是に近し○其本とは、下の仁政を指していふあり

(釋義) 宣王孟子の意見を聞き終はりて、曰はれけるは、拙者の大望の、遂げがたきことは、此の通り六かしき事ありや、とありければ、孟子、尙、對へていひけるは、此よりも、一層六かしきかと、存せられ候ふ、今、木に登りて、魚は何處ぞと、求め探すは、固より、魚の求めらるる理由はあらざるにもせ

よ、そは、費に手数を費やすのみにて、別段害とてはあけられども、後々の災難は、奇きものに候ふ、されども、大王の、今日爲さるる所の御行を以て、此の御大望を、遂げられんとせられれば、大王の御心力を、飽く迄盡くして、之を爲されても、後には、必、之に伴ふ所の、御災難の來たるものに候ふとありければ、宣王、そは、又、異なることを、承るものか、此の理由を、承ることのあるべきにかと問へり、孟子よりて、對へて曰はく、今、天下の小國たる鄰國の人と、天下の大國たる楚人と、戰を開きかは、大王には、孰れか勝たんと、思召され候ふといふ、宣王そは勿論、楚人の勝に歸すべしといふ、孟子さらば小國は、固より、大國には、敵すべくもあらず、人の寡きは、いふまでもなく、人の衆きには、敵對いたすべくもあらず、兵力の弱きは、いふ迄もなく、兵力の弱きは、敵すべくもあらず、今、天下の土地を平分すれば、四方千里づゝの者、九つ程ありつべし、然して、齊國は、御領分の内を、悉皆寄せ集めたる所にて、九つの中の、一つ丈を、所有するを得べし、今、齊國は、九分の一たる土地と、人民と兵力とを以て、残りの、方千里の國人を、服從せられんとするは、何を以て、楚國の十一にも足らぬ、鄰國の、楚に敵對して、鋒を交ふると、異かりたることの候ふべき、されば、此の場合は、到底、兵力を以て、争ふべきにあらねば、大王に於かせられても、何でふ、天下の王たるに、根本とあるべき、仁政に立ち反りて、之を御行ひにあらせられざる今日は、仁政より外は、天下に王たるの道は、之を候ふとあり

今王發政施仁、使天下仕者、皆欲立於王之朝、耕者皆欲耕於王之野、商賈皆欲藏於王之市、行旅皆欲出於王之途、天之欲疾其君者、皆欲赴愬於王、其若

是孰能禦之

(字解) 發政施仁は、乃ち上文の、其本といふに中たれり○仕者は、仕官の志ある人といふ○耕者は、農民あり○商賈は、商人あり○藏は、蓄へ置くなり○行旅は、旅人なり○欲疾其君の欲の字、愆文あるべし、其の君の處置を、氣に入らざるなり○愆は、うつたふると訓ひ、告斥するなり

(釋義) されば、今、大王には、仁義の政を施し行はれて、天下の仕官の人をして、皆、王の朝廷に仕へ奉らんまを欲し、天下の農民は、王の御領分の耕作地に赴きて、耕作せんことを望み、天下の商人共は、皆、王の御支配たる市中に、貨物を蓄へ置かんことを望み、天下の旅人は、皆、王の御支配内なる道路を、往來せんことを望みて、安堵せんとし、又、天下の己か上にある君の、暴虐ある處置を惡めるものは、皆、王の朝廷に罷り出でて、御訴へ申し、何卒して、我が君を懲らしめてよと、願ひ奉らしむるに至らんか、それかくの通りあらんには、其の仁政、さあから人民に染み亘るが故に、何人かよく、之に敵對し奉るものあるべき、仁政の效は、かくも、灼然たるものに候ふとあり

王曰、吾惛不能進於是矣、願夫子輔吾志、明以教我、我雖不敏、請嘗試之

(字解) 惛は、くらくしてと訓ひ、氣質の昏昧あるをいふ○不能進於是の、是の字、發政施仁をいふ、進は考への届くあり○輔は、其の志の及ばざる所を、啓導するをいふ○明告とは、一々詳しく知らせすとより○不敏とは、不肖といふに同じ○嘗試とは、試験して見んとあり

(釋義) 宣王の曰はく、唯今、段々と、先生の御教誨を蒙りて、辱けなく存じぬ、唯、拙者の氣質昏昧な

るか故に、此の點にまで、考への進み至ること能はざりしが、耻かしき、されど、かく心付きたる上は、何卒、先生には、拙者の考への及ばざる所を、御導き下されて、一々了解のあるやう、御教訓下されたいし、拙者不肖なりとはいへ、何卒、之を實地試験して見んと、思ふなりとあり

曰無恒産、而有恒心者、惟士爲能、若民則無恒産、因無恒心、苟無恒心、放辟邪侈、無不爲己、及陷於罪、然後從而刑之、是罔民也、焉有仁人在位、罔民而可爲也

(字解) 恒産の恒は、常あり、産は、産業あり、常に生活するに足る丈の、資産あるを、恒産といふ、乃ち當時の百畝の田と、五畝の宅とあり○恒心とは、常に孝弟の心ありて、如何なる事に遭ふも、決して、變らざるの心といふ○惟は、外にはあらじ、ただ、獨りとの意あり○士民の士は、學問して、義理を知れるの人あり、民は、一般の人民あり○放辟邪侈の放は、始めて道を放れたるあり、辟は、暴虐に浸み込めるあり、邪は、惡道の成就せるあり、侈は、益、惡を肆にせるあり、○陷於罪とは、罪科にはまるあり○罔は、あみすと訓ひ、鳥を取るに用ふる、俗にひるてんといふものあり、網の目細くして、見分け難し、民を教へもせずして、法網に陥ること、恰も、鳥網の、鳥の見えざるを欺きて、蔽ひ取るに似たり、故に、喩ふ○在位は、君位にあるあり

(釋義) 孟子、尙、又、語をつきて、仁政を説明して曰ひけるは、それ、此の世を、安樂に生活すべき程の、資産をけれども、常に、孝弟の心を存して、片時も忘れぬ者は、獨り道理を學び知れる所の、士の

み、之を能くすべきものあり、されば、一般の人民の如きに至りては、恒の資産なき以上は、又、恒の定まれる心とてもなきものに候ふ、かく假初にも、物に動せざる心のなき以上は、悪事といふ悪事は、如何なる事にも、爲し兼ねまじきものにて、罪を犯す者多きものに候ふ、されど、是は、人民の悪しきにては之を、畢竟、人君の、平時常の産業を制して、民を養ふこと能はざるより、出でたるものあり、ざるを、願みはせずして、人民の有罪に陥るに及びて、その罪あるに依りて、之に然るべき刑罰を加へたることに候へとも、或は、愚民の知なきを欺きて、之を陥れ、害したるにて、彼の網もて、鳥を捕ふるか如く、民を網にて捕へたりといはずして、何とかいふべき、こは、實に、不仁の甚しきと申すものに御座候ふ、如何で、仁愛ある君の、位にありながらして、かくの如き、民を罔するの事を、爲さるるに候ふか、大王にして、若、仁政を行はれんとせられなば、人民の産業を制せられんことこそ、肝要に候ふおれどなり

是故、明君制民之産、必使仰足以事父母、俯足以畜妻子、樂歲終身飽、凶年免於死亡、然後驅而之善、故民之從之也輕。

(字解) 是故とは、上の恒産云云と承く○明君は、乃ち前の仁人といふ○制は、節限するなり○仰とは、己れの上たる人に對していふ○俯は、己れより、目下の人に對していふ○畜は、養ふなり○樂歲は、豊年なり○終身とは、唯、言を強めたるまでにて、人の、一生涯の意にはあらず○凶年は、饑饉の年あり○驅は、追ひ走らして、前へ前へと、向かはしむるなり○之善の之は、ゆくと訓む、誘導して、善を

爲さしむるをいふ○輕は、容易なるをいふ

(釋義) かく、恒産を、民に與ふるまとは、いと大切なるが故に、賢明ある君王は、人民の産業を、それ〱節限して、分與し、之によりて、是非とも、目上に向かひては、我が父母に事へて、安樂に、老の身を、過させ奉るやうし、目下に向かひては、己か妻子を、安樂に養育することの、出來得て、豊年には、一年中、腹に滿つる程、飲食をあし、五穀の登らざる年とても、腹充分には、飲食せずとも、亦、餓死するやうの災難を、免れしむるまでの、心配をなさるるものに候ふ、かくの如く、衣食の道を充分からしめたる上に、人民を追ひ走らして、善道の方へ、進ましむるが故に、人民の上の命に、従ふことは、更に何の苦とも、思はざるものに候ふ、ざるを、衣食の道を、充分からしめずして、善道に導かんとするも、所詮、民の心に於て、爲し得べからざるものありとあり

今也制民之産、仰不足以事父母、俯不足以畜妻子、樂歲終身苦、凶年不免於死亡、此救死而恐不瞻、奚暇治禮義哉

(字解) 瞻は、看せん、たると訓む、足るなり○治は、修と同じく見るべし

(釋義) 今日の如きは、人民の産業を、節限するに、徒に紛らはしき事のみをあし、古の法則に、遵はざるが故に、人民は、仰きては、己の父母に、奉事するおともあらず、又、俯しては、己の妻子を、養ふこともあらずして、豊年にてさへも、絶えず、困苦の思をあすが故に、一たび、饑饉の年に出遇へば、忽ち死亡の禍を免れざるが故に、此れ、己れの死を免れんことをのみ求めて、只管、その力の行き

届かざらんことをのみ、氣遣へり、されば、如何なる暇のありてか、禮義を修めて、善を爲すことを得べき、これ所謂、無恒産者無恒心と申すものに候ふとなり

王欲行之、則盍反其本矣

(字解) 行之の之は、仁政なり○盍は、なんぞと訓む○反其本とは、民の恒産を制するを、先務となすをいへるあり

五畝之宅、樹之以桑、五十者可以衣帛矣、雞豚狗彘之畜、無失其時、七十者可以食肉矣、百畝之田、勿奪其時、八口之家、可以無饑矣、謹庠序之教、申之以孝悌之義、領白者不負、戴於道路矣、老者衣帛食肉、黎民不饑不寒、然而不王者、未之有也

(字解) 八口之家は、上農夫に次ける家あり、上農夫は、九人を養ふに足るへし、他の解は、前文に見えれば、今は省さぬ

(釋義) 儲、民の恒産を制するの法は、如何せば、可あらんかと申すに、一人の壯丁毎に、五畝の宅地を、政府より貰ひ受け、その宅地の墻の下には、養蠶の料とあるべき、桑の樹の植えつけぬれば、之より、絹を得べきが故に、五十にもあれる老人は、その絹の衣を着て、煖を取ることを得べし、又、雞豚狗彘の家畜類を、家に畜ひ置きて、其の子を生む時、節を失はざるべきは、その肉を食ひて、七十にもなれる老者は、養ひを得べし、はた、尙、此の上にも、一の壯丁毎に、百畝の田地を、政府より受け居り

て、耕耘收穫の上より、奪ふことなきときは、之によりて、生活の料たる穀物を、充分に得べきが故に、八人程の家内は、飢ゑもせず、凍ゑもせざるべし、かくの如く、恒の産を制し、恒の心を持てる上は、學校の教育を施すことを得べし、故に、學校を興として、人民を教育せんために、其の條規を謹み、又、中に就きて、孝悌の義を取りて、重ね々、之を説き明らかにしたらんには、人民、皆、己の親を愛し、長者を敬ひて、長くその勞に服せんことを、樂むべきが故に、白き髪と、黒き髪との、相交れる、五六十年老人は、物を背に負ひ、或は、頭に戴きかとして、道路の間を、奔走せずとも、安樂に世を送るを得べし、それ、年老いたる人は、絹を衣、肉を食ふことを得、人民は、飢ゑもせず、凍ゑもせざるべきは、教育と養育との、二つながら擧かりて、治化大に行はるるは、必定に候ふ、かくして、人民の心、その君に歸せず、天下に王たるあとも、出來ざる者は、いまだ、古より、其の例ありとも思はれず候ふとて、宣王をして、覇功を躡け、王道を行はしめんとしたるなり、孟子の言、至りて切なれども、宣王遂に悟らずして、王道を爲すあど能はざりしや、遺憾ある

孟子卷之二

梁惠王章句下

○莊暴見孟子、曰、暴見於王、王語暴以好樂、暴未以對也、曰、好樂如何、孟子曰、王之好樂甚、則齊國其庶幾乎

(字解) 莊暴は、齊王の臣あり○樂は、音樂あり○庶幾は、ちかしと訓む、國を興すに近しとの意あり

り、朱子の、治まるに近し、といへるにても通す

(釋義) 莊暴といへる、齊王の臣、孟子に面會して曰ひけるは、拙者先日、王に御目通りせる折、王は拙者に語らるるに、常々音樂を好まざる趣を以てせられぬ、拙者つくづく考ふるに、人君たるものは、自分如何に、之を好むべきとて、上の好む所、下之より甚しきはなしといへる語もあれば、謹まねばならぬものにて、また、臣下たる責よりいへば、君の爲さるる所にして、惡しと思は、諫めねばならぬ事と、存じたり、さるが故に、其の時は、別段善しとも、惡しとも、御對へ申し上げざりき、されど、王の音樂を好まるといふとは、善きものにか、惡しきものにか、如何あらん、先生の御教訓を煩はしたしといひぬ、孟子よりて答へて曰ひけるは、子の王の、音樂を好ませらるると、誠に甚しくして、極處にまで、達せられなば、齊國は、それ國を興すに、近からんかどぞ、思はるとぞあり

他日見於王曰、王嘗語莊子、以好樂有諸、王變乎色曰、寡人非能好先王之樂也、直好世俗之樂耳

(字解) 他日は、後の日あり○嘗は、前日あり○變乎色は、顔色を變へて、耻かしき様をなすあり○先王の樂は、威英韶護の類あり○直は、ただと訓む○世俗之樂は、新聲俚曲あり

(釋義) 必竟、莊暴か、王の樂を好めるを以て、孟子に問へるは、之を是からずと思へはあり、よりて、孟子之に齊國庶幾乎との旨を以て、答へたるは、暴か此の言を以て、王に對へんことを欲したればあり、然るに、暴更に、之を爲すことをせず、是に於て、孟子他日謁見の折に、王に語りたるあり、孟子乃

ち、王に見ゆる折、王に尋ねけるは、大王には、前日御臣の莊子に、音樂を好ませらるる旨を、御物聽あらせられぬと承りつるが、果して、かかるまどの、之ありしにかどありければ、王は、己か好める所の音樂の、正しからざるを、深く耻ぢて、顔色を變へて曰はれるは、先生の御尋ねありては、甚た面目なく思ふあり、拙者の好める音樂とは、威英韶護の類の如し、古の先王の正樂を、好めるにはあらずして、ただ今日の、俗間を行はるる、新聲俚曲の、野卑にして、一時の快樂を取るを、好めるばかりにて、固より、先生の御耳に達すべき程の、ものよはあらざるありとぞあり

曰王好樂甚、則齊其庶幾乎、今之樂、由古之樂也

(字解) 今之樂は、世俗の音樂といふ○由は、猶と音相通す、ととしと訓む○古之樂は、古の先王の音樂といふ

(釋義) 孟子は、王の前言を捕らへて、機によりて、之を導きて曰はく、王は、世俗の樂は、必ずしも、好むには及ばずと、思はれ候へ共、私の考へよりすれば、大王の好ませらるること、いまだ甚しからざるを、氣遣ふことに候ふ、大王にして、誠に、之を好ませらるること、甚しくあらせられなば、徒に、其の音聲を嗜まざるのみならず、深く、音樂の意味を、御會得あらせられし上は、齊國は、之によりて、興隆するに近からんかどぞ、存せられぬる、王の、音樂を、好ませらるること甚しくば、固よりいふまでもなく、國を興すに足れども、今日の、樂にても、之を好ませらるるまど、甚しくば、なほ、以て、興隆するに足るべし、今日の音樂は、なほ、古の音樂と、同様あるものあれば、何でふ、音樂を、今と古とによりて、區別するを要せんやとぞなり

曰可得聞與、曰獨樂樂、與人樂樂、孰樂、曰不若與人、曰與、少樂樂、與衆樂樂、孰樂、曰不若與衆

(字解) 樂上の方は、音がくにて、音楽をいひ、下の樂は、音がくよて、たのしむと訓む

(釋義) 唯今、先生には、樂を好むと甚しくば、齊其庶幾しといはれけるが、其の御説を承ることを得べきかと、宣王より問はれければ、孟子對へけるは、先、常の人情より、御覽候へ、大王には、御一人のみにて、鼓樂をせられて、御快樂を爲さると、はた、衆くの人々を、音樂を爲して、御樂しみあらせらるるとは、孰か樂しと、思召され候ふにかと、曰ひければ、宣王答へて、そは曰はるるまでもなく、己、一人のみにて、音樂を催して、樂しみとして、他人之が樂みに預からざれば、我が情の舒ぶるものありらず、されば、人と共々に、音樂をなして、樂しむ方の、甚しきに及ばざるものありと、ありければ、孟子、又、さらば、人と共にするにつけても、僅に、王の御氣に入りの者共數人を集めて、音樂を催さると、はた、數十百の人と、音樂を催して、樂しまるとの、二つの中、又、何れが樂しと、御思召され候ふにかと、曰ひければ、宣王とは、少數の人と、音樂を催したらんには、多數の人、その樂しみに預らず、故に、衆多の人人と共よするの、樂しみの甚しきには、及ばざるものあり、と答へられぬ

臣請爲王言樂

(釋義) 孟子曰はく、大王には、唯今の御話により、獨り樂しむは、人と樂しむに及ばず、少數の人と樂しむは、多數の人と樂しむ若かざるを、悟らせ給ひぬ、されば、大王か樂を好ませらるるの公私

の程は、畧、承ることを得たり、就いては、何卒、大王のために、音樂のことを、申上げんと存じ候ふ、許しあらんことをとて、之より、音樂のことを、陳述し初めたり

今王鼓樂於此、百姓聞王鍾鼓之聲、管籥之音、舉疾首蹙頰而相告曰、吾王之好鼓樂、夫何使我至於此極也、父子不相見、兄弟妻子離散、今王田獵於此、百姓聞王車馬之音、見羽旄之美、舉疾首蹙頰而相告曰、吾王之好田獵、夫何使我至於此極也、父子不相見、兄弟妻子離散、此無他、不與民同樂也

(字解) 管籥の管は、笛なり、籥は、笛の如くにして、三つの穴ありて、短小なるものあり○舉は、みかど訓む、皆なり○疾首は、頭痛するあり、首は、かふべと訓む○蹙頰の蹙は、しむるあり、頰は、音あつ、朱註には、頰とあれど、鼻柱をいふあり、玉篇に、鼻莖ありとあり、乃ち鼻柱を蹙むるあり○何は、如何してあり、俗に、どうしてといふ○此極の極は、窮まりなり、困難の極あり○父子不相見とは、親子別散するあり○離散は、散りくりに、別れ去るなり○田獵は、鳥獸を狩り取るなり○羽旄は、旌の屬あり、鳥の羽を拆きて、旌とせざるなり、美は、之を飾りて、美からしむるあり

(釋義) 今、大王には、試みに、此に音樂をあし給はんに、王の下にある人民、皆、王の擊ち給はるる、鍾太鼓の聲と、吹奏さるる笛の聲とを、聞きつけ、何れも、皆、頭痛鉢巻ををし、鼻柱を蹙めて、誠に、困り入りたる様子を見せて、相互に話し合ひをあして、曰へるには、吾か國王の、音樂を好ませらるる、それどうして、我々人民共をして、此の困窮の極にまで、至らしめたるか、吾々は、親子共に居るあど

もならずして、別れ居て、互に相見ることあらず、吾か兄弟と、妻子と共住ひすることもあらず、離散せるを哀しき、但、鼓樂をのみ然りとせず、今、大王には、此に狩を爲させられんに、人民大王の御馬車の、轡々と馳する音を聞き、旌の翩翩と、風に吹き靡きて、美しきを見て、何れも、皆、頭を痛ましめ、鼻を盛めて、相互に、話し合ひをして、曰ひけるは、吾か國王の、狩を好ませりるや、それ、如何して、我等をして、此の困窮の極に、至らしめしや、吾等は、父と子と、相見ることあらず、兄弟と妻子と共に、住ひこともあらずして、何れも、離散したりとて、歎聲を漏らしぬ、それ、鼓樂と、田獵とは、大王の樂する所にして、人民共の、かくも、大王を怨めるものは、おれ餘の義にはあらず、唯、平日獨り樂しまるるをのみ、御心に掛けられて、人民の困窮を、更に物の數とも、思召さずとて、人民と、樂しみを同じくせさせ給はざるか故なりとて、假に、例を設けて、齊王を諭しぬ、此の一節は、假設にして、齊王の實事にはあらずと、知らるべし

今鼓樂於此、百姓聞王鍾鼓之聲、管籥之音、舉欣欣然有喜色、而相告曰、吾王庶幾無疾病、與、何以能鼓樂也、今王田獵於此、百姓聞王車馬之音、見羽旄之美、舉欣欣然有喜色、而相告曰、吾王庶幾無疾病、與、何以能田獵也、此無他、與民同樂也

(字解) 欣々然は、喜べる貌あり○喜色は、喜べる顔色なり

(釋義) 今、大王、此に音樂の樂しみをせらるるとせんに、人民、大王の擊ら給ふ聲と、吹かるる所の笛の音とを、聞きつけて、何れも、皆、さも喜はしげある貌して、顔色に、喜びを顯はして、共々語り合

ひて曰へらく、吾か大王には、近來御病氣なきよ、近からんか、何を以て、かくもよく、音樂の樂しみをせらるるや、吾々も、之を聞くにつけても、喜はしきことありといふ、但、鼓樂の樂しみをせらるる時のみ、然りとあさず、今、大王には、此に狩をし給ふとせんに、人民、大王の、御馬車の馳せかふ音と、羽旄の風に靡きて、美しきを見奉りて、何れも、皆、喜ばしげある貌を、顔色に顯はして、相與に語り合ひて曰はく、吾か大王よは、亦、庶幾くは、御病氣にはわらせられざるか、如何して、かくもよく、御狩をあさるるそとて、人民共の喜ひ合へるは、これ、餘の義にあらず、これ平日、よく仁義の政を行はれ、此の御樂しみを推して、人民に及ぼして、之と樂しみを、同じうしたまへばなりとて、是、又、假設の辭を設けて、王を諭しぬ

今王與百姓同樂、則王矣

(釋義) それ、音樂を好むの、公私同しからずして、人民の憂と喜と、之に因りて、判るれば、君はまさに、人民と樂しみを同じうすべきあり、されば、今、大王よは、音樂を好まれば、音樂を好むの御心を推し及ぼして、人民と、其の樂しみを、同じうせられれば、近きものは悦び、遠きものは來たりて、王者とあるべし、故に、大王の音樂を、好ませらるるよと、甚しくは、王はそれ、王とあらんこと、決して、疑ふべきことには、之なく候ふとあり

○齊宣王問曰、文王之囿方七十里、有諸、孟子對曰、於傳有之

(字解) 文王は、周の文王あり○囿は、苑囿あり、鳥獸を蕃息する處なり○方七十里は、四方七十里あり

り、傳云はく、天子の圃は百里、大圃は四十里、次圃は三十里、小圃は二十里なりと、文王は、方百里の諸侯は、方七十里の圃なるべき筈なしとの説あり、されど、朱子の説の如く、こは天下を三分して、其の二を有てる後の事なりとせば、敢て不可なきが如し、今、之に従ふ○傳は、古傳なり○是の字、方七十里を指す

(釋義) 齊の宣王、孟子に問ひけるは、拙者兼ねて承はれるには、周の聖君文王は、四方七十里の、廣大なる鳥獸を、育へる圃を、所有致ししとの事あるが、かかることは、實際ありたるとにや、承りたしといへり、孟子對へて曰はれけるは、古書に載せて、之あり候へは、全くありたると信じて候ふなり、思ふに、當時、齊の苑圃を廣めんと心の心ありたるより、かかる例を引きて、孟子に尋ねたるなるべし
曰若是其大乎、曰、民猶以爲小也、曰、寡人之圃、方四十里、民猶以爲大、何也、曰、文王之圃、方七十里、芻蕘者往焉、雉兔者往焉、與民同之、民以爲小、不亦宜乎

(字解) 若是其大乎とは、王その大なるを、怪める語あり○猶は、尙に同じ、俗に、それでもと譯す○芻蕘の芻は、音しよ蕘は音じようなり、芻は、草にて、蕘は薪あり、二字にて、草薪を取る人との意とす○雉兔は、雉兔を獵する者との意にて、獵人の義となす

(釋義) 宣王、又、文王の圃は、方七十里とやうに、廣大なるものにかと、孟子に問ひかければ、孟子之に答へて、大王には、廣大と仰せられるれども、部下の人民は、それにて、亦、圃を以て小なりと致し候ふと、圃ひければ、宣王、又、賦に然るか、拙者の圃は、四方、僅に、四十里されども、人民それにて、ま

た、大さ過ぐといへるは、如何なる故にかと曰ひぬ、孟子答へて曰はく、文王の圃は、四方七十里ありとはいへ、文王は、未だ之を以て、己、一人の物とはせざるか故に、人民の中、牛羊を牧養する者も、薪樵する夫も、其の中より往きて、草を取り、薪を樵るべく、人民の、鳥獸を獵する者も、其の中に往きて、雉兔を取るべし、かく、方七十里の圃を以て、一國の人民と、之を同しうするが故に、人民の便りとなること、少あからず、故に、人民のその圃を小なりとするも、亦、至極尤もなる事に、候はずやとあり

臣始至於境、問國之大禁、然後敢入、臣聞郊關之內有圃、方四十里、殺其麋鹿者、如殺人之罪、則是方四十里、爲阱於國中、民以爲大、不亦宜乎

(字解) 國之境は、齊の國境なり○問國之大禁とは、往く所の國に入りては、其の國に行はるる、禁令を問ふは、當時の禮なり○入は、齊の國境に、入れるなり○郊關、王城の外、百里の間を郊といひ、之を五十里づつに分ちて、王城に近き方を、近郊といひ、遠きを、遠郊といふ、遠郊の外に、關門の設けあり、之は天子の制をいへるあり、諸侯の制は、之よりは規模小なれども、當時、齊國も、方千里の地を有し、天子の所領と同じければ、天子の制と同じと、見るも可なり○阱は、おとしあなど訓む、穴を地に掘りて、獸を陥るるあり、之と同様よ、人民を、死に陥るるをいふ

(釋義) 偕、王の圃を以て、人民が大なりと思へるは、これ、また、その謂れなきにあらず、私始めて、大王の國境に來り候ひしにより、禮法によりて、先、貴國の禁令を承りて、遠慮すべき所を知りて、然る後に、御國境に入りぬ、其の折、私承り候ひしには、貴國に入るべき關門の内に、苑圃の、四方四十里

なるが有りて、人民にして、若、擅に、其の圍の中に、棲息せる麋鹿を、殺せるものあれば、直に、其の人民を捕らへて、恰も、人殺しを爲したる罪と同様に、之を死刑に處する例なりとの事ありき、されば、これ人民の命を縮むる種子となる、四方四十里の陷穴を、國中に作りたりともいふべきものに候へば、人民の、此の圍を以て、餘りに、廣大に過ぐると亦、至極尤あることには候はずや、されば、大王にも、文王を手本として、人民と之を同じくせらるること、然るべからめとあり

○齊宣王問曰、交隣國有道乎、孟子對曰、有、惟仁者爲能以大事小、是故湯事葛、文王事昆夷、惟智者爲能以小事大、故大王事獯鬻、勾踐事吳

(字解) 有道乎とは、方法ありやと、いふに同じ○惟は、ただと訓む、ひとりの意あり○仁者は、寛大にして、惻隱の心ある人をいふ○大小は、國の大小をいふ○湯事葛の湯は、殷の湯王あり、葛國の君、祖先を祭らず、故に、湯之に牛羊を遺りて、祭祀の料に給して、祭祀せしめたり、是、湯の葛に事へたるなり○文王事昆夷、文王は、周の文王あり、昆夷は、西夷の國名なり、文王、屢、昆夷の爲めに、打ち惱まされしかども、遂に、之と交を絶たざりしをいふ○智者は、明敏にして、物の理に通ずる人あり○大王事獯鬻、大王は、周の文王の祖父あり、獯鬻に迫られて、別の地を去りぬ、始め、邠を去らざるに當たりて、皮幣珠玉犬馬を以て、獯鬻に事へしも、遂に、免れざりき、獯鬻は、夷國の名にて、夏の時代の名稱あり、殷の時に至りては、その名を、鬼方と改め、周に至りては、狼狽といひ、漢には、匈奴といひ、魏には、突厥といへりし國あり○勾踐事吳、勾踐は、越王の名あり、吳は、國の名、時の王を、夫差といふ、勾

踐、夫差と戦ひて破られ、會稽山より籠もりて、身、夫差に官事したりき

(釋義) 齊の宣王、孟子を尋ねけるは、鄰國と交際して、雙方仲睦しくするよは、亦、然るべき方法ありやと、孟子對へて曰はく、鄰國との信睦を講修するは、これ國家の一大事なり、されば、誠に、然るべき方法あるものに候ふ、思ふに、隣國の我に交際せんものよは、大なるあり、小なるあり、而して、惟、心の寛大にして、惻隱のある人のみは、道理あるよを知りて、勢あることを、思はざるが故に、己、大なりとて、之を待むことなく、大國を以て、小國に事へて、彼を撫て字ふの心を、篤くして、少しも逆ふことなきものあり、ざるが故に、殷の湯王は、大國の領主でありながら、反りて、小國なる、葛に事へて、之を介抱し遣はしたり、又、周の文王も、大國の君王なり、されども、之を待まらずして、反りて、小國の昆夷に事へて、彼の氣色を損せざりき、惟、明敏にして、事理を辨へたる人のみは、又、時勢の然るべきことを知りて、よく、己の小國を以て、大國に事へて、其の恭順の禮を盡くして、彼の怒を招かざるやう心掛けたりき、故に、周の大王は、小國の君なりしかと、よく、獯鬻に事へたりき、又、越王勾踐は小國の主にして、よく、吳王夫差に事へて、その氣色を損はざりしよても、證せらるべし、されば、隣國に交際する方法は、此の二つを以て、手本とせらるること、然らめと、存じ候ひぬとあり

以大事小者、樂天者也、以小事大者、畏天者也、樂天者、保天下、畏天者、保其國、(字解) 天とは、天理をいふ、自然に理を合ふ故に、天を樂むといふ○畏天は、畏れて、決して、天理に違ふことなし、故に、天を畏るるをいふ○天下と國との別は天下は、支那全國をいひ、國は、諸侯の國にて、一ヶ國あり

(釋義) 孟子なは語をつきて曰はく、借、大國たるものの、小なるものを養ひ、小なる方の、大なるに事ふるは、是、固より、天理の當然なり、されハ、二つにつきて、之か區別を爲さば、大を以て、小に事ふるは、これ、誠の心より、人を愛して、自然に、天理に合ふものあれば、天を樂むといふものに候ふ、又、小を以て、大に事ふる者は、各、其の分に安じて、自ら守りて、非分の欲望を起さずして、決して、天理に違はざるものあれば、これは天理を、畏るといふものに候ふ、借、天を樂む者は、天地の萬物を包容する氣象あるが故に、天下を保有するに足るべく、天を畏る者は、理に循ひて行ひ、時に順ひて働き、其の規模、一國を保安することを、得べきものに候ふとあり

詩云畏天之威、于時保之

(字解) 詩云は、詩經周頌我將の篇の語あり○畏は、つし、欽み畏るるあり○于時の于は、こと訓み、時は、こと訓む、是に同じ、是と時と、音相通ず○保之の之は、天命を指す

(釋義) されば、詩經にも、いへることあり、上天の明かある御威光を、欽み畏れて、惟、罪を得てはあらぬと氣遣ひて、こゝも、天命を保全して、其の正しさを失はずとは、これ、天を畏るるものは、其の國を保つとの、謂いはされば、こを見ても、天を樂むものは、天下を保つことは、知らるべきありとあり、此の一節は、天を畏るとの例證にして、天を樂むとの例證なきが故に、或は、詩經若くは、書經の語りありたるを、脱落せしめんとの説あれども、まは、如何あらん、しはらく、前文の如くに解釋す

王曰大哉言矣寡人有疾寡人好勇

(字解) 大哉言矣とは、孟子の言を歎賞したるあり、孟子の言、己の意に合はざるか故に、しかいへとの説あれど、まは如何あらん○有疾の疾は、い、惡しき癖あるをいふ

(釋義) 宣王孟子の言を聞きて、歎美して曰はく、先生の、仁智交隣の道を論せらるる、其の言、大なりといふべし、但、拙者茲に、一つの惡しき癖あり、只管、剛勇をのみ好みて、小國を待遇すると、恭しからずして、常に、之を包ね容るること能はず、又、大國に對して、之を侵し凌ぎて、常に、耐忍すること能はず、されば、如何して、仁者智者の事を爲すを得ん、誠に、耻かしき次第なりとなり、佐藤一齋翁曰はく、宣王、蓋、智仁勇の、達徳たることを知るか故に、智仁の上につきては、謙遜せりと雖も、まは、勇を以て、自ら占めて、誇る所あるもの如し、是、謙意に似て、實は、驕れるありと、此の説參考すべし

對曰王請無好小勇、夫撫劍疾視曰、彼惡敢當我哉、此匹夫之勇、敵一人者也、王請大之

(字解) 撫劍とは、刀の柄に、手をかけて、抜かんとする様を示すなり○疾視の疾は、い、くむと訓む、目を怒らせて、視廻すなり○惡は、いづくんど訓む、どうしてと譯す○當我の當は、敵對するなり○匹夫之勇とは、一賤夫の勇氣といふことあり○大之の之の字、勇を指す

(釋義) 孟子對へて申されけるは、大王の勇氣を、好ませらるる所、聊も差支へ之かく候ふ、但、その勇を揮ふことを、肝要に候ふかれ、蓋し、勇氣には、大と小との、區別のあるものに候へば、大王には、小勇を好ませらるることからんことを、希ひ候ふ、それ、一時の憤怒に任せて、刀の柄を、手を

かけ、目に角立てて、とろくと視廻して、何人か決して、我に敵對するものあるべき、若、あらば、敵手にあらんと、威張る者は、これ、特に、一の賤しき夫の、血氣の勇といふべきものにて、僅に、一人の敵を、引受くるに足るものあり、されば、かかる勇氣は、物の役には、立ち候はず、願はくば、大王には、帝王の大勇を、好ませられ、威武天下に奮ひ揚かり、氣萬人を、懾らし、威一世を加はるやう、務められ、亦、是、亦、仁智の道にも、協ふといふものに候ふ、かゝれば、勇氣を好ませらるるも、何の害があるべしとあり

詩云、王赫斯怒、爰整其旅、以遏徂莒、以篤周祜、以對于天下、此文王之勇也、文王一怒而安天下之民、

(字解) 詩云云は、大雅皇矣の篇の語あり○王は、文王あり○赫は、怒れる貌なり○爰は、ここに○徂○其旅の旅は、もろくと訓む、衆あり、其は、文王を指す○遏は、とどむと訓む、止に同じ○徂莒の徂は、ゆくと訓む、往くあり、莒は、もろくと訓む、詩經には、旅に作れり、衆あり、密國の人、阮の地を侵して、之より、其の地に、往かんとする衆をいふ○篤周祜の篤は、厚に同じ、祜は、さいはひと訓む、福あり、周室の幸福を厚くするなり○對于天下の對は、あたふと訓む、答に同じ、天下の人人か、仰き望む所の心に答ふるあり

(釋義) 大王にして、大勇を以て、好むべしとせられなば、周の文王の事を觀らるべし、詩經にいはく、密の人、王の命を拒みて、從はず、兵を起して、阮を侵襲し、往きて、其の地に至らんとしければ、

文王は、やがて赫然として、氣色を變へて、怒を發し、是に、王の軍旅を整頓して、密の將、共に往かんする軍勢を、遮り止めて、其の國を侵し擾ることを、得ざらしめて、強きを抑へ、弱きを扶けて、周室の幸福を厚くして、天下を安撫して、文王を仰き望める、天下の人心に、報答したりと見たり、此、乃ち、文王の勇たる所以なり、かく文王は、一たび赫怒して、密人の亂を除却したるのみならず、是に由りて、天下四方を以て、安からしめぬ、文王の勇は、かくの如く、大なるものに候ふとなり

書曰、天降下民、作之君、作之師、惟曰、其助上帝、寵之四方、有罪、無罪、惟我在、天下曷敢有越厥志、一人衡行於天下、武王耻之、此武王之勇也、而武王亦一怒而安天下之民、

(字解) 書曰は、書經の周書泰誓の篇の語なり、されど、今日傳ふる所の、書經の文とは、少しく異あり○天降下民とは、天帝が、人民を生すとの意あり○作之君は、之をして、政治を爲さしめんとてなり○作之師は、之をして、教化を施さしめんとてあり○助上帝とは、上帝の及ばざる所を、補助するなり○寵之四方とは、上帝之に授くるに、至尊の位を以てして、寵愛の意を、四方に示すとあり○方有罪無罪惟我在とは、罪あるは罰し、罪なきは安するは、我が權内に在りとの意なり○曷は、なんぞと訓む、どうしてと譯す○越厥志の越は、過と越ゆるあり、厥は、そのと訓む、其に同じ、其の心志を過越して、亂を作すあり○一人は、殷の紂王をいふ○衡行の衡は、横に同じ、横行とは、亂を作すことあり

(釋義) それ大勇は、唯、文王の例あるのみならず、又、嘗て、其子の、武王の事を觀ても、證するに足

るべし、されば、書經に曰く、天帝の人民を、此の世に生ずるや、自ら之を理むること能はざるか故に、之か君たる人を立て設けて、政治を爲さしめ、自ら之を教ふるまど能はざるが故に、之か師たる人を立て、設けて、教訓せしめ、天より代りて道を行はしめて、上帝の及ばざる所を助けしむ、故に、天帝之に授くるに、至尊の位を以てして、之を四方に寵異せられぬ、今、己、既に、上天の命令に依りて、人民の君たり、師たる位地に立ちぬれば、すべて、天下の罪ある者は、惟、我、之を誅するを得、罪なき者も、亦、惟、我之を安するを得べし、されば、天下の人、何でふ、決して、其の心志を過き越えて、亂を爲して、民人を虐ぐる者のあるべきとありき、當時殷の紂王一人のみ、天下に亂を作して、縦横に逆行し、其の天に順はざりければ、武王は、いたく、之を耻辱として、是に於て、紂を伐つゝの舉あり、これ武王の大勇にして、武王も、亦、文王と同じく、一たび、怒を發して、遂に、天下の人民を、安堵せしめたりと

なり
今王亦一怒而安天下之民、民惟恐王之不好勇也

(字解) 亦の字、文王と武王とに、對へていへるあり

(釋義) 方今は、小國の不恭なることは、密人より甚しく、大國の侵凌することは、紂王の天下を横行するより甚しくして、安からざること甚し、故に、大王にも、誠に、よく、文王武王の爲しし所に從ひて、奮然一たび怒を發して、殘暴の者を除却せられ、天下の人民を救ひ安せられなば、天兵の向ふ所、民、皆、喜びて、之に從ひ、惟、大王の勇氣を、好ませられざらんことを、氣遣はん、さらば、王には、何でふ、勇を好むを以て、恐しき辯なりなどと、仰せらるるに、及び申さんやとあり

○齊宣王見孟子於雪宮、王曰、賢者亦有此樂乎、孟子對曰、有、人不得、則非其上、矣

(字解) 雪宮は、離宮の名なり○賢者は、賢君を指していふ、孟子を言ふにあらず、梁の惠王の賢者亦樂

此乎の章と、同一筆法なり○不得とは、此の樂を得ざるなり○非其上とは、其の君上を非難するなり
(釋義) 齊の宣王、孟子を雪宮に館しめ、己、出向きて、面會したる折に、尋ねけるは、拙者は、折々此の宮に遊びに参りて、楽しみとなせるが、世の賢君と呼ばるるものも、拙者共と同じく、かかる處に、遊ぶを以て、楽しみとなせるかどありければ、孟子對へて曰はれけるは、賢者も、亦、此の楽しみあるべし、されど、こは特に、賢者のみ、此の楽しみあるにあらず、すべて、何人に限らず、此の楽しみあらんことを欲する所あり、されば、人此の楽しみを得ざるまどあれば、必ず其の君上を非とし、怨むの心ある者あり、是によりて觀るも、此の楽しみは、人民と共に、すべきものなることを、知られ候ふとなり
不得而非其上者、非也、爲民上而不與民同樂者、亦非也

(字解) 非上は、民其の分に安せざるなり○不同樂は、上たる身として、民を恤へざるなり

(釋義) それ、人民其の楽しみを得ずして、其の君上を非難する者は、下たるの分に安せざるものにして、固より、道理に適ひたるものといふべからず、されど、人民の君上となりながらして、獨り其の楽しみを爲して、民より非議せらるる者は、おれ自ら君上たるの道を、失ふへるものたれば、また、道理に合へるものとは、申されざる事に候ふとなり

樂民之樂者、民亦樂其樂、憂民之憂者、民亦憂其憂、樂以天下、憂以天下、然而不王者、未之有也

(釋義) それ、人民と、樂しみを同しうせざる時は、君上を非とするの心あるが故に、人民と樂しみを同しうしたるときは、民、豈、之に感せざることあらんや、彼の安居粒食するものは、人民の樂しむとする所あり、故に、之が君上たるもの、之を視ること、己の樂しみの如くにして、民の樂しみを樂しめるときは、民、亦、必ず之に感して、懷き奉り、君の臺池鳥獸を見て歡喜し、管籥鍾鼓の音を聞きて、喜悅して、其の君上の樂しみを樂し奉るべし、又、貧窮にして、訴ふる所なきは、民の大に憂ふる所なり、君上たるもの、之を視ること、己の憂の如く、民の忌む所は、之を施さずして、民の憂を憂ふるときは、人民其の憂鬱を去ることを得るが故に、其の君上に従ひ懷き奉らざるはあし、されば、君の御一大事とあるときは、之かために、力を盡くし、勞を致して、君上の憂へらるる所を、共に憂へ奉るやうす、それ、民の樂しみを樂しみて、民をして、亦、其の樂しみを樂しませしめば、上下の樂しむ、大同に歸す、これ樂しむに天下を以てすと申す者に候ふ、又、民の憂を憂へて、民をして、亦、その憂を憂へしめば、上下の憂、大同に歸す、これ憂ふるに、天下を以てすと申す者に候ふ、かくの如く、喜憂相通し、上下の間、更に隔意なきときは、天下の、民、皆、心を傾けて、歸服するか故に、王者の業は、忽ちにして成就し、王とならざるものは、未だ古より、其の例なきことに候ふとなり

昔者齊景公問於晏子曰、吾欲觀於轉附朝儻、遵海而南放於琅邪、吾何修而

可以比於先王觀也

(字解) 齊景公の事、前に見えたり○晏子名は嬰、齊の賢大夫なり○觀は、あそぶと訓む、遊なり○轉附朝儻は、山の名あり、又、朝は、川の名なりともいへり○遵海は、海濱に沿ふあり○放は、いたると訓む、至なり○琅邪は、齊國の東南の境にある地の名なり○何修は、如何ある事を、爲しての意あり○比は、比較するなり

(釋義) それ樂しみを、人民と同しうするとは、之を上古に求めざるも、近く貴國御先代の君公の中にも、之を行はせられたる証據あり、昔、齊の景公、晏子に尋ねけるは、方を省み、民を觀るは、國の一大事なり、されば、我、今、轉附朝儻の二山を觀、復、海濱に沿ひて、南に行き、琅邪の邑にまで至らんと思へり、就いては、昔、先王の遊觀をせられしや、當時之を以て盛典とし、後世之を以て、美談とさせるが、吾、今日如何なる事を修め爲したらんには、先王の行ひし事と、比較し得べきか、汝の所存もあらば、申すべしとなり

晏子對曰、善哉問也、天子適諸侯、曰、巡狩、巡狩者、巡所守也、諸侯朝於天子、曰、述職、述職者、述所職也、無非事者、春省耕而補不足、秋省斂而助不給、夏諺曰、吾王不遊、吾何以休、吾王不豫、吾何以助、一遊一豫、爲諸侯度

(字解) 適は、ゆくと訓む、往くあり○巡狩の狩は守るなり、天子の、諸侯の守れる所の地を巡れるをいふ、毎年二月には、東巡し、五月南巡し、八月西巡し、十一月北巡するを例とす○述職の述は、陳ぶる

なり、天子より命せられたる職を、陳ふるをいふ○無非事者とは、皆、それ／＼の用事ありて、空しく行くものにあらずとの意なり○省耕とは、人民の耕作する所を、巡回するなり、省は視るなり○補不足とは、若、種を蒔くに、不足したるものあれば、上の倉廩を開きて、補助するなり○省斂の斂は、をさむと訓む、収獲するなり○不給の給も、足に同じ、たると訓む、収獲の不足をいふ○夏諺は、夏の時の俗語なり○休は、休息するなり、いふと訓む○不豫の豫は、よろこぶと訓む、樂しむなり○度は、法度なり

(釋義) 晏子景公に對へて曰ひけるは、徒に、遊觀すべからざるを以て、先王の遊びを思ひ起あさせ給ふ、誠に、善いか否、吾か君の、此の御問あらせらるるや、就いては、先王の法言を以て、申上げ候はんに、天子の諸侯の國に適かせ給ふをば、名つけて巡狩と申し候ふ、之を巡狩と申し候ふ譯は、諸侯の守る所の土地を、巡り行きて、其の政事の得失を、察せられんとてあり、又、諸侯の、天子の朝に罷り出づるを、之を述職と申し候ふ、之を述職と申し候ふ譯は、自ら天子より、受けたる所の職を陳べて、其の功績を、王廷に試むるなり、それかくの如く、天子諸侯の、一往一事、事なくして、空しく行くまどはあきものなり、されは、天子は、毎年春秋の時を以て、畿内の野を巡回して、春は人民の耕作する所を省み視て、其の中に、蒔く種の足らざるものあるを見れば、政府か倉廩を開きて、之を補助し、秋に至れば、人民の收斂する所を省み視て、其の中に、收獲の不足せるものあれば、又、上の倉廩を開きて之を補助し、諸侯も、亦、春秋の巡回を省み視て、天子と同じく、すべて、人民のために、心を盡くすこと、此の如きか故に、夏の時の俗語に曰はく、吾か君王にして、若し野に御出でありて、御一遊ありて

補助あらせられずんば、吾等如何で、休息するまどを得ん、吾か王、若、野に御出でましあり、一たひ御樂しみありて、補助あらせられずんば、吾等如何で、上の御助けを蒙らんといへり、凡そ君王の一遊一豫は、皆、恩惠の人民に及びて、天下の諸侯の、法度となるもの候ふ、されば、夏の諺によりて見るも、王者の補助の政は、其の效空しからざるを知るべく、先王の遊觀の善あることは、かくの如きものに候ふとなり

今也不然、師行而糧食、飢者弗食、勞者弗息、瞞瞞胥譏、民乃作慝、方命虐民、飲食者若流、流連荒亡、爲諸侯憂。

(字解) 今也は、晏子の時をいへるあり○不然是、先王の時の如くならずとなり○師は、もろ／＼と訓む、衆兵なり、二千五百人を師となすと、朱子はいへど、此は、人數に拘はらざるを可とす、○糧は、兵糧よて、糗糒の類なり○飢者勞者は、民のあり、兵士にはあらず○弗息は、休息せざるなり○瞞々の瞞は、音けん、目を側て、相視る貌なり○胥譏の胥は、あひと訓む、相に同じ、譏は、そしると訓む、謗なり、口を揃へて、悪口をするをいふ○作慝の作は、なすと訓む、爲あり、慝は、うらみと訓む、慝に同じと、朱子はいへり、履軒は、慝は、欺瞞盜竊の類なりといへり、何れにても、通れども、文字の上よりすれば、履軒の説、適切なるか如し○方命の方は、さかふと訓む、逆なりと、朱子はいへり、履軒は、方は放と、音、相通じ、放擲するなりと、佐藤一齋、亦、之と同説たり、此の説、是なり、命は、君王の命令なり○若流とは、水の流れて、窮りあきか如く、飲食するをいふ○諸侯、朱子曰はく、附屬の諸侯なり

と、履軒前曰はく、諸侯の字、其の實、當たる所なく泛説すと、此の説可なり

(釋義) 然るに、今日の諸侯は、先王の遊の如くならず、其の出遊するや、之に隨行する衆兵ありて、行くときには、人民より、之に糧食を給せしめ、人夫に徵發する等、何くれとなく、苦しむるより、民の飢ゑたるものは、食ふことを得ず、勞する者は、休息することを得ざるか故に、何れも、皆、目を側て、互よ面を見合はせ、口を揃へて、惡言を吐き散らし、其の結果、反動を生じ、欺瞞盜竊を動かすやうありにき、夫、天子の命する所は、本、諸侯に教へて、一國の人民を、安撫せしむるにあり、然るに、天子の命令を、放棄して用ひず、恣に、下民を虐待して、民より取り立てたる費用を、飲食の料に供し、其の様、恰も水の流れて、窮まりあきか如くに候ふ、すべてかくの如きものは、或は流、或は連、或は荒、或は亡、徒に世の諸侯の憂とあるまど、來り候ふものなりとなり

從流下而忘反、謂之流、從流上而忘反、謂之連、從獸無厭、謂之荒、樂酒無厭、謂之亡

(字解) 從流下とは、舟に乗りて、川流に隨ひて、下るをいふ○從流上とは、舟を挽いて、川流に逆ひて、上るなり○連は、趙岐の説に、引くなり、人をして、舟を引かしむるなりと、從ふへし○從獸とは、田獵するなり○厭は、あくど訓ひ、飽なり○荒は、すさむと訓ひ、廢するなり○亡は、朱子曰はく、失ふの如し、時を廢し、事を失ふをいふと、趙岐曰はく、其の身を亡はすなりと、荻生徂徠曰はく、亡忘意通じ、其の身を忘るるをいふと、今、趙岐の説に従ふ

(釋義) 晏子等は上文の意義を解釋して曰はく、唯今、流連荒亡と申し候ふか、その義、如何にといふに、流れに従ひて、川流を下りて、遊蕩して、反るを忘るる、之を名づけて、流と申せ候ふ、又、流れに従ひて、留戀去て、反るを忘るる、之を名づけて、連と申し候ふ、又、獸に従ひて、田獵して、厭くとなくして、徒に時を廢する、之を名づけて、荒と申候ふ、又、酒を樂しみて、厭く事なくして、遂に、其の身を亡はすに至るもの、之を名づけて、亡と申し候ふ、此の四つは、正に、今日の弊害と申すものに、候ふとあり先王無流連之樂、荒亡之行、唯君所行也

(釋義) 偕、先王の遊は、如何にと見るに、巡狩にあらざれば、述職に之あり、省耕にあらざれば、省斂に之あり、更に、流連、荒亡の樂の行をし、それ、先王の法は、斯の如く、今時の弊、また、唯今申上げたる通りければ、是、また、ただ君王の御行ひにあるか儘よして、先王の法を行はせらるれば、先王の如くにあり、さらすは、また、流連荒亡の行ひたるを免れさらんとす、如何て、先王の遊ひに、比較せらるるあどを得べきことなり

景公說大戒於國、出舍於郊、於是始興發、補不足、召太師曰、爲我作君臣相說之樂、蓋徵招角招是也、其詩曰、畜君何尤、畜君者好君也

(解解) 説は、音えつ、悅に同じ○戒は、つぐと訓ひ、告げ命するなり○出舍とは、出でて郊外に舍して、自ら悔悟せしまどと、示せるなりと、朱子はいへり、一齋翁は、興發の會を行ふなりといへり、此の説是なり○興發は、政府の倉を發くなり○太師は、音樂を掌る官の義にして、盲人なり○君臣は、景

公と晏子とあり○徵招角招、徵音ちあり、音樂には、五つの聲音ありて、徵は事に屬し、角は民に屬せり、朱子曰はく、招は、舜帝の樂ありと、然れども、此の二招は、新に制りたる樂の名にして、必ずしも、舜の樂を、引證するに及ばずとの説あり、從ふべし○其詩とは、徵招角招の詩あり○畜は、どどむと訓む、止あり○尤は、どがむと訓む、咎に同じ○好君は、君を愛するあり

(釋義) 景公一だひ、晏子の言を聞かるや、心の中に喜悅し、乃ち大に國中に命令を發し、宮を出でて、郊外に次舎して、民間疾苦の有様を察し、是に於て、始めて、君の倉廩を興發して、人民の足らざるを補助して、晏子の言ひたることを、一々實行し、既にして、又、太師を召し出だして、曰はるるやうは、君と臣との意氣投合せることい、古より誠に、一大難事とせり、然るに、幸にも、今日晏子を得て、其の意を聞きたるを、此の上さく喜べるあり、晏子も、亦、我の如き君を得て、其の素志を行ふを得たることを、喜べる様あり、それ、王と臣と、意氣の投合し、相悅ひ合へるまゝと、かくの如し、汝、まよふ、此の歡樂の情を以て、樂曲に作りて、一時の隆盛あることを、彰はすべしと、命せられぬ、其の作れる所の音樂は、乃ち今日傳ふる所の、徵招角招の二樂あれあり、蓋し五聲の上にて、徵は事に屬し、角は民に屬するが故に、君臣して、事を爲し、民の爲めにして、相悅ふといふことに當たりぬ、其の二招の詞に曰はく、君を畜とむるは、何ぞ尤めんとありけるが、こは、晏子よく、其の君の欲を止とめて、尤を招き、罪を得ることを、せざるをいへるものあり、之に就き、私、竊に愚考致し候ふに、臣たるものの罪過は、君をして、惡に向かはしめ奉るより、大なるものは之をかくと存じ候、故に、よく、其の君の欲を止とめ奉りて、流連荒亡に至らぬやうせしむるものは、正に、其の君を忠愛するの、此の上さきものを

といふべし、さらば、王も、亦、よく、臣の言を御用ひありて、一に景公の御時の故事の如くに、せられ
あは、人民と樂しみを同じうして、王者とあるまゝとをすべきは、決して、難からぬ事と、存じ候とあり
○齊宣王問曰、人皆謂我毀明堂、毀諸已乎

(字解) 毀は、こぼつと訓む、破壊するあり○明堂は、齊の太山にある明堂あり、古、天子の巡狩して、諸侯を、方嶽の下に朝する時には、皆、明堂よて、朝を受くる例にて、五嶽の下、皆、之あり、此よりいへる明堂は、乃ち東嶽の明堂あり

(釋義) 齊の宣王、孟子に問ひけるは、古、天子の巡狩して、諸侯を朝せし明堂の、齊にあることは、久しきが間あり、然るに、人、皆、我に向かひて、之を毀ち去れといへり、あは、果して、毀つべきか、抑も、亦、思ひ止まりて、毀たざるべきか、先生には、如何思召さるるにかどあり、蓋、宣王明堂を慕ひて、之を毀つまじと思ふが故に、此の間ありしあり

孟子對曰、夫明堂王者之堂也、王欲行王政、則勿毀之

(字解) 王者之堂とは、王者の居て、政令を行ふ所の堂あり

(釋義) 孟子對へて曰ひけるは、それ明堂は、他にわらず、乃ち王者巡狩の舉あるときには、居て政令を出たす所の堂に候へば、大王よして、王政を行はんと欲せば、天下に王として、此の堂に居らるべきものに候へば、之を御破壊せられざるやうすること、肝要に候ふとあり

王曰、王政可得聞與、對曰、昔者文王之治岐也、耕者九一、仕者世祿、關市譏而不

征澤梁無禁罪人不孥老而無妻曰鰥老而無夫曰寡老而無子曰獨幼而無父曰孤此四者天下之窮民而無告者文王發政施仁必先斯四者詩云智矣富人哀此鰥獨

(字解) 岐は、周の舊國あり、文王西伯と爲りて、始めて、王政を布けり○九一は、乃ち井田の法にして、八家して、八百畝を耕し、其の百畝を、公田、及、廬井と爲す、故に、九分の一とあるなり○仕者は、仕官の人あり、有祿は、賢者の子孫には、世祿の地を與ふる慣なり○關市の關は、關所にして、非常を察するかために設く、然るを、後世に至りては、關を往來する貨物に、賦税を課するふとされり、市は貨物を交易する爲めに設く、是、亦、後世市に在る貨物に、課税せり○鰥は、みりと訓じ、察するなり○不征とは、税を課せざるをいふ○澤梁の澤は、川なり、梁は、魚を取る梁あり、川梁の魚を取るには、尺以下を取るを禁じ、他には、禁止の法あり、無禁とはいふなり○孥は、妻子なり、人を罪するに、刑を其の身に止どめ、更に、妻子をまで、刑せざるなり○鰥は、やもをどこといふ○寡は、やもめと譯す○獨は、獨身者なり○孤は、みなしとなり○無告とは、告げ訴ふるに、所なきものなり○先是、第一着に、手を下すなり○詩云は、詩經の小雅正月の篇なり○智矣の智は、可と同じ○鰥獨の鰥は、困憊の貌あり、困憊したる獨身者あり

(釋義) 宣王曰はく、唯今、先生には、拙者にして、能く、王政を行はんとからば、明堂を毀つべからずと、仰せらる、王政は、如何なることにか、承るまことを得べきかとありければ、孟子對へて曰はく、昔

周の文王の、いまた、王と稱せざるるとき、岐を治むるや、王政を行はれたり、乃ち耕す者には、九か一の法を行ひて、之か租税を徴収し、仕官せる者の子孫には、世祿の賞を宛て行ひて、厚く之に報酬し、關所と市とに至りては、唯、非常を戒め、不正を取締るか爲めに、子細に觀察を遂ぐるのみにして、商賈の貨物に、課税せず、又、川澤魚梁に於ては、民の利を取るよ任せて、一尺以下の魚を捕ふることを禁する外、他に禁令を設けずして、思ふか儘に、漁獵せしめ、人を罪するには、唯、其の犯罪者を罪するのみにして、其の妻子にまで、連累せず、すべて、士と、農と、工と、商とに論をく、厚く惠みをかくると、かくの如し、殊に、年寄りし、妻なき者は、之を鰥といひ、老いて、夫なきを寡といひ、老いて我が子のなきを獨といひ、幼少にして父なきを、之を孤者といへり、此の四の者に至りては、天下の立派なる、困窮せる人民にして、其の苦を訴へんにも、處なきものにして、誠に、哀むべきものあれば、文王の仁政を施さるるや、此の四の窮民をば、第一着に手を下して、愛惜を加へ、務めて、之をして、各、その所得しめられたり、されば、詩經にも、富める人は、猶、可なるべきも、惟、鰥獨の人は、情實更に哀むべきものありといへり、それ、惟、哀むべきこと、かくの如きものあるか故に、文王は、之を第一着に、手を下されたることにて、王政とは、かくの如きものに候ふとあり

王曰善哉言乎曰王如善之則何爲不行王曰寡人有疾寡人好貨對曰昔者公劉好貨詩云乃積乃倉乃裹餘糧于囊于囊思戡用光弓矢斯張于戈戚揚爰方啓行故居者有積倉行者有裹糧也然後可以爰方啓行王如好貨與百姓

同之於王何有

(字解) 公劉は、周の先祖后稷の曾孫なり、公劉部に居て、夏人の亂に遭ふ、公劉乃ち、中國の難を避けて、遂に西戎を平けて、其の邑を豳に遷せり○詩云云は、大雅公劉の篇なり○積は、田畝の間に、露積するなり○倉は、家にある倉あり○藁籬糧の藁は、音くわなり、つつむと訓む、包あり、飯は、乾したる糧あり○藁は、音たく、底なき袋あり、藁は、底ある袋あり、戢は、朱子にあつめてと訓む、其の人民を安集するなりと、鄭玄曰はく、戢はやはらくるあり、其の人民を和ぐるありと、今、鄭氏に従ふ○用光の用は、もつてと訓む、以に同じ、光はおほひにと訓む、其の國家を、光大するなり○干戈の干は、楯なり、戈は、矛あり、○賊楊の賊は、斧なり、楊は、鉞なり○爰は、ここにと訓む○啓行の啓は、ひらくと訓む、二字よて、出發する意あり、乃ち、豳に遷るあり○如は、もとと訓む、若に同じ○何有とは、何の難きまどかあらんとの意なり

(釋義) 宣王孟子の言を聞きて、遂に之を嘆美して曰はれけるは、善いかか、唯今先生の仰せられ候ふ言は、真に、國を治むるの、良策といふべきまどありとありければ、孟子對へて、曰ひけるは、大王既に、臣の言を以て、善ありとせられ候はば、何でふ、之を御實行せられざるとありければ、宣王の曰はれけるは、拙者之を實行せんことを欲せざるにあらず、但、拙者ここに一の病ありて、貨財を積むことを好めり、既ふ、貨を好めば、人民より、取立つること、制限なくして、此の王政を行ふまど能はざるなりと、孟子對へて曰はく、大王には、貨を好むと仰せられ候ふが、まは一向ふ、王政に差支へなまどとあり、されば、その一例を擧げて、之を證せんふ、昔、周の先代、公劉も、亦、貨財を好み候ふ、されば、

詩經に云はく、公劉西戎に迫られて、豳に遷らんとしけるを以て、先、人民を足らしめんとし、其の民をして、田には露積あり、家には倉廩あらしめ、是に於て、糧食を藁むと、或は藁ふ、或は藁ふして、遷徙の計を爲し、其の人民を和けて、其の國家を、光大にせんことを思ひ、乃ち我か弓矢を張り、楯矛と斧鉞とを以て準備し、出發の用意して、往きて國を遷さんとせりと、之あり、乃ち此の詩の言に由りて、之を觀察せられ候ふ、故に、公劉は、必、民の居る者には、積倉あり、行く者には、糧食ありて、富足すること、かくの如くにして、然る後に、ここに始めて、出發をなすべくして、是、公劉貨財を好むの心を推して、民に及べるあり、されば、王にして、もし、貨財を好まると、亦、能く、公劉の爲せる所は倣ひて、百姓と、之を同しらし、利を導きて、下を厚くせば、天下に王者とあるにつきて、何でふ六かしきまどの候はん、然らば、大王の貨を好まると、何ぞ、病へらるるに足らんとなり

王曰寡人有疾寡人好色對曰昔者大王好色愛厥妃詩云古公亶父來朝走馬率西水滸至于岐下爰及姜女聿來胥宇當是時也内無怨女外無曠夫王如好色與百姓同之於王何有

(字解) 好女は、婦人を好愛するなり○大王は、公劉九世の孫にして、本號は、古公といひしを、武王の時に至りて、追尊して、大王といふ、亶父は、その名あり、毛萇曰はく、古公は、亶父なり、古は、久しきをいふ、古公豳に居る、狄人之を侵せりと○厥妃の厥は、そのと訓む、其に同じ、妃は、大王の夫人姜女あり○詩云云は、詩經大雅綿の篇の語あり○朝は、つとにと訓む、早朝あり、走馬は、狄人の難を避

けんどてなり○率は、しるがふと訓む、循ふなり○西水滸、西水は西河なり、滸は、はどりと訓む、岸邊なり、○岐下は、岐山の麓なり○及姜女、及はどと訓む、與に同じ、姜女は、大王の夫人あり○率は、朱子はつひにと訓めり、鄭玄曰はく、自ありと、今、朱子に従ふ○胥宇、胥は、相なり、宇は、居あり、姜女と共に、相居るあり○怨女とは、夫をくして、獨身にて居る女あり○曠夫、曠は、空あり、空しくして、婦なき男なり

(釋義) 宣王、又、曰はく、拙者は、但、貨財を好むの癖あるのみならず、更に、一つの癖ありて、女色を好めり、それ色を好めば、心志惑へり、故に、王政を行ふこと能はずと、孟子對へて曰はく、大王は、色を好ませらるるにもせよ、之、亦、王政には、更に差支へなきものに候ふ、昔、周の先代大王にも、色を好まれて、その妃姜氏を、鐘愛したる例之あり候ふ、こは、詩經に據るも、明かなること候ふ、曰はく古公宣父、狄人の侵す所となりて、國を遷し、難を避けんとて、早朝に、馬に策うち、馳せて、西河の邊岸に沿ひて、徑に岐山の下に至りつと、ここに、其の妃姜女と、同じく來たりて、城邑を造りて、相偕に住居したりと、之あり候ふ、之により、大王には、夫人を以て、重しとせられたるを見るべく存せられ候ふ、されど、大王には、獨、その夫人をのみ、重せられたるのみならず、その色を好むの心を、國人にまでも、及はされたるが故に、舉國の民、内には、怨みて、夫なきの婦人なく、それくは、嫁する所をあらしめ、外には、空しくして、妻なきの夫なくして、各、娶る所をあらしめたり、されば、大王にも、誠によく、色を好むの心をして、大王に傲らしめらる、百姓と、之を同じくせられて、其の家室を保全し其の夫婦を聚めて、怨める女と、空しく夫との嘆息をあらしめられ候はんには、天下の民、皆、王に歸

服し奉らんか故に、天下の王者とあり給ふに於て、何の難きことか之あらん、又、色を好ませ給ふも、何の害か候はん、されば、大王には、誠によく、民の情を體して、王政を行はせ給は、諸侯を朝せしめて、天下に王となるべく、此の明堂も、また、その時の御用の役に立つべしと存し候ふとあり

○孟子謂齊宣王曰、王之臣、有託其妻子於其友、而之楚遊者、比其反也、則凍餒其妻子、則如之何、王曰、棄之

(字解) 託は、依頼するあり○之楚之之は、往くなり、ゆくど訓む○凍餒の凍は、寒氣に苦しましむるなり、ここのど訓む、餒は、ううど訓む、餓に同じ○比は、及なり、およびど訓む○如之何とは、其の友を、如何處置せんとするとの意あり

(釋義) 齊の宣王政事に怠りければ、孟子之を諭さんとて、先、他の事を引きて、問を發して曰ひけるは、若、王の御臣下の中に、其の妻子を以て、己か日頃懇意ある友達に依頼して、楚國に漫遊し出て往きしものあらんに、その還れる日にありて、折角頼みたる甲斐もなく、其の友達は、いと不深切にも、衣を與へず、食を給せずして、凍餒、且、餓らしめたるときは、大王よは、其の友を、如何御處置あらせられんとし給へるにや、とありければ、王曰はく、かかる不堪なる奴は、交るべきの友にあらざるが故に宜しく、絶交すべき奴と、思はるるあり、とありけり

曰、士師不能治士、則如之何、王曰、已之

(字解) 士師は、獄を治むるの官吏の長あり○士は、部下の吏員にて、郷士遂士の屬あり○已之已は、

やいと訓ひ、罷むるあり、之は、士師なり

(釋義) 孟子、又、語をついで曰はく、設、士師の官たるものにして、其の所屬の士を治むること能はずして、刑獄の事業を滞らしめたるときは、之を如何處置せんと思召され給ふにかとありければ、宜王答へて、そは人の朝に事へて、曠職のものあれば、用ふべきものにあらざるが故に、直に、之を罷免せんと思ふとありけり

曰、四境之内不治、則如之何、王顧左右而言他、

(字解) 四境之内とは、或は、一國の内といふに同じ、是、君の治むる所をいふ○左右とは、近侍の士なり、宜王その返答に窮して、近侍の者に、話をしかけたるなり、又、左右を顧み視るなりとの説もあり、今、前なるに従ふ

(釋義) 孟子因りて、宜王に問ひて曰はく、さらば、一國の君となりながら、政事弛廢し、人民危困して、四境の内、治まらざるときは、之を如何したるものに候ふにかとあり、是、孟子の此の言を爲せるものは、王の己の悪しきを悟りて、心を入れ代へんと欲してあり、然るも、王は却りて、己の過を聞くを耻かしく思ひ、左右の士を顧みて、他の話を仕掛けて、遂に、孟子の言を聞かぬ様にして、打過さしけるぞ本意をかきける

○孟子見齊宣王曰、所謂故國者、非謂有喬木之謂也、有世臣之謂也、王無親臣矣、昔者所進、今日不知其亡也

(字解) 所謂とは、是迄いひ來りたる語あり○故國の故は、ふるさと訓ひ、久遠の舊國あり○喬木は、高さ木なり○世臣は、譜第の臣にして、國と休戚を同しうする者あり、徳川幕府の頃にていは、井伊、本多、酒井、榊原の輩の如きあり○親臣は、君の親しみ、信用せる臣下あり○昔日は、さのふと訓ひ、昨日あり○亡は、にぐと訓ひ、逃亡せるあり

(釋義) 孟子齊の宣王に訓ひけるは、是まで、久遠の故國といへるものには、年古りたる高木と、譜第の臣下とは、皆、あるべきありと、曰ひ來たれり、然れど、故國といふものは、高木あるの謂にはあらずして、譜第の臣あるをいふことなり、何とならば、高木はありども、無くども、別に國の輕重を必ず足らざるものあれども、國家と休戚を同しうする譜第の臣下に至りては、故國の重する所にして、一日の間たりども、缺くべからざるものあり、然れども、後日世臣とあるべきものは、今日の親臣の、久遠にして後、かくかれるものあり、私、今日、拜見仕り候ふに、王には、已に親信せる所の臣なくして、昨日進用せる人は、今日は、愛を失ひしより、出奔したるものあれども、御氣の付かれざるものもあれば、既に、親臣なきまゝと知らる、されば、また、他日の世臣なきことを、推して知らるるを得べければ、如何で、故國といふことを得候はんとあり

王曰、吾何以識其不才而舍之

(字解) 舍之の舍は、すつと訓ひ、其の儘にして置くあり

(釋義) 孟子の言を得て、宣王之か申譯を爲して曰はれけるは、其の亡げ去れる者といへるは、皆、不才の人のみより、拙者固より、不才と知らば、用ひざりしものと思へど、全く初は知らずして、誤

りて用ひたるか故に、結局其の去れるを以て幸とし、更に、意に留めざりしあり、就いては、今日より以後は、如何いたしなば、其の不才あることを、前以て知りて、之を其の儘用ひずに置くおとを得べき、之のみは、拙者の苦心に勝へざる所ありとあり

曰、國君進賢如不得已、將使卑踰尊、疏踰戚、可不慎與

(字解) 如不得已とは、據らなく、進むるやうにすることにて、謹みの至れるをいふ○卑は、ひくさると訓む、身分の賤しきあり○尊は、身分よき人あり○疏は、うとと訓む、關係の疎遠あるものあり○戚は、したしと訓む、親に同じ

(釋義) 孟子對へて曰はく、人を用ふるには、之を用ひて見たる後に、悔悟せんよりは、之を用ひざるの前に、十分の注意をさすより、切なるは之をく候ふ、ざるが故に、國君の賢者を進め用ふるや、用ひざるの際に、十分の注意を加へ、我、之を用ふるを欲せされども、事情の生ずる所、已むを得ず、用ひねばならぬやうに、おかれるが如くに、見せかくるものあり、何とあれば、人を用ふることは、決して、容易からぬものに相違なければあり、蓋、もと尊を尊び、親を親むは、國家の体統上、然るべきこととあれば、たとひ、今日用ふる所のものは、よし、未、必ずしも賢ならずとも、相當の禮を施すべきものたり、然るに、後日身分卑くして、賢き者を用ひたるときは、是、卑き者をして、尊き者の上を越えしめて、用ねばならぬこととなる譯にて、尊卑の序を失へるものあり、又、今日親める所の者は、未、必ずしも賢ならず、然るに、後日に至りて、關係の疎くして、賢き者を用ふれば、是、疎き者をして、親しき者に越えて、用ふるまどとあり、親疎の等を失へるものに候へば、是のみは、充分の御注意をすれば、おらぬことに

候ふとあり

左右皆曰賢未可也、諸大夫皆曰賢未可也、國人皆曰賢然後察之、見賢焉然後用之、左右皆曰不可、勿聽、諸大夫皆曰不可、勿聽、國人皆曰不可、然後察之、見不可焉然後去之

(字解) 左右は、近臣なり○未可とは、まだ信すべからずとの意あり○察之の察は、よくよく注意して見るあり○勿聽とは、聽き入れてはならぬとあり

(釋義) 儲、之を慎むといふことは、如何致し候ひて、然るべきといふに、此に人おらんよ、左右近侍の臣共、皆、あれは賢者あり、用ひられよといふとも、或は賄賂によりて、しかいへるにはおらずやと思ひて、遽に、善しとして信用すべからざるあり、朝廷中の大夫達、皆、あれは、賢者なりといふとも、或は明黨おらんかと、氣遣ひて、遽に、然りとはいはざるなり、國中の人、皆、賢なりといはば、先、之を察して、或は、其の昔の言を聞き、或は其の者の行を見て、眞實に、其の賢あるを見て、然る後に、之を進め用ふるやうすへきものに候ふ、又、人を退くる上にて、その通りにて、左右近侍の臣、此の者は、用ひられてはならぬ、と申し候ふとも、或は、人を擠排するにあらずやと、心使ひて、御聽き入れになりてはならぬことあり、諸大夫達、皆、之は用ふべからずといふとも、或は、私に、毀るにはあらずやと思ひて、聽き入るべからざるものなり、國中の人、皆之は、用ひてはならぬものに候

ふといひて、然る後に、充分注意して見て、或は、其の心掛けを探りて見、或はその行事を考へて見て、全く其の不賢ある者に、相違なきとの見極めのつきたる後に、之を去るべきものに候ふ、かくすれば、不賢あるものの、容易に進むといふことはなきものに候ふ、されば、人を用舎するは、徧く人人の意見を訪ひ、尙、自今にも充分の精察を遂げたる上にて、始めて、用舎することの大切なるものに候ふとなり

左右皆曰可殺勿聽、諸大夫皆曰可殺勿聽、國人皆曰可殺、然後察之、見可殺焉然後殺之、故曰國人殺之也

(釋義) まは、殊に、之を用舎する上のみならず、刑を用ふる上につきても、亦、その通りあり、若、此に人あらんに、左右近侍の士、皆、殺すべしといふども、御聽き入れあるべからず、朝廷中の諸大夫、皆、殺すべしといふども、御聽き入れあるべからず、國中の人、皆、殺すべしと、異口同音に、口ひ立つるによりて、始めて、その公論あるを認め、然る後に、尙、又、之を充分に觀察したる後、眞に、其の罪の殺すべきを見る、然る後に、従ひて、之を殺すべし、是、その之を殺すや、一己の私意に出せずして、國人の公論に出づると申すものに候ふ、故よ、國人之を殺すとは申し候ふあり

如此然後、可以爲己父母

(釋義) その用ふるも、含つるも、刑するも、惟、公議輿論に決するまど、かくの如くなれば、民の好む所は、之を好み、民の惡む所は、之を惡むといふものにて、かくして後に、人民の父母とあることを、

○齊宣王問曰、湯放桀、武王伐紂、有諸、孟子對曰、於傳有之

(字解) 湯は、殷の初王成湯あり○桀は、夏の桀王にして、湯の君あり○武王は、周の武王あり○紂は、殷の紂王にして、武王の君あり○傳は、書經あり、全書に、成湯桀を南巢に放つとあり

(釋義) 齊の宣王、孟子に問ひて曰はく、世に傳ふ、殷の湯王、其の君夏の桀王を、南巢に放ち、周の武王、其の君殷の紂王を、牧野に伐ちぬとあるが、此の事、實際之ありたるものにかと、孟子對へて曰はく、あは、書經といへる書物にも、相見わたるまどに候ふとあり

曰、臣弑其君、可乎

(字解) 臣は、湯王と、武王とを指し、君は、桀と、紂とを指せり○可乎とは、理の上に於て、可なりやとの意あり

(釋義) 宣王、又、孟子に問ひて曰はく、桀と紂とは、暴と雖も、君あり、湯と武王とは、聖ありといへども、臣なり、それ臣として、其の君を殺すまとは、道理の上に於て、然るべきことありやとあり

曰、賊仁者謂之賊、賊義者謂之殘、殘賊之人、謂之一夫、聞誅一夫、紂矣、未聞弑君也

(字解) 賊は、そこかふと訓む、害あり、凶暴淫虐にして、天理を滅ぼせるあり○殘は、傷ふあり、道理を顛倒し、善倫を傷ひ敗れるなり○一夫とは、衆人背叛するが故に、君たりと雖も、その實、一人の匹

夫に同じければあり、されば、書經にも、獨夫紂といへり

(釋義) 孟子對へて曰はく、君臣の大分は、越ゆべきものあらざるあり、但し、殷の湯王と、周の武王とに至りては天命を奉じて、暴君を伐ちたるものにして、彼の後世、兵を興こして、順を犯せるものは、日を同じうして語るべからず。思ふよ、天の民を生ずるや、之か君を立てて、之をして、仁義の道を盡くさしめて、斯の民の主とあさしむるあり、然るよ、惟、仁を害するの人は、その心を存するまど、凶暴にして、天理を滅絶するが故に、之を賊といひ、義を害するの人は、其の行ふ所、道理を顛倒し、彝倫を傷敗するが故に、之を殘と申し候ふ、かく殘賊の人は、天命已に去り、人心既に離るるが故に、名は君王たりといふとも、その實之を獨夫といひ、天下の主とあさしむるものを待ざるものに候へば、臣、周の武王が、一夫紂を誅しぬといふことは、豫、聞きつれど、いまだ其の君を弑害せりといふまどは、聞き及ばざる所に候ふ、されば、武王の事蹟を觀ても、湯王か君を弑せざりしことも、明かある事實と考へられ候ふ、如何で君を弑し奉るが如きことあらんとあり

○孟子見齊宣王曰、爲巨室、則必使工師求大木、工師得大木、則喜以爲能勝其任也、匠人斲而小之、則王怒以爲不勝其任矣、夫人幼而學之、壯而欲行之、王曰姑舍、女所學、而從我、則何如、

(字解) 巨室の巨は、大よて大なる宮殿なり○爲は、つくりと訓む建築するなり○工師は大工の棟梁なり○斲其任の勝は、たよと訓む、巨室を作るの任に堪ふるなり○匠人は、大工なり○斲は、音たく、

けづると訓む、創斷するなり○學之の之の字、聖賢の道をあり○壯三十を壯といふ、血氣盛ある年齢なり○姑は、且に同じ、兎も角もの意なり

(釋義) 孟子齊の宣王の、賢に任じ、治を圖ること能はざるを以て、一日謁見して、王に諷して曰はく、人君の賢者を任用して、國家を治むることは、たとへば、木を以て、家を作るか如し、されば、大王、若、大宮殿を營作し給はんとあらば、大木を用ふるよあらずば、宜しからざるが故に、必、大工の棟梁をして、種々手を盡くして、之を採擇せしむべし、若、工師にして、大木を探し得たるときは、大王必ず欣然として喜ばれて、工師よく大宮殿を營作するの任に勝へたりとなさん、倘、大工にして、誤りて、斧斤を加へて、創斷して、短小にすれば、大王には、必ず慨然として怒りて、折角の美材を損じ壞りて、大宮殿を作るの任に勝へずとせん、それ、人國家の棟梁と爲らんが爲めに、其の幼あるに當たりて、書物を誦讀講明し、その學ふ所は、皆、是、聖賢の道理、帝王の事功にして、血氣盛ある時に及びて、盛時に遭ひ、良主に遇へば、一々之を實地に施行して、その學びたる所に、負かさらんことを、欲するものあり、然るに、大王には、大に用ひて、其の材を盡くさしむることを、思召されずして、兎も角も、汝が是まで學びつることを差置きて、我が好める所よ從ふべしといはれ、賢人の學べる所、甚、大なるを、顧みて、之を小よせんと欲せられれば、如何あるべき、是、巨室を爲ると顛倒したるまどあり

今有璞玉於此、雖萬鎰、必使玉人彫琢之、至於治國家、則曰姑舍女所學而從我、則何以異於教玉人彫琢玉哉

(字解) 璞玉の璞は、音はく、玉の石中にありて、未彫琢を経ざる者にして、あらたまといふ。○鑑は音
かん、一鑑は、二十兩あれば、百鑑は二千兩あり。○玉人は、玉を彫琢する工人なり。○彫琢の彫は、はる
なり、琢はうつあり、玉を治めて飾ることなり。

(釋義) それ、賢に任すること、其の小あらんことを欲せば、是、國家を愛せずといふものなり、今、此
に琢かざるの玉ありとせんに、國家に對すれば、半文錢にも値せざる、萬鑑の少きといへども、自ら治
めずして、必、玉を治むるに勝へたる、玉工をして、之を治め飾らしめん、是、己の玉を治むること能は
ずして、玉人の玉を治むるを、能くするを知ればあり、今、國家を治むるに至りては、之を萬鑑の玉に
比すれば、其の重きこと莫大なり、而して、賢者の國家を治むるに慣れたることは、なほ、玉人の能く
玉を治むると、一般なるが故に、國家を治むるも亦、之を賢者に付すること可なり、然るに、今、
姑く、汝の學びたる所を捨てて、我が好む所に從へといはれれば、何ぞ、玉工に、玉を彫琢するは、か
くの如きものぞとて、手をとりて教ふると、異ありたることのあるべき、かかれれば、是、萬乗の國を愛
すること、萬鑑の玉を愛するに、及ばざるものとやいふべき、大王にも、亦、之を思はれ候はざるかと
り

○齊人伐燕勝之

(釋義) 昔、燕王の子噲といふもの、其の相、子之を信じたるの餘り、王位を、子之に譲りければ、燕の
民之に叛き、國大に亂れぬ、齊人その亂を機として、軍を興こして、燕を伐ちて、遂に、大勝利を得たり
きとあり

宣王問曰、或謂寡人勿取、或謂寡人取之、以萬乘之國、伐萬乘之國、五旬而舉、
之、人力不至於此、不取必有天殃、取之何如、

(字解) 天殃は、天より災難を下すあり

(釋義) 宣王孟子に問ひて曰はれけるは、燕國既に破れて、其の土地と人民とは、吾が物となるべき
筈あり、然るに、或は、利貪るべからざるを以て、拙者に、之を取ること宜しからずといへるもあれば、
或は、時は、失ふべからざるが故に、拙者に、之を吾が物とせよといへるもあり、借、齊と燕とは、共に、
萬乗の國あり、今、齊の萬乗を以て、燕の萬乗を伐ちしに、其の勢の匹敵するにも拘はらず、僅に、五十
日にして、悉皆、之を取り盡くしたり、よりて熟考するに、徒に、將卒の人力を恃みたるのみにては、遠
に、かかる好結果は、得られざるものにて、是、乃ち天意あり、然るに、今、之を取ることおからんには、
是、天命と逆ふといふものあり、天に逆ふときは、必ず天の禍あるべし、故に、天の意に順ひて、燕を取
りて、我が物とせんと欲す、先生には、如何思はるぞとあり

孟子對曰、取之而燕民悅則取之、古之人有行之者、武王是也、取之而燕民可不
悅則勿取、古之人有行之者、文王是也

(字解) 取之は、燕を取るなり。○武王の十三年、殷の紂王を伐ちて、天下を有ちたりき。○文王は、殷の
紂王の世に、西伯とあり、天下を三分して、其の二を所有したりしかと、遂に、天下を我が物とせざり
き

(釋義) 孟子對へて曰はれけるは、天意人心の在る所、見易く、知り易し、故に、大王、若、燕を取らんと思召されは、之を人民の心によりて、決し給ふへし、誠に、燕を取りて、燕の民悦びきは、これ、天意之によりてトすへきか故に、民心に順ひて、之を取り給ふべし、古の人にして、之を實行せるものあり、周の武王乃ち之にして、武王は殷紂を伐ちて、遂に天下を有ち候ふ、これ、紂の惡、天下に暴露して、民周に歸すればなり、若、燕を取りて、燕の民悦はすんは、是、天命未だ燕の運命を絶たざるか故に、其民心に順ひて、取られざるやせらるへし、是、又、古の人に、之を實行せるもの候ふ、周の文王乃ち之なり、蓋、文王の時、紂王の惡、未だ盛ならずして、人心亦は殷を慕ふか故に、文王天下を三分して、殷を有てども、未だ之を取るへからざるを知りて、取ることせざりき、されは、燕を取ると否とは、一に民心の向背よりて決し給ふへし、何でふ、衆論の紛々に、惑はされ給ふことを、爲すべきとあり、以萬乘之國、伐萬乘之國、簞食壺漿、以迎王師、豈有他哉、避水火也、如水益深、如火益熱、亦運而已矣

(字解) 萬乘の國は、古は、天子の國ありしかと、後、諸侯攻伐を事とし、遂に、萬乘の力を蓄ふるものあるに至りしかり、上の萬乘は、齊を指し、下の萬乘は、燕を指す○簞食の簞は、音たん、食は音し、簞は竹にて作りたる器にて、食は飯あり○壺漿の壺は、音こ、つばあり、漿は、釋名に曰はく、水あり、飲ありと、或は曰はく、酒なりと、今、釋名に従ふ○水火とは、燕の暴虐に苦むこと、水火の中にあるが如し○如水益深云云は、齊の暴虐なること、燕よりも、更に甚しとの意なり○運而已とは、朱子曰はく、

先に齊に救を望みたるに、齊の暴虐、又、一層甚しくんば、又、方向を轉じて、他人に救を求めんとするをいふ、中井履軒翁曰はく、禍運また運りて、齊に至るをいふと、此の説従ふべし

(釋義) 孟子曰はく、それ、天命を知らんと欲せば、固よりまさに、人心を觀るへし、人心を得んと欲せば、又、まさに、仁政を施すべきものに候ふ、今、王は、萬乘の國を以て、燕の萬乘の國を伐ちぬるに、燕の民、王の師の來たれるを聞き、簞に飯を入れ、壺に漿を入れて、大王の師を迎へて、勞ひ奉れるは、彼等、豈、他の心あらんや、特に、燕の政の暴虐ある、恰も、水火の中にあるが如きを以ての故に、之を避けんとて、救を王に求めけるなり、されば、大王には、正に宜しく、民心に順ひて、仁政を以て、之を救ふべきこと、然る可きことに候ふ、然るに、若しも水の深きこと、益、深く、水の熱きこと、益、熱きか如く、其の暴虐をして、燕に比べて、更に甚しからしめは、彼等、又、他に向かひて、救を求め、燕の禍運は、忽ちに變じて、齊國に移らんことと存せられぬ、故に、王、若、燕を取り給はんとあらば、民を安する所以を、求め給ふべしとあり

○齊人伐燕取之、諸侯將謀救燕、宣王曰、諸侯多謀、伐寡人者、何以待之、孟子對曰、臣聞、七十里爲政於天下者、湯是也、未聞、以千里畏人者也

(字解) 諸侯は、列國の諸侯、相約して、燕を救はんとせるなり○何以待之は、如何なる策を以て、諸侯に接せんとの意あり○七十里とは、四方七十里の領地にして、中國の諸侯あり○千里畏人は、齊王を指せり

(釋義) 齊人、孟子の言を用ひずして、燕を伐ちて、勝に乗して、之を所領したりき、是に於て、列國の諸侯相約して、兵を起し、將に齊を伐ちて、燕を救はんことを謀りければ、齊王恐れて曰はく、寡人か燕を取りしにより、諸侯多く、兵を擧げて、來り攻めんことを謀れる趣あり、勢、此に至れる上は、如何なる策を以て、之に接すべきかと、王の間、甚、畏懼の狀見ゆれば、孟子對へて曰はく、臣承るに、古の王國、四方僅に七十里の小國より起りて、遂に、政を天下に行ひしものありと、こは殷の湯王に候ふ、今、齊國は、四方千里の大國にてありながら、諸侯來たり、攻めんことを畏れらる、是、千里を以て、人を畏るといふものにて、かかる例は、臣いまた承り及ばざる所に候ふ、大王には、御反省ありて然るべしとなり

書曰湯一征自葛始天下信之東面而征西夷怨南面而征北狄怨曰奚爲後我民望之若大旱之望雲霓也歸市者不止耕者不變誅其君而弔其民若時雨降民大悅書曰後我后後來其蘇

(字解) 書曰は、兩者共に、書經の、商書仲虺之語の文あり、今日の書經の文とは、異かれり○一征の一は、はじめてと訓む、初に同じ、征は、征伐するなり○葛は、國の名、葛伯祭らざる事、既に前に見えたり○信之とは、湯王の志、人民の苦を救ふにありて、暴を爲さざるを、信用せるなり○奚爲は、なんすれどと訓む、如何してなり○後とは、後廻にするなり○望之とは、湯王の來たるを、待ち設くるなり○大旱は、大日照かり○雲霓の霓は、虹あり、永く雨降りたる後、虹東に見るれば晴れ、晴るるま

と久しくして、西方に見ゆれば、雨降るなり○歸市者は、商人をいふ○耕者は、農民なり○不變は、變動せざるにて、うごとくと訓む○其君は、暴虐ある君なり○其民は、暴虐ある君の下にある人民なり○弔は、撫て安するなり○時雨の降は、甘雨時に應じて降るなり○後とは、まづと訓む、待に同じ○我后の后は、君に同じきみと訓む、湯を指す○蘇は、よみがへるまゝにて、復生の義とす

(釋義) されば、書經にも、殷の湯王、七十里の地を以て、政を天下に爲したる例を掲げ候ふ、其の言に曰はく、葛伯無道かりしかば、湯の初めて征伐を爲せるは、葛より着手したりき、然るに、天下、皆、湯の志、民を救ふにあるを信じ、是によりて、東に向ひて征すれば、西夷の人怨み、西に向ひて征伐すれば、北狄の人怨みて曰はく、我等が、暴君の害を受くるは、一般あるに、湯王には、何爲すして、先、來たりて、我が方を征伐し給はざると、書經の言によりて、之を觀れば、湯か未だ征せざる國の、王師の來たるを望めるふと、恰も、大日照の時に、雲雨の出で、雨を降らす虹の、空に見ゆんことを望むが如くにして、之を望むの切なること、かくの如きものなり、然るに、王師既に至れば、商人は、各、市場に安して、交易して止まず、農民は、各、野に安じて、動かさず、但、其の罪あるの君を誅戮して、其の罪あるの民を撫安すること、大日照の後に、甘雨の時に應じて、降るが如く、民、皆、大に悦びあへり、書經に、又、曰はく、吾か君の來たり救はるるを待つ、吾か君にして、一たび來たらねば、我々人民共は、復生せんとあり、民の悦べるまど、かくの如きに至れり、され、湯の七十里を以てして、政を天下に爲せりと、いふものに候ふとなり

今燕虐其民王往而征之民以爲將拯己於水火之中也簞食壺漿以迎王師若

殺其父兄、係累其子弟、毀其宗廟、遷其重器、如之何、其可也、天下固畏齊之彊也、今又倍地而不行仁政、是動天下之兵也

(字解) 係は昔じよう、すくふと訓む、救に同じ○父兄は、民の父兄なり○係累は、捕縛するあり○其子弟は、民の子弟なり○毀は、破壊するなり○宗廟は、民の祖先の廟あり○遷は、燕に運搬するあり○重器は、珍寶の器あり○畏は、忌み憚るあり○倍地は、燕の地を取る、おれ齊從來の地に倍するなり○動は、鼓動し招くあり

(釋義) 今日燕は、其の人民を暴虐ある取扱を爲せり、故に、王軍勢を興こし、往きて其の罪を伐ち正さる、されば、燕の人民、王を以て、將に吾々を水火の苦しみの中より、救ひ出たし呉れんとするなりと思へば、竹器に飯を入れ、壺に飲物を入れて、大王の軍勢を慰勞し奉りたるなれ、大王もし、湯王か暴君の罪を伐ちて、その民を撫安したる、處爲に倣ひ給は、燕人大に悦びて、其の極、政を天下に爲し給ふに至るべし、然るを、若、之に反して、其の父兄を殺し、其の子弟を束縛して、其の祖先の宗廟を破壊し、其の珍奇の寶物を、燕に運搬し、燕の人民をして、大に失望せしめ給ひなば、之を如何して可あるべき、夫、天下の諸侯、固より已に齊の強大なるおどを忌み憚りて、力を併せて、之を圖らんとすれども、未だ、この乗すべき隙なきに苦しめるのみ、然るに、今、燕の地を併せ取りて、從來の地に一倍しながら、又、仁政を施して、燕民の望に副ふおど能はずんば、諸侯の忌憚を招くまゝと、一層甚しくありて、果ては、天下の大兵を招きて、伐たるゝに至り候はんとなり

王速出令、反其旄倪、止其重器、謀於燕衆、置君而後去之、則猶可及止也

(字解) 出令は、號令を發するなり○反は、燕に還らしむるあり○其旄倪、其は燕あり、旄は悉に同じ、老人あり、倪は、音げい、小兒あり、乃、燕の捕虜なり○止其重器とは、いまだ、齊を持ち來たらざる重器を、燕に止どめ置くなり○燕衆は、燕の群臣あり○置君とは、賢者を擇ひて、之が君とするなり○去之とは、兵を撤して、燕を立ち退くあり○及止とは、中止するあり

(釋義) されば、此の上は、大王早速に、號令を御發しに相成りて、燕の捕虜たる老人小兒を、燕に放還し、未、齊に持ち運ばざる珍奇の器を、燕に止め置きて、燕の群臣と相談し、然るべき賢者を擇びて、之が君とあして、然る後に、燕の國を御引上げに相成り候はんには、尙、まだ天下の兵を中止することを得べきと、存せられ候ふとなり

鄒與魯開、穆公問曰、吾有司死者三十三人、而民莫之死也、誅之、則不可勝誅、不誅、則疾視其長上之死、而不救、如之何、則可也

(字解) 鄒は、もと魯の附庸たりし國あり○開は、音こう、たたかふと訓む、開に同じ○穆公は、鄒の君あり○有司は、官吏なり○不可勝誅は、人衆くして、誅しきれざるなり○疾視は、にくむと訓む、朱子の曰はく、疾み怒りて視るなりと、此の中、愉快ありとするの意を含めり○長上は、有司を指す

(釋義) 鄒人と魯人と戦を開けるに、鄒は魯に敗られぬ、鄒の穆公孟子に問ひけるは、此の度の戦に於て、吾か官吏の、敵に趨きて、討死にせるもの、三十三人の多きは違したりしかども、人民は、一向

よ、討死にせるものあり、誠に、怪しかる奴なれば、之を誅せんと思へど、之を誅すれば、其の人数の多くして、容易くは、誅すべくもあらず、さりとて、之を捨て置きなば、其の目上の人人の討死するを、疾み怒り視て、更に救はんとせざるべし、就いては、之か處分法に窮せるが、如何したらんには、可ならんかどて、孟子の意見を問へり

孟子對曰、凶年饑歲、君之民、老弱轉乎溝壑、壯者散而之四方者、幾千人矣、而君之倉廩實、府庫充、有司莫以告、是上慢而殘下也、曾子曰、戒之、戒之、出乎爾者、反乎爾者也、夫民今而後得反之也、君無尤焉

(字解) 轉乎溝壑は、飢餓し、展轉して、溝壑に倒れ死ぬるあり、壑は、溝なり○之四方、之はゆくといひ、東奔西走するあり○幾千人は、何千人といふを知らず、幾をほとんど訓む、殆に同じとの説あれど、如何あるべき○倉廩は、米倉あり、實は、みつと訓む、盈つるあり○府庫は、貨財を入るる倉なり、充は、塞がるあり○無告は、その困難を申立て、賑ふことなきあり○上慢の上は、有司をいひ、慢は、驕るあり○賤下は、人民を殘虐するなり○曾子は、孔子の弟子にして、德行に厚き人なり○反乎爾の反は、返報するあり○無尤は、どがひと訓む、過かり、無尤の無は、毋に同じ、おかれと訓む

(釋義) 孟子對へて曰はく、人民の有司の、死を疾み視るものは、由ありて然るあり、そは如何といふに、蓋、凶年飢歲には、君の民は、老人小兒の身體虛弱にして、轉移するふと能はざるものは、飢餓すれば、展轉して、溝壑に身を投げて死し、血氣盛る者は、他邦に食を求め、四方に散し走る者は、その

數幾千人あるを知らざるあり、此の時、人人すべて救を上を望まざるはなし、然るに、君の倉廩餘粟あり、君の府庫には、餘饒あれども、君の有司、曾、之を君に申上げて、財を散し、粟を發して、人民を賑はし救ふふとせざるあり、是、君の有司暴慢にして、救はずして、下民を殘虐すと申すものに候ふ、かく上既に下を殘虐したる上は、その下また其の上を疾み怨まざるものあらん、故に、先哲曾子の曰はれけるふとあり、民の上となるものは、まさに、之を戒め、之を戒むべきふとぞよ、その身より出でたるものは、やがて、その身に返報あるものありとありけるが、此の言に由りて、觀れば、君の有司、平日民の死を視て、救はざるか故に、民も、亦、有司の死を見て、救はざるものに候へば、今日にして後に、有司より出たせる者は、之を有司に返報するふとを得たりとゆふものに候へば、何てふ、之を奇怪に、思召さるるふとの候はんとなり

君行仁政、斯民親其上、死其長矣

(字解) 上は、君を指し、長は、有司を指せるあり

(釋義) 之によりて、之を觀れば、民の有司を救はざるは、有司の民を恤へざるより出でたるものに、して、有司の民を恤へざるは、君の仁政を行はせられざるより出でたるものあり、故に、君、若、自ら觀みて、仁政を舉行して、其の飢寒を恤へ、其の疾苦を救ひ給はば、君の有司、皆、君の心を體して、各、その民を愛すべく、有司既ふ、其の民を愛せば、自然に情義にからまれて、其の君を愛戴して忘れず、其の長の爲めに死に、軀を捐て、後悔かあるべし、何てふ、其の長上の死を疾み視て、救はざるふとあるべき、君まさに、己に反りみて、民を尤め責めらるるやうの、ふとあるべからずとあり

○滕文公問曰、滕小國也、問於齊楚、事齊乎、事楚乎、

(字解) 滕とは、國の名にして、文公は、當時の賢君あり○問は、はさまると訓む、挟まれ居るあり

(釋義) 滕の文公、孟子に尋ねて曰はく、我か滕は、小國あり、然るも、齊楚の二大國の間に挟まれ居て、其の分、まさに事ふべき筈なれど、兩方に兼ね事ふるを得べからず、就いては、その中にて、何れをか擇びて、事へんと思ふが、齊に事へんか、抑、また、楚に事へんか、何れに托したる方、我が國の安固を謀るに足るべき、先生には、幸に我かために、御計畫ありたしとあり

孟子對曰、是謀非吾所能及也、無已則有一焉、鑿斯池也、築斯城也、與民守之、救死而民弗去、則是可爲也

(字解) 非所能及とは、我か考の及ぶ所にあらずとあり○無已は、言へどの仰せにて、已ますんばとの意あり○有一は、一策あり○鑿は、はると訓む、穿つあり○池は、城隍なり○效死の效は、いたすと訓む、一命を差出すあり○弗去は、城を立退くあり○可爲は、理の上に於て爲すべきあり

(釋義) 孟子對へて曰ひけるは、齊に事ふれば、楚に怒られ、楚に事ふれば、齊に怒らるるが故に、此の謀は、私等の、よく及ぶべき所にあらず候ふ、されど、若、必、私の申上げんことを、御望になりて、已ますんば、此に一策の之あり候ふ、そは他なし、惟、自、守るより外は、之を高く候ふ、それ、城を高くし、池を深くするは、國を守る所以に候へば、斯の池を深くし、斯の城を築かれ、其の人民を率ひて、固く之を守りて、一朝變故に遇ひ、君一命をささるものにして、國を守り給ふに當たりては、之か民たるも候ふとなり

○滕文公問曰、齊人將築薛、吾甚恐、如之何則可

(字解) 薛は、國の名として、滕に近し、齊其の地を取りて、之に城を築けり○甚恐は、齊の漸を以て、己に逼らんことを、氣遣へるなり

(釋義) 滕の文公、孟子に尋ねけるは、滕と薛とは、同じく、齊の西境に處る國あり、然るに、今、齊薛の地を取りて、城を築かんとしつあり、それ薛にして、亡びなば、滕の勢、益、孤弱となり、齊の侵畧、益、甚しからんとす、よれ誠に、危急存亡の秋あり、拙者、甚、之を氣遣へるが、如何なる方法を爲さば、宜しからん、先生の御明説を、仰がんと存するなりとあり

孟子對曰、昔者大王居邠、狄人侵之、去之岐山之下、居焉、非擇而取之、不得已也

(字解) 大王の事、前に出づ○邠音ひん、幽に同じ、地の名あり○狄人は、北狄の夷人あり○之は、ゆくと訓む、往なり○非擇而取之とは、岐山の下、の美あるをば、擇びて取れるにはあらず、倉皇の間に遷り來たりしありとあり

(釋義) 孟子對へて曰はれけるは、敵國外患は、古より、之あるものに候へば、必ずしも、君公の御身

の上のみにはあらず候ふ、昔、周の先代古公亶父といへるは、邠の土地に住居したりけるに、北狄と隣れりしかば、狄人時々來たりて、侵し擾せり、然るに、大王は、力微にして、之を防ぐふと能はずして、遂に、邠の地を棄てて、立ち去りて、岐山の下に到りて、之に住居したりき、又は、倉皇て、遷りたるものにして、邠の地は、岐山の下より惡しきが故に、その美き方を擇びて、取りたるにはあらず、思ふに、亦、如何ともすべきふとならざるが故に、遷りて振り方をつけたるまでに候ふ

苟爲善、後世子孫必有王者矣、君子創業垂統、爲可繼也、若夫成功則天也、君如彼何哉、彊爲善而已矣

(字解) 爲善とは、徳を修め、仁を行ふをいふ○創業とは、基業を前に始むるあり、創は、はじむと訓む○垂統とは、統緒を、後世に垂るるなり○爲可繼とは、子孫の繼ぎて行ふべきやうするなり○功成は、一統の功を成就するなり○天也は、天理の當然ありとの意あり○彼は、齊を指せるあり○彊は、つとめてと訓む、勉強の意あり

(釋義) それ、大王が岐に遷れるは、もと、一時難を避けんの意に出でたれども、後世王者の業は、實に、此に基せるものは、畢竟、大王の善を爲せるの結果といふべし、故に、君たるものをして、其の徳を修め、仁を行ふふと、大王の爲せる所の如くからしめば、暫時、國を失なひたりども、後世子孫の中に、必ず、王者あるふと、周家の如きふとあらんと存せられ候ふ、さりながら、善を爲して、之が善報を得るふとは、固より、天理の自然にして、君子の本心にはあらざるものに候ふ、凡そ君子の、基業を前

に始めて、統緒を後垂るるや、唯、その爲すべき所を爲して、後世の子孫をして、繼ぎて行ふべからしむるにあるのみに候ふ、若、それ興起して、一統の功を成就するか如きに至りては、天の助力し給ふ所にして、人力を以て、必ずべきものには、之をく候ふ、今日齊は強くして、滕は弱ければ、其の勢、固より、敵すべくもあらず、故に、君、之を如何ども爲し給ふべき様なし、唯、此の上は、御勉強ありて、大王の爲せる所に、従はせられんのみ候ふ、此の外は、私共の考の、よく及ぶべきには候はずとあり

○滕文公問曰、滕小國也、竭力以事大國、則不得免焉、如之何則可、孟子對曰、昔大王居邠、狄人侵之、事之以皮幣、不得免焉、事之以犬馬、不得免焉、事之以珠玉、不得免焉、乃屬其耆老而告之曰、狄人之所欲者、吾土地也、吾聞之也、君子不以其所以養人者害人、二三子何患乎無君、我將去之、去邠踰梁山、邑于岐山之下、居焉、邠人曰、仁人也、不可失也、從之者如歸市

(字解) 竭力の竭は、つくすと訓む、盡力あり○大國は、齊楚をいふ○不得免は、侵凌の患を免るるを得ざるなり○事之は、狄人に奉事するなり○皮幣の皮は、虎豹麋鹿の皮あり、幣は帛あり○屬は、あつむと訓む、會あり○耆老は、邠の中の老人輩あり○告之の告は、説諭するなり○所以養人者、土地は、本、物を生茂して、人を養ふものあり、乃、土地をいふ○害人、此の土地を争ふが爲めに、人を戦はしめて、害するをいふ○二三子は、耆老を指していふ、汝等といふに同じ○去之は、邠の地を立退くなり○邑とは、居邑あり○仁人は、大王の平日の恩に感して之を仁人といふあり○不可失とは、此の人を舍

てはならじとあり、○歸市とは、多人數の先を争ひて市に行くをいふ

(釋義) 滕の文公、孟子に尋ねけるは、我が滕國は、誠に弱小の國にして、今や齊楚の大國に介されぬれば、種々に、手を盡くして、之に奉事すといへども、侵凌の患あるを免れざるが、如何致しかば、此の難を免るるふとを得べきかどありければ、孟子對へけるは、昔、周の大王の邠國に居られし折に、北狄の人、時に來たりて、之を侵畧したりければ、初は之に事ふるに、獸皮又は、滑帛の類を以てしたりしかども、その侵凌を免れず、よりて、更に之に奉事するに、犬馬を以てしたりしかども、是、亦、免るるふとを得べからず、よりて、又、手をかへて、之に奉事するに、珠玉を以てしたりしかども、ふれ、又、免るるふとを得ずして、彼は、飽くまでも、其の國を取りて後に、已まんとの決心なりしかば、大王今は是までありと決心して、やがて、國中の老人共を呼び集へて、之に説諭して曰はれけるは、狄人の望める所は、吾が皮幣犬馬珠玉にあらざして、吾が土地にあり、吾、豫て聞く、それ土地は、もと物を生じて、人を養ふがためのものたり、故に、君子は、之を以て争を生じ、戰を爲して、人を害する資に供せずとかいへり、故に、吾も之を爲すは、心に忍びざる所なれば、狄人の望みに任かせて、之を與へ遣はさんと思へり、汝等何でふ、君の地に君を氣遣ふには及ばし、我之より、邠の地を立退かんと思ふとて、別れを告げて、梁山を越えて、岐山の下に來りて、居邑を營みて、之に住みけり、然るに、邠人の、日頃太王の徳に、懷き居れるもの等、相談して曰はく、吾が君は、仁愛ある君にして、又とは、得べからざる君なれば、之を捨て置くに忍びんやとて、吾もくんと、相率ひて、之に従ひ來たりて、岐山の下に遷り來たりて居れるふと、恰も市に往く人の衆くして、先を争へるが如くなりきと、申し候ふ、されは、

土地を失ふと雖も、人民あるふと、もとの如し、ふれ、國を遷して、存を圖る者、固より、一計に候ふとあり

或曰、世守也、非身之所能爲也、効死勿去

(字解) 或曰は、或人の説よれなり○世守とは、土地は、先人より、受くる所にして、世々之を守れるものなりとなり○能爲とは、能く專にするあり

(釋義) 又、或人の説よれば、國家と土地とは、先人より受けたるものにして、世々守るべきものなれば、吾か一身の、能く專にする所のものにはあらざるあり、されば、不幸にして、禍難に遭遇するときは、死ぬる覺悟にて、之を守り、國存すれば、與に存し、國亡ぶれば、與に亡び、之を捨てて、他に去るやうのふとあるべからずといへり、ふれ正しきを守りて、國に徇すといふものにて、又、一つの計ありとなり

君請擇於斯二者

(釋義) それ、此の二つは、大王の處し給ふ所にありては、是、一時の權宜にして、或人の言ふ所は、萬世の正道なれば、君には、此の中、その一を御擇びにざるを、可といはし候ふとあり

○魯平公將出、嬖人臧倉者請曰、他日君出、則必命有司所之、今乘輿已駕矣、有司未知所之、敢請公曰、將見孟子、曰、何哉、君所爲、輕身以先於匹夫者、以爲賢乎、禮義由賢者出、而孟子之後喪、踰前喪、君無見焉、公曰諾

(字解) 魯平公は、魯國の君なり、薨して、平と諡せられき○將出とは、他に行かんとせるあり○嬖人は、平公の愛幸する人なり○臧倉の臧は姓、倉は名あり○他日は、前日なり○命は、仰せ出たすあり○所之は、行く所なり○乘輿は、乗車あり○已駕は、已に支度の調へるあり○敢請は、行かるる所を、請ひ尋ねるあり○先とは、我より先に、禮を加ふるあり○匹夫は、孟子を指せり○禮義由賢者出は、賢者の舉動は、必ず禮を循ひ、作事必ず義に合ふをいふ○後喪は、母の喪あり○前喪は、父の喪あり○禮は、分を越ゆるあり○諾は、承諾の旨を答ふるなり

(釋義) 孟子の門人、樂正子といふもの、魯に仕へて、常に孟子の賢なる旨を、平公に吹聴しければ、孟子一日魯に至りし折、平公をさし往きて、孟子に面會せんとしけり、時に、公の愛幸の臣臧倉といふもの、之を傳へ知りて、故に、請ひ尋ねて曰はく、人君の御舉動は、至りて重く、しくするものあり、されバ、君前日、他に行き給はせらるる折には、必、此の旨を、其の係の役員に、仰せ出たさるる慣なりき、然るに、今日は、君の御車、既に御支度も調へるに、其の係の者は、未、行き給ふ所を知り申さず、是は、常に異なりたる成され方に候ふが、敢、此の旨を請ひ申すありとありければ、平公答へて曰はく、今日は、之より、孟子の許を尋ねて、面會せんと思ふなりとあれば、臧倉遂に、此の機に乗じて、邪魔をなして曰はく、吾が君は、千乗の尊に御座し、孟子は、一の匹夫に過ぎず候ふ、然るに、君の爲し給ふ所は、御身を輕じて、先、此よりて、禮を匹夫に加へ給はんとするは、何ぞや、ふは、必竟、孟子を以て、賢かりとかし給へはあるべし、それ、賢者の舉動は、必、禮に循ひて、作事は、必、義に合ふものにて、禮義は、必、賢者より出づるものあり、然るに、臣の承る所によれば、孟子か後に行ひし母の喪は、前に

行ひし父の喪に比して、分を踰へて、頗、鄭重を極めたりと申すものに候ふ、かかる禮義の大道を知らざるものは、如何で、賢者となすを得まじと、存せられ候ふ、されは、君王には、身を輕じ往きて、御面會あらせらるるふとは、御思止まり遊はされ候ひては、如何と、語巧みに、説きければ、平公は感はされて、承諾の旨を答へて、面會せざりきとあり

樂正子入見曰、君奚爲不見孟軻也、曰、或告寡人曰、孟子之後喪、踰前喪、是以不往見也、曰、何哉、君所謂踰者、前以士、後以大夫、前以三鼎、後以五鼎、與、曰、否、謂棺槨衣衾之美也、曰、非所謂踰也、貧富不同也

(字解) 樂正子は、孟子の門人なり○入見は、景公になり○奚爲は、あんすれぞと訓む○或は、暗に臧倉を指す○三鼎は、士の祭の禮あり○五鼎は、大夫の祭の禮あり○棺槨、内あるを棺といひ、之を掩ふを槨といふ○衣衾は、死人に着する衣類なり

(釋義) 樂正子乃ち入りて、平公に見えて曰ひけるは、君には、先に孟軻に御面會あらせられんとせられしに、今、何か故に、中止して、之に御面會あらせられざるとあれば、平公の曰はく、初め、吾、孟子の賢あるを慕ひて、面會せんと思ひたりき、然るに、人あり、余に告げて曰はく、孟子の後にせる母の喪は、前にせる父の喪よりも、踰えたりとの事なり、それ父母は、一体の人なれば、孰れを厚く、孰れを薄くするふとやあるべき、然るに、母を厚くし、父を薄くするは、禮義を知らざるものにして、之を賢とはいふべからず、故に、面會に往かざりしありとありき、樂正子曰はく、唯今、君には後の喪は、前の

喪より贈ゆと、仰せられしかと、何を指して、しか宜ふにか、其の前には、士の禮を以て、父を葬り、後には、大夫の禮を以て母を葬り、前には、士の祭禮たる三鼎を以て、父を祭り、後には、大夫の祭禮たる五鼎を以て、母を祭りたるの二事を仰せらるるにかと問ひかけたり、平公の曰はく、子の贈ぬたりといへるは、之をいふにはあらず、其の母を葬るの衣衾棺槨の美なるふと、其の父の時に過ぎたるをいふあり、蓋、禮數の厚薄は、朝廷の名分にして、固より、強ひて同じうすべからずして、棺槨衣衾は、人人の自ら盡くす所の者にして、かく厚薄あるか故に、贈ぬたりと爲せるのみと、樂正子曰はく、此は、贈ぬたるにはあらず、唯、貧富同じからざればあり、思ふに、孟子前には、士とありて、家貧しくありし故に、力厚くせんと欲して、能はざりしあり、後には、大夫となりて、家富めり、富めは、力厚きに從ふを得べし、故に、其の親に儉せざるにて、其の厚薄は、家財の有無によりて、爲すものあれば、ふれ、正しく禮義に合へりとするものに候ふ、然るを、君之を賢にあらすとして、御面會あらせられざるは、誠に遺憾ある事に候ふとあり

樂正子見孟子、曰、克告於君、爲來見也、嬖人有臧倉者、沮君、君是以不果來也、曰、行或使之、止或尼之、行止非人所不能也、吾之不遇魯侯、天也、臧氏之子、焉能使之不遇哉、

(字解) 克は、樂正子の名あり○告は、まをすと訓ひ、曰ふあり○沮は、はひと訓ひ、止めて來たらしめざるあり○臧使之、或はありと訓ひ、天の來たらしむるありとの意なり○尼は、とどむと訓ひ、止

に同じ、或尼之とは、天の之を止めて、來たらざらしむるありとの意なり○不遇は、遇ひて用ひられざるあり○臧氏之子は、臧倉を指せるあり

(釋義) かくて、樂正子は、又、孟子に面會して曰はく、私前に、先生の賢あるふとを以て、魯の君に申上げたりに、君私の言を以て、尤ありとせられ、已に車の準備までせられて、先生に御面會に來たらんとせしに、嬖人に、臧倉といふものありて、君を阻みたりしかば、君遂に、來たるふとをし給はざりき、小人の害あるふと、此の如きものに候ふといへは、孟子答へて曰はく、ふは、臧倉の故ならじ、凡ろ人の、遇ひて行くも、或は人の其の賢を稱して、之をして、用ひられ使ひるあり、其の遇はずして、止むも、或は人の其の進むを阻みて、之をして、通せざらしむるものあればあり、かくその行くも、止まるも、人に由るとはいへ、その實、之を主張するものは、天よあるが故に、行くも固より、人の能くせしむる所にあらず、止まるも、人の徒に止むる所にあらず、されば、今、我の魯侯に遇はずして、吾か道を行ふふとを得ざるにつきて、汝、是、臧倉の之を阻めりと思へど、我より之を觀れば、還りて、是、天が天下を平治せんふとを欲せざるか故に、我をして、遇はざらしめたるものなり、彼の臧氏の子は、一の騷人たるに過ぎざれば、如何で、よく我をして、遇はざらしむるふとを得ん、されば、我と子と、亦、天に安すべきのみ、臧倉を責むるには、及ばじとあり

孟子卷之三

公孫丑章句上

篇首に、公孫丑問曰云々の語あるが故に、取りて篇の名としたるふと、猶、梁惠王章句に於けるが如

し、而して、此の篇、上下の二篇に分かれ、此の篇、その上に位せり

公孫丑問曰、夫子當路於齊、管仲、晏子之功、可復許乎

(字解) 公孫丑、姓は孫、名は丑といひ、孟子の門人にして、齊國の人あり○夫子は、孟子をいふ○管

路とは、要路に居て、國の政柄を握れるをいふ○管仲は、齊の大夫にして、名は夷吾といひ、齊の桓公を相けて、霸業を爲さしめたる人あり○晏子は、晏嬰にして、齊の景公に仕ふ、卷の二に詳あり○復許の許は、亦復期するが如し、あててすと訓じ、自、許すとの説あれども、如何あらん、復は、管仲晏子に對していふ○乎は、敢て、必せざるの辭なり

(釋義) 門人公孫丑、孟子に尋ねけるは、吾が先生には、固より、世に立ちて、功業を爲し給ふに、志あるやう存せられぬ、もし、或は、今日要路に當たりて、齊國の政を乘られれば、管仲晏子二人が爲せる功業は、復、自ら期して、前烈を繼がるゝとを、得給ふべきにかとありけり

孟子曰、子誠齊人也、知管仲、晏子而已矣

(釋義) 孟子曰はく、齊人の知る所のものは、管仲と晏子とあるのみ、今、汝も、亦、誠に齊人なるが故に、管仲晏子あるを知るのみにて、之を以て言とせり、如何て、聖賢の學術事功、其の高明偉大あるものと高く、管晏の二子より、出づるものあるを知らんや、との意なり

或問乎曾西曰、吾子與子路孰賢、曾西蹙然曰、吾先子之所長也、曰然則吾子與管仲孰賢、曾西蹙然不悅曰、爾何曾比予於管仲、管仲得君如彼、其專也、行乎國

政如彼、其久也、功烈如彼、其卑也、爾何曾比予於是

(字解) 曾西は、曾子の孫あり、或は曰はく、曾子の子ありと、今日より知るべからず、疑を闕きて可あり○子路も、孔子の門人にて、仲由字を季路といふ○孰賢は、人品孰か勝れるをいふ、○蹙然の蹙は、音しゆく、安心せざるの意、顔色に見はるるあり○先子は、曾子あり○長は、敬ひ畏るゝあり○吾子は、曾西を指す○蹙然は、悦ばざるの意、顔色に見はるるあり○爾は、汝あり、或人をいふ○曾は、すなはちと訓む、則に同じ○得君は、君の信任を受くるあり○彼は、管仲を指す○專は、獨り國政を操れるあり○久は、四十餘年の久しきあり○功烈の烈は、猶、光といはんが如し、其の事蹟の烈然として、顯著なるをいふ○是は、君を得るものと、專の三句を指す

(釋義) 夫、管仲晏子の功業は、固より、聖門の弟子の差つる所なるか故に、昔日或人曾子の孫、曾西に問ひけるは、孔子の門人に、子路といふものありしか、御身と子路とは、人品孰か勝れると思はるるとありしに、曾西安からざる様子して曰はく、子路は、孔門の高足にして、過を聞きて喜び、義を見て行ひ、學問既に正大高明の域に至りたる人にして、吾か先祖曾子の畏敬する所あり、我、如何で、之と比較するふとを得んとありければ、或人、又、問ひけるは、御身既子路に比し給はず、然らば、御身自ら考へらるるに、管仲とは、その人品孰か勝れるとありければ、曾西蹙然として、怒の色を顯はして曰はく、汝、何で、我を以て、管仲如き人物と比較するぞ、今、管仲が事の上につきて曰はんに、すべて、人の功業の大成するを得ざるは、或は君の信任を得ると専からざるに因り、或は政を行ふふと久しからざるに因れるのみ、彼の管仲の、桓公に相とあるや、公心を委ねて、信任しければ、其の君を得るゝ

と、彼の如くに専らあり、又、國柄を握れるふと、四十餘年の久しきに及び、大小の政務、すべて其の手より出でたれば、其の政を行ふとは、彼の如くに、久しきなり、それかくの如く、大抱負あるものは、其の功烈の遠く、其の大あるは、固より然るべきふとあるに、今、管仲の功業を考ふるに、仁義を假りて、覇功を成したるに過ぎざれば、其の功烈彼か如きは、卑劣にして、觀るに足るものなし、然るに、我を以て、君を得るふと、彼か如く専らあるの、管仲に比せんとするか、さても、間違ひたる量見といふべしとあり

曰、管仲曾西之所不爲也、而子爲我願之乎

(字解) 不爲は、上の艶然の語に、就きていへるなり○願は、望むなり、之は管仲を指す

(釋義) 孟子曰はく、今、曾西の言によりて觀れば、管仲か如きは、曾西の爲さんふとを、屑しとせざる所あり、それ曾西と予とは、その道を同じうす、曾西の既に爲さざる所なるを、子如何にして、我か爲めよ、管仲たらんふとを、願望するふとて、痛く公孫丑を抑へぬ

曰、管仲以其君弱、晏子以其君顯、管仲晏子猶不足爲歟

(字解) 以の字、補助するの意あり○顯は、わらはすと訓む、其の名諸侯に著るなり、弱は、功より

ぬひ、顯は名よりいふ

(釋義) 公孫丑、復、辯解して曰はく、管仲は、桓公を相けて、周室を尊び、夷狄を掃蕩して、盟主となりて、諸侯、皆、其の命を仰けり、ふれ其の君をして、よく弱とならしめしものあり、又、晏子は、景公を

相けて、徳政を布き、刑罰を緩くして、内治を修めたりしかば、一時其の賢を稱しき、ふれよく、其の君を以て、その名を顯し、ものあり、二人の功烈かくの如く、灼然たるに、先生には、おほかくても、爲すに足らずと、思召され給へるにかどあり

曰、以齊王、由反手也

(字解) 王は、王業を成すをいふあり○由は、猶に同じ、ごとしと訓む○反手とは、己の手を反覆するが如く、至りて容易あるをいへるあり

(釋義) 孟子曰はく、管仲は、覇功あり、晏子は、名を顯せるの功ありといふども、また、また、其の君をして、王道を行はしむるには至らざりき、然るに、若、我をして、齊の要路に立たしめは、君をして、道を行はしめて、民をして、悉く安からしめ、齊を以て、天下に王と尊さんふと、猶、手の裏を反すか如くあるべし、如何て、彼の二人の如き、卑劣なる行あらんやとなり

曰、若是、則弟子之惑滋甚、且以文王之徳、百年而後崩、猶未洽於天下、武王周公繼之、然後大行、今言王若易、然則文王不足法歟

(字解) 若是は、齊の王となるふと、手を反すか如きをいふ○惑は、疑惑あり○滋は、ますますと訓む、益に同じ○文王は、周のあり○百年、文王は、九十七年にして崩せり、此に百年といへるは、唯、その壽の長さ、位にあるの久しきとを、いへるなり○崩は、天子の死せるをいふ○洽は、あまねしと訓む、徧博の義にて、文王の徳をいふ○武王周公は、文王の子にして、周公は、武王の弟なり○繼之の之

は、文王を指す○大行は、治きをいふ○若易然、然の字、齊の王とあるものと、手を反すか如きを、指せるなり○法は、法則とするあり

(釋義) 唯今、先生には、管晏如きは、爲すに足らずとし給へるは、固より、惑へり、然るを、王となるものと、手を反すか如しと曰ひ給ふ、かくの如くは、弟子の疑滅一層甚しく、相成り候ふ、さて管晏か事は、姑く申さざるべし、且、文王の盛なる徳を以て、又、壽命の長きものと、百年にして後に崩せられたり、されば、其の徳の行き亘れるものは、久まからずとは、せざるに、猶、天下を三分して、其の二を有ちて、天下を取らざるを見れば、其の徳、尙、天下に徧博ならざるかに似たり、その子武王の時に及びて、遂に、天下を平定するを得、周公また禮を制し、樂を作りて、文王の後を繼ぎ、然る後に、教化之に因りて、大に行はれぬ、文王か王たるを致すの難きこと、かくの如きに、先生には、齊を王とするものと、手を反すかやうに易しと申されぬは、文王はあは、師法とし給ふに足らざるものに、候ふかどあり

曰、文王何可當也、由湯至於武丁、賢聖之君六七作、天下歸殷久矣、久則難變也、武丁朝諸侯、有天下、猶運之掌也、紂之去武丁未久也、其故家遺俗流風善政、猶有存者、又有微子微仲王子比干箕子膠鬲、皆賢人也、相與輔相之、故久而後失之也、尺地莫非其有也、一民莫非其臣也、然而文王猶方百里起、是以難也

(字解) 何可當は、徳を以ていへるなり○由は、よりと訓む、自に同じ○湯は、殷の湯王あり○武丁も、殷王の名なり、○六七作、湯より武丁までの間、太甲、太戊、祖乙、盤庚の賢聖の君六七人出でぬと

なり、作はとあると訓む、起なり○歸殷は、殷に歸服せるなり○難變は、人心固結して、急に變じ難きあり○運掌の解、前にあり○紂は、殷の王の名なり、殷は紂王に至りて亡びぬ、武丁の時を去るものと、七世百八年の間なり○故家は、舊臣の家あり○遺俗は、舊民の風俗なり○流風は、修身齊家の化なり○善政は法度紀綱をいふ○微子微仲王子比干箕子は、皆、紂の一族の賢人なり、膠鬲は、同姓の賢人なり○輔相の之の字、紂を指せり○失之の之は、天下なり○其有其臣の、兩其の字、紂を指す

(釋義) 孟子の曰はく、文王の徳は、此の上もなく、盛なれば、吾、如何で、之に當たるものとを得ん、但、文王が王たるまでに至らざりしものは、徳の有無にわらずして、時勢の上より許されざるが故なり、今、その理由を説示さんに、殷は湯王が業を創りてより、武丁の中興せるまで、その間に、太甲太戊祖乙盤庚なきの如き、賢聖の君、凡、六七人程起りて、其の世々の徳澤深く、人民の心に染み亘り、天下の民、殷に歸服せるものと、一朝一夕にわらず、かく久しければ、人心固結して、急に變じ難し、故に、武丁の時に至りては、國運一旦衰へたりしかども、之を振作して、遂に、諸侯を朝せしめて、天下を、復、我が物とするに至りしことは、恰を之を、掌の上に轉するか如くなりき、又、紂と武丁との時を去ることも、僅に、七世百八年の間なれば、未だ久しとはいふべからず、故に、下よりありては、武丁の時の、舊臣の家、武丁の時の、舊民の風俗と、上にありては、修身齊家の化、紀綱法度、尙、存在せるものあるのみかは、又、一族の人人には、微子微仲王子比干箕子あり、異姓の臣は、膠鬲ありて、何れも、皆、賢人共ありき、此の人人、相共に心を同じくし、力を戮せて、紂王を輔けたるか故に、紂王は、無道なる君なりしかども、國急に亡びず、久しきが間を経て、而る後に、天下を失ひたりき、かく紂王の暴虐にて

すら、天下、尙、一統し、一尺の僅なる土地も、殷の所有にあらざるはなく、一の人民も、商の臣下にあらざるを、而して、文王は、僅に、一の諸侯にして、四方百里の土地より起りたるものなるが故に、王となるよとは、かく六つかしきよにてありしなり、ざるを、如何で、文王は、師法とするに足らずといはんやとあり

齊人有言曰雖有智慧不如乘勢雖有鎡基不如待時今時則易然也

(字解) 齊人は、齊人公孫丑に教ふるが故に、特に齊人の口中を借りていふなり○智慧の慧は、智の聽敏にして明察なるものあり○乘勢は、富貴の勢に居るなり○鎡基は、朱子曰はく、耒耜の屬なりと、或は曰はく、大鋤なりと、田地を耕やす器なり○時は、耕種の時をいふ○今時は、今日の時勢なり○易は、やすしと訓む、容易なるなり

(釋義) 孟子、尙、語を續ぎて曰はく、御身は、齊人なれば、齊人の言を以て、之を證すべし、その言に曰はく、事を作すは、智慧にあり、されども、智慧ありとて、爲すべきの勢に附け込むには、如かざるなり、田圃を耕耘するものは、必ず、耒耜を以てす、されど、耒耜ありといふとも、耕種の時を待ちて、力作すべきよは如かざるなりと、此の言によりて考ふれば、天下よ王となるものは、時勢に資るよとを知るを得べし、乃ち今日の時勢の如きは、至りて易くして難きものなり、故に、手を反すが如しとは、いひたるなりとあり

夏后殷周之盛地未有過千里者也而齊有其地矣雞鳴狗吠相聞而達乎四

境而齊有其民矣地不改辟矣民不改聚矣行仁政而王莫之能禦也

(字解) 夏后は、夏の君の代なり、夏后殷周とは、禹湯文武興王の盛時となり○千里は、四方千里あり○雞鳴狗吠相聞とは、人家稠密なるをいふ○達乎四境とは、國都より、四方の國境に届るあり○改辟の改は、更になり、辟はひろくと訓む、闢に同じ、開墾するなり

(釋義) 孟子曰はく、何を以て、其の勢の易きを見るかといふに、夏殷周二代の盛なるや、王畿の地、未だ四方千里に過ぐるものあらざりき、而して、今、齊は、土地、亦、四方千里なれば、固より、其の土地を所有せるなり、且、民家は、稠密にして、鶏の鳴く聲、犬の吠ゆる聲、國都より、四境にまで至りて、處々相聞ふゆれば、齊は已に其の民あるなり、それ土地の廣からざる時には、更に、開墾するを要するものなれども、今、充分なる土地あれば、更に、開墾するにも及ばず、人民多からずば、更に、招き集むべきものなれども、今、充分なる人民あれば、更に、招き來たすにも及ばざるべし、かく齊は、土地開け人民聚れば、恩澤を民に施して、歸服せしむるに足るべくして、文王か、方百里の小國より起りたりとは、同じからず、故に、此の時に乘じて、仁政を行はれなば、天下に王となるべくして、誰か之を禦くよを得んとあり

且王者之不作未有疏於此時者也民之憔悴於虐政未有甚於此時者也
飢者易爲食渴者易爲飲

(字解) 且の字、上文を承けて、但、勢あるのみならず、且、又、此の如きの時ありとの意なり○疏は、

うどきと訓ひ、疏闊の久しきなり○此時は、宣王の時なり○憔悴は、困苦の甚しきなり○易爲飲食とは、但、食を得れば美しとなし、但、飲を得れば、甘しとなして、更に、甘美なる飲食を待たざるをいふ
 (釋義) 孟子、尙、語をつぎて曰はく、但に乘すべきの勢あるのみならず、その上、爲すべきの時に當たれり、文王武王の、周の天下を一統せしより、今日に至るまで、七百餘年を経たり、王者は、五百年目位に起るといふ例なるに、かく時を経ても、起らざるを見れば、その起らざるは、今日の時より、疏濶なるものあらざるなり、かく王者の起らざるは、今日の時より、甚しき者はあらざるなり、され、或は、重く税を課せられて、人民の困苦するも、今日の時より、甚しき者はあらざるなり、されば、此の時に當たりて、仁政を行ひて、人心を收攬したらんは、人民の之を感戴するは、飢ゑたる者の、食を爲し易く、渴ける者の、之か飲を爲し易きが如く、その王者とならんとは、何の六つか
 しきめどかわらんとなり

孔子曰、徳之流行、速於置郵而傳命

(字解) 徳之流行の語、前の文王の徳の徳の字に同じ○置郵は、傳馬あり、楊升庵か説に、置は緩く、郵は速なるなりと、文書の傳送をなすものなり

(釋義) 孟子は、孔子の言を引證して曰はく、時勢固より、仁を行ふに易くして、仁政の行はるるは、本、自、速かれば、孔夫子も、嘗て言はれたることあり、それ人君の徳政は、身より出でて、民の上に加はり、其の流行するの機の速なること、傳馬を以て、文書を傳送するよりは、速かざるものあり、蓋し、置郵して、命を傳ふるは、是、甚た速なりと雖も、尙、其の道理を論じ、程期を責めて、而る後に至

るべきも、徳の流行すること、此誠にして、彼には動くものあれば、之を行ふを待たずして、自ら至り、之を疾くするを待たずして、自ら速なるものなりと、夫子の此の言によりて、之を觀れば、徳の人を感動するほど、時勢に頼らずして、裕如たるものあり、然るを、況、時勢の附け込むべきものあるをやとなり

當今之時、萬乘之國、行仁政、民之悅之、猶解倒懸也、故事半古之人、功必倍之、惟此時爲然

(字解) 猶解倒懸とは、倒に釣り上ぐるなり、困苦の極に喩ふるなり○事は、作す所の事業あり○此時は、今日といはんが如し

(釋義) 唯、徳あるが上に、又、乘するに時勢を以てすれば、王たること、何の難きことか之あらん、今日の時、當たりて、亂極まりて、治を思ふ、時は乃ち易し、齊國は、萬乘にして、地廣く、民稠く、勢、又、易し、此に於て、一たひ仁政を行ひて、人民の心を慰めれば、人民の心に悦ぶまど、猶、倒に懸けらるるもの苦しみを、一旦之を解けるが如し、故に、行ふ所の事は、但、古人の半を行ひ得て、其の成功は、必ず之を古人に較べて、加倍せん、かかる事は、今日の時勢易くして、徳の行はるるほど速かりと必ずものあり、故に、吾、齊を以て、王と忝すまど、手を反すが如しといへるものは、此を以てあり、然るを、汝、管仲晏子の功を以て、拙者のために、之を願望するかととなり

○公孫丑問曰、夫子加齊卿相、得行道焉、雖由此霸王、不異矣、如此則動心否

乎、孟子曰、否、我四十不動心。

(字解) 加齊之卿相とは、加ふるに、齊の卿相の位を以てするなり○行道とは、其の道を行ふなり○霸王とは、覇となり、王となるなり○行道とは、其の道を行ふなり○由此は、位を得て、道を行ふを指せるなり○不異は、優に爲して、怪むに足らずとなり○如此は、責任の重きを指していふなり○四十を強といひ、始めて、仕官する年なり

(釋義) 公孫丑、又、問を設けて曰はく、天下の事を論ずるは易く、天下の事に當たるは、六つかしきものに候ふ、先生には、若、加ふるよ、齊の卿相の位を以てして、その、道を行ふことを得ば、此によりて、功を建て、業を立て給ひて、小は覇に、大は王たりといへども、皆、先生の優に爲せる所にして、怪むに足るものなし、但、其の任至りて大よ、其の責至りて重し、先生には、此の場合に居て、亦、その御心を動かさるる所、之あり候ふか、將、動かされす候ふかとなり、孟子の曰はく、否、心を動かすなどいふよとのあるを、我年四十の時よりして、此の心疑ふ所なく、懼るる所なくして、已に動かさざり、されば、今日の如き、予に加ふるに、大任を以てすとも、固より、將に、從容として、之を行はんとす、如何で、我心を動かすみとやあらんとなり

曰、若是則夫子過孟賁遠矣、曰是不難、告子先我不動心。

(字解) 若是は、心を、大任に動かさざるを指していふ○孟賁の賁は、音はん、齊人にして、牛の角を抜ける、有名なる勇士なり○過は、傑出するなり○遠は、相去るよと甚しきなり○是は、心を動かさざる

るを指していふ○告子は、孟子と論を上下せる學者なり

(釋義) 公孫丑曰はく、先生大任に當たりて、能く心を動かさざるよと、かくの如くんば、其の氣力以て一世を負擔するよ足れり、されば、之を孟賁の、僅に能く、一物の重きものを擧ぐるに比れば、相去るよと遠しと、孟子曰はく、人、若、固く其の心を守りて、之をして動かざらしむれば、是、亦、難からず、即、告子の如きも、已によく我に先たちて、心を動かさず、是、何ぞ難しとなすに足らんやとなり

曰不動心有道乎、曰有。

(字解) 有道乎は、方法ありとの意なり○有は、方法あるなり

(釋義) 公孫丑曰はく、凡そ心を動かさざるにも、亦、然るべき方法ありやと、孟子答へて曰はく、人は一心を以て、天下の事々應ずるものなれば、惟、心に主われば、能く動かさず、是、心を動かさざるにも、固より、然るべき方法あるものなりとあり

北宮黝之養勇也、不膚撓、不自逃、思以一毫挫於人、若撻之於市朝、不受、於褐寬博、亦不受、於萬乘之君、視刺萬乘之君、若刺褐夫、無嚴諸侯、惡聲至、必反之。

(字解) 北宮黝の黝、音いう、北宮は姓にして、黝はその名なり○不膚撓は、其の膚を刺されても、更に、撓まざるなり○不自逃の逃は、まじろくと訓む、目を刺さるゝも、睛を轉じて、其の物を逃れ避けざるなり○一毫は、毛一本程の、僅ばかりの辱の意なり○挫は、はづかしめらると訓む、辱の如し○若撻

之於市朝の捷は、鞭にて、打たるゝなり、市朝は、市と朝廷とにて、人の多く集まる處なり○褐寛博の褐は、毛を以て織れる布なり、寛博は、寛く大いなる衣にして、我が邦にていふ、どてら衣の如きものよて、身分の賤しき者の服なり○不受とは、其の辱めを甘じ受けずして、必ず返報せんとするの意なり○刺は、殺すなり○嚴諸侯の嚴は、はばかると訓む、畏れ憚るなり○惡聲至必反之、惡聲は、不善の聲なり、反は、復讐するなり、人、若、惡聲を以て、加ふれば、我、必ず惡聲を以て、之に復讐するなり

(釋義) 孟子曰はく、心を動かさざるに、方法ありといへるものは、唯、勇士の事につきて、之を觀れば、その例を知らるべし、北宮黝の勇を養ふや、身を挺き出だして闘ひ、其の肌膚刺されるれども、屈み搦むに至らず、目を怒らし視て、其の瞳刺されるれども、逃避するに至らず、但、人に刺されざるのみならず、唯、其の心少しばかり、人より辱を受くと雖も、之を市朝の衆人の集まれる所にて、大辱を受けたるか如くに思ひて、必ず之に復讐し、決して、之か辱めを受くるか如きことあるとなし、即ち其の辱めを受けざるの心は、惟、之を獨寛博を著たる賤夫に、受けざるのみならず、亦、決して、辱めを万乗の諸侯よりも受けず、さうが故に、萬乗の諸侯を刺殺すを視るよと、褐夫の賤しきを刺すが如くに心得、畏るべきの諸侯あるを、見ざるなり、惟に辱めを受けず、必ず之を刺さんふと欲するのみならず、若、人の惡聲を以て、我に加ふるあれば、我も、亦、必ず惡聲を以て、之に復讐せんと志し、必ず勝つを以て主となして、心を動かさざるものにして、此、亦、心を動かさざるの一方法ありとあり

孟施舍之所養、勇也、曰、視不勝猶勝也、量敵而後進、慮勝而後會、是畏三軍者也、會豈能爲必勝哉、能無懼而已

(字解) 孟施舍の孟は、姓にして、施は、發語の聲、之に同じ、舍は、その名なり○視不勝猶勝は、勝たざるを視て、猶、勝つべきか如くに、心得るをいふ○量敵は、敵の多寡勇怯の、必ず敵すべきを量度するなり○慮勝は、己の腕力技勇の、必ず彼に勝つべきを謀慮するなり○進は、往きて戦はんとするよとにて、會は已に進みて戦ふあり○是と、敵を量るの二句を指せるなり○三軍は、上中下軍にて、一軍は、一萬二千五百人なり、なほ、大軍といふも同じ

(釋義) 又、孟施舍の勇氣を養ふや、常に自負して曰はく、人は思ひ切りて、戦ふふとを貴ぶものなり、今、我の敵に對するや、既に、勝つふとをいふに及ばず、唯、よく懼れざるのみ、されば、たとひ戦をなして、勝つふと能はざらしむるも、我、思ひ切りて、戦ふの心を以て、之を視れば、亦、勝つか如く、すべて、必ず勇み往き、直に前めり、彼の敵の少なさを量りて、然る後、兵を進め、己のよく勝つを慮りて、然る後に、合戦するは、是、三軍の衆を畏るといふものあり、それ勝敗は、兵家の常あれば、如何でよく、必ず勝つことを保證し得らるべき、但、よく戦ひて、懼るることなきばかりなりといへるか、此は、懼るるふとあきと以て、心を動かさざるものにして、是、又、一の方法とやいふべきあり

孟施舍似曾子、北宮黝似子夏、夫二子之勇、未知其孰賢、然而孟施舍守約也

(字解) 似曾子、孟施舍は、専ら己を守りて、務むる所内にありて、曾子が己に反求して、務むる所内にあるによく似たりとなり、似たりとは、彷彿相似たるにて、眞に目を同じくして、語るべきことにはあらず○似子夏、北宮黝は、人に敵するを務め、務むる所、外にありて、子夏が篤く聖人を信じて、務むる所、外にあるに似たりとなり○夫は、かのと訓む、彼に同じ○二子は、黝と舍となり○孰賢の賢は、な

は勝に同じ○的は要なり、その要領を得たるをいふ

(釋義) 勦と舍との勇は、固より、皆、其の心を動かさず、されども、其の守る所を論すれば、亦、同じからざるものあり、蓋し孟施舍は、懼るふとなきを以て、主となし、取るふと、必ず己に於てし、務むる所、内に在りて、其の氣象、曾子の己に反りみ、求むるに似たり、又、北宮黶は、必ず勝つを以て主となす、是、取るふと、必ず人よ於てし、務むる所、外にありて、其の氣象子夏の篤く聖人を信するに似たり、それ、二子の勇は、均しく血氣に出てて、その孰か勝れるを知られずといへども、中に就きて、之を比較すれば、孟施舍の守れる所は、その要領を得たりとなす、思ふに、黶は人に敵するを務む、是、求め人にあるものにして、求め人にあれば、時ありて、必ずべからず、舍は、専ら己を守る、是、求の己にあるものなり、求め己にあれば、往くとして、思ひの儘ならざるはなま、ふれ舍の守る所、その要領を得たりとなす所以あり

昔者曾子謂子襄曰、子好勇乎、吾嘗聞大勇於夫子矣、自反而不縮、雖褐寬博、吾不惴焉、自反而縮、雖千萬人、吾往矣

(字解) 子襄は、曾子の弟子なり○大勇は、義理の勇なり○夫子は、孔子なり○縮は、なほしと訓じ、直なり、蓋し物之を縮むれば直く、之を衝にすれば横なり、縮不縮は、理を以ていふなり○惴は、おそるると訓じ、恐懼するなり○往は、往きて之に敵するなり、氣を指していへるなり

(釋義) 然れども、舍は、勦より、優れりといへども、之を要するに、勇の大なるものには、あらざるなり

り、昔者、曾子子襄の勇を好むに因りて、之に教へて曰はく、御身勇を好めるか、我、嘗、大勇の事を、孔子より承りたることあり、その御言葉に、人の憐む所にして、常に、伸ひて、屈せざるものは、理より過さたるはなし、たとひ、自ら己に反りみて、直からずして、理曲れば、氣伸びざるか故に、一の褐寬博の賤しさと雖も、亦、之かために屈し、如何ぞ惴然として、之を懼れざらんや、もし、自ら己に反りみて、縮くして、理、直くんば、氣自ら壯なれば、千萬人の衆といふども、吾、亦、奮然として、往きて之と相抗して、懼るるをせんぞと、これ所謂大勇にして、子の當に好むべき所の者と、爲さんかとなり

孟施舍之守氣、又不如曾子之守約也

(釋義) 曾子の大勇を以て、之を觀れば、舍も勦に比すれば、舍は固より、要領を得たりといへども、唯、一身の氣を守り得るのみ、却りて、又、曾子の身に反り、理に循ひ、守る所、尤も、其の要領を得たるには若かさるなり、蓋し氣は、時ありて、或は屈すれども、理は往くとして、伸ひざるはなし、此、曾子の理を以て主となして、心を動かさざるものなり、尤も、其の道を得たるものにあらずやとなり

曰敢問、夫子之不動心、與告子之不動心、可得聞與、告子曰、不得於言、勿求於心、不得於心、勿求於氣、不得於心、勿求於言、不得於言、勿求於心、不可、夫志氣之帥也、氣體之充也、夫志至焉、氣次焉、故曰、持其志、無暴其氣

(字解) 勿は、禁制の辭なり○可とは、僅に可にして、盡くさざる所あるなり○不可とは、斷然とし

て、不可なるをいふ○氣之帥の帥は、將帥なり、一身を主宰して、氣を役使す、是、氣の將帥なり○氣體之充也の氣は、一身に充滿して、命を志に聽き、之か守りとなる、あれ志の卒徒なり、體は、身體なり○志至、至は、至極となし、第一緊要にして、急にすべきものなり○氣次之は、即ち志に次ぎて、緩くすべからざるものなり○持は、心のゆく所あれば、謹みて操持し、妄に向ひ往くふとあるべからずとあり○無暴の暴は、そこなふと訓む、直に、養ひ害ふとあるべからざるあり

(釋義) 公孫丑、猶、いまた、心を動かさざるの旨を悟るまど能はずして、孟子に問ひて曰はく、先生の心を動かし給はざると、告子の先生に先だちて、心を動かさざると、その方法を承るまどを得べきかとありければ、孟子答へて、告子の心を動かさざるを知らんと思は、唯、其の言ふ所につきて、觀れば知らるべし、告子常に曰はく、人言の上に於て、達せざる所あるも、若、心を用ひ、索思して、通解を求めれば、是の心、言のために動くものなり、故に、まさに、其の言を捨て置きて、心に求むるまどなかるべし、又、人言を處する上につきて、安せざる所あるも、若、力を用ひて、修め爲して、安當ならんみどを求めれば、是の心、又、氣を以て、動けるなり、故に、まさに、此の心を力制して、氣に求むることなかるべしと、告子の言かくの如し、我より之を言へば、心は本となし、氣は末となす、然るに、彼の告子は、心に得ずとも、氣に求むること勿かれとは、事の理、終に通せずして、心も、亦、之を無用の地に置き、既に外に失なひて、遂に、其の内を忘るるものなれば、それ、如何で、可ならんや、然れども、其の

極を要めて、之を論すれば、不可なる者、固より、不可にして、可なるものも、亦、未だ盡く可なりとはいひがたし、何とならば、志は一身を主宰して、氣を役使し、固より、氣の將帥なり、氣は、一身に充滿して、命を志に聽く、亦、志の卒徒なり、それ志にして、帥といへば、此の氣の體を立つる所以にして、固より、至極なるものとなす、然して、氣にして充つといへば、此の志の用を達する所以にして、亦、即ち之に次けり、故に、人の志に於けるは、固より謹みて、之を操持して、我か精明の體を失はざるべく、其の氣に於けるも、また、當に順にして、之を養ひて、其の充滿の用を缺かざるべし、此、内外本末、交も相培養する方法あり、然るに、彼の告子か、心に得ずとも、氣に求むるまどなかれといへるは、如何で可ならんやとあり

既曰、志至焉、氣次焉、又曰、持其志、無暴其氣、者何也、曰、志壹則動氣、氣壹則動志也、今夫騶者、趨者是氣也、而反動其心、

(字解) 志壹とは、專一の義にして、一處に在るなり○騶は、つまづくと訓む、忽ち跌けるあり○趨は、疾く奔るなり○反動其心は、反りてよく、其の心を震動して、之を驚き懼れて、安からざらしむるなり(釋義) 公孫丑いまだ、志至氣次の義を悟らざりしかば、又、孟子に問ひて曰はく、夫子既に、志は至極となし、氣は之に次くとせば、志は重く、氣は軽く、但、まさに、其の志を守るまど可なりと、却りて、又、曰はく、其の氣を害ふことなかれとは、如何なることぞやと、孟子答へて曰はく、志と氣とは、

本より、是、相須てども、若、志の向かふ所、專一なれば、固より、氣を動かすに足りて、安さを得ず、然れども、氣の在る所、專一なるも、亦、その志を動かすに足りて、安寧なるを得ざるなり、今、夫、人の步履傾きて驟くに至り、奔走して急遽に至りて、趨る者は、是、氣其の平を失へるより、致せる所なり、而して、反りて、其の心を震動す、みれ、豈氣壹なれば、志を動かすの驗にあらずや、此、既に、其の心を持ち、又、必ず其の氣を暴ふことなき所以なりとなり

敢問、夫子惡乎長、曰、我知言、我善養吾浩然之氣、

(字解) 長は、長所短所の長なり○知言は、天下の言を窮め、是非得失の旨に於て、悉く其の一定の理を知れるなり○浩然之氣、浩然是、盛大流行の貌なり、浩の字、水に従ひ、長江大河の浩々として、來たるの意なり、盛大は、体を以ていひ、流行は、用を以ていふ、原、是、天より稟けたものなり○善養とは、唯、其の本然に復るのみにして、善く養ひて、然る後に、浩然たるにはあらず、此、乃ち順にして、害せざるの謂なり

(釋義) 公孫丑、又、孟子に問ひて曰はく、敢て先生の心を動かさし給はざることを、告子に異なれる所以は、如何なる長所ありて、かくも然るにか、承りたくとあれば、孟子答へて曰はく、告子は、言に得ずとも、心に求むるふと勿れといふ、みれ、言を知る能はざるものなり、我よく天下の言を窮めて、是非得失の旨に於て、よく悉く其の一定の理を知ればなり、彼の告子か、心に得ずとも、氣に求むるふとな

かれとは、是、氣を養ふふと能はざるものなり、而して、我は善く、我か身の氣を養ひて、盛大流行の體用に於て、復、其の本然の初めを全くせり、蓋し言を知れば、事に出遇ひて、眞の見識ありて、心疑ふ所なく、氣を養へは、事に臨みて、擔當する所ありて、心疑ふ所なし、みれ、吾か告子に異なれる所以にして、よく、心を動かさざるもの、かくの如しとなり

敢問何謂浩然之氣、曰、難言也

(字解) 難言とは、其の心に、獨り得る所にして、形聲の驗すべきなくして、言語を以て、臆いまた、形容し易からざるものなるをいふ

(釋義) 公孫丑、又、問ひて曰はく、氣は、氣のみ、ざるを、先生には、之を浩然と曰はれぬ、敢て浩然の氣とは、其の形狀果して如何なるものにか、承りたしとなり、孟子答へて曰はく、浩然の氣は、形聲の驗すべきにあらず、固より、言語を以て、形容し易からざるものなりとなり

其爲氣也、至大至剛、以直養而無害、則塞于天地之間、

(字解) 至大は、初より、限量なく大なるなり○至剛は、至りて剛くして、屈撓すべからざるなり○塞は、流行瀾漫して、更に空缺の處なきなり

(釋義) されど、試みに、言ひ難き者を以て、子のために之を言はん、それ浩然の氣たるや、萬事を作爲して、物として容れざるはなくして、限量すべからず、何ぞ、その至りて大なる、毅然として、獨立し、百折曲らずして、屈撓すべきなし、何ぞその至りて剛なる、これ人の天地に得る所の正氣にし

て、其の證段もどかくの如し、但、その自然に順ひて、直くし、又、よく毫ばかりの作爲せる害なければ、其の剛くして大なるもの、上りては天となり、下りては地となり、中にしては、人となり、物、皆、その運量の及ぶ所にして、天地の間に塞らん、それ如何で、尋常の擬すべきものならんやとなり

其爲氣也、配義與道、無是餒也

(字解) 配は、配合の義にして、譬へは、妻の夫に配するか如く、此を以て、彼に合ひて、彼を助くるものなり○義は、人の心の制裁にして、物を處するにつきていふ、道は、天理にして、物に在る上につきていへるなり○無是は、此の氣なくはなり○餒音たい、ううると訓む、逡巡退縮して、勇爲の力量なきをいふ

(釋義) 倍、何か故に、其の天地の間に、充ち塞がるを見るかといふに、その養成の氣たるや、義と道とに、配合するに足るものなり、思ふに、道と義とは、天然に、人の心に具備せるものなりとはいへ、道義自ら行ふこと能はざるものなるか故に、惟、此の義を養へば、道義の當に爲すべき所を見れば、便ち奮然として、必、疑ひ、憚る所なく、兩つなから、相配合して、發すること、その宜しきを得るものなり、然るを、若、是の浩然の氣なくば、体充たざる所ありて、索然として餒うるが故に、たとひ道義を行はんとするも、疑ひ、且、懼れて、爲すあどあるに、足らざるものなりとあり

是集義所生者非義襲而取之也、行有不慊於心則餒矣、我故曰、告子未嘗知義、以其外之也

(字解) 集義の集は、積集するあり、今日一の義を積み、明日一の義を積み、件々義に合ひて、一毫も是ならざるの所なきをいふ○襲は、正道に由らずして、外に掩襲するの意なり○慊は、まあるよしと訓む、快なり、足るなり、自ら反りみて、愧づる所なきの謂なり

(釋義) それ浩然の氣は、之を養へば、固より以て、道と義とに配するに足れり、然れども、其の之を養ふの始めに方りては、此の氣何に由りて生ずるといふに、必ず常の工夫あるに由れるなり、一事義に合ひ、積みて事々義に合ふに至りては、自ら反りみて、常に直くして、心愧性なければ、此の氣自然に、中に發生するものなり、是、一二事偶然に義に合ひて、感激奮勵し、外に掩襲して、之を取るにはあらざるなり、蓋し、行ふ所、一も義に合はざるあれば、必ず之を心に反りみて、必ず快足す、心既に快足せざれば、氣體に充たずして、索然として、餒ゑん、如何で、掩襲して、取るべき、それ心の快足せると、快足せざるとは、義の集まると、集まらざるとに由り、義はもと、吾か心の、固より有る所の理にして、外に在らざるものと明かなり、我故に、告子は、未だ嘗て、義を識れるものにあらざると曰へり、そは、其の義外にありといへるを以てなり、既に、義を外にすれば、必ず義を集むるものと能はずして、浩然の氣、何によりて生せんやとなり

必有事焉而勿正心、勿忘、勿助長也、無若宋人然、宋人有閔其苗之不長而揠之者、芒芒然歸謂其人曰、今日病矣、予助苗長矣、其子趨而往視之、苗則槁、天下之不助苗長者寡矣、以爲無益而舍之者、不耘苗者也、助之長者揠苗者也

非徒無益而又害之

(字解) 有事焉而勿正、朱子曰はく、越岐、及、程子は、此の七字を以て、一句となせり、近世或は下文の心の字を并せて、之を讀むものありと、一説には、正心は、忘の字の誤りにて、もと一字なりしを、寫し誤りて、二字とせしものにして、下の勿忘の二字は、衍文なりといへり、また通ず○有事は、必ず作爲する所ありといはんか如し○正は、あらかじめと訓む、豫め期望するなり○勿忘は、其の心に、其事ある所を、忘るるゝ勿かれとなり、其の行事上につきて、力を用ひんと欲するなり○助長は、氣、未だ、充つること能はざるに、只管、矯め、強ひて、造作し、すべての事、猛進して、畏憚する所なきなり○宋人云は、甚だ助長するの害をいへるなり○閔は、うれふと訓む、憂ふるなり○振は、ぬくと訓む、振くなり○芒々然は、昏昧無知の貌なり○其人は、己か家人なり○病は、つかると訓む、疲勞せるなり○趨は、走り行くなり○糶は、かると訓む、枯死に同じ○天下云々は、苗を借りて、氣をいへるなり○舎之は、舎てて耕やさざるなり○耘は、くささると訓む、草を刈るなり

(釋義) 夫、氣は集義に由りて、生ずるものにて、其の功を用ふることに、まさに、如何すべきといふに、必ず事に従ひて、義を放ることなく、致々汲々として、専ら義の上にて、工夫を爲すべきものにて、豫め其の氣の效能を、期望すべからず、然らずんば、進修の志をして、或は利を謀るの私に難はらしむるに至らん、若、或は、未だ充たざることは、亦、義を集むるの功、未だ至らざるか故に、但、其の事ある所を忘ることなかるべく、又、作爲して、其の氣の長するを助け、正大の體をして、反りて矯揉の力に警せらるるまとなかるべし、夫、事ありて忘ることなくは、氣養ふ所を得、正めすることなく、

助け長することなくば、氣、又、害せらるることなし、かく、正と助と、二つとも、害あるものかれども、就中、助け長するの害は、尤も甚しきものなれば、宋人の爲せるか如くするまとなかれ、宋人に人あり、其の苗の成長せざるを憂へて、之を抜き上げて、長せしめたるものあり、芒々然として、昏昧無知なる様を爲して、歸り來たりて、其の家人に曰ひけらく、今日我は、殊の外に疲勞せり、我、苗の成長せざるを、遺憾に思ひて、助けて成長せしめぬと、其の子、信に然りと爲して、走せ行きて、之を視たるに、其の苗ははや枯死したりきとなり、此の宋人の事によりて、之を觀れば、天下の氣を養ふまと、宋人の苗を助けて、長せしめしか如くにせざるもの、寡なきことかかし、これ助け長する害は、忘るるより甚しきことあるを、知らざるなり、又、彼の氣を以て、益なしとなして、之を舎て置きて、養はざるものは、苗を耘らざるものと同じきものよて、未だ甚だ害あらざれども、助け長するものに至りては、恰も苗を抜きて、長するか加さるものなれば、惟に氣に益なきものにあらざ、反りて氣を害せるなり、既に助け長するの害たるを知れば、又、義襲ふべからずして、まさに、義を集むるを以て、事とあすべきを知るべし、是、我が善く、浩然の氣を養ふべしといへる所以なりとなり、此の浩然の氣を養ふことにつき、室鳩巢翁が、駿臺雜話に、翁の意見ありとて載せたれば、之を掲げて、參考の資に供すべし

翁幼少にして、手習せし時、世にもてはやす、今川の文を讀み習ひて、仁義禮智、一つも缺けては、諸道成就し難きといへるを、今に覺ね侍る、了俊さしたる學者とも聞ねとも、此の一言は、不思議にいひあてられし名言ともいふべし、仁義禮智、いつれも、大切なる中に、仁に次ぎて、義の大切な事は、孟子浩然の氣にて、著るしく侍る、浩然の氣は、至大至剛、天地の間に塞かるといふにはあらず

や、各考へて見給へ、かくばかり盛大なる物が、如何なれば、義より生ずるといふにやあらん、人は、天地の正氣を得て、もと、浩然たる物にて候へ共、私欲ありて、心のされをなづまする程に、其の氣いつとなくちぢけて、小さくなる事にて候ふ、されば、浩然の氣は、心のされより、生ずる物と知るべし、然るに、心にされなき人のくせとして、世話に、牛の一さんといふやうに、やうもすれば、機嫌にまかせ、調子に乗しなごして、一概に物を決行して、快しとす、是は、眞のされにあらす、反りて、大に氣を害ひ、心の乃もこぼれつべし、愈、されぬ物によりかんと、うたてけれ、孟子よ、義を集めて生ずるとあれば、一時一事のされにて、きはひを取りて、浩然の氣を生ずべきときにはあらす、其の工夫、日用の間、事の大小、輕重よよらず、道理に當りては、いささか狐疑せず、唯、平等に、心のされを用ひて、一劍兩斷して、宜しきに合ふにあり、これが度々かくの如くにして、止まねば、此の氣常にたるますして、丈夫にある程に、後には氣より、心のされを助けつつ、義と合体して、自ら浩然たるにも至るべし、但、氣よて、心のされを助くるといふは、よく体認して、知るべき事にや、たとへば、まことに二人あり、極寒の時に當りて、拂曉に二人あがり、いひ合せつつ、同じく起き出づるよ、ひとり寒さを痛みて、起くるに懶く、一人は寒さを事ともせず、速に起く、其の故を如何にと問ふに、稟賦の強弱にあるにもあらず、その速に起るものは、上戸にて、酒氣あればなり、是、氣にて、心のされを助くるの左驗とすべし、然るに、浩然の氣は、義より生じて、其の生じたる氣の、又、義を助くるこそ、いと奇妙に覺え侍る、前年韓文を讀みて、其の雜說の中に、神龍の事をいふにて知りぬ、龍は、誠に靈異ある物か、氣を嘘いて、雲を生じ、又、わが生じたる雲に乗りて、日月に薄り、

陵谷を泊す、是、雲は龍より生じて、又、龍の變化をたすくるにあらすや、今、浩然の氣は、心のされより生じて、又、心のされを助くるにたとふ、一理あるべし、しかいへばとて、しひて氣力もちひて、弱きを強しとし、空しきを盈てりとするは、いはゆる助長するにて、彼の宋の人の苗を抽きて、長ずるの類あり、此の氣、自然の生路を妨けて、大に集義の害を貽すべし、唯、何の作爲もなく、集義を事とするにあり、孟子に必有事焉といふは、たとへば、人何ぞさし當たりて、緊要のおとあれば、朝夕そこに心をとめて、すておかぬ物あり、そのおとく、集義するは、必定一事あるあり、必ずの字、最も力あり、心の一定する所あり、然るに、およそ、世間の人忘れねば、助長す、助長せねば、忘る、勿忘勿助長といふは、二つの間を知らするあり、忘れもせず、助長しもせずして、心のされを用ふれば、自にふらず、又は、そこねずして、浩然の氣も、之より生ずべし、先儒をもて、持敬の法を論ずれば、持敬もまたここよ同しかるべし、如何にとなれば、敬は儼然として、なにぞ事あるが如し、しかいふべし、さればとて、敬は執泥して、此の心をしひて、拘定すれば、他病を生じて、その害忘るるよりも甚し、朝鮮の李敬齊か、いひしやうに、たとへば、鶏卵の手にあるが如し、勿忘は、手にとる事を忘れぬなり、忘るれば取りおとすべし、勿助長は、力をいれて、握りかためぬなり、握りかたむれば、握り潰すべし、二つの間を體認して、持敬の法を知るべし、もとより、存心集義二致なからず

何謂知言、曰、詖辭、知其所蔽、淫辭、知其所陷、邪辭、知其所離、遁辭、知其所窮

生於其心、害於其政、發於其政、害於其事、聖人復起、必從吾言矣

(字解) 設辭の設は、音ひなり、偏跛にして、正平からざるあり○蔽は、心の中に、遮隔せらるる所ありて、明かならざるをいふ○淫辭は、放蕩にして、檢束あきあり、専ら辨博を務めて、其の私を濟せるなり○陷は、蔽錮已に深くして、終に悟るあきこと、身水中に溺れて、水を見て、岸を見ずして、了はれるか如きをいふ○邪辭の邪は、邪僻にして、正しからざるをいふ○離は、其の心正理と叛き去り、愈、去りて、愈、遠きをいふ○遁辭の遁は、逃れ避くるふにて、俗ににげ口上といふものあり○窺は、其の心理に通せざる所ありて、困頓鬱屈せるをいふ○生心害政は、特に言に發するの病のみからざるをいふ○聖人云々の句は、其の理の必然たるを、明らかにせる所以にして、固より、自ら其の言の、必ず信なるを、矜れるにはあらざるあり

(釋義) 公孫丑、又、問ひて曰はく、先生の養氣の御論は、既に承り候ふ、されば、知言の解を承りたく候ふが、如何なるを知言と申され候ふかと、孟子答へて曰はく、人の言語は、皆、其の心に本づけるものなり、故に、心理に明らかにして、然る後に、其の言病なし、ざるを、若、其の偏曲の見を以て、説く者、之を設辭といふ、吾、その心中理を見ること、透らずして、私欲の障蔽せらる、か故なり、淫にして已まざれば、又、高談濶論放蕩にして、歸宿する所なきに至るものにて、之を淫辭といふ、吾、その心の蔽はる、こと、愈、大にして、愈、深く、私欲の迷はし陥る、所となるが故あり、淫にして已まざることは、支吾して、屢、その所説を變じて、勝たんあとを求む、是を遁辭といふ、吾、その心既正理を離れ、自らその困窮して、通しがたきを覺ゆるか故なり、それ此の蔽陷離窮の四失は、但、之を言に見ざる

るも、設淫邪遁の病あるものにて、既にその心に生ずれば、之を禮樂刑政に施して、其の中を失ひて、政に害あり、既に、政に發すれば、すべて、一舉一動、皆、理に當たらずして、事に害あるものあり、これは決然として、相因り、聖人復ひ此の世に出で給ふとも、亦、必ず吾が心に生じて、事政に害あるの説を、變易したまはざるなり、吾がいはゆる知言といへるもの、かくの如くにして、告子の言に、得ずとも、心に求むる勿れといへるか如きは、既に、己の言を知ること能はざるものあれば、如何で、天下の言を知るに足らんや、吾の心を動かさざること、告子に異なれる所以なり

宰我子貢、善爲說辭、冉牛閔子顏淵、善言德行、孔子兼之、曰我於辭命、則不能也、然則夫子既聖矣

(字解) 宰我子貢は、共々孔子の弟子なり、言語を善くせり○說辭は、言語あり○冉牛閔子顏淵、冉牛は、冉伯牛、閔子は、閔子騫あり、三人共に、孔門の中、德行に長けたる人々あり○兼之は、言語と德行とを、兼ねたるあり○辭命は、辭を以て、人に命するあり○夫子は、孟子を指せり

(釋義) 公孫丑、又、問ひて曰はく、言を知り、氣を養ふの説は、既に承りたれども、猶、疑ひを解きかたき廉、之あるか儘に、伺ひ上げ候ふ、孔門の弟子、宰我子貢の如きは、其の言語、皆、道に合ひ、事情に當たりて、よく說辭を爲し、冉伯牛、閔子騫、顏回の三人は、身に德行ありて、之を言ふも、深切にして、味ありて、此の善言德行は、孔門高足の、各、長ずる所あり、惟、孔夫子は、流石に聖人にましませるが故に、言語と德行とを兼ね有し給ひぬ、然れども、猶、常に曰はく、我辭命に於ては、能はざるありと

あり、然るに、先生には、言を知り給へば、是、言語あり、又、善氣を養ひ給へば、是、徳行あらせらるる
とに候ふ、今、孔子の任し給はざる所を以てして、先生は、之を任し給ひぬ、然らば、先生は、はや既に
聖人には、御座し候はずやとなり

曰悪は何言也、昔者子貢問於孔子曰、夫子聖矣乎、孔子曰、聖則吾不能、我學而不
厭、教不倦也、子貢曰、學不厭、智也、教不倦、仁也、仁且智、夫子既聖矣、夫聖孔子不
居、是何言也、

(字解) 悪は、公孫丑か、聖人を以て、己に擬せるを、驚歎せるなり○何言は、即ち既聖の言をいへる
あり○夫子、此は孔子を指す○學不厭は、聖人の道を學びて、厭はざるなり○不倦は、聖人の道を以
て、人を教へて倦まざるなり○智は、自ら明かにせるあり、仁は、大公無私にして、物を成すものなり
○不居は、當たらざるなり

(釋義) 孟子聖人を以て、自ら居らずして、丑の言を驚嘆して曰はく、汝、我を以て、聖人に擬せるは、
これ何の言や、昔日子貢孔子に問ひて曰はく、先生は、聖人に御座し候ふにかといへば、孔子の曰は
く、聖人は、吾、固より當たる能はず、我は、但、聖人の道を學びて、厭はず、聖人の道を以て、人を教へ
て倦まず、此より外なきありとありければ、子貢曰はく、學ひて厭はざれば、文考へざることもなく、
物格らざるはなく、理自ら心に明かなり、これ乃ち智なり、人を教へて、よく倦まざるときは、公明正
大にして、福養薰陶して、澤溥く物に及べば、これ乃ち仁なり、仁にして、智にいまし給ふ、これ先生の

聖人たる所以に候ふとありき、それ孔夫子は、聖人の地位に居給ひながら、猶、聖人を以て、自ら當た
り給はざるなり、然るに、汝、我を既に聖なりといへるは、是、何たる言ぞとなり

昔者竊聞之、子夏子游子張、皆有聖人之一体、冉牛閔子顏淵、則具体而微、敢問所安、
(字解) 一体は、手とか、足とかの一股あり○子夏子游子張、皆、孔子の弟子なり○具体而微とは、あ
は、赤子の大人に於けるか如く、形肖するにあらざれども、ただその量に充たざるをいふ、具は、そな
ふと訓む、微は、微少あり○安は、をると訓む、處るに同じ

(釋義) 公孫丑、又、問ひけるは、昔日竊に承り及びたるこの候ふ、孔門の弟子の子夏子游子張は、皆、
聖人の肢手とか、足とか、一体を具へ居り、子游子張の如きは、その文字を得、子張は、其の威儀を得た
り、又、冉牛閔子顏淵の如きは、氣質偏ならず、義理完く具はり、俱に、聖人の全体あれども、但、思ひて
後に得、勉めて後に中たり、形迹、尙、在りて、未だ聖人の大にして化し、限量のいふべきなきには及ば
ざるなりと、今、先生には、既に孔夫子に比し給はざるときは、此の數子の中にて、何れに處り給はん
とにか、承りたりしとあり

曰姑舍是

(字解) 姑は、どにかくとなり○舍は、おくと訓む、置くに同じ○是は、公孫丑の問へる所のものを、
指してしよ

(釋義) 孟子答へて曰はく、志を立つることは、大ならんを欲し、法を取ることは、高からんを欲す、

數子賢なりといふども、兎に角、之を置かん、我、いまだ之を以て、自ら處らざるありとなり、此の言、諸子を貶すにあらず、孔子を學ばんまことを、願へるものと、隠然として言下にあり

曰、伯夷伊尹何如、曰、不、同道、非、其君、不、事、非、其民、不、使、治、則、進、亂、則、退、伯夷也、

何事非君、何使非民、治亦進、亂亦進、伊尹也、可以仕則仕、可以止則止、可以久

則久、可以速則速、孔子也、皆古聖人也、吾未能有行焉、乃所願則學孔子也

(字解) 伯夷は、孤竹君の長子にして、名は元、字は公信といふ、伯は、兄にして、夷は、諡なり、兄弟國

を遷れたるあと、史記列傳第一に詳あり○伊尹は、有莘の處士ありしが、殷の湯王聘して、之を用ひ

て宰相とせり○不同道の道は、おは主義といはんか如し、伯夷伊尹相異なる所をいふ○非其君不事

は、紂王を避けて、隱居せるをいふ○非其民不使は、兄弟國を遷れしをいふ○治則進は、文王に歸せし

をいふ○亂則退は、武王を去りしをいふ、以上伯夷の事あり○何事非君、桀に就き、又、湯に歸せるを

いふ○何使非民は、夏と殷との民を擇はず○治亦進、湯聘して之を用ふるは、治まるも、亦、進めるな

り、桀に就かしめしは、是、亂るるにも、亦、進めるあり○仕は、山でて君に仕ふるなり、止は、退きて野

に處るあり○久は、その國に久しく仕ふるなり○速は、その國を退き去ることの、速なるをいふ

(釋義) 公孫丑、又、問ひて曰はく、先生には、既に、數子を以て、自ら居り給はざるるときは、伯夷と伊

尹との如きは、先生には何れに居り給へるかどありければ、孟子、又、答へて曰はく、伯夷伊尹は、我と

主義を同じくせざるものなり、何とあれば、其の君にあらざれば、事へず、其の民にあらざれば、使はず、治

せざるときは進み、亂るるときは退けるものは、伯夷あり、何に事ふるとしてか、君のあらざるべき、何を

使ふとしてか、民にあらざるべき、治まるるにも進み、亂るるときにも進める者は、伊尹なり、若、それ仕

ふべきときは仕へ、退きて止むべきときは止み、久しくその國にあるべきときは久しく、速に引去

るべきときは速にするは、孔夫子なり、伯夷は、聖人中の清きものなり、伊尹は、聖の任なるものあり、

孔子は、聖人の時あるものなり、皆、古の聖人なれば、吾、未だ之を行ふことは能はざれども、伯夷の

清、伊尹の任は、皆、必を取るの意ありて、未だ中庸の道に合ふこと能はず、孔子の聖の如きは、道徳全

く備はり、清あるべくして清に、任なるべくして任に、未だ書て一方に偏せず、乃ち我が孔夫子を學は

んと願へる所以ありとあり

伯夷伊尹於孔子、若、是班乎、曰、否、自有生民以來、未有孔子也

(字解) 於孔子の於の字、與の字に當てて説く○若是班は、皆、古の聖人を承けて、其の同じきを問へ

るあり、班はひとしと訓ひ、齊等にして、高下なきの貌あり○否は、伯夷伊尹のよく齊しき所にあらざ

るをいふ○自有生民は、此の世の中に、人間といふものの、出來始めてよりとの意あり

(釋義) 公孫丑問ひて曰はく、伯夷伊尹の孔子に於ける、其の人品も、亦、かく同じきかどありけれ

ば、孟子曰く、決して同じからず、此の世に、人間の生れ出でしよりの聖人にて、皆、未だ孔子の如き

ものはあらず、蓋し古より、聖人にして、行その極に至りて、衆理を兼ね全くするに足らざるものあ

り、又、徳の全きを極めて、事功僅に一時に止まるものありて、其の道徳の全く、事功の盛なるは、孔

子一人のみとあり

曰然則有同與、曰有得百里之地、而君之、皆能以朝諸侯、有天下、行一不義、殺一不辜、而得天下、皆不爲也、是則同

(字解) 有同與とは、孔子は、聖の尤も盛なるものありと雖も、伯夷伊尹も、亦、是、聖人あれば、亦、一の同じきことありや否やとなり○有は、同じきことあるをいふ○百里は、極小の國あり○皆は、伯夷伊尹孔子をいふ○一不義は、一の不義の事あり○一不辜は、一の不辜の人なり、辜は罪あり

(釋義) 公孫丑、又、問ひて曰はく、二子の孔子に於ける、盡く同じきこと能はずと雖も、既に、皆、之を聖人といふときは、如何で一二の同じきことかからんや、承りたしとありとあれば、孟子答へて曰はく、同じきことあり、以て其の徳の盛なるを言ふときは、百里の地を得て、之に君とならば、三人共に、能く諸侯を朝せしめ、天下を有ちて、假るに土地甲兵の力を以てせず、これその根本の大なるものあり、以て其の心の正しきを言ふときは、一の不義の事を行ひ、一の罪あらざるを殺さんみとは、何れも爲さざるなり、され失ふ所の者かくの如くそれ小にして、天下を得るは、得る所の者、又、かくの如くそれ大なれども、亦、之を爲すを屑しとせず、おれその節目の大なる者にして、聖人の聖人たる所以は、正にその根本節目の大なるもの、失ふ所なきを以てなり、これ三人の同じき所あり、若、之にして同じからざるときは、亦、以て、聖人と爲すに足らずとなり

曰敢問其所以異、曰宰我子貢有若、智足以知聖人、汗不至阿其所好

(字解) 敢問其所以異の句は、是從生民未有の句より生し來たれるものあり、乃ち三聖の異なる所なり○有若は、孔子の弟子あり○知聖人は、孔子の道を知るなり○汗は、くだれりとも訓む、汗下不平の處あり○阿其所好、阿はおもねると訓む、己の好める所に阿り私して、空譽をさすあり

(釋義) 公孫丑、又、問ひて曰はく、三聖の同じき點は、承り及ひ候ふ、さらば、三聖の異なる點を承りたく候ふとありければ、孟子、又、答へて曰く、それは宰我子貢有若の言につきて、孔子の聖にして、他の及ぶべからざるを見るべし、彼の宰我子貢有若は、知識高明にして、聖人を知るに足れり、故にたとひ汚下にして、高明ならずとはへ、己の好める所に阿り私して、空しく之を譽むるに至らじ、されバ、其の言の信すべきこと、明かありとなり

宰我曰、以予觀於夫子、賢於堯舜遠矣

(字解) 予は、宰我の名なり○夫子は、孔子を指せり○賢は、まさると訓む、勝も同じ、賢於堯舜とは、聖人といふ點よりいへは、同じけれども、事功の上よりいへは、勝れるあり、蓋し堯舜は、天下を治め、孔子は、又、其の道を推し廣めて、教を萬世に垂れたり、是、その勝れる所以あり○遠は、蓋に隔りあるあり

(釋義) されば、宰我の言に曰はく、己の意見を以て、孔夫子を觀察すれば、その事功、堯舜より勝れるよと遠し、思ふに、堯舜は道を以て天下を治め、孔子は其の道を推して、六經を刪述して、教を萬世に垂れ給へり、それ、治の一時にある者は、一時の功にして、道萬世にある者は、萬世の功あれば、孔夫子は、固に堯舜より勝れるにあらざやとあり

子貢曰、見其禮而知其政、聞其樂而知其德、由百世之後、等百世之王、莫之能違也、自生民以來、未有夫子也

(字解) 見其禮而知其政、禮は政を飾るものなり、故に禮に煩簡あるを見れば、政の質文知らるべし、政の字、功業といはんが如し○聞其樂而知其德、樂は德を彰はす、故に樂に美疵あるを聞けば、德中の正否知らるべし○等は、しなすと訓む、等差なり○無違は、其の政の優劣高下、盡く見れざるはあしとあり○夫子は、また孔子を指せり

(釋義) 又、子貢の言に曰はく、禮は政を飾る所以にして、禮と政とは、自ら相關係せるものあり、故に今日其の人の遺せる禮を見るときは、其の當時施せる所の政を知らるべきことあり、樂は德を彰はせる所以にして、樂と德とは、自ら相通するものあり、故に今日其の人の遺せる所の樂を見るときは、以てその當時に存する所の德を知らるべし、我、此の方法を持ちて、百世の後ある今日より、百世の王の差等品評をさせるに、其の德政の善を盡くせると、未だ善を盡くさざるとは、皆、その實を得て、之によく遠ふことおかりき、此よりて、天が此の世に、人民を生じ初めてより以來、上下數千年の久しきが間、其の政の善を盡くせるもの、その人おきにあらざれども、その人既に死せるときは、その政も、之と共に去りて、未だ吾か孔子の、禮を定め、政を寓して、之を萬世に垂れて、弊おきか如きはあらざるあり、又、その德の善を盡くせるは、其の人おきにあらざれども、其の人既に亡するときは、その德も、亦、之と共に亡せて、未だ吾か孔子の、樂を正しうし、德を彰はして、之を常久に傳へて、易は

らざるが如きものあらずとあり

有若曰、豈惟民哉、麒麟之於走獸、鳳凰之於飛鳥、泰山之於丘垤、河海之於行潦、類也、聖人之於民亦類也、出於其類、拔乎其萃、自生民以來、未有盛於孔子也

(字解) 豈惟民哉は、天地の間、豈、惟り人間にのみ、同類あるのみならんや、すべて、物も、亦、皆、之ありとあり○麒麟、牝を麒といひ、牡を麟といふ、身軀は麋に似て、尾は牛に似たり、一本の角ありて、生草を踐まざる仁獸にして、獸の長あり○鳳凰雄を鳳といひ、雌を凰といふ、鶴の如くにして、五色にして、文あり○泰山は、齊にありて、岳の長あり○丘垤の丘は、をかと訓む、小岡あり、垤は、蟻の塔あり○河海の河は、黄河にして、海はうみあり○行潦の潦は、雨水なり、行路上の雨水あり○出は、傑出せるなり○拔は、挺然として、特起せるなり○萃は、あつまると訓む、衆の聚る所の中あり○尤盛は、道百世に冠し、徳千古に超ゆるを以ていふ

(釋義) 又、有若の言に曰はく、豈、惟り人間にのみ、同類あるのみならんや、すべて、物、皆、同類あらざるはなし、されば、麒麟の走獸に於ける、同じく走るの類なり、鳳凰の飛鳥に於ける、同じく飛ぶの類なり、太山の小岡蟻封に於ける、亦、同じく山の類なり、河海の行道上の雨水に於ける、亦、同じく水の類なり、聖人の民に於ける、形同じく、性同じくして、同じく人の類なり、但、聖人は能く其の形を踐みて、よく其の性を盡くせり、故に、群類の中に生ずといへども、亦、實に高く、群類の上に出で、群

萃の内に處ると雖も、實に特り群萃の表に起てり、今、生民より以來の聖人、その事功を語るに、未だ孔子より盛かるものはあらざるなり、されは、孔夫子は、それ類を出で、萃を抜けるの、尤あるものなるかどなり、今、三子の孔夫子を稱するの言を以て、之を見れば、孔夫子の聖あることは、尤も群聖人より盛かるを見るべし、さらば、又、伯夷と伊尹との及ぶべき所あらんや、かく、群聖人の、皆、孔夫子に及ばざるときは、吾が之を學ばんことを願ふは、正に言を知り、氣を養ふの繇る所にして、心を動かさざる、亦、難さにはあらじとあり

○孟子曰、以力假仁者霸、霸必有大國、以德行仁者王、王不待大、湯以七十里、文王以百里、

(字解) 力は、財賦の多き、兵甲の強きをいふ○假仁の假は、假托するなり、仁は、民を安し、世を救ふをいふ、本この心なくして、其の事を假りて、功を爲すものなり○霸は、旗頭にして、齊の桓公、晋の文公の類をいふ○徳は、得に同じく、吾が心に、道を得たるものあり○行仁は、政事を推し行ふ上につき

ていふ
(釋義) 孟子曰はく、王霸の異なるを知らんと思はば、まさに其の心術の微を観るべし、彼、其の心、仁にあらざ、特に財賦の多き、兵甲の強きを恃みにして、仁を假り行ひて、名どおして、其の事を成し遂ぐるものは、これ覇者あり、覇は必ず大國を保ち、威力を以て、人を制して、其の事業を成せるものなり、故に、若、大國なくば、力小にして、仁を假るに足らざるものなり、又、私欲の累なくして、實徳を心よ蓋みて、人に忍びざるの心を推して、人に忍びざるの政を行ふ者は、王者なり、王者は、自然に人

の歸服を得て、國の大なるを待たざるものあり、故に、殷の湯王は、七十里の小國より、天下を有ち、文

王は、百里を以て、天下を三分して、其の二を有ちぬ、されば、如何で、國の大あるを待つべきとなり

以力服人者、非心服也、力不膽也、以德服人者、中心悅而誠服也、如七十子之服孔子也、詩云、自西自東、自南自北、無思不服、此之謂也

(字解) 心服は、誠心より歸服するあり○不膽の膽は、音せん、たると訓む、足るあり○七十子は、孔子の門人三千人の多きに達し、その中、身六藝に通ずる者、七十人として、所謂、孔門の高足あり○服孔子、七十子の孔子に従ひて、四方を流離し、飢餓するに至りて、去らざるをいふ○詩云は、大雅文王有聲の篇の語あり○無思不服とは、一人として、心に慕ひて、文王に服せざるものなきをいふ

(釋義) 夫、力を以て仁を假るは、是、覇者の心にして、僞に出でたるものなり、然るに、己、僞を以て感すれば、人僞を以て應ずるものにて、但、人の其の力に服するのみにして、心より歸服するにあらざるなり、己の力足らざるか故に、己、僞を得ず服するなり、徳を以て、仁を行ふは、是、王者の心、誠になるものなり、然るに、己、誠を以て、感すれば、人誠を以て應ずるものにて、但、人の其の徳に服する、心よ悦びて、誠に服するものなり、たどへば、七十弟子の、其の師孔夫子に服するが如し、流離飢餓するに至るも去らず、是、初めより、孔夫子に、勢力名位のありて、之を驅れるにはあらざるあり、されば、詩經の大雅の文王有聲の篇にも、西より、東より、南より、北より、心よ思ひて、服せざることをしどあるは、此れその中心に悦びて、誠に歸服するの謂なりとなり

○孟子曰、仁則榮、不仁則辱、今惡辱而居不仁、是猶惡濕而居下也

(字解) 榮は、人の己を畏るるあり○辱は、人の己を侮れるあり、榮辱の字、國勢の上につきていふ○
惡は、音をにくむあり○今は、當時の諸侯を指していふ○下は、ひくきと訓む、低下の地あり

(釋義) 孟子曰はく、それ人情榮を好みて、辱を惡まざることをし、而して、決して、仁を好みて、不仁を惡むことなし、是、甚た事理を顛倒したるものにて、仁なれば榮え、不仁なれば辱めらるるを知らざるあり、それ不仁は、辱に由りて得る所のものあるか故に、辱を惡む者は、宜しく辱を得る所以の道を去るべきなり、然るに、今の諸侯たる者、既ち辱を惡みながら、反りて、不仁に居るは、辱めなからんことを欲すとも、得べからざることをよて、之を譬ふれば、猶、濕へるを惡みて、反りて、低下の地に居るか如く、濕はざらんことを求むとも、決して得べからざるなりとなり

如惡之、莫如貴德而尊士、賢者在位、能者在職、國家間暇、及是時、明其政刑、雖大國、必畏之矣

(字解) 惡之の之の字、辱を指す○貴は、心より貴ぶなり○賢と能との別、賢は徳ある者よて、能は才ある者あり、されど賢者必ずしも才なからずして、徳はその長する所あり、故に賢とは、其の長する所よりしていふあり、能者また徳なくんばあらずして、才はその長する所あり、故に能とは、其の長する所よりしていへるなり○位と職との別、位は宰相となりて、君を輔くるをいふ、是、人の上に立ちて、統治するものあり、職は、庶司の職を、分掌せるものあり○國家間暇在位在職、盡く、是、賢能なれば、國家自ら間暇多きなり、間暇とは、敵國と隙なく、戰爭起らざるの時をいふなり○明は、斟酌して、詳に辨別するよとの、差はざるをいふ○明政刑は、是、仁の事にして、政は政治、刑は刑罰なり

(釋義) それ辱に居て、之を惡むことを知らざるよとは、之を如何ともすることなし、若、之を惡まば、不仁を去りて、仁を爲すより、増したることはなし、乃ち、必ず徳を貴びて、徳あるの士を尊び、士の中の賢徳ある者は、君を正し、俗を善くするに足れる者なれば、之をして、宰輔の位に居て、君を佐けしめ、士の才能ある者は、政治を修め、事業を立つるに足れる者なれば、之をして、百司の職に居らしめ、賢能畢く集まりて、國空虛ならず、一旦外患少しく息みて、國家間暇あらば、遂に、是の時よ及びて、賢者能者、その政治刑罰を明かにすべし、是、その仁なる所以にして、かく仁なれば、邦の根本固くして、國勢自ら張り、大國と雖も、必ず之を畏るるに至らん、これまた榮ならずやとあり

詩云、迨天之未陰雨、徹彼桑土、綯繆牖戶、今此下民、或敢侮予、孔子曰、爲此詩者、其知道乎、能治其國家、誰敢侮之

(字解) 詩云は、詩經幽風鴉鵙の篇の語にして、周公の作れる所なり○迨は、およぶと訓む、及に同じ○徹は、とると訓む、取るなり○桑土は、桑の木の根の皮なり○綯繆の綯、音ちう、繆音びゆう、巢を丁寧にあね補ふなり○牖戶は、鳥の出入する孔なり○下民は、鳥の巢、人家の上であり、故に、下にあるの人といへり○侮予の予は、鳥自らいふ、侮は、巢を射撃傷壞して取るなり○知道の道は、物の道理との意あり

(釋義) されば、詩經の幽風鴉鵙の篇にも、云へるよとあり、鳥の巢を作るや、彼、自ら謂ふ、それ天のいまだ曇りて、雨の降らざるの時に及びて、往きて桑の根を取りて、その巢の孔を補ひ綴りて、之を堅固にして、陰雨の患を避け、且、吾か巢の下に住める人をして、予を侮りて、射撃傷壞せしむるよとあり

かるべしといひけるは、是、周公が作れる所ありき、後世孔子此の詩を讀み給ひて、之を讀めて曰はれけるは、此の詩を作りし者は、それ物の道理を、よくも辨へたるものあるか、それ人君たるもの、よく時に及びて、其の國家を治むるまど、鳥の時に及びて、巢を爲るが如くにして、隙の附け込むべきものなくは、誰か之を侮らんとありけるが、此の詩、及び孔子の詩を讀し給ふの言を觀るときは、仁あれは、榮ゆといへる、予か言の偽からざるを知るべしとあり

今國家間暇、及是時、般樂怠敖、是自求禍也

(字解) 今は、當時の諸侯を指す○般樂の般は、旋あり、運あり、般樂は、樂しみて、又、樂しみ、樂しみて、返ることを忘る、故に般旋の意あり○怠傲の怠は、惰るあり、傲は、恣慢なり、般樂怠傲は、政刑を恤へざるをいふ

(釋義) 當今の諸侯たるもの、豫め、人才を採用して、其の國を治むること能はずして、國家の間暇あるを待ち、是の時に及びて、般樂して、欲を縱にし、樂しみを極め、怠傲して、安さを偷み、政荒れども、之を不問に置き、刑を酷にして、之を恤へず、その不仁なるまど、かくの如くあるときは、之を侮るもの、必ず生せん、是、自ら禍を招くといふものにて、辱之より大あるはあしとあり

禍福無不自己求之者

(字解) 禍福、榮は福にして、辱は禍あり○自己は、我が身よりの意あり

(釋義) 孟子此に至りて、上文の意を結びて曰はく、それ榮は仁より生じ、仁は己の身よりするものなり、辱は不仁より生じ、不仁も、亦、己の身よりするものあり、かく仁と不仁と、己の身より出づると

きは、榮と辱とは、豈、外より至るまどあらんや、されば、之によるも、禍も福も、己れより求めざるものはあきものぞかしとあり、心學の道歌に、愧磊師、胸にかけたる人形箱、佛出さうと、鬼を出さうと、あるは、此の意ありと知るべし

詩云、永言配命、自求多福、太甲曰、天作孽、猶可違、自作孽、不可活、此之謂也

(字解) 詩云云は、大雅文王の篇なり○永言の永は、長なり、言はおもふと訓む、凡そ人の念ふ所は往々言語の間に發す、茲に永く念ふといはずして、永言といへるは、古人の心と口と、一なるか如きの意を見る、といへる説あり○配命の命は、天命あり、配は、合ふなり、天理は合ふやうするまどなり○太甲は、書經の商書の篇の名あり○作は、なせると訓む、孽は災あり、わざはひと訓む、天の降せる災難あり○活は、いくと訓む、生に同じ、書經には、道に作る、のがると訓む、活は逃れて生くるの義なり(釋義) されば、詩經の大雅文王の篇にも、長く天命に合はんとを、念ふときは、盛大の福をば、我より招き得るとの、出来るものなり、又、書經の太甲の篇にも曰はく、己れ、罪なきに、天より災難を降し給へるときは、或は、猶、避くるまどを得べきも、自ら不善を爲して、禍は陥るときは、決して、逃れて生くるとを得べからざるものよとありて、詩經の言は、福を己れより求むるの謂にて、書經の言は、禍を己より求むるをいへるものなり、然れば、榮を惡みて、辱を惡む者は、何ぞ自ら反りみて、仁からざるかとなり

○孟子曰、尊賢使能、俊傑在位、則天下之士皆悅而願立於其朝矣

(字解) 尊賢は、賢徳ある人を、隆に敬ふの意あり○使能は、才能ある者を、任用するの義なり○在位

は尊き位にあるなり○在職は、各、その擔任の職事を辨するなり○俊傑は、賢才の衆人に勝れたるをいふ、千人に勝れたるを、俊といひ、萬人に勝れたるを、傑といへり

(釋義) 孟子曰はく、天下の民心を得んと思は、王者の政を行ふみを、當然かれ、王政は、人を用ふるを以て先とす、されば、必ず其の賢者を尊禮し、其の能者を器使し、凡そ庶位に布列するのものを、皆、徳あり、才あるの俊傑のみならしむるときは、天下の士、皆、吾か士を好むの厚きを聞きて、其の朝廷に、立たんことを願はんとなり

市塵而不征、法而不塵、則天下之商、皆悅而願藏於其市矣

(字解) 市塵の市は、統べて之を言ふ、塵は、これ、市の中に列ありたる肆店あり、朱子曰はく、市の四面には、門ありて、毎日市の門開けば、商賈百物、皆、入り、惟、民のみ入ることを得て、公卿大夫士は、皆、入るまを待す、入れば罰せらるゝ例なりとあり○不征の征は、税あり○法は、市の中には、司市といふ役官ありて、物價を平にし、争訟を治り、不法の者を取締るのみにして、其の肆店より、税を取らずとあり○藏は、をさむと訓む、貯藏するの意あり

(釋義) されば、その市に於けるや、或は末利を逐ひて、商法に従ふ者多きときは、其の市中にある肆店に、税をかくれども、其の貨物に税をかけず、或は末利を逐ひて、商法に従ふ者少きときは、但、之を取り締るに、市役所の法則を以てして、其の貨物は勿論、其の肆店にまで、税をかけざるあり、かかるときは、天下の賣買の人、吾の商人を待遇するの厚きを聞きて、皆、悦び勇みて、其の君の市に、貨物を貯藏せんことを、願ふに至るべしとなり

關關而不征、則天下之旅、皆悅而願出於其路矣

(字解) 此の解は、梁の惠王の篇にあれば、省きぬ

(釋義) 又、その關所につきても、關の番吏をして、非常の人を讒察せしむるに止めて、別段旅行者の貨物に、税を課せざるときは、天下の旅行者は、皆、吾が遠方の人を待遇すること、宜しきに適ふを見て、満足に思ひて、その道路に出でて、通行せんことを、願ふに至るべしとなり

耕者助而不税、則天下之農、皆悅而願耕於其野矣

(字解) 耕者は、農者あり○助不税は、農者、各、精力を出だして、政府の収入に歸すべき田地の耕作を、共に助け合ひて、之か収穫を爲し、之を政府の収入に供せしめて、民どもの私有せる田より、税を收めざるあり○野は、耕地あり

(釋義) 又、その耕を爲せる農者に對しても、但、精力を出だして、公田を助け合ひて、耕やさしめて、復、農者私有の田地より、税を收めざるときは、天下の農民、吾か農者を待つに、恩あるを聞きて、皆、満足に思ひて、其の野に耕やすことを、願はんとなり

塵無夫里之布、則天下之民、皆悅而願爲之氓矣

(字解) 塵は、市中にある肆店なり○夫里之布、夫は一夫百畝の税、及、一家の人夫に出づる税あり、人民の中、常業かくして、游手遊食の者には、之を罰として出ださしむるあり、里は、一里二十五家並の税あり、民の宅地は、桑麻を種ふるものには、罰として、之を出ださしむるあり、肆店にありて、商業を營むの民、既に、塵の税を納めあるに、戦國の時、國用多端の折柄ありければ、猶、之に一里二十五家

並の税と、一夫百畝の税、及、一家力役の税とをまでも、出ださしめたるものなり、一説に、布は泉をい
どありて、今の錢のよと云ふなりといへり、錢といへば、税の意とす、此の説、直解するを得べし、布帛とい
ふは、如何からん○氓は、音ばう、民と同じ

(釋義) 一夫、一里二十五家並の税と、一夫百畝力役の税とを課するは、本、遊惰の民を罰するがため
に設けられたるものにて、常に行ふべき、税法にはあらざるあり、然るに、人その宅の荒蕪せると、否
さると、常業のあると、なきとを論せずして、一般に、之を徴收するは、固より、道にあらざるが故よ、
市に住める商人には、唯、其の肆店の税を、徴收するのみにて、此の苛酷ある、一夫一里の税を出ださ
しむることなきときは、天下の民、吾か民を遇するに、恩恵あるを聞きて、皆、悦ひて、之か民となるこ
とを願ふに、至るべしとなり

信能行此五者、則鄰國之民、仰之若父母矣、率其子弟、攻其父母、自生民以來、
未有能濟者也、如此則無敵於天下、無敵於天下者、天吏也、然而不王者、未
之有也

(字解) 信能行は、實によく之を行ふとの意にて、信の字、重く見る○鄰國之民は、上の五者の民を疊
ねて見るべし○率は、引き導くなり○其民は、鄰國の民なり○濟は、あると訓む、事の遂ぐるあり○天
吏の吏は、君の命令を、奉け行ふ者あり、王者の征討は、天の命令を奉け行ふ所以なれば、天吏とはい
へるあり

(釋義) それ、隣國の民にして、我を仰ぎ尊ぶこと、父母の如くあるときは、彼はいふまでもなく、吾
か子弟たるあり、今、此の吾か子弟を引き導きて、父母たる吾を攻むることは、此の世に、人間の出来
初めてより以來、未だよく事を成し遂げたるものは、あらざる例あり、かくの如くは、天下誰かよく、
我と敵するものあらん、天下に敵なきものは、天命を奉行する所の吏といふべし、されば、天に逆ひ、
民を害するの國は、天吏たる人、之を征伐すれば、皆、之に歸服し、遂には、天下の王者とあるを得べき
ものなり、かくして、王者とあらざるものは、古より、未だその例あらざるなり

○孟子曰、人皆有不忍人之心

(字解) 忍は、殘忍あり、されば、不忍人心とは、人に殘忍あることを、施すことの、出来ぬ心にて、乃
ち仁愛の意なり

(釋義) 孟子曰はく、凡そ天地の間は生する所の人は、誰彼の別なく、皆、人に害を加ふるに、忍びら
れざる心のあるものにて、是、人の本心あり

先王有不忍人之心、斯有不忍人之政矣、以不忍人之心、行不忍人之政、治
天下、可運之掌上

(字解) 先王は、古の聖王を指せり○斯は、即ちの如くに解すべし○政は、井田の法、學校の制の如き
なり○運掌は、力を用ふること、容易あるまじにて、天下を治むるの易きをいふ

(釋義) それ、聖人ありとて、人に忍はれざるの心は、餘りあるにはあらずして、衆人とても、足らさ

るにはあらず、然れども、衆人は、是の心ありとはいへ、欲に害はるるが故に、察し知りて、之を政事の上にて、推し及ぼすまじ能はざるあり、唯、古の聖王に至りては、人忍はれざるの心あれば、欲に害せらるるまじくして、自然に流れ出で、すべて、其の行ふ所の者、人に忍はれざるの政に、非ざることなし、その人に忍ばれざるの心以て、人忍ばれざるの政を行ふときは、老を老とし、幼を幼とするを得て、之をして、各、その所を得しめば、天下は大ありと雖も、此の心を以てして、餘りありて、之を治むること、何の難きことかあらんとあり

所以謂人皆有不忍人之心者、今人乍見孺子將入於井、皆有怵惕惻隱之心、非所以內交於孺子之父母也、非所以要譽於鄉黨朋友也、非惡其聲而然也

(字解) 今人といふは、正に人に忍びられざるの心は、先王の獨り有る所にあらざるを見はせるなり

○乍は、忽ちの如し○孺子は、孩子なり○怵惕の怵は、じゆつ、惕は、てきあり、驚き動くの貌なり○惻隱は、傷痛の深切あるあり、惻は、人を傷み、痛は己れに痛むことあるなり○内は、讀みて、納となす、むすぶと訓む、結ふなり、内交とは、交際を求むるあり○要は、もとむと訓む、求むるあり○郷黨の郷は、一萬二千五百家、黨は五百家の邑あり○譽は、名譽なり○然の字、怵惕惻隱を指していへるなり

(釋義) それ人、皆、人に忍ばれざるの心ありといふ所以は、何を以て、之を驗するを得べきといふに、今の人、忽ち孩子の、將に井の中に入らんするを見は、其の人の、知愚賢不肖を論せず、何人と雖も、驚動傷痛の心を生ずるものあり、是、その心の發する、倉卒の間にありて、前後を考ふる間もあらず、天機自ら動きて、止むべからず、これ交際を、孩子の父母に求めんとにもあらず、又、郷黨の

人、又は朋友より、譽を得んとにもあらず、又、此の孩子を救はざるときは、不仁の聲名を、得んまことを惡みて、然るにはあらずとあり

由是觀之、無惻隱之心、非人也、無羞惡之心、非人也、無辭讓之心、非人也、無是非之心、非人也

(字解) 由是の是の字、孺子の井に入らんとするの一事を、指していへるあり○羞惡の羞は、己れの不善を耻つるあり、惡は、人の不善を憎むあり○辭讓の辭は、理の辭すべき所あれば、必ず辭して、己れを去らしむるあり、讓は、理の讓るべき所あれば、必ず讓りて、人に與ふるをいふ○是非の是は、その善あるを知りて、是とあすなり、非は、其の惡を知りて、非とあすなり

(釋義) それ、人に忍はれざるの心の、一たび發するや、爲めにする所なくして、かく人を救はんどの心生するものなり、されば、何人といふども、人に忍はれざるの心あるや、斷乎として明かなり、是に由りて之を觀れば、傷痛の心あるは、人にあらざるなり、人には、必ず傷痛の心あるものあり、既に、傷痛の心あるときは、自ら羞惡辭讓是非の心あるものあり、若、己れの不善を耻ち、人の不善を惡むの心なきものは、人にあらざるあり、人には、必ず羞惡の心あるものあり、理の辭すべきを辭し、讓るべきを讓るの心なきは、人にあらざるあり、人には、必ず辭讓の心あるものなり、又、善を是とし、惡を非とするの心なきは、人にあらざるあり、人には、必ず是非の心あるものありとあり

惻隱之心、仁之端也、羞惡之心、義之端也、辭讓之心、禮之端也、是非之心、智之端也

(字解) 端は、端緒あり

(釋義) 人には、必ず、先、仁義禮智の本徳の性ありて、而る後に、惻隱羞惡辭讓是非の情あるものに、性、中に蘊つづまれ、情、外に發あはるるものなり、されば、其の發はれて已に然るの、惻隱羞惡辭讓是非の情につきて、其の中の本然ある、仁義禮智を見るを得べし、これ、彼の惻隱の心は、仁の端緒あり、羞惡の心は、義の端緒あり、本性に仁義なからしめは、その物に感ずる、又、如何で、此の惻隱羞惡のあるべき、故に、惻隱羞惡を以て、仁義の端とはさすあり、辭讓の心は、禮の端なり、是非の心は、知の端なり、本性に禮知あからしめは、又、如何で、此の辭讓是非のあるべき、故に、辭讓是非を以て、禮智の端緒とはさすあり

人之有是四端也、猶其有四体也、有是四端、而自謂不能者、自賊者也、謂其君不能者、賊其君者也

(字解) 四体は、四肢にて、兩手兩足あり、人の必ず有る所のものなり○謂不能は、自ら政治に擴充すること能はざるあり○自賊は、其の身を、仁義禮智の外に甘じ棄てて、其の身を賊害するものなりとの意なり○其君不能とは、其の君、政治を、擴充するまど能はずとするあり○賊其君とは、其の君を、不仁不義無禮無知の地よ置きて、其の君を賊害せるをいふ

(釋義) それ、人の必ず是の四端あるは、なほ必ず是の兩手兩足あるか如きものあり、而るに、自ら擴めて、之を充つること能はずといへる者は、是、その身を、不善の地に置きて、自ら賊害するものあり、其の君を勉めて、仁政を行ふまど能はしめずして、到底その望みあしと謂ふ者は、是、その君を、不善の地に引き込みて、其の君を賊害するものなり、臣たるもの、其の君を害ふに忍びんや、其の身を愛す

るもの、それ自ら賊害するを、快しとするものあらんや、然らば、之を擴めて充つること、肝要なりとなり

凡有四端於我者、知皆擴而充之矣、若火之始然、泉之始達、苟能充之、足以保四海、苟不充之、不足以事父母

(字解) 者の字、人に同し○擴而充、擴は推し廣むるあり、充は滿つるなり、之の字、本然の量あり○然は、もゆと訓む、然よ同じと知るべし

(釋義) すべて、我に四端あるの人をして、よく其の發する所の語に従ひて、其の如何ある心たるを察し、之に即きて、推し廣めて、其の本然の量を充たさしめたるときは、四端は、本心の固有せる所あれば、外に假るを要せず、日々に明かにして、自ら已むまど能はざるものありて、たとへば、火の始めて燃えて、撲滅すべからざるか如く、泉の始めて達して、壅とさどとむる所なきか如くあるを見るべし、故に、苟も能くそのまさを動かんとするの機によりて、遂に之を充てて、その本然の分量を極むるときは、仁にして愛せざるとなく、義にして宜しからざるなく、禮にして、敬せざるはなく、知にして、明かからざるはなくして、四海の大なるも、皆、吾か一心の中に入れて、自ら之を保安するよ足るべく、又、苟もその量を充てざるときは、父母の家庭にあるものと雖も、之に事ふるに足らざるものなり、思ふに、天理或は未だ、純ならずる所あるときは、孝の道も、亦、必ず未だ盡さざる所あればなりとなり

○孟子曰、矢人豈不仁於函人哉、矢人惟恐不傷人、函人惟恐傷人、巫匠亦然、故

術不可不慎也

(字解) 矢人は、矢を製する工人なり○函人は、鎧を製する工人あり○恐不傷は、矢の鋭利からずして、人を傷つけざらんことを、心配するなり○巫は、みこなり、人のために、無病利益を祈禱する人なり○匠は棺槨を作るの工人にて、人の死することを、利とし思ふものあり○術は、技術なり

(釋義) 孟子曰はく、惻隱の心は、人、皆、之あるものあり、彼の箭を製する工人の心は、其の初めは、甲を作る工人と異なりて、人情を知らざるものからんや、其の初めは、一のみ、但、矢人は、惟、作れる箭の鋭利からずして、人を傷つけざらんことを氣遣ひ、函人は、惟、己の作れる鎧の堅からずして、人を傷つくるに至らんことを氣遣へり、かくその技術の異なれば、その心の構へ方も、自と異ならざる能はず、然れど、こは、惟、矢人と函人とのみならず、彼之神巫は、常に人の無病にして、その生さんことを利とし、作棺の工人は、常に人の死さんことを利と思へり、是の匠者の心は、豈、又、巫者の心より、不仁からんや、是、亦、其の術業の之を然らしむる所なり、故に、技術の人の身に於ける、其の關係、甚だ大なるものにて、仁に習へば、仁人の心ありて、善の端日に長じ、不仁に習へば、不仁の心ありて、惡念日に増長するものあり、人の技術を深ふや、慎まねばならぬものなりとなり

孔子曰、里仁爲美、擇不處仁、焉得智、夫仁天之尊爵也、人之安宅也、莫之禦而不仁、是不智也

(字解) 里仁爲美、里は二十五家の村なり、里の間、仁厚の風俗あるものにて、なほ以て善美なり

となすとの意なり○擇は、自ら處る所を、撰擇せるなり○天之尊爵は、天より授けられたる所の尊貴爵位とあり、乃ち仁義禮智は、天の與ふる所の良貴なり、故に、尊爵といふ○安宅は、安心なる居室との意にて、仁は本心全体の徳にして、天理自然の安さありて、人欲陷溺の危きなし、故に、安宅といふ○禦は、阻みて止せむるあり

(釋義) それ人の擇ぶ所は、何ぞや、曰はく、仁のみ、孔子の申されけるがう、里に仁厚の風俗あるすら、猶、以て美となす、人自ら處る所以を擇びて、仁に處らざれば、如何で、之を智となすを得んとなり、それ、仁は天の與ふる所よりしていへば、人天地生物の心を會得するを、最も先となして、仁義禮智の四徳を兼ね統ぶるものなり、是の四徳は、皆、天の與ふる所の良貴と雖も、仁はその首に居る、豈、天の尊爵にあらずや、その人にあるよりして言へば、天理自然の安さありて、人欲陷溺の危きか故に、人さきに常に其の中において、須臾も離るべからざるものあり、これ如何で、人の安宅にあらずやとあり、それ仁と天の尊爵、人の安宅となすときは、仁道の人に關係するもの大あり、人之を禦くまことくして、自ら仁を爲さざるは、是、その是非の心明からずして、術を擇ぶに味し、豈、不智の甚きものにあらずや、而して、その不仁あるは、固より、不智あるに由るとあり

不仁不智無禮無義、人役也、人役而耻爲、役、由弓人而耻爲、弓、矢人而耻爲、矢也

(字解) 役の字、小國は、大國に役せらる、楚六千里にして、魯人の役とあるの役に於て、是、人のために役使せらるるあり、○由は、音猶と通ず、ごとしと訓む

(釋義) それ不智なるは、固より不仁にして、不仁なれば、益、以て不智あり、既に不智なれば、また禮

義の在る所を知らずして、動けは必ず禮に違ひ、行へは必ず義にそむき、又、將に無禮無義あらんとす、此の四つの者なければ、人の道已に喪び、自ら其の身を卑賤の地に置き、すべて徳あり、力あるもの、皆、我を服するに足りて、我まさに之が役使となるべし、是、人の役あり、夫、人の役とありて、之が役とあるまゝを耻つるは、猶、弓作る工人の、弓を業としながら、弓を爲るを耻ち、箭作る人の、箭を業としながら、矢を作ること、耻づるか如く、その耻たるを、免るること能はずとあり

如耻之、莫如爲仁

(釋義) さて、此の耻を致せるは、不仁なるによる、若、人の役の耻すべきを知りて、必ず之を免る、所以を求めんとすれば、仁を爲すに如くはなし、仁を爲すときは、當に反りて、之を己に求むべくして、咎を人に歸すべからずとあり

仁者如射、射者正己、而後發、發而不中、不怨、勝己者、反求諸己而已矣

(字解) 如射は、射者の事の如しとあり○發は、はちつと訓ひ、矢を放つなり○中は、あたると訓ひ、的中するなり○勝己は、射中する者あり○反求己は、内志正しく、外体直からんまゝを求むるなり

(釋義) 之を己に反りみ求むること、射法の如くにして可あり、彼の弓射る者の、射術に於ける、必ず内志正しく、外体直く、弓を持ち、矢を番ふること、審固にして、而る後に放つものあり、放ちて中たらざるときは、己に勝れる者を怨まず、唯、反りて、之を己に求めて、吾か志正しからざるまゝとあり、吾か体直からざるのみとなす、仁を爲すまゝと、己に由りて、人に由らず、何を以て、此の射法と異あらんやとあり

○孟子曰、子路人告之以有過、則喜

(字解) 人は、他人あり○告之の之は、子路を指す○喜は、過を聞くを喜べるあり

(釋義) 孟子曰はく、人ありて、子路に告げ訓ふるに、過失あるを以てすれば、之を聞くことを喜ばれたり、思ふに、過ありて、聞かざるときは、過を改むるまゝとなくして、身修まるまゝとなし、此の過を聞くまゝとの、喜ぶべき所以なりとあり

禹聞善言、則拜

(字解) 禹は、夏の禹王あり、此の一句、書經の言あり○善言は、書經に昌言とありて、盛徳の言あり○拜は、至誠己を屈して、拜して之を受くるなり

(釋義) 夏の禹王は、流石に聖人だけありて、善言を聞くときは、之を拜したりき、思ふに善言は、身心に益あり、國家に利あるものにて、之を聞きて受けざるときは、賢士來たらず、これ善言のまゝに拜すべき所以なりとあり

大舜有、大焉、善與人同、舍己從人、樂取於人以爲善

(字解) 大とは、夏の禹王より、大なるあり○與人同の善は、天下公共の道理にして、一人の私物にあらず、故に自己の物となし、又、別人の物とせずを得ざるをいふ○舍己從人の舍己は、正に人に從ふ所以にして、從人は、人に取る所以なり、合はせて、人よ取るの義とあるあり

(釋義) 大舜の爲せる所は、禹王よりも、一層大なるものあるなり、何となれば、善言を聞くときは、

拜するは、其の善を樂むの心、固より、誠に出づ、然れども、或は未だ善の人にあるを見ざる時は、人と己と、未だ兩つあがら忘るるゝ能はざれども、唯、舜帝は、善は天下の公理にして、本来己ま在り、人に在るの區別なくして、人と其の善を同じうす、若、己、未だ善からざれば、更に係り吝む所なくして、己を舍てて、人に従ひ、初めより、善の己に在るを知らざるあり、又、人に善あれば、勉め強ふるを待たずして、之を己に取り、初めより、善の人にあるを知らず、其の氣象の廣大なるゝと、善言を拜する者と較ぶるに、固より隔りありとすとあり

自耕稼陶漁、以至爲帝、無非取於人者

(字解) 耕稼、耕は、稼を耕やすといひ、稼は苗あり○陶漁の陶は、瓦器を燒きて、造ることにて、漁は、魚を捕ふるあり、舜歴山に耕やし、涓澣に陶し、雷澤に漁せしこと、史に見ゆたり

(釋義) 且、舜の人に取りて、善を爲すを樂むこと、特に一時のみ、然るにはあらず、歴山に耕稼し、涓澣に陶し、雷澤に漁せしより後、次第に昇進して、帝とあるの時に至るまで、凡て、一の善言を聞き、一の善行を見て、人に取りて、之を爲すを樂しまざるはあしとあり

取諸人以爲善、是與人爲善者也、故君子莫大乎與人爲善

(字解) 與は、朱子はゆるすと訓む、許あり、助かりの如しとありて、勸奨誘掖する意あり、又、とと訓み、人と共々にとも、解するを得べし、何れにてもよし○君子は、必ずしも、聖人を指さず、盛徳の士をいふ

(釋義) それ、人の善を取りて、之を我に爲すときは、人、我の善を取るによりて、益、善を爲す氣の

引き立つものあり、かく人の氣の善を爲すに引き立てるものは、我か善を取るに由るければ、是、我、人と善を爲すといふものあり、よく人と善を爲して、天下の大なるをして、皆、道徳仁義の中に歸せしむるは、君子の、之より大なるはなきの、善にはあらずやとなり

○孟子曰、伯夷、非其君不事、非其友不友、不立於惡人之朝、不與惡人言、立於惡人之朝、與惡人言、如以朝衣朝冠、坐於塗炭、推惡惡之心思、與鄉人立、其冠不正、望々然去之、若將浼焉、是故、諸侯雖有善其辭命而至者、不受也、不受也者、是亦不屑就已

(字解) 非其君不事は、君を擇びて仕ふるあり○非其友不友は、友を擇びて友とす○朝衣朝冠は、暗れの衣冠あり○塗炭の塗は、泥土なり、炭は火炭なり、二者穢れたるをいふ○推は、孟子か伯夷の心を推量するあり○郷人は、郷里の人なり○其冠は、郷人の冠なり○望々然は、恨めしげなる貌なり○浼は、音ばん、汚れたるあり、けがると訓む○善は、上手あり○辭命の解、浩然の章あり○不受は、辭命を受けざるあり○屑は、いぢぎよしと訓む、潔きあり

(釋義) 孟子、伯夷と伊尹との行を批評して曰はく、夫、伯夷は、其の事ふべき君にあらざれば仕へず、其の交るべき朋友にあらざれば、之と友とし交はらざるあり、但に其の君にあらざれば、仕へざるのみならず、決して、一たびも、その朝廷に立たず、但にその友にあらざれば、友とせざるのみならず、亦、決して、一たびも、之と物語りをせざるなり、若、或は惡人の朝に立ち、惡人と物言ふときは、その彼かた

めに穢されんことを恐るるよし、朝衣朝冠を以て、泥塗火炭の中に坐するか如くす、但に惡人のみ、之を待遇するよし、此の如くなるのみならず、又、伯夷が惡を惡むの心を推し考ふるに、彼の郷里の人と立ちて、其の人の正しからざるを見るときは、之も、亦、正しからざることよと思ひて、さも恨めしけなる様を著して、之を立ち去ること、將に己までも、穢されんとするか如くと思へり、是かかるが故に、諸侯は、辭命を巧みにして、招きに至れるものありといふとも、亦、必ずその人の、未だ善からざるを以て、その辭命を受けざるあり、その受けざる所以は、思ふに、之に就くを以て、潔しとなして、必ずしも、就かんとはせざるあり、之を見ても、伯夷は聖の清なるを見るべし

柳下惠不羞汚君、不卑小官、進不隱賢、必以其道、遺佚而不怨、阨窮而不憫、故曰爾爲爾、我爲我、雖袒裼裸裎於我側、爾焉能浼我哉、故由々然與之偕、而不自失焉、援而止之而止者、是亦不屑去己

(字解) 柳下惠は、魯の大夫展禽といふものにて、柳下に居て、惠と諡したりき○不羞不卑は、伯夷の不事不友の語に對せり○不隱賢は、己の賢才を隱さずして、其の道を行ふあり○遺佚は、人のために放棄せられて、其の位を去るあり○阨窮の阨は、困にて、自ら困窮に處るをいふ○憫は、うれふと訓じ、憂あり○爾は汝に同じ○袒裼の袒は、音たん、裼は、音せき、膚を脱くなり○裸裎の裸は、音ら、裎音てい、身を露はすあり、此の四字、都て無禮の様をいへるなり○焉は、いづくんど訓じ、いかでと譯す○由々然は、自得せる貌にて、一向頓着せざるをいふ○偕は、ともにと訓じ、一處に居るなり○不自失は、自

らその正しきを失きはざるあり○援は、ひくと訓じ、袖を引き止せむるあり

(釋義) 又、柳下惠は、汚れたる君を、耻辱とも思はずして、之に仕へ、身分賤しき官職を卑しとも思はずして、之に従へり、而して、其の進んで汚君に事へ、小官とあるや、亦、自ら己の賢才を隱さずして、必ず其の直道を以て行へり、惟、必ずその道を以てすれば、必ず人のために放棄せられて、官を去り、困窮するに至るも、怨みともせず、憂へともせざるなり、かく和して、流れざるが故に、その自ら言へる語に曰はく、汝は汝の思ふか儘をせよ、我は我か思へる儘を爲すべし、故に、汝、我か側ありて、肩を脱き、丸裸程にして、無禮ある様をなし、居るとも、汝、如何で、よく、我を浼さんやと、唯、それ我を愧すこと能はざるか故に、一向平氣ある様子を爲して、人と並ひ處て、自ら己の正しきを失はず、己去らんと欲するの時といふとも、或は引きて之を止とむれば、然らばとて止とまれり、其の引きて之を止とむれば、止とまる所以は、又、去ることを以て、潔しとなして、必ずしも去らずもかかと思へはあり、是、柳下惠の、衆と共に處りて、輕しく交りを絶たざる所以にして、所謂、聖の和あるものありとあり

孟子曰、伯夷隘、柳下惠不恭、隘與不恭、君子不由也

(字解) 隘は、せばしと訓じ、狭きにて、物を絶ちて廣からざるあり○不恭は、簡慢あることにて、忽に、人を取り扱ふをいふ○由は、倣ひて由るあり

徳の士は、倣ひて由らざるものなりとして、自ら孔子を學はんと意を寓せたり

孟子卷之四

公孫丑章句下

○孟子曰、天時不如地利、地利不如人和

(字解) 天時は、時日十千十二支方位などの類をいふ○如は、しくと訓む、不如は、及ばざるなり○

地利は、險阻城池の固めをいふなり○人和は、民心歸附し、上下相親むをいふ

(釋義) 天の時と、地の利と、人の和との三つの者は、兵法家に缺くべからざるものあり、然るに、兵

を用ふるものは、唯、天の利と、地の利とをのみ、務めとなして、天の時は、地の利に如かず、地の利は、

人の和に如かざることを、知らざることを、うたてけれとなり

三里之城、七里之郭、環而攻之而不勝、夫環而攻之、必有得天時者矣、然而不勝

者、是天時不如地利也

(字解) 三里七里は、城郭の周圍の小なる者にて、國を守るに足らざるか如きをいふ、郭は、外廓に

て、城は本丸なり○環は、四面を圍み攻むるなり

(釋義) 何を以て、天の時は、地の利に如かざるを見るかといふに、彼の、其の三里の内城、七里の外

城は、固より小あり、然るに、或は之を圍み攻めて、勝つことを得ず、それ、取り圍みて、之を攻むるこ

と久しきか間には、必ず天の時の善にして、干支の上よりも、方位の上よりも、勝つべきものあらん、然るに、之に勝つよと能はざるものは、城郭の險阻にして、且、堅固あるを以てあり、是を見ても、天の時は、地の利に如かざるを、知らるべしとなり

城非不高也、池非不深也、兵革非不堅利也、米粟非不多也、委而去之、是地利不如人和也

(字解) 池は、城隍なり○兵革の兵は、武器あり、革は、甲あり、古は、甲は革を以て作れり、○堅利の

堅は、革をいひ、利は、武器をいふ○米粟は、兵糧あり、穀あるを粟といひ、穀を去りしを米といふ、之を

わはと解するは、惡し○委は、棄つるなり、すつと訓む、城池兵糧を棄つるあり

(釋義) 何を以て、之を知れるといふに、彼、その城の高からざるにあらざるあり、池の深からざる

にあらざるあり、兵は利に、革は堅からざるにあらざるあり、兵糧は、多からざるよあらざるあり、然

るに、人民の心を得ざるよりは、人民の心之を去りて、之か守を爲すこと能はず、是、地の利は、人の和

睦には、及ばざるあり、此を以て觀れば、人の和は、獨り重しとあり

故曰、域民不以封疆之界、固國不以山谿之險、威天下不以兵革之利、得道者多助、失道者寡助、寡助之至、親戚畔之、多助之至、天下順之

(字解) 域は、かぎると訓む、民に禁じて、委て去らざらしむるために、界限を設くるあり○封疆は、

國毎に、土を高く盛り上げて、界とせるあり○山谿、水の川に注ぐを谿といひ、谿に注ぐを谷といふ○

威は、をどすと訓じ、威赫するあり○道は、仁義の道あり○寡助の寡は、少に同じ○親戚は、父子兄弟なり○順は、したがふと訓じ、歸順するなり

(釋義) それ、人の和を得る所以は、道を得るにあるのみ、故に、人民の界限を設くるに、封疆の界を以てせず、國を堅固にするに、山又は谿の險阻を以てせず、天下を威服するに、兵甲の堅利あるを以てするにも及ばず、唯、心を存するに、仁を以てし、事を制するに、義を以てして、道を得るものは、人の心を得て、助け多きものあり、若、理に逆ひて、道を失ふ者は、人の心を失ひて、助け寡し、助け少きの此の上きは、豈、ただ一國の人の、之に畔くのみあらんや、近くしては、親戚までも、之に畔くものにて、又、之に反して、助け多き此の上きは、天下の大なるも、亦、之に従ふ、此、人の和を得るもとは、道を得るにあることを知るべしとあり

以天下之所順、攻親戚之所畔、故君子有不戰、戰必勝矣

(字解) 君子は、上の道を得たるの君を指せるなり○有不勝云云は、戰はざれば、それまであれども、若、勝を開ける上は、必ず勝たんとあり

(釋義) 唯、よく道を得て、人の和を得るときは、兵を用ふるも、容易なるものあり、何とあらば、天下の歸順する所の、我か兵を以て、道を得ざるかため、親戚の背きたる、彼を攻むることあれば、我か彼を攻むるよりしていへは、至仁を以て、至不仁を伐つといふことに當たり、彼か我に敵する上よりいへは、是、子弟を率ゐて、父母を攻むるといふことに當たり、到底、我には、敵すべくもあらざるあり、故に、道を得たるの君は、戰はざるときは、それまであれども、戰へば、必ず勝つものなり、如何て、

天の時、又は、地の利などを、恃まんやとあり

○孟子將朝、王使人來曰、寡人如就見者也、有寒疾、不可以風、朝將視朝、不識、可使寡人得見乎、對曰、不幸而有疾、不能造朝

(字解) 王は、齊王なり○使人來とは、人を孟子の許に遣はしけるあり○如就見とは、罷り出でて、御面會仕るべきかの様に思はるとなり○寒疾は惡寒の疾にて、風邪のとあり○風とは、外を出歩き、風に吹かるるあり○朝將云云の朝は、明朝あり○視朝は、朝廷に出づるあり○造は、至るなり、いたると訓じ

(釋義) 孟子齊に在りて、賓師の位に居りけるとき、自身に支度して、王の朝に伺候せんとしけるに、齊王能く人を孟子の許に遣はして曰く、今日拙者より、先生の御宅に罷り出でて、御面會を得べき筈なるに、折悪しくも、風邪にかかりて、醫師は風に吹かれては、惡しとの診斷をさせり、然りながら、固より大病といふにもならねば、明朝は、朝廷に出勤せんと思へり、知らず、先生には、一たび御出で下されて、拙者を去て、御面會を得しめられ候ふか、如何にとありけり、是は、病氣に托して、孟子を召せるなり、然るに、孟子の意にては、我自ら往きて、王に朝するときは、召に應ずるにあらねば、固より、宜しけれども、今、召されて往くといへば、是、彼の召に應ずるものにて、賓主の然るべき所にはあらざるなりと、故に、能と病氣に托して、答へて曰く、私事不幸にも、病氣に罹り居り候ふ、折角の御召には候へども、明日は、朝廷に罷り出づることは、御斷り申上げ候ふとありけり

明日出吊於東郭氏、公孫丑曰、昔者辭以病、今日吊、或者不可乎、曰昔者疾、今日愈、如之何不吊

(字解) 明日は、疾を辭するの明日なり○東郭氏は、齊の大夫の家なり○昔者は、さのふと訓ひ、昨日なり○吊は、悔みをあすあり○或者は、疑へる辭なり○愈は、快愈せるあり

(釋義) 孟子、又、王の己を以て、眞に疾ありと爲して、謝絶せる趣旨を悟らざらんことを恐れ、故に、明日出でて、東郭氏の悔みに往き、全く疾のためからざるを知らしめたり、然るも、門人の公孫丑は、齊の人ありければ、その感情の、一層深かりしと見ゆ、問ひて曰はく、先生には、昨日は、御病氣の故を以て、朝謁を御辭退ありながら、今日は、早速御悔みに出でられ候ひぬ、こはともすれば、不可あるよはあらぬかと、存せられ候ふとて、孟子の心をも知らざりければ、孟子また本意を以て、之に告げずして曰はく、昨日は、病氣でありしも、今日は、快愈せり、何如で、悔みに往かざることをあるべきとあり

王使人問疾、醫來、孟仲子對曰、昔者有王命、有采薪之憂、不能造朝、今病小愈、趨造於朝、我不識能至否乎、使數人要於路曰、請必無歸而造於朝

(字解) 人は、病氣を見舞ふ臣にて之に、醫を附けて遣はししなり○孟仲子は、孟子の從昆弟なり○王命は、王よりの召命あり○采薪之憂の采は、採に同じ、とると訓ひ、病氣よかかりて、薪を負ふに堪へず、故に、之を以て憂とすとの意にて、我を匹夫に比べて、謙遜したる辭なり○趨造とは、早速罷り出づるとの意あり○至否は、朝に至り着きしか、否ざるかとの意なり○要は、待ち受くるなり○無歸は、

家なきり

(釋義) 齊王には、孟子の思ひ通りに、果して、病氣にあらざるを知らずして、人をして、病氣を聞はしめ、且、又、醫を遣はして、其の病氣の治療に従はしめんとしけり、孟仲子も、亦、孟子の悔みに行きし所以を知らずして、己、一個の取計を以て、對へて曰はく、昨日王の召命ありしも、折悪しく、吾か先生には、採薪の憂ありて、朝廷罷り出づると能はざりしか、今日は、病氣も思ひの外、軽くして、稍、快方に向ひしかば、早速朝廷に罷り出で候ふ、然りながら、今頃は、最早至り着きしか、否か、よくは存せず候ふと、答へ置き、一方よは、大急にて、數人を出だして、孟子を途中に待ち受けしめて曰はしむらく、唯今、王よりの御召しにつき、何卒、必ず御歸宅なく、朝廷に御出向きになりて、私の答へ置ける旨を、御實行下されたく候ふとありき、思ふに、孟子の悔みに出て行ける譯は、其の心、本より齊王のこの病氣のためならざるを知らしめんとてなり、然るに、今、孟仲子の、一個の取計ひにて、かく對へけるときは、孟子の折角の旨意は、明かならずなりて、從ひて、齊王を悟らしむる能はざるなり

不得已而之景丑氏宿焉、景子曰、内則父子、外則君臣、人之大倫也、父子主恩、君臣主敬、丑見王之敬子也、未見所以敬王也、曰惡是何言也、齊人無以仁義與王言者、豈以仁義爲不美也、其心曰、是何足與言仁義也、云爾則不敬莫大乎、是我非堯舜之道、不敢以陳於王前、故齊人莫如我敬王也

○孟子講義上 公孫丑章句下

百八十五

父子は敬あきならざれども、思を主とするものあり○主敬、君臣は恩あきにはあざれども、敬を至せるものなり、何とあはれは、君臣は、その分限嚴重にして、君は禮に、臣は恭しきを要す○子は、孟子を指す○惡は、あふと訓む、驚嘆の辭あり○是は、齊王を指す○云爾は、しかいふと訓む、かくいは、の意にて、是與言仁義の言を指す○堯舜の道は、仁義なり

(釋義) 故に、孟子、已むとを得ずして、景丑氏方に往きて、一泊せり、是、景丑氏は、乃ち王の臣にして、之に因りて、其の意を達すべきを以てあり、景子か曰はく、家内にしては、父子の間、家外にしては、君臣の間柄は、人の大なる倫理あり、されば、父は慈に、子は孝にして、相愛するに、恩を以てし、君は禮に、臣は恭にして、相與みするに、敬を以てするは、道なり、今、拙者は、齊王より、御身を敬ふを見れども、未だ御身より、王を敬する所以を見ず、これ如何なる理由ぞやとありければ、孟子曰はく、さても、予か王を敬はずといふは、是、如何なる言ぞや、彼の齊人の中にて、仁義を以て、齊王と物語りするものあり、こは、仁義を以て善美ならざるものと爲すが故あらんや、彼の心に謂へらく、齊王は、固より、凡庸の君あれば、如何で、仁義を言ふに足るべきと、かく曰はく、是、凡庸を以て、其の君に當て、堯舜を以て、其の君に望ますといふものあり、かくの如くんは、不敬あるものと、是より大なるはなきあり、然るに、我は仁義を以て、王との物語の種とし、堯舜仁義の道にあらざれば、決して王の御前に於て、申し述べたることなし、是、その王に望む所以のもの、亦、遠くして、且、大なるにあらずや、故に、齊人の中にて、王を敬するものと、我より大なるものは、なきなりとありけり

景子曰、否、非此之謂也、禮曰、父召無諾、君命召不俟、固將朝也、聞王命而遂不

果、宜與夫禮若、不相似然、

(字解) 否は、是、その仁義を以て、王を敬すとあすを、然りとせざるあり○此の字、仁義を以て、王と言はざるを指せるあり○禮曰云云は、禮記の玉藻の篇の語あり○諾は、應ずるの緩あるなり○不俟駕とは、車の支度の出來るを間をも、待たぬとの意なり、俟は、まつと訓む○不果は、朝するあどを果たし行はずとなり○夫は、かのと訓む、彼に同じ、禮は、駕を俟たざるの禮をいふ

(釋義) 景子か曰はく、否、拙者は、御身か王を敬せられすと申せる理由は、心よ王となるに足らずとするの謂にはあらず、正に、禮貌の上より缺けたる所あるを申すなり、偕、古よりの禮に曰はく、父より召さるるときは、直に唯と應へて、諾とて緩く應ふるまをすべきものにあらず、又、君より、召し出たさるときには、馬車の支度の出來る間をも待たで、直に朝廷に趨くべき筈のものなりとあり、然るに、今、御身には、本來朝廷に出でられんとしつつありしに、君の召命ありたるを聞き、之を根よ思ひて、遂に行かぬること、御決行せられず、これかの古禮とは、相似て居らざるやうに、見受けらるるなり、故に、御身が王を敬せずと申しし所以ありとあり

曰、豈謂是與、曾子曰、晉楚之富、不可及也、彼以其富、我以吾仁、彼以其爵、我以吾義、吾何慊乎哉、夫豈不義、而曾子言之、是或一道也、天下有達尊三、爵一、齒一、德一、朝廷莫如爵、鄉黨莫如齒、輔世長民、莫如德、惡得有其一、以慢其二哉

(字解) 謂是與の是の字、景丑の説く所の、臣子召に應ずるの禮を指していふあり○晋楚之富の富の字、爵を兼ねて、その内にあるなり○謙は、うらむと訓む、恨むなり、少なしとするなり○一道は、一種の道理なり○違尊の違は通なり、天下何處に行くも、通用する所の、尊きものごあり○爵は、爵位なり○齒は年齢の高きあり○徳は、仁義なり○輔世は、世道を輔翼するあり○長民は、生民を長育するなり○慢は、あざとると訓む、侮慢するなり

(釋義) 景子か、此の言を爲せるものは、人臣の常禮を以て、論じたるよて、未だ賓師は、臣とは同じからざるものたるを知らず、故に、孟子之に答へて曰はく、御身如何で、我か召に應せざるを以ての故に、拙者を不敬なりといふふを得ざるあり、御身の此の言を爲せるは、我か召に應せざる所以は、正に王か我を召すべからざるものあるを知らざればあり、何とされは、曾子曰はく、晋楚は、大國にして、その富の大なる、固より吾か輩の及ぶべきにはあらざるなり、然れども、彼はその富を以てし、我は吾か仁を以てす、仁をければ、体具はらざるとなく、用周からざるまとかくして、亦、天下の至りて富めるものなり、彼はその爵位を以てし、我は吾か義を以てす、義あれば、物に屈せずして、常に物の上に伸ふ、亦、天下の至りて貴きものあり、然れば、是、彼に餘りあるにもあらず、吾にも足らざるにあらざるあり、吾、何でふ、彼に對して、恨み立てをなし、少あしとせんやとありけるか、斯の言は、それ、豈、義に合はざるものを、曾子決して、之を言はれんや、是、或は一種の道理あるなり、その道、何かあるといへは、蓋、天下の尊ぶ所のものを通じて、三つあり、そは爵位一つ、年齢の高きが一つ、仁義が一つあり、朝廷は固より位を貴ぶ所なるが故に、爵に越えたるものあり、是、爵位を一の違尊となす、郷

里の間には、年齒の高きより、越えたるはなし、是、齒を一の違尊とあす、世道を輔翼し、生民を生育するは、徳に越えたるものなし、是、徳を一の違尊となす、それ違尊に三つありて、齒と徳との二つは、皆我にありて、今、齊王は、但、一つの爵あるのみ、如何で、その一ありて、其の二つあるものを、侮慢することを得んや、然らば、我の召すべからざるや、亦、明かなりとなり

故將大有爲之君、必有所不召之臣、欲有謀焉、則就之、其尊徳樂道、不如是、不足與有爲也

(字解) 大有爲之君とは、王業を興すの君あり○有謀は、相談することあるなり○就之とは、己より出かけて行くなり○徳は、資者の上につきていふ○道は、賢者の抱負する上につきていふ○與は、臣を指す

(釋義) それ、我の召すべからざるや、明かなり、夫れ召すべからずして、之を召さんと欲す、吾王の與に爲すことあるに足らざるを知るあり、故に、非常の大業を爲さんとするの君には、必ず尊禮して決して召さざる所の臣ありて、相談せんとすることのあるときは、其の臣下の處に行きて、之を相談せり、それ臣たるもの、必ずその君の敬禮すること、かくの如くあるを欲するは、自ら尊大にせんとはあらざるあり、君、必ずかくの如くにすれば、その徳を尊び、道を樂みて、與に爲すことあるに足るべし、若、かくの如くならざるときは、徳を尊び、道を樂むこと、與に爲すことあるに足らざるなりとあり

故湯之於伊尹、學焉而後臣之、故不勞而王、桓公之於管仲、學焉而後臣之、故不勞而霸。

(字解) 學後臣は、先、之に學びて後に、之を臣とせることにて、徳を尊び、道を樂むあり○不勞而王、覇とは、大に爲すことあるに足るとの意なり

(釋義) 故に、湯の伊尹に於けるや、先、之に從ひて學を受けて、然る後に之に任す、是、湯に召さざるの臣あるなり、故に、骨折らずして、王とされりき、桓公の管仲に於けるも、亦、之に從ひて、學を受けて、然る後に、之に任せり、是、桓公には、召さざるの臣あるなり、故に、勞せずして覇とされり、これ、皆、共に大に爲すことあるなり

今天下地醜、德齊、莫能相尙、無他、好臣其所教、而不好臣其所受教。

(字解) 醜は、たぐひと訓む、類なり、土地の大きさの似たるをいふ○德齊の齊は、一樣にして、優れるものあきをいふ○尙は、くはふと訓む、超過するあり○其所教、其の君なり、所教は、己に從ひて使役すべきものをいふ○所受教は、己の從ひて學ぶ所の者をいふ

(釋義) 今、天下の君、其の所有する土地は、皆、同じく、其の功徳のある所も、亦、同じく、一人として土地を開き、功業を建つると、王覇の大に爲すありて、高く儕輩に出でたるか如きものあることなし、ふの故は、他にあらず、其の、皆、己の命に承順して、己より教ふる所の人を、臣とするを好み、彼の大道を抱きて、自ら重じ、己より教を受くる所の人と、臣とするを好まざるを以てなり、

既に、其の教を受くる所の人を、臣とするを好まざる時は、これ召さざる臣なきものなり、此、地醜し、德齊しくして、大に爲すありとある能はざる所以あり

湯之於伊尹、桓公之於管仲、則不敢召、管仲且猶不可召、而況不爲管仲者乎。

(字解) 不爲管仲とは、孟子自ら謂ふあり

(釋義) され、湯の伊尹に於けるや、學びて然る後に、之を臣として、敢て召さざりき、桓公の管仲に於けるも、亦、學びて後に、之を臣として、敢て召さざりき、彼の伊尹と湯とは、皆、固より一徳あるものあれば、固より召すべからざるも、管仲が徳の至らざるさへにても、猶、召すべからざるを、況、管仲を卑みて、之を爲すありとを、屑しとせざるものは、それ如何で、召すべけんや、既に、我が召すべからざるを知らざるときは、我が命を中正に聞きて、我が召に應せざるもの、如何で不敬とあすを得んやと

○陳臻問曰、前於齊、王餽兼金一百、而不受、於宋、餽七十鎰、而受、於薛、餽五十鎰、而受、前日之不受、是則今日之受非也、今日之受、是前日之不受、非也、夫子必居一於此矣。

(字解) 陳臻は、孟子の弟子なり、臻音しん○於齊は、齊に在りし時との意あり○餽は、おくること訓む、送るなり○兼金は、美なる金なり○鎰は、諸説多し、二十兩を鎰とし、或は二十四兩なりといひ、或

は三十兩なりといふもありて、今日よりは、之を推斷し難ければ、その儘に附す○宋薛、皆、國の名なり○夫子は、孟子を指す

(釋義) 陳臻孟子に問ひて曰はく、先生には、前の日、齊國にありし時、美金一百鎰を、齊王より送られしよ、之を御受けあらず、然るに、宋に在りし時は、宋王より送られたる七十鎰を、御受取りあり、又、薛にても同様、五十鎰を受け給ひぬ、それ、同一の餽ものあれば、受けることならば、同一に御受けあべく、受けざるならば、同一に受け給はざるを、然るべしと存じぬ、然るよ、先生には、受けると受けざるとの別あれば、私は、前日齊にて、受け給はさるか道理ならば、今日宋薛にて、受け給ひしは、道理に合はず、今日受けざるか是からは、前日の受け給はさるが、道理にあらざらん、先生には、必ず何處にか、一の不道理あらせらるべしとありけり

孟子曰、皆是也

(字解) 皆は、受けると、受けざるを指す○是は、非あることなきをいふ

(釋義) 孟子答へて曰はく、吾の辭せるも、受けたるも、何れも、皆、道理に合ひて、不道理あること

なしとなり

當在宋也、予將有遠行、行者必以贖、辭曰、餽贖、予何爲不受

(字解) 遠行は、他國に行かんとするなり、贖は、音じん、餽別をさすなり○辭は、餽をなすとき各

自の語かり○何爲は、決して、そのせざるよ受くべきをいふ

(釋義) 余が、宋に在るに當りては、予、將に、他國に行かんとせり、借、遠く行くものには、必ず餽別

物を送る例にて、その餽物をなすの辭に曰はく、此の度、遠方への御旅行につき、餽別物を差上くとなり、かく贖に餽るの辭あるときは、固より、義に於て、受くべきものなり、されば、余、何爲ぞして、受けざることのあるべきとあり

當在薛也、予有戒心、辭曰、聞戒、故爲兵餽之、予何爲不受

(字解) 戒心は、患を防ぐの心あるをいふ○爲兵餽之は、薛君の辭にはあらず、孟子、只、事を叙するの辭なり、故の字、以て見るべしとの説あり、然れども、薛君の辭とする方、前文に對して、移りよきか如し

(釋義) 又、余が薛に在るに當たりては、余、患を防ぐの心ありたり、故に、薛君餽物を爲すの辭に曰はく、先生には、患を防ぐの御戒めありと承りぬ、故に、之に備ふべき、兵の費の一部分にもと思ひて、御送り致し候ふありとあり、かく戒を聞くの辭あるときは、義に於て、固より受くべきものなれば、吾、何でよ、受けざることのあるべきとなり

若於齊、則未有處也、無處而餽之、是貨之也、焉有君子而可以貨取乎

(字解) 未有處は、遠行するにてもなく、又、戒心あるにてもなく、全く、處置する所なきなり、或は齊に屬して説くものあれども、孟子の身上によりて、解する方、穩當あるが如し○貨之は、金錢づくにて、左右するとの義あり○貨取は、金錢を以て、招き致すの義なり、韓退之の文に、禮を以て羅どかし、羅して幕下に致すの致と、同じく解すべし

(釋義) 然るに、齊に於けるか如きは、遠く行き、又は戒心の事なくして、未だ處置する所あらざる

あり、かく處置する所なきに、之を送るときは、其の送るに辭なくして、義に乖くことあり、是、之を金錢取扱にするなり、君子は對して、貨を以て、之を招き致すべきものならんや、是、吾の齊の送物に對して、受けざりし所以なりとあり

○孟子之平陸、謂其大夫曰、子之持戟之士、一日而三失伍、則去之、否乎、曰、不待三

(字解) 之は、往くなり○平陸は、齊の屬邑なり○大夫は、邑を治むるの官あり○持戟之士は、戰士なり、戟は兩方に技ある矛あり○伍は、行列あり○去之は、之を除き去るなり○不待三とは、軍法は、嚴重あるか故に、一たび失へば、之を罰す、如何で、三たびを待たんとあり

(釋義) 孟子、齊の屬邑平陸に至りし時、その邑長距心といへるに謂へらく、足下の戟を持てる軍士の、設一日にして、三たび行列を失ふものあらば、まさに、之を除き去るべきか如何とありければ、彼答へて曰はく、如何で、三たびを待つに及ばんや、一たびにて、除き去るべしとあり

然則子之失伍也、亦多矣、凶年饑歲、子之民老羸、轉於溝壑、壯者散而之四方、者幾千人矣、曰、此非距心之所自得爲也

(字解) 子之失伍、人臣は、民を治むるを以て、職とせざるに、民を保つこと能はざるは、是、職を失へるにて、士の伍を失へると同じ、故にいふ○老羸は、老若に同じ、羸は瘦せて力なきものなり○溝壑は、田間の水道なり○壯者は、血氣盛なるものなり○非所得爲とは、王の失政たることをいぐる

あり

(釋義) 孟子曰はく、官守あるものの、職を失ふべからざるは、猶、戰士の伍を失ふべからざるか如きものなれば、今、御身か、伍を失へることも、亦、多きやかし、何となれば、職民を養ふにあるものは、己の治むる所の民をして、一人たりとも、その養を失はざらしむべし、然るに、今、凶年饑歲には、子の治下の民老若は、溝壑に身を顛倒し、血氣盛なる者共は、散りくになりて、四方に之けるもの、幾千人といふ數を知らず、是、子が行列を失へること、亦、多からずや、それ士の伍を失ふときは、まさに除き去るべしとし、子の行列を失ふときは、更に、心ともせざるは、如何ぞや、と責めければ、孔距心答へて曰はく、それ人民の離散するは、皆、我が王の失政の然らしむる所にして、拙者の專に爲すことを、得る所にはあらざるなりとあり

曰、今有受人之牛羊、而爲之牧之者、則必爲之求牧與芻矣、求牧與芻而不得、則反諸其人乎、抑亦立而視其死與、曰、此則距心之罪也

(字解) 受は、承領するなり○牧之、牧は養ふなり、之は牛羊をいふ○牧は、牧場あり○芻は、秣あり○反は、返附するなり○立視は、坐視して救はざるなり

(釋義) 孟子曰はく、然れども、子も、亦、其の失職の責を辭することを得ざるべし、譬へば、今、人の牛羊を受けて、之かために、之を牧養するものあらば、必ず之が爲に、牧地と秣草とを求めん、若、その牧と芻とを求めて、得ざるときは、牛羊を先方の人に返さんか、それともに、坐ちから其の死するを視て、救はざるべきか、君の民を受けて、之かために養ふは、人の牛羊を受けて、之かために、之を牧ふ者

と、其の責、如何で異なるよとあらんやとありければ、距心は、此に至りて、悟りて曰はく、拙者の罪、誠に免るべからざるものありとありき

他日見於王曰、王之爲都者、臣知五人焉、知其罪者、惟孔距心爲王誦之、王曰、此則寡人之罪也

(字解) 他日は、後の日との意なり○爲都の爲は、をさむと訓む、都は邑なり、されど、常の邑にはあらず、齊王の廟ある邑をいふ○臣は、孟子をいふ○惟は、ひとりと訓む、獨に同じ○誦之は、己と距心と問答したるの語を、記述せるなり

(釋義) 後日に至り、孟子齊王に見えて曰はく、王の都邑を治むる者の中にて、臣その五人程を知れり、然れども、自ら其の責任の至らぬを知れるものは、獨り孔距心一人ばかりありと、よりて己か距心と、問答の結果、彼、自ら責めたるの語を、一々記述して王に物語れり、是、孟子の意は、王を諷せんとするに在りたり、然るに、王も、亦、自らその罪を悟りて曰はく、命は君より出でて、臣は之を奉するに止まざるものあれば、其の本源を尋ねれば、是、距心の悪しきにはあらで、皆、拙者の罪なりとありけり
○孟子謂、**蝼蛄**曰、子之辭靈邱而請士師、似也、爲其可以言也、今既數月矣、未可以言與

(字解) 蝼蛄の蝼は、音り、蛄は、音わあり、人名にて、齊の大夫なり○辭靈邱の靈邱は、齊の屬邑なり、靈邱の大夫を辭するなり○士師は、獄を治むる官の長あり○似は、理あるに似たるあり○爲可言

とは、士師は、王に近づきて、刑罰の中たらざるを、諫むるを得るをいふ○未可言與とは、之を激して言はしむるあり

(釋義) 孟子齊の大夫蝼蛄と謂ひて曰はく、御身か、靈邱の大夫たることを辭任して、獄官の長たる士師の官を得んと謂はれたるは、その爲す所、近くは理あるが如し、かく近く似たる所以は、正に士師は、刑を司りて、又、王に接近し、王の刑罰の中たらざるときは、己の責めとあして、之を諫むるものと可とするかためなり、かく言はんかために、士師を請はれたるものとせば、まことに、早速言ふべき所あるこそ然るべかめれ、然るに、今、既に數日あれども、言はれざるを見れば、未だ言ふべきものあらざるに、若、言ふべくして言はざれば、その責を盡くさざるものあれば、速に冠を掛けらるること、然るべけれ、決して尸位素餐の誹を得ざるやうせよとありき

蝼蛄諫於王而不用、致爲臣而去

(字解) 致爲臣は、辭職することとなり、致は、なほ還すが如し

(釋義) 蝼蛄孟子の忠告によりて、齊王を諫めたりしに、用ひられざりしかば、遂に、臣たるの職を還して、立ち去りぬとあり

齊人曰、所以爲蝼蛄則善矣、所以自爲則吾不知也

(字解) 善は、孟子の蝼蛄に代はりて謀りて、善く處置することを、得たるをいふなり○不知は、暗に、孟子を刺れる辭あり

(釋義) 齊人の曰はく、孟子蝼蛄をして、言ふべくして言はしめ、去るべくして去らしめたるは、是、

そのかれか爲めにする所以は、善し、然れども、孟子齊に在りて、道行はれざるに、何時までも、滞在して、去ることを決せざるは、是、孟子自らのためよする所以は、吾、果して、その如何を知らざるありとて、暗に孟子を刺り也

公都子以告

(字解) 公都子は、孟子の門人あり○告は、齊人の讒れる所の言を、孟子に告げけるあり

(釋義) 孟子の門人公都子は、齊人の孟子を讒れる言を聞きつけて、捨て置きがたしと思ひて、之を孟子に告げ知らせたりとあり

曰、吾聞之也、有官守者、不得其職、則去、有言責者、不得其言、則去、我無官守、我無言責也、則吾進退豈不綽綽然有餘裕哉

(字解) 官守は、官を以て守りとせるものとて、政事を分理するものなり○不得其職は、その職分の、當に盡すべき所を、盡すを得ざるをいふ○去は、辭職して去るなり○言責は、言を以て責めとさせるものにて、専ら諫言を司るをいふ○不得其言は、その言論の當に行ふべき所を、盡くすことを得ざるなり○去は、その言責を致して去るなり○進退は、去就に同じ○綽々然は、寛かる貌にて、舒びて拘束せらるるゝとなさの意なり○餘裕の裕も、亦、寛あり

(釋義) 孟子曰はく、吾、之を聞く、官を以て守りとするものは、當にその職分の盡くすべき所を盡くすべきものにて、若、その職を盡くすを得ざるときは、辭職して去るものなり、ざるを去らざるときは、職を空しくして、祿を荷もするの責を免れず、又、言責あるものは、當にその言論の行ふべき所を盡くすべし、若、その言を盡くすよと得ざるときは去るべし、去らざるときは、尸位素餐の責を免るべからず、然るに、我よは官守もなければ、言責もあし、去らんとして去らざるも、妨げなく、久しく居るべくして、久しく居るも不可あし、吾か去就は、固より、常の法の拘るべき所にあらざれば、如何で、綽々然として、寛舒あらずやとなり

○孟子爲卿於齊、出吊於滕、王使蓋大夫王驩爲輔行、王驩朝暮見、反、齊滕之路、未嘗與之言行事也

(字解) 卿於齊は、孟子齊の卿の位に居りたることあり、然れども、その祿をば、受けざりき、故に客卿とあるの説あり○蓋は、音かふ、齊の屬邑なり○王驩は、王の嬖幸の臣あり○輔行は、副使あり、孟子を正使とし、王驩を副使とせるなり○反は、往復するなり○行事は、朝するにつきて、當に行ふべきの事をいふ、不言は、孟子王驩と、使事を言はざるのみにて、使事を除くの外は、挨拶をさせるなり

(釋義) 孟子齊に卿相となれる折に、出でて、國に悔みに行けり、此の時、齊王蓋の大夫王驩をして、副使とならしめたりしかは、王驩は、朝夕に、孟子に面會して、機嫌を伺ひ、且、諸事の打合せを爲さんとせり、然るに、孟子は、齊と滕との間を往復して、未だ嘗て王驩と使の事の打合せは、言ひ及ばざりき、是、王驩は、與に言ふべきの人にあらざして、孟子之を遠ざけて、與に言はんふとを欲せざりしなり

公孫丑曰、齊卿之位、不爲小矣、齊滕之路、不爲近矣、反之而未嘗與言

行事何也、曰夫既或治之、予何言哉

(字解) 齊卿、王驪は、蓋の大夫にして、此の時、卿の役を兼ねて行けるあり○不爲とは、言ふべきの職分あるを見はせるなり○不爲近は、言ふべきの時ある見はせるなり○既或治之とは、既に従行の官屬ありて、各、その事を掌り治辨すること、既に了はるをいふ○何言哉とは、何でふ更に王驪といふにや、及ばんどの意なり

(釋義) 然るに、公孫丑は、孟子の意を知らざるものから、問ひて曰はく、齊の卿の位は、小なりと爲さざれば、勢位相似たるが故に、懸隔して言ふべからざるにあらず、齊滕の路は、近しとあさず、相接すること、日久しければ、急にして言ふ間もあきにはあらずるに、先生よは、往くより反らるるまで、未だ嘗て使の事を、王驪と御相談あらせられざるは、如何あることと候ふやとありけり、孟子此につきて、願に彼は言ふべきものにあらずと、言ひ難かりければ、辭を托して、之に答へて曰はく、使の事治まらずんば、まさに之を王驪と言ひて、取り決むべきことなれども、それ既に自ら、その向の有司の、之を處理するありて、皆、その宜しきを得たるあれは、初めより、相談すべきものあかりしあり、されば、又、何を以て、更に之と物語らんやとありき、これ固より、一時の托言あれども、君子の人を待つこと、悪ますして、嚴なるおと、かくの如きを見るべしとなり

○孟子自齊葬於魯、反於齊、止於贏、充虞請曰、前日不知虞之不肖、使

(字解) 自齊葬於魯は、齊に仕へける折に、母を失なひて、魯に歸りて、葬をなせるなり○反齊は、喪を終へて、復び齊に還れるなり○贏は、齊の邑なり○充虞は、孟子の弟あり○不肖は、賢者に似ざるなり、肖は、似るなり○教匠事の教は、をさむと訓ひ、監督せるなり、匠事は、棺槨を作るの事なり○嚴は、いそがしと訓ひ、急あり○不請は、教を請はざりきとなり○木は、棺に作る木なり○以は、已と通ず、はなはだと訓ひ、朱子は曰へり、以を、もちふと訓みて、美を用ふるども、解するを得べし、然れども、今、朱子に従ふ○美は、堅くして、厚きをいふ○然は、疑の詞あり

(釋義) 孟子齊より魯に歸りて、己の母を葬り、かくて喪も終はりければ、復び齊に反らんとて、贏に止宿せしときに、問人の充虞といふもの、教を謂ひて曰はく、先生には、前日私の事を治むるの才あきをも、御存知なくして、私をして匠の事を教めしめ給ひぬ、當時は、事正に取急さ中なりしかは、疑ひありしも、敢て教を請はざりき、つきては、今日願はくは、教を請ひたく候、私の考にては、棺に用ひたるが、大層に立派あるやう、見受け候ふとなり

曰古者棺槨無度、中古棺七寸、棺稱之、自天子達於庶人、非直爲觀美也、然後盡於人心

(字解) 古は、先生の制をいふ、乃ち夏殷以上の時代あり○無度は、厚さに過ぎたるなり○中古は、周公の禮を制せし時をいふ○稱之の稱は、かなふと訓ひ、棺と相同じきなり、之は棺を指す○達は、通達せるあり○庶人は、平民あり○直は、但に同じ○盡於人心とは、人子の心に於て、遺憾なきをいふ(釋義) 孟子曰はく、上古は、棺槨どもよ、尺寸の度なかりき、中古周公禮を制し給へるの時に當れ

りて、棺は始めて、七寸の度を用ひ、槨も、亦、棺の厚に稱へり、こは上は、一天萬乗の君より始め、卿大夫士はいふまでもなく、下平民にまで及ぼして、皆、之を用ふることを得る禮あり、こは、但、人の觀物の美ならんかためにせるのみにはあらじ、蓋し必ず是の如くにして、然る後に、堅厚にして、久遠に至り、人の子たるものの心を盡くして、遺憾なきものありとあり

不得不可以爲悦、無財不可以爲悦、得之爲有財、古之人皆用之、吾何爲獨不然、

(字解) 不得は、法制の上に於て、七寸の木を用ふることを得ざるをいふ○爲悦は、吾か心に盡くして、悦ふなり○無財は、七寸の木を求むるを得ざるをいふ○古之人は、周公か禮を制せる以後の人をいふ○用は、美材を用ふるあり○獨の字、皆の字に對して見るべし

(釋義) それ、禮制の上に於て、七寸の木を用ふることを得ざれば、固より以て、其の心に快足することを得べからず、又、七寸の木を購ふの財なければ、固より以て、其の心に快足するを得べからず、既に禮制を得て、又、之を用ふるに足るの財あるときは、古の人、皆、之を用ふ、然るに、吾のみ何爲れぞして、獨り之を用ひざらんやとあり

且比化者、無使土親膚、於人心獨無佼乎

(字解) 且の字、端を更むるの語あり○比は、ためにと訓む○化者は、死者あり○親はちかづくこと訓む、土として其の肌に見近せしむるをいふ○無佼乎の佼、はこころよしと訓む、快なり、吾、此を以て、

快しとなさざらんやとの意なり

(釋義) それ、之を得て、財ありて、遂に之を用ふるを得、正に死せる者のために、土をして其の肌膚に親近せしむることなきときは、人の子たるものの心に於て、始めて快然として、恨むる所なきにあらずやとあり

吾聞之也、君子不以天下儉其親

(字解) 以天下の以は、爲めにの如し、天下は、世上といはんか如し○儉は、薄くすることあり

(釋義) 向に、其の心を盡くすを得て、自ら盡くさざらしめは、みれ天下のために、此の物を惜みて、其の親に薄くするものなり、吾、之を聞き及べるに、君子は、天下のために、その親に儉せずとあるなりとあり

○沈同以其私問曰、燕可伐、與、孟子曰、可、子噲不得與人燕、子之不得受燕於子噲、有仕於此、而子悅之、不告於王、而私與之、吾子之祿爵、夫士也、亦無王命、而私受之、於子、則可乎、何以異於是

(字解) 沈同は、齊の臣なり○以私問は、王命にはあらずして、私に己の意を以て問へるあり○可は、伐つべきの罪あるありとあり○子之子噲の事、既、前に見えたり○仕は、官員とあるなり○夫は、かのと訓む○士は、是より仕へんとする人をいふ○之の字、祿爵をいふ○是の字、祿爵を私に授受せるを指していへるなり

(釋義) 齊の臣沈同といふもの、私に己の意を以て、孟子に問ひて曰はく、燕は伐つべきものなりやとありければ、孟子理によりて、答へて曰はく、伐つべきの罪あり、何を以て、その可なるを見るかといふに、夫、諸侯は、土地人民は、天子より受け、之を先君より傳へられたるものあり、されば、子贖にありては、私に人に與ふるに、燕を以てするを得ず、子之にありても、私に燕を子贖より受くるまどを得ず、譬へば、此に仕ふるものあらん、然るも、子之を悦びて、王に告げずして、私に之に與ふるに、吾か子の祿爵を以てし、かの仕に従ふの士も、亦、王の命なくして、私に子より、之を受けなば、可あらんや、そでの不可あることは、いふまでもなきまどなり、彼の土地を以て、私に與へ、又、私に受くるは、如何で、子かの祿爵を以て、私に與へ、私に受くるものと異ならんや、與ふべからずして、之を與ふるは、子贖の罪にして、受くべからずして受くるは、子之の罪あり、是、伐つべき所以なりとなり

齊人伐燕或問曰勸齊伐燕有諸曰未也沈同問燕可伐與吾應之曰可彼然而伐之也彼如曰孰可以伐之則將應之曰爲天吏則可以伐之今有殺人者或問之曰人可殺與則將應之曰可彼如曰孰可以殺之則將應之曰爲士師則可以殺之今以燕伐燕何爲勸之哉

(字解) 齊人は、齊の君臣なり○末世とは、未ださる覺ぬなしとあり○應は、答に同じ○彼然而伐之也とは、彼是なりとなして、燕を伐てるをいふ○天吏の解、上篇に見たり○士師の解、又、前條に見たり

(釋義) 齊人孟子の言を得て、燕を伐らしに、或人孟子に問ひて曰はく、先生には、齊を勸めて、燕を伐たしめられたりと聞けるか、實際さる事の、之あり候ふに、かどありければ、孟子之に答へて曰はく、吾伐つべきの罪ありとありしに、彼遂に吾か言を然りとして、之を伐ちたり、彼、もし、復、問ひて、何人かよく之を伐つべきと曰はば、吾、また之に答へて、有道にして、天吏たるもの、之を伐つべし、若、天吏に非ずして、之を伐たば、暴を以て暴に易ふるの非を免れずと、譬へば、今、人を殺すものあらんに、或人之間ひて曰はば、此の人を殺すの人は、殺すべきかとあらば、吾、また之に答へて殺すべきの罪ありといはん、彼、もし、復、問ひて曰はく、孰か之を殺すべきとあらば、また、之に答へて曰はん、法を執りて、士師とならば、之を殺すべしと、若、士師にあらざして、之を殺さば、擅に殺すの罪を免れず、今、燕伐つべきの國たりと雖も、齊は燕を伐つべきの人にあらざ、故に齊を以て燕を伐つは、取りも直さず、燕を以て燕を伐つに同じ、吾、何すれず、之を勸めんやとなり

○燕人畔王曰吾甚慙於孟子

(字解) 畔は、背叛するなり○王は、宣王なり、或は僖王とあせり

(釋義) 齊人の燕を伐らし時、孟子嘗て之に告げて曰はく、大王之を取らんと思はれなば、燕の民の悦ぶか否かを視るべしと、其の燕を破るの後よ及びて、孟子、又、之に告げて曰はく、王速に令を出だして、燕の民の心を安堵せしめよとありしかども、齊人、皆、之を聽き入れずして、遂に之を取りたり、後、燕人の畔くに及びて、王の曰はく、吾、孟子の言を用ひずして、かかる失体を生ぜり、吾、甚た孟子に對して、面目なしとて、慙愧の念自ら已む能はざるものありき

陳賈曰、王無患焉、王自以爲、與周公孰仁且智、王曰、惡、是何言也、曰、周公使管叔監殷、管叔以殷畔、知而使之、是不仁也、不知而使之、是不智也、仁智周公未之盡也、而況於王乎、賈請見而解之

(字解) 陳賈は、齊の大夫なり○仁且智、仁は人を愛するを以ていひ、智は人を知るを以ていふ○惡は、驚嘆の辭なり○管叔名は鮮といひ、武王の弟にして、周公の兄なり○監殷は、武王殷に勝ちて、紂を殺し、紂の子武庚を立てて、管叔と弟蔡叔と霍叔をして、其の國を監督せしむ○以殷畔は、武王崩し、成王幼くして、周公政を攝せし時、管叔と武庚と畔さしかば、周公討ちて之を誅せり○知而使之は、周公豫めその畔かんと欲するを知りて、故に之を使めは、是、管叔を死に陥れたるをいふ○不知而使之は、知らずして、誤りて、之を使めは、是、先見の明なきをいふ○未盡とは、兼ね盡くすこと能はざるをいふ○解は、辨解するあり

(釋義) 然るに、王の臣陳賈といふもの、王の美を將順するものと能はずして、其の非を飾らしむることをして以てして曰はく、大王には、左程に心を勞させ給ふことなかれ、大王には、自ら周公と、孰か仁にして、且、智なりと思召させ給ふとありければ、王の曰はく、さてもこれ如何あることぞや、我、如何で周公を望まんや、比較にも程こそあれどありければ、陳賈か曰はく、周公管叔をして、殷の國を監督せしめたりしに、その任を果さざるは勿論、反りて、殷の後、武庚を扇動して、背叛を企てたり、周公にして之を知りて、殷を監せしめは、是、不仁なり、知らずして、之を監せしめは、是、不智なり、仁智の

二つは、周公さへも、まだ兼ね盡くすこと能はざるあり、ざるを況や、周公に及ばせられざる大王とや、賈請ふ、孟子に見えて、大王のために、之を辨解仕らんとあり

見孟子問曰、周公何人也、曰、古聖人也、曰、使管叔監殷、管叔以殷畔也、有諸、曰、然、曰、周公知其將畔而使之、與、曰、不知也、然則聖人且有過與、曰、周公弟也、管叔兄也、周公之過不亦宜乎

(釋義) 遂に、孟子に見えて問ひて曰はく、周公は如何なる人ぞやと、孟子の曰はく、そは申すまでもなく、古の聖人なりと、陳賈曰はく、管叔をして、殷を監せしめしに、管叔殷を以て畔けりと承り居れるか、事實のありやと、孟子曰はく、全く之ありと、賈曰はく、周公その將に畔かんとするを知りて、之を畔かしめたるかと、孟子曰はく、そは全く之を知らざるありと、賈曰はく、知らずして之を畔かしめたらんには、是、不智なり、然らば、聖人すらも、猶、且、過あるにかとありければ、孟子曰はく、周公は弟あり、管叔は兄なり、弟兄を愛するの心勝ちて、誠信にして之に任する者は、天理人情の至りなり、然らば、周公の過も、亦、天理人情の免るるものと能はざるものなり、其の過も、亦、うべならずやとなり且古之君子、過則改之、今之君子、過則順之、古之君子、其過也、如、日月之食、民皆見之、及其更也、民皆仰之、今之君子、豈徒順之、又從而爲之、辭、

(字解) 古之君子は、泛く説く、周公を指さす○順之の順は、したがふと訓む、順は順守の順の如し、

盡し過既に萌せば、之を爲し遂げて、更に改めざるあり○日月之食は、日蝕月蝕あり○民皆見之は、初めより、隠し諱まざるなり○更は、あらたむと訓む、改むるあり○仰之は、君子の更に新なるを仰ぐあり○今之君子は、一般に説く、必ずしも王と陳賈とを指さす○爲之辭は、之かために、辭を飾りて、己の過を蓋ふとの意あり、つくと訓む

(釋義) 且、古の君子は、過ては之を改むるに、今の君子には、過ては之に順ひて、その過を遂ぐ、古の君子は、其の過や覆ふ所なく、恰も日月の食の如くにして、人、皆、之を見るものなり、若、その改むるに及びてや、日月のその明に復して、人、皆、之を仰ぐか如し、今の君子は、豈、徒、その過を遂げて、之を改めざるのみあらんや、抑も、亦、曲けて、文説を爲りて、その過を覆ふ、此、古の君子の過を遂げに卒りて、今の君子の、その身を、過あるの地よ、陥るる所以なりとあり

○孟子致爲臣而歸

(釋義) 孟子の齊に卿となれるは、本、道を行はんとするがためなり、而るに、齊に久しく在りしも、道、行はれざるに及びて、空しくその職に居るの理なきが故に、卿位を致し還して歸りぬとなり、蓋し燕人呼き、陳賈慙を解くの後にありて、之かために齊を去れるに似たり

王就見孟子曰、前日願見而不可得、得待同朝甚喜、今又棄寡人而歸、不識可以繼此而得見乎、對曰、不敢請耳、固所願也

(字解) 就見は、孟子の館に就きて、面會して、區別せるなり、孟子を留めんとにはあらず○前日は、未

た齊に至らざりしの時をいふ○得待は、王謙遜して、賢者よ侍すといへるあり○同朝甚喜とは、同朝の人、甚た喜ぶとの意にて、齊の君臣を兼ねて、其の中にあるあり、或は朝を同じうすと訓みて、王、孟子と朝を同じうすとせる説あり、然れども、從ふべからざるに似たり○不識云云は、此の御別れをなせる後、尙、再び來たりて、寡人をして面會するを得しむべきか、否かとの意なり○不敢請とは、冒し進むの嫌あらんことを恐れ、道を枉ぐるの意なきことを見はせるなり○固所願とは、君を愛するの誠に出でて、道を行ふの心あることを、見はせるあり

(釋義) 齊王孟子の館に就きて、孟子見ぬて曰はく、前日先生の未だ、吾か國に來らせられざるの時、拙者一たび見ぬんことを願ひて、得べからざりしに、幸にも、吾が國に來たられて、先生の御側に待することを得たれば、我が同朝の臣、皆、甚た喜悅したりき、然るに、今、又、拙者を御見棄てにかりて、歸國あらせられ給ふ、就いては、先生よ、敢て絶交せられずんば、此の御別れをなせる後、尙、再び先生に御面會することを、得べきかとありければ、孟子對へて曰はく、吾より敢て、態々王に御面會を願ひ出でざるのみ、然れど、王に見ぬんことを得るものは、私の固より、願望する所に候ふとあり、又、以て道を行ふは、君子の本心にして、道を枉ぐるは、君子の大戒あるまじきと、見るに足るべし

他日王謂時子曰、我欲中國而授孟子室、養弟子以萬鍾、使諸大夫國人皆有所矜式、子盍爲我言之

(字解) 時子は、齊の臣なり○中國は、國の中に當たるなり、乃ち人民輻輳の處をいふ○室は、居室なり○弟子は、孟子の齊梁に遊べるとき、門人從遊せるもの多し○萬鍾の鍾は、量の名にて、六斛四斗を

入る、此の句、官祿として給するにあらず、其の館舎の費用に供せしむるなり○諸大夫は、官位あるものを指す○國人は、官位なきものを指す○矜は、敬ふなり、或は法るなり、尊重して、法を取るを、矜式といふ○盍は、何ぞせざると、二度に訓む字なり

(釋義) 孟子、齊を去らんとして、直に去るに忍びずありしに、他日齊王、その齊に在りて、未だ去らざるを見て、時子に謂ひて曰はく、我、齊の國中に當たりて、孟子に居室を授けて、その從遊の弟子を養ふに、萬鍾の祿を以てし、諸大夫國人をして、皆、尊重して、法を取る所あらしめんと思へり、汝、何ぞ我かために、之を孟子に物語りて、之を留めて、去ることなからしめざるとなり

時子因陳子而以告孟子、陳子以時子之言告孟子

(字解) 因は、依頼するなり○陳子は、陳臻なり

(釋義) よりて、時子は陳子に依頼して、此の旨を孟子に申し入れしめたりければ、陳子遂に時子の言を以て、孟子に申し入れたり

孟子曰然、夫時子、惡知其不可也、如使予欲富、辭十萬、而受萬、是爲欲富乎

(字解) 然は、時子果して此くいへるかと謂ふ意あり○惡知其不可也とは、如何で我の、復、留まるべからざるを、知らんやとの意なり○欲富とは、利祿を慕ふといふあり○十萬は、孟子か前に齊にありて、受けし所の十萬鍾の祿あり

(釋義) 孟子曰はく、彼の時子、齊王の意によりて、申し入るるふと、然かいへるか、然れども、時子は如何で、我が當に去るべくして、復、留まるべからざるを知らんや、且、齊王の我に處する所以のもの、かくの如くにして、我、また留まらば、是、我、富を欲するなり、若、我をして、富をのみを欲せしめは、我、前日卿となれるとき、常に十萬の祿を辭しけるに、今、乃ち此の萬鍾の贈物を受くるは、我が富を欲する心よりするも、豈、如何で、之を爲さんや、况、本、富を欲するものに、あらざるをやとなり

季孫曰、異哉、子叔疑、使己爲政、不用則亦已矣、又使其子弟爲卿、人亦孰不欲富貴、而獨於富貴之中、有私龍斷焉

(字解) 季孫は、魯の卿あり○異哉の異は、怪に同じ○子叔疑は、何れの人たるを知らずといへり○己は、子叔疑を指せるなり○已は、やむと訓む、止むに同じ○其子弟は、子叔疑の子弟あり○私は、竊に據るの意なり○龍斷の龍は、音ろ、龍に同じ、岡巒の斷じて高く、四顧妨げなきものなり

(釋義) されば、昔、季孫氏といふ人、嘗て子叔疑といへる人を譏りて曰はく、奇怪なるか、子叔疑が人となりや、若、己、政を爲して、用ひられずんば、亦、止まんのみ、又、己の子弟をして、卿とならしめたりき、人また孰か、富貴を欲せざるものあらんや、然るに、獨り子叔疑のみは、富貴の中に於て、龍斷に竊據する所ありしむを、心卑しけれどあり

古之爲市者、以其所有、易其所無者、有司者治之、耳、有賤大夫焉、必求龍斷而登之、以左右望、而罔市利、人皆以爲賤、故從而征之、征商自此

賤大夫始矣

(字解) 治之は、司市の官ありて、市を取締るをいふ○賤丈夫は、心穢き男あり○左右望云は、商人市中の高き地に就きて立ち、左右を顧みて、衆人の聚まること多き所を望みて、品物を持ち行きて、之に趨り行き、之を賣り拂ひて、其の利を、一人占めにせんとするなり○罔は、あみすと訓ひ、一網にて、一浚にして取るをいふ○從而征之の征は、税あり、人々の利を専にするを惡み、故に従ひて、その税を取るといふ

(釋義) それ壟斷とは、如何あるふとなりやといふに、古の市を爲すものは、その有る所の貨物を以て、その無き所の貨物と交易し、司市の官ありて、之を取締をなせるのみにして、未だその税を取ることは、あらずなり然るに、心穢き男子ありて、小丘の斷じて、最も高き處を求めて、之に登り、左に顧み、右に睨めて、此を経て、又、彼に取り、市の利を網羅して、盡く之を取り込まんと企てたり、よりて、人、皆、その利を専にするよとを惡みて、心卑しとなせり、故に、之に就きて、税を取むるとかあり後世之によりて、遂に商人より、税を取むるよととなれるは、此の賤丈夫より始まれり、此、季孫か壟斷の説にして、蓋、子叔疑を譏れる所以は、富貴の中に於て、既に此に得ざることは、又、彼に得んことを、求めんと欲すべなり、今、我、既に齊に於て、その祿を辭し、又、その餽物を受けば、是、此に得ずして、彼に得るを、求めんと欲するものにて、豈、よく壟斷の譏を免れんやとなり

○孟子去齊宿於晝

(字解) 晝は、齊の西南にある邑あり○宿は、逗留せるあり

(釋義) 孟子已に齊を立ち去りて、仍、晝邑に逗留せり、まれ吾か行を遅々として、未だ遽に去るに忍びざるを以てなり

有欲爲王留行者坐而言不應凡而臥

(字解) 留行は、孟子の出發を見合はさしめんとするなり○坐而言は、その孟子を留むる所の意をいふ、坐は、古の人は、席を布きて坐せり、但、年長するものは、之かために、几を用ふ○不應は、挨拶をせざるなり○隱は、よると訓ひ、憑るあり、几は、木を曲げて、身に附けて、自ら捧げ抱ゆるものにて、腋つきといふものあり○臥は、偃して臥するにて、寝ねて臥すにはあらずなり

(釋義) 然るよ、齊王のために、孟子の出發を留めんとするものあり、態々來たりて、坐してその留むる所の意をいへり、蓋し、その人、賢を愛するの意あれども、賢を待つ禮を知らざるものなり、故に、孟子その言葉に對して、挨拶をせざるのみならず、几に憑りて、偃臥せるは、之を絶つ様を示したるあり

客不悅曰弟子齊宿而後敢言夫子臥而不聽請勿復敢見矣曰坐我明語子昔者魯繆公無人乎子思之側則不能安子思泄柳申詳無人乎繆公之側則不能安其身

(字解) 弟子は、行を留むる者の、自ら稱するなり○齊宿は、齋戒して、一夜を過おせるなり、齋は音ほなり○夫子は、孟子を指す○臥不聽は、明かに謝絶せる所以を示せるものあり○請勿復敢見と

は、此より御暇乞を申して、復び御面會はせじとの意なり○語は、つゞと訓む、物語るなり○魯の繆公は、賢君にして、孟子を去るふと、數十年の期あり○子思は、孔子の孫孔汲なり、中庸を著せり○無人乎子思之側、子思の機嫌を伺ふべき、近侍の人をいふ○泄柳申詳は、二人の名あり、泄柳は、魯人にして、泄の音はせつなり、申詳は、孔子の弟子の子張か子あり、共に賢者なり○無人乎繆公之側は、繆公を輔佐すべき賢者なきをいふ

(釋義) 客 孟子か己に挨拶せざるによりて、己を侮ると思ひ、忿然として、不滿なる色をなして曰はく、弟子の先生の許に來たるや、一夜の齋戒をなして、而る後に來たりて、申し上げたるに、先生には、臥して、更に御聽入れおかりしは、如何ぞや、願はくは、御暇申し上げ、以後再び御目通りは致すまじとありしかば、孟子靜に口を開きて曰はく、兎も角も、坐せられよ、我、明かに、此の由を御話し申さん、昔、魯の繆公といふ賢君ありて、子思を尊禮し、若、人をして、子思の側に伺候して、その誠意を達せしめざれば、子思を安すること能はず、又、泄柳申詳は、義苟も容れず、若、賢者の繆公の側にありて、之を維持調護するまじあるにあらざれば、二子必ず去りて、其の身を安するふと能はざりきとあり

子爲長者慮而不及子思、子絶長者乎、長者絶子乎

(字解) 子は、行を留むるの客を指せるなり○長者は、孟子自ら稱する語あり○慮は、謀るに同じ、孟子の行を留めんと謀るなり○絶長者乎は、長者のために、絶たるをいふ

(釋義) 齊王子をして、來たらしめざるに、子自ら王のために、長者の行を留めんとす、是、子長者のために謀りて、繆公が子思を留めし事及びざるは、これ子思を以て、我を長者とし待たざるも

のなれば、豈、子、先、長者を絶つにあらすや、子既に、先、長者を絶つときは、其の失ひ大なり、我固は臥して應へざるに當たりては、以て子を絶つあり、されど長者よりして、子を絶つとはいふべきものあらんやとなり

孟子去齊、尹士語人曰、不識王之不可以爲湯武、則是不明也、識其不可、然且至、則是干澤也、千里而見王、不遇、故去、三宿而後出、晝、是何滯也、士則茲不悅

(字解) 去齊は、是、晝を出づるの後なり○尹士は、齊の人あり○王は、齊王を指す○不明は、人を識るの明なきなり○不可は、王の湯武たるべからざるをいふ○至は、齊に至れるなり○干澤の干は、もとむと訓む、澤は、恩澤なり、少しばかりの恩澤を求めて、自ら潤ふをいふ○千里而見王は、遙々の路を遠しどもせずして、王に見ゆるは、志遇合にありとの意あり○滯滯は、其の去るの速かならざるをいへるなり○茲は、是を以てといはんが如し○不悦は、滯滯なるを悦ばずとの意なり

(釋義) 孟子齊を去りし折に、齊人尹士といふもの、人に物語りて曰はく、孟子齊王の、殷湯周武の如き、聖王とあるべからざるを心付かざるは、是、人を知るの明なきなり、若、その湯武たるべからざるを知りながら、然も、且、至れるならば、是、僅々の恩澤を求めて、自ら潤へるものなり、千里の路を遠しきともせずして、來たりて、齊王に見ゆるや、未だ嘗て遅々せざりしに、今、遇はざるか故を以て、去るに當たりては、宜しく速に去るべきものあるに、乃ち三宿を過して後、始めて晝の邑を出で立ちぬ

るは、是、何如して、かくも遅々せるや、士は之によりて、孟子を我心に、足らずとする所ありとなり

高子以告

(字解) 高子は、齊人にして、孟子の門人なり○告は、尹士の言を以て、孟子に告げしあり

(釋義) 高子は、尹士の言を、かくと聞き及びしかば、その言を以て、孟子に告げたりきとあり

曰、夫、尹士、悪知予哉、千里而見王、是予所欲也、不遇故去、豈予所欲哉、予不得已也

(字解) 知予は、我心を知らずとの意なり○見王は、道を行はんと欲するとの意なり○已は、やむと訓ひ、止に同じ

(釋義) 孟子曰はく、彼の尹士、如何して、予か心を知らんや、千里にして、王を見るは、豈、澤を求むるを欲せんや、又、如何で、逆め、王の湯武たるに足らざるを料らんや、王或は湯武たるべくして、之に因りて、道を行ひ、時を濟ふるを思へばなり、此、予か本心なり、然るに、遇せられざるか故に去るは、如何で予か本心ならんや、我、已むべきを得ざればなり

予三宿而出晝、於予心、猶以為速、王庶幾改之、王如改諸、則必反予

(字解) 庶幾は、之を望むの詞なり○反は、かへすと訓ひ、追ひて還すの意なり

(釋義) 誠に、王をして、よく吾か言を聽きて、其の過を改めしめば、吾、如何で、王を棄てんや、此、三宿して而る後に、晝を出でたる所以あり、予か三宿して、晝を出づるを以て、遅々たるを爲すといふも

あかれ、かくても、猶、予か心にては、早速ありとせり、こは我か王に於ける、尙、そのよく之を改めんことを、望めばあり、若、王をして、果してよく、之を改めしめば、必、我を追ひて、之を還さんと思へはなりとなり

夫、出晝而王不追也、予然後浩然有歸志、予雖然、豈舍王哉、王由足用、爲善、王如用予、則豈徒齊民安、天下之民舉安、王庶幾改之、予日望之

(字解) 浩然是、水の流れて止どむべからざるか如きの意なり○舍は、すつと訓ひ○由は、猶に同じ、なほと訓ひ○足用爲善は、孟子王を用ひて、善を爲さしむるに足れりとの意にて、足は、王に屬せり○舉は、みなと訓ひ、皆あり

(釋義) それ、ただ晝を出でたりしかども、王更に予を追ひて反さず、予かくて後、始めて浩然として、去りて還らざるの意あり、予の歸る志は、かく決すと雖も、猶、未だ王を捨て去るに忍びざるあり、思ふに、齊王には、朴實の資ありて、なほ之を用ひて、世を濟ひ、民を安じて、善を爲さしむるに足れり、王をして、果して、善を爲すに志ありて、予を用ひて、之を輔けしめば、豈、徒、齊の人民の安堵せるのみあらんや、天下の民、皆、安堵せん、みれ予の王を舍つるに忍びざる所以あり、故に、歸る志われども、猶、王の之を改めんことを望み、而かも、猶、王の予を反さんあとを、望む所なりとなり

予豈若是小丈夫然哉、諫於其君而不受、則怒悻悻然見於其面、去則

窮日之力、而後宿哉

(字解) 小丈夫は、心の小さき男子との意なり○不受は、諫を受け入れざるなり○悻々然は、不平の貌なり○窮日之力は、終日足のつづく丈の力を盡くすをいふ、窮は、盡くすに同じ

(釋義) 予如何で、是の心小さき男子の如く、然せんや、小丈夫その君を諫めて、之を受け入れられざることは、怒れる様、顔にまで見はれ、去るときは當たりては、終日の足力を盡くして、然る後に、宿泊することか如きあどを爲さんやとなり

尹士聞之曰、士誠小人也

(字解) 小人は、小丈夫なり、但、小丈夫は、度量を以ていひ、小人は、識見を以ていふ、此の間、少しく異あれり

(釋義) 尹士、孟子の言を聞きて曰はく、孟子には、かかる深慮の之ありとも思はずして、淺慮を以て之を推測せるは、甚だ誤れり、予は、誠に見識の淺き小丈夫なりとて、いたく悔悟の色を顯はせり

○孟子去齊、充虞路問曰、夫子若不豫色然、前日虞聞諸夫子、曰、君子不怨天、不尤人

(字解) 路問は、途中にて、問を起させるあり○不豫の豫は、よろみふと訓む、悦なり、歡喜せざるを、不豫といふ○然は、疑へる詞あり○怨天は、天に心を得ざるに、本づきてなり○尤人は、人に合はざるに、本づきてなり

(釋義) 孟子齊を去りし折に、門人の充虞、道中よりありて、孟子に問ひて曰はく、私、竊に見参らするに、先生には、御不興の御顔色あるやうに思はれ候ふ、前日、私、先生より承はり候ふには、盛徳の士は、天に得ずして、天を怨まず、人に合はずして、人を尤めずと、此の言につきて觀れば、まさに不豫せらるるふと分かるべきに、今、不豫の色あり給ふは、前日の御言葉に戻れりと存じ候ふとあり

曰、彼一時也、此一時也

(字解) 彼一時は、君子身を修むる者のためにいふ○此一時は、吾が道の行止は世道の升降に係るをいふあり

(釋義) 孟子曰はく、前日怨み答めざる時は、乃ち常に安じ、順に處して、未だ感ずる所あらず、固より、自ら一時あり、今日遇ふ所は、吾が道廢れんとして、天下、皆、憂ふる時にして、是、今日も、亦、一時なりとあり

五百年必有王者興、其間必有名世者

(字解) 五百年は、堯舜より殷の湯王に至るまで、五百八十年、湯より周の興くるまで、六百二十八年あり○有王者興は、聖人の出づるをいふ○名世者は、樞業開望一世の名あるもの、之か輔佐とあるあり(釋義) 今日の時に出ひて、胸中豁然として、素より怨み尤むるものなしと雖も、亦、未だ不豫あることを免れざるあり、何を以て、かく言ふかといふに、五百年目には、必ず聖人の出づるふとあり、その間必ず世に名望ある者ありて、之か輔佐と爲るものにて、是、君臣の際會するを、自ら定まれる期あるものなりとあり

由、周而來、七百有餘歲矣、以其數、則過矣、以其時考之、則可矣

(字解) 由は、よりと訓む、從に同じ○而來は、以來に同じ、よのかたと訓む○周は、文王武王の時をいふ○數は、五百年の期をいふ○時は、亂極まりて、治を思ふ、事を爲すべきの時をいふ○可は、爲すことあるべきの時あり

(釋義) それ、周の文王武王の時より以來、王者の出でざるも、今日に至るまで、殆、七百有餘歲ありき、之を王者興るといふ、五百年の數より考ふれば、年大に過ぎたり、又、當今の時を以て考ふれば、亂極まりて治を思ひ、以て爲すよとあるべきの時なり、然るに、吾、一も爲す所なくして、世に名あるの業を立つるよと能はざるは、ふれ、不豫の色なきこと能はざる所以なりとなり

夫、天未欲平治天下也、如欲平治天下、當今之世、舍我其誰也、吾何爲不豫哉

(釋義) 然れども、此の時に當たりて、我をして齊に遇はざらしむるは、これ天未だ天下を平治せんよと欲せざるなり、如、天下を平治せんと欲せば、必ず我をして、時に用ひられしめん、さるときには、今の世に當たりて、我を舍てて、それ何人か用ふべきものあらん、抑も道の行はるるも天あり、行はれざるも、亦、天なり、故に吾は、惟、命を天に聽きて、吾が遇ふ所に安じて、之を待たんのみ、然らば、又、何すれど、歡喜せざることあらんやとなり、此、聖賢世を愛ふるの志、天を樂むの誠、自ら並び行はれて、悻らざるを見るべし

○孟子去齊、居休、公孫丑問曰、仕而不受祿、古之道乎

(字解) 居休は、齊を去りて、鄒に歸らんとし、休の地を経て、少憩せるなり○仕は、孟子が卿となれるを指せり、此の句、孟子を指す、一般に問へるにはあらず

(釋義) 孟子齊を去りて、休に居りし時、門人公孫丑問ひて曰はく、人の位に居るときは、その祿を受くべし、然るに、先生には、齊に仕へて卿となりながら、祿を受け給はざりしは、如何ぞや、是、古の道に候ふかとなり

曰、非也、於崇、吾得見王、退而有去志、不欲變、故不受也

(字解) 非也は、古の道にあらざるをいふ○崇も、亦、地の名なり○王は、齊王あり○變は、去らんとする志を變ずるあり○不受は、祿を受けざるあり

(釋義) 孟子答へて曰はく、まは古の道にあらざるあり、吾が齊の祿を受けざる所以は、義を以て受くべからざるを以てなり、吾、嘗て崇の地に於て、齊王を見えたりし折に、王の我を用ふるよと能はざるを知りて、退きて、去らんとする志ありき、此の志をば、變ずるを欲せざるか故に、その祿を受けざりしあり、一たび其の祿を受くるときは、之かために、思ふ儘にあらざりして、去るよとを得ざればなりとなり

繼而有師命、不可以請、久於齊、非我志也

(字解) 繼は、始めて見ゆるの時を指せり○師命は、師旅の事ありて、戒嚴する所ありしをいふ○

請は、齊を去らんふとをあり

(釋義) 然れども、その去る志を變せずして、其の志を速にせざるものは、何ぞや、吾王に見ねたるの
後、引續きて、師旅の命ありて、上下その用心怠らざりしかば、此の時に乘じて、去らんふとを請ふ
は、固より遠慮すべきまじとなり、故に、久しく留まらざるを得ず、而れども、齊に久しきは、實に、我
志はあらざりきとあり

孟子卷之五

滕文公章句上

○滕文公爲世子、將之楚、過宋、而見孟子。

(字解)

世子は、世繼ぎの子との意にて、乃ち太子をいふ○將之の將は、行かんとして、未だ行かざる
をいふ、之は行くなり○楚は、國の名、古の荆の國なり○宋も、國の名、殷の後裔

(釋義)

滕の文公、太子たりし時、文公將に楚の國に往かんとせしに、孟子時に宋にありしを聞き及
び、其の賢を慕ひて、宋に寄り路をなして、孟子に面會を遂げたりとなり

孟子道性善、言必稱堯舜。

(字解)

道は、いふと訓む、言なり○性は、仁義禮智信の道理を、我に具有するにて、天賦のものたり
○必は、決然の意にして、きつとと譯す○稱堯舜、孟子世子と物言ふ毎に、堯舜を例證にするなり○稱

は、贊揚するなり

(釋義)

孟子世子と物言ふ毎に、人の性の善なるをいひ、必ず堯舜を引證して、性の善なるを實にせ
り、蓋し人此の世に生れ出づる上は、此の性を具有せるものにして、性は仁義禮智信を具有せざるこ
となし、而して、その例を堯舜に見るべし、堯舜は、大聖人なり、果して、性をして不善あらしめは、堯
舜何ぞ此の大徳あらんや、堯舜の徳を知るときは、人性の善なるを知るべく、人性の善なるを知ると
きは、人、皆、堯舜たるべきを知らるべきなり

世子自楚復見孟子、孟子曰、世子疑吾言乎、夫道一而已矣

(字解)

道一而已矣、道一あれば、性もまた一にして、各、別なるものにはあらずとの意なり、而已矣
の三字、決定して、必ず二なきをいふ

(釋義)

然れども、當時の人、性の本善あるを知らずして、聖賢を幾ど及ぶべからざるものとあせり、
故に、世子孟子の言を聞き、疑なきこと能はず、楚より反るに及びて、復、來たりて、孟子に見ねんこ
とを求めぬ、蓋し恐らくは、別に單近にして、行ひ易きの説あらんかどとなり、孟子之を心付きしか
ば、故に、但、之に告げて曰はく、御身吾か言を疑はざるか、吾か言は、本、疑ふべきものなきなり、そ
れ性は道として、道は一のみあれば、人、皆、心を同じくし、道を同じくするものにて、古の人にはあり
て、今の人にはなく、聖人には豊にありて、愚人には少きといふものにはあらず、ざるが故に、堯舜
も、衆人も、決して異なりはなきものあり、かく道既に二つなきときは、足下に御話する上につきても、
亦、二説あるべからざるものあれば、何度御尋ねあるも、先に申上げ候ふより、外はなきものなりとな

成颯謂齊景公曰、彼丈夫也、我丈夫也、吾何畏彼哉、顔淵曰、舜何人也、予何人也、有爲者亦如是、公明儀曰、文王我師也、周公豈欺我哉、

(字解) 成颯は、人の姓名あり、○彼は聖賢なり○何人とは、兩様の人ならじとの意あり○有爲とは、奮勵して、性を盡くせるものをいふ○公明儀、公明は姓にて、儀は名あり、魯の賢人なり○我師也とは、我師として、之に至るべきをいふ○文王云云は、周公の語なり

(釋義) 成颯といふもの、齊の景公に謂ひて曰はく、彼の聖賢も、固より一人の男子あり、我も、亦、固より一人の男子にて、彼と我と、本より異あるとなし、されば、我何爲ぞ、彼の聖賢を畏れんやとあり、又、顔淵も曰はれたることあり、舜は、何人ぞや、予は何人ぞや、舜と我とは、同一の人なるのみ、人よく爲すことあるものは、皆、舜の如くあらんと、又、公明儀といふ魯の賢人あり、その言に曰はく、周公の文王は、我か師として、之に至るべきものありと曰はれけるが、周公の此の言は、如何て我を欺けるものならんやと、三人の言の、此の如くある所以は、正に古今聖愚、本、同一の性なるを以てあり、然らば、世子には、復、何を疑はん、惟、篤く信し、力め行ひて、聖賢を師とせられんのみとあり

今滕絶長補短、將五十里也、猶可以爲善國、魯曰、若藥不瞑眩、厥疾不瘳、

(字解) 絶は、截断するなり、絶長補短とは、所有の地を隅から隅まで、かき集めてどの意なり○可爲

善國とは、好き國と爲すに堪へたりとの意あり○書曰云云は、書經の説命の篇の語あり○眩眩の眩は、音めん、眩は音けん、藥を服して、頭目の昏むをいふ、自ら克つの意に喩ふ○厥疾の厥は、そのと訓む、其に同じ、疾は、不善に喩ふ○不瘳の瘳はいゆと訓む、愈に同じ、善を爲すに喩ふ

(釋義) 今、滕の國、長さを絶ち、短さを補綴せば、まさに五十里に及ぶべし、國かくの如く小さしといふとも、苟も世子にして、之を身に本づけて、之を政に達し、己を治むる所以の者を以て、かの人を治むるときは、小國といふとも、あは以て善き國と爲すに堪へたり、故に書經に曰はく、若、藥劇しくして、目を昏ます程にあらずんば、その疾快愈せずとあるが、こは己の不善に打ち克つの勇氣あきものは、その善に復ること能はずとのことを、曰へるものなり、されば、その性に復りて、聖賢とあるに志あるものは、まさに自ら勵ます所以を知るべしとなり

○滕定公薨、世子謂然友曰、昔者孟子嘗與我言於宋、於心終不忘、今也不幸至於大故、吾欲使子問於孟子、然後行事

(字解) 定公は、文公の父あり○世子は、文公なり○然友は、文公の傅なり○昔者は、前日なり○大故は親の喪をいふ、故は事なり○行事の事は、喪禮の事をいふ

(釋義) 滕の定公薨じぬ、その太子文公、其の傅然友といふものに謂へらく、前日孟子嘗て我と宋國にて物談せる、性善堯舜の説は、猶、吾か心の中に記して忘れず、今や不幸にも、父上の喪に遇へり、就きては、吾、御身をして、孟子に、人子の喪に居るは、當に如何せば、人の性に順ひて、聖人の道に合ふことを得べき、孟子の言を聞きたる後にて、喪禮の事を行はんと思ふとて、然友を遣はされけり

然友之郷問於孟子曰不亦善乎親喪固所自盡也曾子曰生事之以禮死葬之以禮祭之以禮可謂孝矣諸侯之禮吾未之學也雖然吾嘗聞之矣三年之喪齊疏之服飭粥之食自天子達於庶人三代共之

(字解) 之郷の之は、往くなり、郷は、孟子の郷國あり○固は、申すまでもなくとの意なり○自盡は、人子の自然の心に於て、盡くすべき所ありとの意なり○事之の之は、親あり、事は、服勞奉養なり○葬は衣衾棺槨をいふ○祭は、年回等の祭なり○三年之喪は、三年の間の忌服をなすなり、三年といふとも、實は二十五ヶ月なり○齊疏の齊は、音し、齊衰とて、忌中に着くる服なり○飭粥の飭は、音せん粥は音じゆく、厚濃あるを餼といひ、希薄あるを粥といふ、喪中に食する所なり○三代は、夏殷周なり

(釋義) 是に於て、然友は、命を奉して、郷に之きて、孟子に尋ねけるに、孟子曰はく、喪禮の既に壞れたる今日に於て、獨りよく之を問はせらるるまじ、亦、善からずや、然るも、父母の喪は、固より、人の子たるものの、心に自ら盡くすべき所なり、宜なるかな、世子此に心付かせらるるとよ、古、曾子の曰はれけるとあり、父母の生けるよは、之に事ふるに禮を以てし、死するときは、禮によりて、之を葬り、禮を以て祭るを、孝といふべしとありしが、曾子の此の言は、喪禮の盡くさざるべからざることを見はしたるものなり、然れども、諸侯の禮は、吾、未た之を學はざるなり、されど、兼ねて承るに、三年の忌中、齊衰の喪服、飭粥の食物を爲すは、上は天子より、下は平民に至るまで、貴賤を通して、其の行ふべきものにして、夏殷周三代の間、之を改むることなく、行ひたる所のものなり、吾か聞ける大畧は、かくの如くあれば、世子にも、之を行はれてこそ、然るべからめとなり

然友反命定爲三年之喪父兄百官皆不欲曰吾宗國魯先君莫之行吾先君亦莫之行也至於子之身而反之不可且志曰喪祭從先祖曰吾有所受之

(字解) 反命は、孟子の言を以て、反りて世子に告ぐるあり○定は、その議を定めてあり○父兄は、一族の老臣なり、百官は、異姓の臣あり○宗國は、本家の國との意にて、魯國をいふ、文王の子錯叔誘といふものは、武王の庶弟あるが、滕に封せられぬ、魯の祖先周公は、兄たりしかば、兄弟、皆、之を宗としたり○反之は、三年の喪を行ふを指す○不可とは、反すべからざるをいふ○志は、記にして、記錄のことなり○曰の字は、志を作るものにつきていふ、吾の字また然り

(釋義) 然友孟子の言を以て、反りて此の旨を告げたりしかば、遂に三年の喪を行ふことに議決したりき、然るに、同姓の父兄、及、百官とも、皆、之を望まずして曰はく、吾か本家たる魯國の先君にも、之を行はれしものなく、また、吾か先代の君にも、之を行はれたるものなかりき、然るに、子の身に及びて、此の禮を變じ給はんとは、殆、不可なり、且、古の記録にも、喪式、及、祭祀のおとは、先祖の爲せる禮に従ふべきものなりといへり、故に、此の志を作れる者の言に曰はく、先祖より行ふ所の禮は、傳へ受くる所あるかために、或は同じからずとも、改むべからずとの意なりとなり、それ喪祭の先祖

に従ふべきこと、かくの如くあるに、子の之に従はざらんと欲するは、如何やとて、容易に、従ふべきもあらざりき

謂然友曰吾他日未嘗學問好馳馬試劍今也父兄百官不我足也恐其不能盡於大事子爲我問孟子然友復之鄒問孟子孟子曰然不可不以他求者也孔子曰君薨聽於冢宰歔粥面深墨即位而哭百官有司莫敢不哀先之也上有好者下必有甚焉者矣君子之德風也小人之德草也草尚之風必偃是在世子

(字解) 他日は、前日をいふ○好馳馬試劍とは、只、好みて、馬を馳せて、樂みとなし、劍を試みて、勇となし、素行の信を、人より取るに足らざるをいふ○不我足とは、我を以て、彼等の意に満足せざるをいふ○恐は、衆言に阻まれて、心を喪禮に盡くすこと能はざるを恐るるをいふ○子は、然友を指す○爲我問、孟子とは、衆議を止めて、己か心を盡くして、喪を行ふことを得る道を開ふあり○然とは、世子が群臣の我に従はざるは、素行の信を取るに足らずといへるの言を、然りとするなり○他求の他は、父兄百官を指していふなり○孔子曰云云は、之を己に求むべきことを、説かんとて引けるなり○君薨の君の字、天子諸侯を指していふ○聽于冢宰の聽は、政事をさかしむるあり、冢宰は、上席の家老あり、君薨したるときは、嗣子たるものは、政事を以て、大臣の長に聽かしめて、己、次に居て、喪を守る

をいふ○歔粥の歔は、すすると訓ひ、飲むことあり、乃ち上文の飭粥の食をいへるあり○深墨は、悲み色に形はれて、甚だ黒き色を呈せるなり○即位の即は、つくど訓ひ、就も同じ、位は、喪の位あり○哭は、聲を立てて、泣き哀むなり○先之とは、百官有司に先だちて、之を行へばなりとの意なり○甚とは、上の好むより甚しきをいふ○君子は、上にあるの人をいふ○小人は、下にあるの民をいふ○尙之風の尙はくはふと訓ひ、加も同じ、之は、草なり○偃は、ふすと訓ひ、伏に同じ

(釋義) 世子然友に謂ひて曰はく、吾、前日未だ曾て學問をせずして、好みて馬を馳せて樂みとし、劍を試みて勇となし、素行いまだ以て、信を人より取るに足らざりき、故に今や喪禮を行はんと欲すれども、父兄百官、皆、我に對して、意に満足せざれば、我、その大事を盡くすまも能はずして、喪禮を行ひ難からんことを氣遣へり、よりにて、子また我かために、之を行ふことを得べき方法を、尋ね呉れよとありければ、然友また鄒に往きて、孟子に問ひぬ、孟子曰はく、喪禮の行はれざること、今も久し、今、一旦之を行はんと欲して、父兄百官足らずとする所ある者は、誠に然るべき所なり、されど、彼、我を足らずとせるは、之を己に責むるより外、致し方なきものなり、されば、喪禮のまゝに行ふべきものに至りては、當に吾が誠心を盡くして、必ず之を行ふべし、故に衆議紛々たるにもせよ、之を恤へ給ふべからず、故に、孔子曰はれけるは、君の薨るときは、嗣君たるものは、百官の政を以て、冢宰に聽かしめ、自ら粥を歔りて、百色甚だ黒く、喪位につきて、歔き悲しめば、百官有司決して哀まざるものなし、かく哀む所以は、如何といふに、上にあるの哀、之より先ずるありて、その良心を感發するを以てあり、蓋し上に好むものあれば、下必ず之より甚しきものあり、是、何やといふに、君子の徳は、上

にありて、人を感ずること。譬へば風の如し、小人の徳は、下に在りて、人に應ず、譬へば草の如し、草に加ふるに、風を以てすれば、風に隨ひて伏すものなり、小人を感ずるに、君子の徳を以てすれば、必ず感ずるに隨ひて應ずと、孔子の言はれたることかくの如し、今、世子は、上にあるの君子なれば、自らその哀を盡くすとせば、父兄百官決して哀しまざることをなし、是、世子の自ら盡くすあるのみとなり

然友反命、世子曰、然、是誠在我、五月居廬、未有命戒、百官族人可謂曰、知及至葬、四方來觀之、顔色之戚、哭泣之哀、吊者大悦。

(字解) 五月在廬、諸侯は五月にして、葬る未だ葬らざる時は、中門の外、東牆の下に、木を倚せて、廬を爲り、泥塗を以て、之を飾らず、苦に寝ね、土塊を枕にし、物言はざるあり○命戒は、命令告戒するなり○族人は、父兄をいふ○知は、禮を知れるなり○來觀は、四方より來觀する者あり○吊は、鄰國より、來たり吊するものなり、來觀者と混同することなかれ○戚は、いたみと訓む、憂ふるなり

(釋義) 然友、又、此の由を反命しければ、世子の曰はく、然り、是、誠に我が自ら盡くすにあるなりとて、是に於て、五月の間、廬に居りて、未だ百官に、命令告戒する所あらざりしかば、百官父兄、皆、世子を禮を知れりといふ、葬るに至るに及びて、四方より來たりて、之を觀るもの、但、世子の顔色の痛戚と、哭泣の悲哀あるとを見て、鄰國より來たり吊するもの、そのよく禮を盡くすを以て、大に悦服する所ありたりとなり

○滕文公問爲國

(字解) 爲は、をさむと訓む

(釋義) 滕の文公、禮を以て、孟子を聘せし故に、孟子滕に至りしかば、文公國を治めんことを、聘したりとあり

孟子曰、民事不可緩也、詩云、晝爾于茅、宵爾索綯、亟其乘屋、其始播百穀。

(字解) 民事は、農家耕種の事なり○詩云云は、詩經豳風七月の篇の語あり○爾は、なんぢと訓む、汝あり○于茅の子は、往くあり、ゆくと訓む、茅は、かやかれと訓む、茅は屋を覆ふために用ふ○宵は、よると訓む、夜に同じ○索綯の索は、糸はなり、綯は、繩を糾ふなり、二字にて、なはなへと訓む、索は、屋根を縛るために用ふ○亟は、すみやかと訓む、急なり○乘は、升るなり、屋は、屋根あり○播は、ほとすと訓む、布なり

(釋義) 孟子の曰はく、君は民を以て本とすし、民は食を以て先とす、農事は國を爲むるにつきて、急にすべくして、緩くすべからざる所のものあり、必ずや人をして、力を農畝に盡くすふとを得しめて可あり、されば、詩經にも、日中には野に行きて、茅を取り、夜は繩を絆ひて、亟にその屋根に上りて、之を修繕すべし、思ふに、來春將に、復、始めて、百穀を播して、之を爲すに暇あらざらんとあり、之より、民は、自ら農事を以て、急となすことを見るべしとあり

民之爲道也、有恒、產者有恒心、無恒、產者無恒心、苟無恒心、放僻邪侈、

無、不爲已、及陷乎罪、然後從而刑之、是罔民也、焉有仁人在位、罔民而可爲也

(字解) 民之爲道とは、民の民たるといはんが如し○餘の解は、既に前篇に見えたり

(釋義) それ民の民たるや、恒の産業あるものは、恒の心ありて、恒の産業なきものは、恒の心なきものなり、苟も恒の心なきときは、放僻邪侈、惡しきといふ惡しき事は、爲さざることなし、かくて人民の罪科に陥るに及びて、然る後に、その罪あるに從ひて、之を刑罰に處するは、是、人民を、網もて蔽ひて、取るものなり、如何で、仁人の位にあることありて、先、人に忍びざるの心を發出して、政を行ふべきに、民を網することを爲すべけんや、それ恒の産の有無は、繋る所甚た重きことかくの如し、農事の急にすべき所以なり

是故、賢君必恭儉禮下、取於民有制

(字解) 取於民有制とは、民に取るに制を以てして、賦税額外の増なきをいふ

(釋義) 是の故に、賢君は必ず恭しくして、身を持ち、儉にして自ら奉するものなり、それ恭なるときは、よく忠信にして、祿を重くして、臣下を待遇するに禮を以てし、儉なるときは、よく人民の常の産を制限して、民より税を取ること定額ありて、額外の増なきとなり

陽虎曰、爲富不仁矣、爲仁不富矣

(字解) 陽虎は、魯の季氏の家臣にして、陽貨といふものなり

(釋義) されば、昔、陽虎か言へる語あり、曰はく、富を爲せば、必ず多く取りて、民を病ましむるが故に、行仁あるを得ず、仁を爲せば、必ず上を損して、下を益すが故に、己、富むことを得ずとあり、陽虎は、もと、不仁の人あれば、その意、富を求むるを主とす、然らば、その言に即きて、理欲並び立つべからざるを見るべしとなり

夏后氏五十而貢、殷人七十而助、周人百畝而徹、其實皆什一也、徹者徹也、助者藉也

(字解) 夏后氏は、夏の世なり○五十而貢は、夏の時は、政府より、一夫、田地五十畝を受け、その十分の一、即ち五畝の収入を計りて、税とすあり○殷人七十而助、殷に至りては、始めて井田の制を設け、六百三十畝の地を以て、九區に畫し、一區おとに、七十畝にして、その中央を公田とさし、その外を八家にて受け、八家の力を借りて、公田を助けて耕さしめ、公田の収穫を以て、税とし、また、その八家の受けたる私田よりは、税を納めざるあり○周人百畝而徹、周人百畝の制は、梁の惠王の篇に述べ置けり、就きて見るべし、徹は、通にて、八家共に、力を通じて、公田を耕し、その入を以て、税とし、己の受けたる私田より、税を出ださざること、殷の制に同じ○什一は、十分の一を以て、常の制となすなり○徹也は、融通均一の義にて、力を通じて合作し、繼ぎて畝を計りて均分するあり

(釋義) 今、三代の産を制し、民に取るの法を以て、之を言はんは、夏の制は、一夫毎に、田五十畝を受けて、その税を収むるは、貢の法を行へり、殷の制は、一夫毎に、田七十畝を受けて、その税を収むるは、

助の法を行へり、周の制は、一夫毎に、田百畝を受けて、その税を收むるや、徹の法を行へり、それ貢と助と徹とは、その名同じからずと雖も、その民より取るの實を究むれば、貢は五畝の税を、五十畝の中より取り、助法は、七十畝の、税を八家が所有する、七十畝の外なる公田より取れり、然るに、周の徹の如きは、之を兼ねたり、皆、是、什分の中に、一分を取り、未だ嘗て重きに過ぎざるなり、それ下を以て、上より貢するものあれば、貢の義曉り易くして、徹とは、耕せば、力を通えて合作し、收むれば、畝を計りて、均分するまことに、義を徹より取りたるあり、又、助とは、其の人民の所有せる私田よりは、税を取らずして、但、八家の力を借りて、公田を助け耕すものにて、その本は、義を藉より取れるものあり、三代の仁政は、かくの如きものありとなり

龍子曰、治地莫善於助、莫不善於貢、貢者校數歲之中、以爲常、樂歲粒米狼戾、多取之、而不爲虐、凶年糞其田而不足、則必取盈焉、爲民父母、使民盼盼然、將終歲勤動、不得以養其父母、又稱貸而益之、使老稚轉乎溝壑、惡在其爲民父母也

(字解) 龍子は、古の賢人として、其の時代を知らず○校は、かんがへてと訓む、較量するなり、數歲之中爲常とは、數歲の收入を較へ量りて、其の適中の數を、斟酌して、立てて常の法となせる也○樂歲は、豊年あり○粒米狼戾は、粒米饒多にして、狼籍して、他に棄捐せるあり、戾の字、顛亂の意あり○多取之不爲虐とは、設けたる辭にして、樂歲には、多きを常數の外より、加ふべしといふにはあらず○

取之は、常の數の内に於て、反りて之を少くすといふにはあらず○糞は、つちかふと訓む、田禾を培養するなり○盈は、滿つるなり○盼は、音げい、目に恨めしき氣色を含むあり○勤動は、勞苦するあり○稱貸の稱は、あぐと訓む、擧ぐるなり、貸は、かると訓む、借るあり、貸の字、古は借と通じて訓み、必ずしも、かすのみはいはざりき、稱貸とは、物を人より貸りて、利息を出だして、之を償ふといふ○益之とは、取り盈つるの數、足すまじりあり○老稚の稚は、幼きものをいふ

(釋義) 龍子か曰はく、地を治むるには、助法より善きはなく、貢より不善なるはなし、貢の法は、何を以て、不善なりといふか、蓋し其の數歲の收入を較へ量りて、その適中の數を酌量して、立てて常の法となせり、故に豊なる年には、粒米狼籍して、地に棄捐するを以て、多く之を徵收すといへども、虐とはなざるに、その數に拘はりて、多く之を取らず、又、凶年に得る所は、尙、田地を培養するの費に供するに足らざるか故に、之を徵收する、その數を減じて、之を取るべきに、必ずその數に拘はりて、取りて盈てんとす、抑も人君は、民の父母とありながら、民をして、恨めしげある様子をして、はた歳を終ふるまで、勤の動けども、その父母を養ふことを得ざらしめ、又、利息を出だして、物を借りてありども、政府が取り盈つる所の税の數に、益し加へしめて、老人子供をして、溝渠に身を陥れしむるゝを致せり、かくては、如何で民の父母とあるにあらんや、貢の法の不善なること、此の如きものあり、助の法の如きは、公田の得る所の多寡に隨ひて、之を取るが故に、如何で、かかる弊害あらんや、龍子の言よつきて、助法のまことに、行ふべきを見るべしとあり

夫世祿、滕固行之矣

(字解) 世祿は、すべて臣下の國に功あるときは、子孫世々その祿を食むことを得べし、之を世祿と
なす

(釋義) それ助の法は、以て民を養ひ、世祿は以て士を待ち、皆、王政の必ず行ふべき所にして、世祿
は、實に助法と相待つものなり、今、世祿を以て之を言へば、滕は固より、已に之を行へりどあり

詩云、雨我公田、遂及我私、惟助爲有公田、由此觀之、雖周亦助也

(字解) 詩云云は、小雅大田の篇の語あり○雨は、あめふると訓む、○我私は、己の私有せる田地なり

(釋義) 詩經の小雅大田の篇に云はく、我か公田に雨降りて、遂に我が私田にまでも、及ばせどある
か、之は周人の詩なり、それ實法には、公田なく、唯、助のみ公田ありとなす、此の詩は由りて、之を觀
れば、助法は、惟に之を殷に行へるのみならず、周家の盛なりし時といへども、亦、助の法を行へるを
見るべし、之によるも、益、以て、助法の義は協へるを見るべくして、之を當代に行ふの利益あるを
信す、故に、今日は、廢れたれども、滕國は須く之を行ふべし、誠に、之を擧げ行はれなば、民その養を
得るや必せりとあり

設爲庠序學校以教之、庠者養也、校者教也、序者財也、夏曰校、殷曰序、

周曰庠、學則三代共之、皆所以明人倫也、人倫明於上、小民親於下

(字解) 庠は、老者を養ふを以て、主旨とせるものにして、民に老を老とし、長を長とするとを、教ふる
所以なり○校は、民を教ふるを以て、主旨とせるものにして、民に德行藝術の屬を教ふる所以なり○

庠は、射術を習ふを以て、主旨とせるものにして、之を序といふ所以は、射を以て、賢を序づるの義を取
りて、名とせるなり、此の三者は、郷里の學校にて、その子弟の秀でたるものは、之を升ばせて、國學に
至らしむるなり○學は、國學にて、天子の都せる所、及、諸侯の國都にある學校にて、皆、之を國學とい
ひ、主として、貴族の子弟を教育する所なり○共之は、三代ともよ、その名を同じくして、變せずとあり
○人倫の倫は、順序なり、父子親あり、君臣義あり、夫婦別あり、長幼序あり、朋友信あり、之を大倫とす
(釋義) 民既にその養を得るときは、その常の心を失はずして、教化興るべし、是に於て、庠序學校を
立てて、之を教育すべし、然れども、此の庠序學校の設あるみとは、その由來する所、久しきものにて、
庠といへる故は、老者を養ふの意にして、之を校といふは、民を教ふるの意なり、又、之を序といふは、
射を習ふを以て、義となせるものにて、此の三者は、皆、郷里の間に設けたる、學校の名目なり、され
ば、夏にありては、之を校といひ、殷にありては、之を序といひ、周にありては、之を庠といへり、殊に、
國學に至りては、三代共に、その名を同じくしたりき、それ庠序學校の設けある、その要は、皆、人の人
たる序を、明かにする所以にして、人の人となりて、禽獸と異なる所以は、正にその人倫あるを以てな
り、故に、上にあるの人をして、能く教を設けて、人倫を明かにせしめは、下にあるの小民、皆、倫理の
中によりて、相親しみて、背かざらん、此、民を教ふるの法なりとす

有王者起、必來取法、是爲王者師也

(字解) 王者は、徳ありて、天命を受くるの君あり○取法は、民を教養するの制を取りて、法となすあ
り○師は、模範とあるあり

(釋義) 今、滕國幅小ありといへども、果して、此の仁政を行はば、未だ必ずしも、自ら王業を興こさざるにもせよ、王者の天命を受けて、起こることありて、民を養はんとする者あらば、必ず來たりて、滕君の民を養ひし所以の制度を取りて、その民を養ひ、その民を教へんと欲する者あらば、必ず來たりて、其の制度を取りて、その民を教へん、是、王者の師とあるなりと云り

詩云、周雖舊邦、其命維新、文王之謂也、子力行之、亦以新子之國

(字解) 詩云は、大雅文王の篇の語なり○雖舊邦は、周の先祖后稷より以來、舊く諸侯となりてありしかども、との意あり○其命維新とは、天命を受けて、王とされることは、文王より始まりて、至りて新しきなりと云り○子は、文公を指せり○力行之、力行は、奮發して、自ら振ひて、國の卑弱に阻まざるの意あり、之の字、教養を指す○亦是、文王に對していふ

(釋義) 然れども、苟も仁政を行はれずば、豈、特に王者の師とあるのみあらんや、詩經にも、周は后稷の時より以來、久しく諸侯たりきといへども、その天命を受けて、天子とされることは、これ新しきとは、文王のことをいへるものあり、さらば、御身も、力めて、仁義の政を行はせ給はば、亦、以て天命を受けて、王業を興おすに足りて、御身の國を新にするみとを、得べしと云り

○使畢戰問井地、孟子曰、子之君將行仁政、選擇而使子、必勉之、夫仁政、必自經界始、經界不正、井地不均、穀祿不平、是故暴君汙吏、必慢其經界、經界既正、分田制祿、可坐而定也

(字解) 畢戰は、滕の臣あり○問井地とは、井田を爲るの法を問へるなり○仁政は、教養を兼ねていふ○使子といふ、子をして、來たりて、其の詳細を問はしむとなり○子必勉之とは、畢戰の事とする所を謹み、成を求むるをいふ○經界は、その井を爲るの地を開きて、分ちて九百畝の田と云ひ、その溝又は道塗を區畫するをいふ、乃ち公田私田、彼是の界のまどあり○穀祿の穀は、祿と云す所以なるか故に、穀祿といふ○慢は、正しくせざるなり○分田は、農民に分ち給することなり、制祿は、士人に給する祿の制限なり○坐而定とは、勞せずして定むるをいふ

(釋義) 滕の文公孟子の言により、遂にその臣畢戰といふものをして、井田の事を掌らしめ、又、之をして、孟子の許に來たりて、其の詳細を問はしめらる、孟子曰はく、先王の仁政は、井田より大なるものはわらじ、今、子の君、將に仁政を行はんとし、群臣の中より、特に子を撰びて任せしめたり、されば、子の任も大に、責も重しといふべし、子必ず勉めて、之に従事せられよ、それ地を治め、田を分つことは、各、限界あるものあり、故に、仁政を行ふには、必ずその限界を經界するより、始まるものにて、或は水道を通せんかためには、溝恤を設け、阡陌を正さんかためには、道塗を設け、疆域を定むるには、封侯ありて、劃然として紊るべからざるものなり、若、此の經界にして、正しからざる時は、公田と私田とに、一定の分なきを以て、豪強なるもの、兼併侵奪することを得て、井地遂に均しからず、又、税は田より出づるものなるに、田に定まれる分ちなきときは、定まれる法とてはあきか故に、貪暴なるもの、多く取りて、自ら利するを以て、穀祿また平かあらざるものなり、故に、暴虐の君と、貪暴なる吏とは、その多く取るに便からざるを惡み、必ず慢りて、之を廢せんと思へり、誠に經界に

して、既に正しければ、田に定まれる分ちあり、税に定まれる法ありて、すべて田を分かち、祿を制するまじ、勞せずして定まるべし、此、仁政は、必ず經界より始まるものなりとなり

夫、賤、壤、地、褊、小、將、爲、君、子、焉、將、爲、野、人、焉、無、君、子、莫、治、野、人、無、野、人、莫、養、君、子、

(字解) 壤地の壤は、土なり、二字にて、土地とす○褊小の褊は、狭小の意あり○將は、或に同じ、あるひはと訓む○君子は、仕ふる人なり○野人は、耕す人あり

(釋義) 今、賤の土地は、狭小なりといへども、其の中には、或は祿を食みて、朝廷に仕ふる人あり、或は自ら勞動して、食する耕農者あり、それ上に仕人なくは、政教を施して、野人を治むるものなく、下に野人なくは、之に税賦を供して、君子を養ふものなし、是、君子と野人とは、國家の必ず無かる可らざるものあれば、田を分かち、祿を制するは、何れ一つを廢すべからざるものあるを、知るべしとなり

請、野、九、一、而、助、國、中、什、一、使、自、賦、

(字解) 野は、郊外の地にして、地曠し、故に助法を行ふ地、必ず多からん、○九一は、九分の中、その一

を取らるなり○助は、般の助法を行ふあり○國中は、郊門の内にして、地狹し、故に助法を行ふの地、必ず少なからん、故に民に田を授くること、井田の法にあらす、但、溝洫を、その間に設けて、什分の一の税を出ださしむるにて、是、夏の貢法を用ひたるものなるべし○使自賦とは、民をして、自ら税を政府に、差出ださしむるをいふ

(釋義) それ、田を分かち、祿を制するの法は、まさに如何すべきといふも、郊野の外の如きは、土地廣濶にして、井田の制を設けることを得べきか故も、願はくは、九分の中より、その一を取る所の法を行ひ、一里の地を九區に畫して、その一區を公田とかし、八家の夫をして、助け耕さしめて、その収入を徴すべし、此は般の助法といふものなり、又、郊關の中は、土地狹少なるか故に、井田の法を行ひ難し、されは、願はくは、什分の中より、その一を取るの法を行ひ、百畝の田を以て、一人の男子の業となし、その中の十畝よりの、収入を、公家と差出ださしむるやうすべし、此、即ち夏の貢法といふものなりとあり

卿以下、必有、圭田、圭田、五十畝

(字解) 卿以下は、郷より下士に至るまでをいふ○圭田の圭は、潔かり、己を潔くして、祭祀に奉ずるの義なり、かく圭田ありて、祭祀に供へて、厚きこと先世に及ぶは、正にその臣を厚くして、孝を教ふるの意、皆、其の中に籠もれり○五十畝は、卿より以下、下士に至るまで、皆同じ、蓋し祿の多寡は、必ず職の大小に視へども、祖を養ひ、宗を敬するの心は、皆、一なり

(釋義) 田祿を給するには、周より、職の大小により、別ちあれども、又、常制の外に出づるものあり、すべて卿より以下士に至るまで、皆、圭田ありて、祭祀に供し、而して、圭田は、五十畝あり、是、又、以て世祿の及ばざる所を濟ひて、君子を厚くするものなりとあり

餘夫、二十五畝

(釋義) 一夫百畝の常の制の外に於て、その家の中の子弟にして、尙、未だ一人前とありて、妻子を持たざるものあらば、之を餘夫とすし、之に田二十五畝を授くることとす、是、又、田を分かつの、及ばざる所を濟ひて、野人を厚くするものなりとあり

死徒無出、鄉田同井、出入相友、守望相助、疾病相扶持、則百姓親睦。

(字解) 死徒の死は、葬式をいひ、徒は、轉居するをいふ○同井とは、八家之を共にするをいふ○出入は、出でて作し、入りて息むをいふ○友は、同伴するをいふ○守望は、保ち守り、窺ひ探るの意にして、窺盜に備ふるをいふ○助は、彼此力を協するをいふ○扶持は、見舞を爲し、手の足らざるを助け、資の給せざるを濟ふをいふ○親睦は、和き順ふなり

(釋義) 井田の法は、但に民生を厚くするのみならず、又、以て民俗を善くすべし、故、すべて葬るものと、轉居せるものとは、皆、その郷の内を出でず、こはその郷の田は、人家井田を同じくするを以ての故なり、惟、井を同じくするを以て、出入往來するに、相伴ひて、行旅の虞なき所以なり、晝夜防衛して、應援を爲すが故に、寇盜の憂なく、又、疾病あるときは、その醫藥の世話を爲し、その資を助くるが故に、窘乏の慮なし、かくの如くんは、郷井の民、苦樂患難、往くとして同じうせざるは、かくして、親睦の風、成就すべし、井田の法よりして、民をよくするを得るふと、かくの如し、又、益、助法の善あるを見るへからずやとあり

方里而井、井九百畝、其中爲公田、八家皆私百畝、同養公田、公事畢、然

後、敢治私事、所以別野人也。

(字解) 方里は、四方一里あり、六尺を歩とすし、三百歩を一里とす、里を以て計れば、九百畝は、一里となり、畝を以て計れば、一里は九百畝とある、今、井田の圖を掲ぐれば、左の如し○公田は、政府の田にして、此の入を以て、官吏の祿とす○公事は、公田を耕種するの事なり○別野人とは、君子と野人との、上下の分を分かつをいふなり

私田 百畝	私田 百畝	私田 百畝
私田 百畝	公田 百畝 <small>此の二十畝を民の爲す</small>	私田 百畝
私田 百畝	私田 百畝	私田 百畝

(釋義) 耕田の法の善くして、行ふべきみとは、かくの如し、試みに、その形狀を言はんに、所謂、九か一にして、助するものは、四方一里毎に、區畫して、一井となし、一里の經界をは、必ず明かにし、一井の田を分かちて、九區とすし、一區毎に、百畝にして、井の經界必ず明かにし、その中央の百畝を定めて、公田とすし、公田の經界をは、必ず明かにし、外の八百畝は、八家、皆、その百畝だけを私田とし、私田の經界も、亦、必ず明かにす、是れによりて、八家の民同じく力を出だして、公田を養ひ、すべて、公田を耕耘收穫するの事終はりて後に、私田の事を治むるものあり、それかくの如く、公を先にして、私を後とすること、かくの如く、序ありて紊れざるものは、野人の分を別かちて、君子を養ふの義を、知らしめたる所以なりとあり

此其大畧也、若夫潤澤之、在君與民

(字解) 大畧は、大槩といはんが如し○潤澤は、時に因りて、斟酌融通して、人情に合ひ、風土に宜しからしむるをいふ○在君與子、君は、文公を指し、子は、畢戦を指す、此の語、その責任を盡くすべきことを、見はせるなり

(釋義) 然れども、井田の法、廢すること久しければ、我か言ふ所の事も、亦、その大概に過ぎざるのみ、尙、願ふに、時勢の變遷同しからず、土地の肥瘠均しからず、或は古に宜しきも、今に合はず、或は此に利なるも、彼に利あらざるものあれば、又、拘泥すべからざるものあり、若、夫、變じて之を通し、化して、之を裁して、人情に合ひ、風土に適せしめ、圓活流通して、滯る所なきは、滕君上に主持し、吾子下に翼賛し、心を同しくして、共にその職を盡くさるるに在るのみ、豈、吾か言の、能く悉くす所なからんやとあり

○有、爲神農之言者許行、自楚行滕、踵門而告文公曰、遠方之人、聞君行仁政、願受一廛、而爲氓、文公與之處、其徒數十人、皆衣褐、捆屨、織席以爲食、

(字解) 神農は、炎帝神農氏にして、始めて耒耜を作りて、民に稼穡するよとを、教へたる人にして、農家の祖なり、言とは、道といふに同じ○許行は、人の名なり○踵門の踵は、いたると訓む、足文公の門に至るをいふ○遠方之人は、己をいふ、楚の滕を距るよと遠し、故にいふ○仁政は、井田の政あり○廛は、人民の居處あり○氓は、耕作の人のことあり○處は、居處なり○衣褐の褐は、毛織の布にし

て、身分賤しき者の服あり、衣は着るなり、さると訓む○捆屨の捆は、うつと訓む、屨は、くつと訓む、履なり、屨を撃ちて、堅密からしむるを、捆といふ○爲食とは、生活の料となすとの意なり

(釋義) 炎帝神農氏の道を祖述する者に、許行といへるあり、楚より滕に出掛けて行き、文公の門に尋ね至りて、公に告げて曰はく、吾は遠方の人なり、今、君か田を分かち、祿を制して、仁政を行はれ給ふと承はりぬ、願はくは、一の居處を頂戴して、君の部下の民となり候はんとなり、是に於て、文公その請を入れて、之に與ふるに、居處を以てしけり、その學徒五六十人は、皆、麤なる毛布を着け、屨を撃ちて、之を堅くし、席を織りて、生活の料に供したりき、かかる業を爲して、生活をさすものは、何人に限らず、必、勞力をなして、得たるものを以て、然る後よ、食すべしとさせはあるべし

陳良之徒陳相與其弟辛、負耒耜而自宋之滕、曰、聞君行聖人之政、是亦聖人也、願爲之氓、

(字解) 陳良は、楚の儒者なり○負は、擔ひ負ふなり○耒耜は、耕耘の具なり耜は、金にて作り、土を掘り起すものにて、耒はその柄なり○之は、往くあり○曰云云は、滕の文公に面會して、物語れるなり、之を面語せるよあらざといふは、從ふべからず

(釋義) 當時楚國の儒者に、陳良といふものありて、その學徒に陳相といふものありけるか、その弟の辛といふものと共に、耕作の具たる耒耜を擔ひて、宋の國より、滕に往きて、文公に面會して曰はく、君には、聖人の政を行はるると聞き及べり、されば、君も、亦、聖人あり、願はくは、聖人の氓とありて、生活いたしたしとて、遂にその野人とされり

陳相見許行而大悦、盡棄其學焉而學、陳相見孟子、道許行之言曰、滕君則誠賢君也、雖然、未聞道也、賢者與民並耕而食、饗殮而治、今也滕有倉廩府庫、則是厲民而以自養也、惡得賢

(字解) 其學は、儒者の學なり○學焉は、神農の學あり○道は、いふと訓む、稱述するあり○未聞道の道は、暗に神農の道を指せり○與民並耕とは、民も耕し、君も亦、耕して、各、收穫するをいふなり○饗殮は、自ら飯を炊きて食ふをいふ、朝食を饗といひ、夕食を殮といふ○治とは、民を治むるあり○有倉廩府庫、倉廩は、米ぐらあり、府庫は、財貨を入るくらあり、有とは、皆、之ある上は、民の耕す所のものを取りたるを、知るべしとの意あり○厲民の厲は、やましむと訓む、病なり○得賢とは、神農の道に合ふを得んとの意なり

(釋義) 陳相許見に面會して、その説を聞き、感心の餘り、大に悦び、盡く是まで學ひ來れる、儒者の學問を打ち棄てて、神農の道を學ひぬ、かくて後、陳相孟子に面會して、許行か言を稱述して曰はく、滕の君は、仁政を行はれたれば、誠に賢君あり、然れども、未だ神農の道を聞き給はず、その道によれば、彼の賢君は、己の身を勞して、民を養ひ、民を勞して、自ら養ふを欲せざるか故に、民と並ひ耕やして、己の食に供し、自ら饗殮を炊きて、民の事を治むと、これ神農の道にして、賢君の爲す所なり、今、滕も倉廩府庫あるときは、是、民を病ましめて、自ら養ふといふものにて、如何で賢者、とあすことを得んと、許行の此の言をさせるは、陰に孟子か、君子と野人とを、區別したるの法を、破らんとせるなり

孟子曰、許子必種粟而後食乎、曰、然、許子必織布而後衣乎、曰、否、許子衣褐、許子冠乎、曰、冠、曰、何冠、曰、冠素、曰、自織之與、曰、否、以粟易之、曰、許子奚爲不自織、曰、害於耕、曰、許子以釜甑爨、以鐵耕乎、曰、然、自爲之與、曰、否、以粟易之

(字解) 冠素の素は、文飾なきの冠なり、必ずしも、白に限るべからず○易は、交易するなり○釜甑の釜は、飯を煮るものにて、我が國の鍋の如きなり、甑は、食物を炊ぐものなり○爨は、音さん、かしくと訓む、火を燃やすなり○鉄は、耜の類なり

(釋義) 孟子之を辯して曰はく、許子は必ず粟を種ゑて後に、その收めたるものを食ふかと、ありければ、陳相曰はく、然りと、孟子、又、曰はく、然らば、許子は自ら布を織りて、その織りたる布を以て、衣服とするかと、陳相曰はく、否、許子は、布を衣すして、褐を着たりと、孟子曰はく、許子は、冠をさせるかと、陳相曰はく、冠せりと、孟子曰はく、如何あるものを冠れると、陳相曰はく、文飾なき布を冠れりと、孟子曰はく、その冠は、許子自ら織れるかと、陳相曰はく、否、自ら織る能はず、己か取りたる粟を以て、之を交易して冠れりと、孟子曰はく、自ら爲さざればならぬといふ主義ならば、何故に、自ら織らざると、陳相曰はく、織りて織られざるとは、かかるといふべけれども、織るときは、耕作の暇に害ありと、孟子曰はく、許子は、釜甑を以て飯を炊き、鉄を以て耕作するかと、陳相曰はく、如何にも、左様に候ふと、孟子曰はく、是、亦、自ら作れるかと、陳相曰はく、かくては、手が廻らざるのみならず、亦、各、そ

の向の工人にあらざれば、作る能はず、故に、粟を以て、之を交易して、使用せりとあり
 以粟易器械者、不爲厲陶冶、陶冶亦以其器械易粟者、豈爲厲農夫哉、
 且許子何不爲陶冶、舍皆取諸其宮中而用之、何爲紛々然、與百工交
 易、何許子之不憚煩、曰百工之事、固不可耕且爲也

(字解) 器械は、釜甑の類を始め、總て民生日用、資する所の器具をいふなり○陶冶の陶は、甑を作るの
 工人なり、冶は、釜又は相の類を作る工人なり○舍は、とどむと訓む、止と同じ、陶冶の事を爲さざる
 を謂ふ、一説には、上の句に屬けて讀み、陶冶を作るの舍とせるもあり、今、上説に従ふ○皆は、凡百
 の器用をいふ○其宮中、其は百工を指す、宮中は、家の裏といふに同じ○紛々然は、多事ある貌なり○
 不憚煩は、勞苦を厭はずといふに同じ

(釋義) 此の一節、又、孟子問ひて、陳相の對へたるあり、孟子曰はく、粟を以て、器械に交易するもの
 は、陶冶の無き所を濟ふ所以にして、陶冶を病ましむとなさず、彼の陶冶も、亦、その器械を以て、粟と
 相換ふるものは、乃ち農夫の無き所を濟ふ所以にして、農夫を病ましむとささず、且、許子は、力を勞
 して後、生活すべからば、何故に、自ら陶冶の業を爲さざる、然るを、陶冶を作ること止めて、凡百の
 器具を、百工の家より求めて、之を用ふるか、何でふかく多事擾亂して、百工等と相交易することを爲
 し、何故にかく煩しきを厭はざるかと、陳相曰はく、百工の事は、固より、耕せるか上に、器械を爲ると
 いふことは、到底爲し得べしと、是にはあらざればありとなり

然則治天下、獨可耕且爲、與有大人之事、有小人之事、且一人之身、而
 百工之所爲備、如必自爲而後用之、是率天下而路也、故曰、或勞心、或
 勞力、勞心者治人、勞力者治於人、治於人者食人、治人者食於人、天下
 之通義也

(字解) 大人は、上にあるの人あり○小人は、下にあるの人なり○如は、もしと訓む○天下は、古今を
 通じていふ○路は、既に此を爲し、又、彼を爲し、道路の間を奔走し、時として、休息することなきをい
 ふ○食人とは、租税を出たして、公上へ給するなり○通義は、行く所として、通せざることをさすの理あり

(釋義) 孟子曰はく、百工の器械を治むると、人君の天下を治むるとは、事の煩簡、心の勞逸、固より
 大に同じからざるものあり、百工の事すら、猶、耕して、且、爲すべからざるよ、天下を治むること、如
 何で、耕して、且、爲すべけんや、蓋し天下を治むるは、大人の事にして、耕すは小人の事なり、大人に
 は、自ら大人の事あり、小人には、自ら小人の事ありて、大小自ら兼ねることを得べからず、且、一人の
 身にして、百工の爲す所備はらんや、如、必ず自ら爲して、而る後に、之を用ひねはならぬといふこと
 あらば、是、天下の人を率ゐて、道路に奔走して、時として休息することおからん、故に、事は何に限ら
 ず、すべて専門ならざるべからざるものにして、豈、特に大人のみ、小人の事を兼ねて、爲すべしを得
 ざるのみあらんや、故に、在上の君子とありて、心を勞するものもあれば、或は在下の小人とありて、

力を勞する者もあり、それ心を勞するものは、上にありて人を治め、力を勞するものは、下にありて人より治めらる、人より治めらるるものは、租税を上に出たして、在上の君子を養ひ、人を治むるものは、下より納めたるの租税によりて、養はるるものあり、此を以て、相換ふるは、正に農夫陶冶の、粟と械器とを以て、相換ふると同じく、相共に濟ひ合ふ所以にして、相病ましむる所以にはあらず、これ理の當然にして、天下古今の共に由る所ありとなり

當堯之時、天下猶未平、洪水橫流、氾濫於天下、草木暢茂、禽獸繁殖、五穀不登、禽獸逼人、獸蹄鳥跡之道、交於中國、堯獨憂之、舉舜而敷治焉、舜使益掌火、益烈山澤而焚之、禽獸逃匿、禹疏九河、濬濟漯、而注諸海、決汝漢、排淮泗、而注之江、然後中國可得而食也、當是之時也、禹八年於外、三過其門而不入、雖欲耕得乎

(字解) 天下猶未平とは、洪荒の世、人民の害を爲すもの多く、當時聖人、屢興りて、次第に除き治めたりしかども、猶未だ平からざりきとの意あり○洪水の洪は、大なり、大水を洪水といふ○横流は、舊來の水道によらず、溢れ出でて、流れ廻るをいふ○氾濫は、横流せる貌をいふ○暢茂の暢は、のぶるあり、生茂するに同じ○禽獸の禽は、鳥なり○繁殖は、衆多なるをいふ○五穀は、黍稷稻麥菽をいふ○不登は、成熟せざるをいふ、登は、みのると訓む、成熟するあり○逼人は、人禽獸を追ひ逼られて、殺傷せらるるなり○獸蹄鳥跡之道、道は路に同じ、禽獸の往來せる道をいふ○交は、足跡の交はれることにて、禽獸

の衆きをいふ○堯獨憂之、獨の字、諸臣未だ之に心付かざるに、堯獨りの意あり○敷治の敷は、しくと訓む、布あり、布治とは、民の害を除き、民の生を遂ぐるをいふ○益は、舜の臣の名なり○掌火とは、火政を掌るあり○烈は、もやすと訓む、火を盛にするなり○疏九河の疏は、とほすと訓む、通なり、九河は、徒駭、太史、馬頰、覆釜、胡蘇、簡、潔、鉤盤、鬲、皤、れなり○濬は、音やく、疏通するなり○濟漯は、二つの川の名なり、潔は、音たふ○決汝漢、決は、さくると訓む、その壅塞を除き去るあり、汝漢ともに川の名あり○排淮泗の排も、壅塞を除き去るなり、淮泗はともに、川の名なり○江は、揚子江なり○八年於外、外にありて治水の事に奔走すると、八年の久しきに及べりとあり○其門とは、我が家の門前あり(釋義) それ、天下を治むることは、耕せるが上に、之を爲すべきにはあらず、嘗て古より、聖人の天下を治むるを見るに、亦未だ耕して、且、爲むる者あらずるあり、堯の時にあたりては、洪荒の世の事として、民の害を爲せるもの多くして、亦未だ平からず、大水横さまに流れて、天下に漲り溢れたり、故に草木は伸び茂りて、鳥獸衆多かりしかば、民の食に供すべき五穀は、更に熟せずして、鳥獸は人に追逼りて殺傷し、獸の蹄、亦、鳥の足の往來せる道は、中國の間に入り交りて、天下の未だ平からざりしとは、かくの如くありき、故に堯帝、獨、之を物憂く思ひて、舜の聖あるを知りて、之を採用して、民の害を除き、民の生を遂けしめしかば、舜はその臣の益といへるをして、火政を掌らしめたり、よりて、益はその職を守りて、山澤に火を放ちて、之を燃やしければ、禽獸は、その住家を焚かれて、驚きを爲し、亦はも山深くへ逃げ隠れたりき、鳥獸既に逃れ匿るるときは、洪水を治むるの功を施すべきを以て、舜また禹をして、水を治むるの責に任せしめたりしかば、禹は九河の水を通し、濟漯二水を通し

て、その水を海中に注ぎ入らしめ、又、汝水漢水の壅れるを決り、淮水泗水を排きて、之の水を楊子江に注かしめたり、是に於て、洪水既に平きて、中國の民得て食すべきなり、その水を治むるの時にあたりては、禹は家の外にあること、八年の久しきに及び、三たひ我家の門を通り過ぐれども、入りて父母妻子の安否を問ふの暇もあかりしか故なり、此の時に當たりて、禹は耕さんと思ふども、如何で得べけんや、よく思ひても見よとなり

后稷教民稼穡、樹藝五穀、五穀熟而民人育、人之有道也、飽食暖衣、逸居而無教、則近於禽獸、聖人有憂之、使契爲司徒、教以人倫、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信、放勳曰、勞之來之、匡之、直之、輔之、翼之、使自得之、又從而振德之、聖人之憂民如此、而暇耕乎

(字解) 后稷は、周の祖先棄なり、后稷は、官の名にて、勸農の官あり、樹藝の樹は、植うるあり、藝は殖するあり、○人之有道とは、人には天賦固有に、仁義禮智信の道といふものの、備はり居るものなり、となり、○逸居は、安逸にして居るなり、○聖人は、堯舜を指す、○契は、晉せつ、人の名あり、舜の臣あり、○司徒は、教を掌るの官なり、○有親とは、父は慈に、子は孝にして、恩ありて、相親むの義あり、○義とは、君は臣を使ふに禮を以てし、臣は君に仕ふるに、忠を以てするをいふ、○別は、分辨ありて、他の夫婦と相混淆せざるをいふ、○序は、次序ありて、相僭越せざるをいふ、○信は、誠信を以て、相交はりて、欺詐ならざるをいふ、○放勳は、堯の名なりども、史臣堯を賛するの辭ともいへり、○勞は、民の力を、人

倫に用ふるものは、之を慰勞するをいふ、○來は、人民の人倫も、趨向するものは、引きて之を來たすをいふ、○匡は、ただすと訓む、匡は口と心との人倫に背けるものは、邪を爲せば、匡して之を正しうするをいふ、○直は、おぼくすと訓む、行事の人倫に反するものは、枉れるか故に、矯めて之を直くするをいふ、○輔は、其の弱くして、自立すること能はざるものを、輔くるあり、こは志につきていふ、○翼は、その怠りて、自ら行ふと能はざるを補翼するあり、こは事につきていふ、○使自得之は、その性の固有なる所を、自得せしむるあり、○振德は、ふるひめぐむと訓む、警め覺して、恵を加ふるなり

(釋義) 水土既に平きぬれば、舜はによりて、后稷の官の棄といへるをして、人民に稼穡の法を教へて、五穀を植へ殖せしめしかは、是に於て、五穀熟して、人民の生育を遂ぐることを得たり、然れども、人、皆、常を乘るの道あるに、惟、飽くまで食ひ、暖かるまでに衣て、安逸にして居て、更に教育といふものなくは、その道よ由ることを知らずして、鳥獸に近し、故に堯舜の聖人之を憂へられて、契といふものをして、教育を掌るの官とならしめて、民に教ふるに、人の人たる道を以てしけり、父子の間に、慈孝の恩親あり、君臣の間に、禮忠の義あり、夫婦の間に、相混せざるの別あり、朋友の間に、相欺詐せざるの信あるは、みれ、人の大なる道なり、されば、堯帝の曰はく、民の心を人倫に用ふるものは、勞はりて、之を安し、民の行ふ所、人倫に歸向するものは、引きて之を來たし、心を立つること、人倫に背ける者は、匡して之を正し、行事人倫に反けるものは、矯めて之を直くす、かく勞來匡直は、正に之を輔け、之を翼けて、その性を自得せしむる所以にして、既に之を得るに及ひては、又、從ひて警め覺して、恵みを加へ、それをして、放逸怠惰して、之を失ふよとあらしめざるものありども、堯舜民の禽獸に

近きを憂へて、汲々として、之を救ふること、かくの如くされは、又、何でふ耕すに暇あらんやとあり
堯以不得舜爲己憂、舜以不得禹臯陶爲己憂、夫以百畝之不_レ易爲己
憂者農夫也

(字解) 臯陶も、亦、舜の臣の名あり、司冠として、刑罰を掌るの官なりき○易は、をさざると訓ひ、治の
字に同じ

(釋義) 夫、堯舜民を憂ふるの切あこと、耕すに暇あらざるか如しと雖も、堯の憂ふる所は、事々に
して、之を憂ふるにあらす、惟、舜を得ざるを以て、己の憂とあし、一たび舜を得れば、民を憂へたる事
を以て、之を舜に専任せり、夫、何をか憂へんや、又、舜の民を憂ふる所以のもの、亦、事々にして、之を
憂ふるにあらす、惟、禹臯陶を得ざるを以て、己れの憂となし、一たび、禹と臯陶とを得れば、凡そ、民
を憂ふる所以のもの、盡く之を禹臯陶に付す、それ何をか憂へんや、それ百畝の治まらざるを以て、己
の憂とせるものは、農夫あり、堯舜にありては、豈、敢て之を以て、憂とせんや、惟、憂ふる所は、人を得
るにあるのみとなり

分人以財謂之惠、教人以善謂之忠、爲天下得人者、謂之仁、是故以天
下與人易、爲天下得人難

(字解) 分人以財は、小かある恩恵あり○忠は、心を盡くすことあり
(釋義) 彼の人に分配するに、貨財を以てするは、之を小恵といふのみ、人に教ふるに、善を以てする

ときは、人を愛するの實ありて、之を忠といふ、然れども、二者ともに、その及はず所限ありて、久しき
よ及びがたし、惟、堯舜は、天下のために、人を得るが故に、恩恵下よ及び、教化無窮に亘ることあり、
之を名づけて仁といふ、それ天下のために、人を得るものは、之を仁といふにあれば、天下の君とある
もの、孰か天下のために、人を得るを願はざらんや、故に、天下の大を以て、之を他人に譲り與ふ
るは、容易の業なれども、天下のために、適當の人を得ることは、いと難きものあり、何とされば、才は
得易からず、人知り易からざるものあり、まれば堯舜の心を、人を得るに用ひて、適當の人を得ざるを以
て、己れの憂とせる所以なりとあり

孔子曰、大哉堯之爲君、惟天爲大、惟堯則之、蕩々乎、民無能名焉、君哉
舜也、巍巍乎、有天下而不與焉、堯舜之治天下、豈無所用其心哉、亦不
用於耕耳

(字解) 則之の則は、法あり、のつとると訓ひ、之は、天を指す○蕩々は、廣大の貌にして、徳を以てい
ふ○無能名とは、民その大あるを形容するよと能はざるなり○君哉は、君たるの道を盡くせるをいふ
○巍巍乎は、高大の貌、氣象を以ていふ○不與とは、相關係せずといはんか如し、その位を以て、樂み
とあはれるをいふ○不用於耕耳とは、亦、心を耕に用ひざるのみとの意なり

(釋義) されは、孔子の言はれけることあり、さて、大なるよとよ、堯の君徳あることや、惟り天を
大なりとせるが、惟、堯は此の天の大あるよ則りぬ、故に、民蕩々乎として、その大徳あるを形容する

こと能はざりき、さても、君たる任を盡くされにけるかな、舜の氣象よ、その氣象は、巍々乎と高大にして、天下を以て、我か物としながら、その樂み、更に、之と相與らざるありとありき、それ、堯舜の天下を治むるや、一は天に法りて、その徳蕩々たり、一は位を以て樂みとせずして、その氣象巍々たり、かかる者は、如何で其の心を用ふることをかからんや、民の害をなすもの、未だ除かざれば、適當の人を得て、之を除き去らんことを思ひ、民の生活、未だ遂げされは、適當の人を得て、之を養はんことを思へり、その心を用ふることを、かくの如し、特にその心を、耕作の上を用ひざるのみ、されば、古の聖君、尙、耕作を自らせるものあらず、然るを、必ず之を爲して、賢とあすといふ、何ぞその妄あるやとなり

吾聞用夏變夷者、未聞變於夷者也、陳良楚産也、悦周公仲尼之道、北學於中國、北方之學者、未能或之先也、彼所謂豪傑之士也、子之兄弟、事之數十年、師死而遂倍之。

(字解) 用夏の用は、以てに同じ、夏は、中國なり、用夏とは、中國の禮義の教を以てどの意あり○變夷の變は、化あり、變夷の人を、變化するをいふ○變於夷は、夷狄の人あり、己、變化せらるるをいふ○楚産は、楚國の生れの人との意あり○仲尼は、孔子の字あり○道は、教あり○楚は、中國の南にあるが故に、中國は、その北に當たれり○北方之學者は、中國の孔子の道を學ぶものをいふ○未能或之先とは、その深遠あること、陳良の上に出づるものあらずとの意あり、先は過に同じ○彼は、陳良を指す、豪傑は、才も徳も、衆人に超ぬ出でたるをいふ○倍は、そむくと訓む、背くに同じ

(釋義) 吾、中國禮義の教を以て、夷狄の風俗を變じて、中國に化せしめたるものあることは、聞き及びたるも、未だ中國禮義の教を没して、夷狄の風俗に變せられて、夷狄化せるものありし例を聞かず、陳良は、楚國の生れにして、本來夷狄の人なり、然るに、周公仲尼の人倫の教を悦びて、北の方中國に來たりて、修學したりしに、其の學の深遠あること、中國の學者の中にて、陳良に過ぐるものあらざりき、彼はよく中國の禮義の教を以て、夷狄の風俗を變化したるものにして、その凡俗に抜出するや、數等の上にありて、世に所謂豪傑の士あり、されば、斯の人に學ぶものは、終身之に従事してあそ、然るべきに、子の兄弟陳良に學ぶこと、數十年の久しきか間なるに、師たる良の死すると同時に、遂に之に背きて、盡くその學を棄てて、異端を攻むるの許行につきて、學べるは、これ夷狄の風俗に變せらるるのどやいふべきとなり

昔者孔子没、三年之外、門人治任將歸、入揖於子貢、相嚮而哭、皆失聲、然後歸、子貢反築室於場、獨居三年、然後歸、他日子夏、子張、子游、以有若似聖人、欲以所事孔子事之、彊曾子、子曰不可、江漢以濯之、秋陽以暴之、皜々乎不可尙已

(字解) 三年之外は、三年の喪を終はりて後どの意なり○治任は、支度するあり、任は、擔ひ行くべき行李なり○揖於子貢、子貢は、三年の喪を終はりて後、又、孔子の墓の側に、廬して居ること三年からんとせしかば、故に別れんとて、入りて挨拶せるあり、揖は、拜禮するをいふ○相嚮而哭、嚮は、むかふ

と訓む、向に同じ、哭は、聲を立てて泣くあり○失聲は、聲の泣き枯れて、出でずあるあり○反は、立ち戻りてあり○塲は墳なり、家の前に、祭を爲すの塲あり○他日は、後の日なり○有若も、孔子の門人なり○聖人は、孔子なり、似は、有若の言語行爲の、孔子に似たるなり○事之の之は、有若あり○張會子、張はしふと訓む、強ふに同じ、孔子に事ふるが如くせんと、會子に無理に勧めたるあり○江漢は、どもに、川の名にして、水多し、○濯之とは、深くするあり、濯は、あらふと訓む○秋陽は、秋の日なり、秋は、乾燥するときあり○暴之の暴は、ざらすと訓む、秋の日よさらして、乾かすあり○皜々乎は、潔白の貌あり○尙は、くはふと訓む、加に同じ、白きか上にも、白きを加ふるなり、此の會子の語は、孔子の道徳の明著あり、光輝ありて、潔白なるをいへるあり

(釋義) 昔、孔子身まかられて、三年の喪を終りて後、門人共、皆、行李の支度をあして、各、その古郷に歸りんとせり、然るに、子貢のみ、獨り止せまれることとなりければ、入りて子貢に別れを告げんとし、相向かひあひ、聲を立てて、泣き悲しみ、皆、聲の出でざるまでに哀みて、然る後に、古郷に歸りぬといふある、門人のその師を追ひ慕ふまゝと、かくの如くなるものあり、かくて、子貢は、立ち戻りて、家室を家の側に營み、壇を築きて、獨り居ること三年にして、然る後に、又、古郷に歸りぬ、子貢かその師を慕ふの深きこと、又、かくの如くあることあり、それより後の日、子夏子游子張の三子は、有若の聖人に似たるを以て、孔子に事へたる禮を以て、之に事へんと欲して、同學の會子に強ひて、與にせんとせしに、會子の曰はく、そは不可あり、凡そ人未だ聖人の極に至らざれば、徳未だ純ならざることあるを免れず、吾が夫子の道徳の如きは、江漢の多き水を以て、之を濯ひ清め、秋の天日にて、之を曝らし乾

かすが如く、その潔淨を極めて、一塵の累なく、其の純粹を極めて、一毫の雜りなく、皜々乎として、加ふべからざるのみ、有若のよく彷彿する所にあらずとなり、それ有若は、聖人に及ばずと雖も、なほ聖人に似たるあるか如きすら、會子、尙、その師に事ふる者を以て、之に事ふべからざるものとせり
今也南蠻缺舌之人、非先王之道、子倍子之師、而學之、亦異於會子矣

(字解) 南蠻とは、楚は、古、南方の蠻夷の國あるか故にいふ○缺舌之人、缺は音げき、又、鴨に作れり、博勞あり、聲の悪しき鳥にして、南蠻人の聲、之に似たるあり、人とは、許行を指していふ○先王は、古の聖王なり○倍子之師は、陳相の師にして、陳良をいふ○異於會子は、會子は、聖人に似たる有若にすら、事へざるに、陳相は、乃ち聖にあらざるの、許行は事ふるをいふ

(釋義) 今や許行は、南蠻缺舌の人にして、その學ぶ所は、先王の道にあらずして、子か師の爲せる所と、正に相反す、然るに、子には、子の師ある陳良に背きて、之を學はんとするは、亦、會子の爲せる所に異かれりとなり

吾聞出於幽谷、遷於喬木者、未聞下喬木而入於幽谷者

(字解) 幽谷は、深き谷あり○遷は、升るあり○喬木は、高き木あり、此の語は、詩經小雅の伐木の詩の語にて、伐木丁丁、鳥鳴嚶々、出自幽谷、遷于喬木とあり、蓋し幽谷は、異端幽暗の道にして、喬木は、聖賢高明の道に喩へたるあり

(釋義) それ君子の術を擇ぶこと、きは鳥の巢を擇ぶが如し、吾、深き谷の卑さを出でて、喬木の高き

に升るものあるを聞けども、未だ喬木を下りて、幽谷に入るものを聞かず、今、子陳良に背きて、許行に従ふは、高木を下りて、幽暗の谷に入れるものにして、亦、我か聞ける所に、異ありとあり

魯頌曰、戎狄是膺、荆舒是懲、周公方且膺之、子是之學、亦爲不能變矣

(字解) 魯頌云は、詩經の魯頌閟宮の篇の語あり○戎狄荆舒、皆、夷國の名あり、荆は、楚の本號にして、舒は、楚に近き國の名なり○膺は、撃つあり、うつと訓む、一説には、あたると訓めり○方は、まさにと訓む

(釋義) 且、子は許行の學は、聖人の必ず伐つ所たるを知らざるか、詩經の魯頌閟宮の篇に曰はく、戎狄は、膺ちて之を撃ち、荆舒は伐ちて、之を懲らすとありて、夷狄と中國との間を、正しくすること、かくの如し、然るに、今、許行は、戎狄の人を以て、正道を害す、周公にして、若、今日に在られんが、方に、且、之を伐ちて、去らしめしあるべし、然るに、子乃ち之に従ふは、所謂喬木を下りて、幽谷に入り、反りて、夷狄の俗に變せられしものにして、亦、變することの、善からざるものとす、何ぞそれ、之を思はざるかとなり

從許行之道、則市買不貳、國中無僞、雖使五尺之童適市、莫之或欺、布帛長短同、則買相若、麻縷絲絮、輕重同、則買相若、五穀多寡同、則買相若、屨大小同、則買相若

(字解) 此の一節は、陳相の語にて、陳相孟子に攻撃せられて、遁辭をさせるなり○市買不貳、買はむ

たひと訓む、價に同じ、此の句は、價を飾らざるをいふ、價兩様ありといふには、あらず○無僞は、價を増減して、人を欺瞞せざるをいふ○五尺之童は、十餘歳の童子にして、價を知らざるものなり、○適市、適は、ゆくと訓む、市に適して、物を買はしむるなり、○布帛の布は、麻布なり、帛は、絹布なり○長短は、丈尺を以ていふ○麻縷は、麻と麻の糸となり、絲は、絹糸にして、絮は、絹の綿なり○輕重は、斤兩の目方を以ていふ○多寡は、量を以ていふ○大小は、形体を以ていふ

(釋義) 陳相、又、説を爲して曰はく、並び耕すの説は、爲すべからざるも、許子か道にて、亦、從ふべきものあり、許子か教に従ひて、市を治めば、市中の貨物の代價は、飾りあきか故に、國中を通じて、相詐僞するの虞あり、故に、五尺の童子をして、市に往きて、物を購はしむるも、價を増減して、之を欺くものあることあり、思ふに、天下の物、惟、價にして、甚た懸隔せるときは、爭端生し易きものかれども、今、一般に價を定めて、布と帛との如きも、但、丈尺の長短にして、同じくば、價相若き、麻と縷と、絲と絮との如きも、斤兩の輕重にして、同じくば、價相若き、五穀の斗石の多寡にして同じくば、價相若き、屨の尺寸の大小にして相若かば、此、布の價飾りなくして、人人詐僞を爲すことを得ざるなり、許子の道かくの如くなれば、亦、從ふべきにあらずやとあり

曰夫物之不齊、物之情也、或相倍蓰、或相什佰、或相千萬、子比而同之、是亂天下也、巨屨小屨同買、人豈爲之哉、從許子之道、相率而爲僞者也、惡能治國家

(字解) 物之不齊は、一様の物につきていふ、此の物と、彼の物と、齊しからずとはならず○物之情とは、造化の生する所に差あり、人力の成す所に、工拙あるをいふ○倍蓰の倍は、一倍なり、莖は、五倍あり○什佰は、その價十倍百倍するあり○比は、次第するあり○同之は、價を同じくするあり○亂天下とは、天下の理を混亂するありとの意なり○巨履は、大なる履なり

(釋義) 孟子、又、之を排して曰はく、それ物の天地の間に生し、人によりて成るや、その間に、美惡の質を殊にし、精粗の功を異にして、齊しく同じきこと能はざるは、物の情あり、その齊しからざるの種、或は、相去れると一倍し、五倍し、甚しきに至りては、十倍、百倍、千倍、萬倍するものあり、然るも、子盡く比べ合せ、之を同じくせんとせば、是、物その平を失ひて、争の端起るべし、是、徒に、天下の物理を擾亂するものなり、彼の物に精粗あることは、或は、履に大と小とあるか如し、もし、大履と小履とをして、價を同じくせしめば、人如何て、その大なるものを造らんや、精あるもの、粗あるもの、價を同じくせば、人、又、如何で、その精あるものを造らんや、若、子の言の如く、許子の教に従は、是、天下の人人をして、相率ゐて、濫惡のものを造りて、相欺かしむるものあり、如何でよく、國家を治むることを得んや、許子の道は、何として、従ふべからざるもののみ、かくは多きぞとあり

○墨者夷之因徐辟、而求見孟子、孟子曰、吾固願見、今吾尙病、病愈我且往、見、夷之不來、

(字解) 墨者は、墨翟の愛愛の教を學ぶ者なり○夷之の夷は、姓にして、之は、その名あり○因は、依願

するあり○徐辟は、人の姓名にして、孟子の弟子あり○吾尙病とは、病に託して、その意の誠を以て來たりしか、否かを驗せんとしてありとの説あり、従ふべし○夷子不來とは、我より罷り出づるにつき、又、御來臨には及ばしとの意あり、之を來らずと解する説あれど、従ふべからず

(釋義) 墨翟の教を學べる者に、夷之といへるものありしか、孟子の弟子徐辟といふものに依頼して、孟子に面會せんことを求めぬ、孟子曰はく、吾も、又、夷子に見えんことを願ひ居たりき、然るに、折惡しくも、今日は、尙、病床にあり、病全快せば、吾より往きて、面會いたさん、夷子には、再び御來臨下さるには及ばしとあり、蓋し辭を病に托して、その意の誠否を見んとせるるべし

他日又求見孟子、孟子曰、吾今則可以見矣、不直、則道不見、我且直之、吾聞、夷子、墨者、墨之治喪也、以薄爲其道也、夷子思、以易天下、豈以爲非是而不貴也、然而夷子、葬其親、厚、則是、以所賤、事親也

(字解) 可以見は、その誠意あるを、認められべなり○道は、言を盡くして、相正しうするをいふ○道不見の道、必ずしも、儒者の道とあさす、單に、道理と解釋すべし○薄は、儉薄なり○其道は、その主旨とするあり○易は、移すに同じ、天下の風俗を移し代ふるあり○以所賤は、日頃賤める所の道を以てとなり

(釋義) その後に至りて、夷子、又、孟子に見ぬんことを求めぬ、亦、以て、その誠あるを見るべし、是に於て、孟子曰はく、吾、今は夷子を見るべし、吾、言を盡くして、之を正しうせざれば、道理見はれず、

我鬼に角、之を正しうせん、吾、曾て夷子は、もと墨子の道を行ひるものなりと聞けるか、墨子の教の喪を治むるや、儉薄を以て、その主義となせり、夷子また是の主義を以て、天下の風俗を移し易へんと思へり、まれば墨子の道を行ひて、善からずと思ひて、貴はざるならんや、是ありと思へばこそ、貴へるを思へり、かく既に、儉薄を以て貴しとせるときは、必ず厚きを以て、賤しとせるなるべし、然るに、夷子のその親を葬ること厚きを見れば、その常は賤みつつある所の道を行ひて、その親に事ふるものありとなり、蓋し夷子墨子の道を行ひて、その教に従はざるは、その心、必、安からざる所あるか故あり、故に孟子因りて、之を詰問せしなり

徐子以告夷子、夷子曰、儒者之道、古之人若保赤子、此言何謂也、之則以爲愛無差等、施自親始、徐子以告孟子、孟子曰、夫夷子、信以爲人之親其兄之子、爲若親其隣之赤子乎、彼有取爾也、赤子匍匐將入井、非赤子之罪也、且天之生物也、使之一本、而夷子二本故也

(字解) 古之人若保赤子とは、古の人百姓を視ること、己の赤子を視ると、一般ありとの意なり、無差等とは、次第等級なきとの意なり○始は、手始めにするあり○兄之子鄰之子、兄の子を視ること、自ら、是、隣の子より過ぐるをいふ、されば、己の子を愛するまで、兄の子に過きたるふとを、知るべきこと、の意なり○彼有取爾とは、彼の書經の周書にいへる所は、別に譬を取る所ありとの意あり○匍匐は、腹ばふなり○一本とは、人の生するや、必ず、各、その一個の父母より本づきて、生まるとの意あり

(釋義) 徐子孟子の言を以て、夷子に告げければ、夷子の曰はく、儒者の道と、墨子の道とは、同じからずといふべからず、彼の儒者の道よるに、古の人曰はれるふとあり、民を保するまで、己の赤子を保安するか如しとあるか、此の言は、如何ある謂ぞや、之は謂へらく、人を愛する上につきて、更に何を厚くし、何を薄くする等差は、あや筈あれども、唯、その愛を施すと、己の親より着手すとの意なるべし、然れば、墨の道と、儒の道とは、固より同じきものなり、豈、墨の道を行ひて、非とすべけんや、吾か厚くその親を葬れる所以は、施すと、親より始むることなり、それ如何で、己の賤む所を以て、親に事へんやとなり、よりて、徐子は、此の言を以て、孟子に告げければ、孟子曰はく、それ情に親疎あり、愛に厚薄あり、それ夷子果して、人の己の兄の子を愛するまで、其の鄰家の子も愛すると、同様なるものとさせるか、兄の子を愛すると、鄰家の子も愛するとは、必ず差等あるべき筈あり、然るに、古人の赤子を保するか如しといへるは、譬を取ることでありて、然かいへるものあり、今、その意を解釋せんに、人民の無知にして、法を犯すまで、恰も赤子の無知にして、匍匐して井に入らんとするに似たり、是、乃ち赤子の罪にあらずして、在上の人の罪なり、故に、之を保するまで、赤子を保するか如しといへるあり、如何で、愛に差等なきの謂からんや、且、人の此の世に生するや、氣を父より受け、形を母より受け、その本は、各、一にして、二つなきは、自然の理にして、當り然るべきものあり、惟、かくその本を一にするか故に、愛は親より始まり、推して人の及ぼすまで、自ら差等あるものなり、然るに、今、夷子は、始めより、本を二として、その親に事ふ、故に己の親も、路人の親も、等しく愛せねばならぬとの義出でて、愛に差等なきとせり、若、その本を一にせば、その愛、如何で差等なきを得んやとなり

蓋、上世嘗有、不葬其親者、其親死、則舉而委之、於壑、他日過之、狐狸食之、蠅蚋姑嘔之、其類有泚、視而不視、夫泚也、非為人泚、中心達於面目、蓋歸反藁裡、而掩之、掩之誠是也、則孝子仁人之掩其親、亦必有道矣

(字解) 蓋は、發語の詞なり○上世は、太古にして、禮制の未だ起らざるの時なり○舉は、持ち往きてとの意なり○委は、すつと訓む、棄なり○壑は、谿なり○過之とは、その處を通り過ぐるなり○蠅蚋始、蚋は、あぶあり、蚊の屬とあり、姑は、助語なりと、又、蠅姑なりともいへり、蠅姑は、人を食はざるべし、故に、助語とする方、可あるが如し○嘔は、くらふと訓む、共に集りて、食らふなり○其類、其のは棄てたる人なり、類は、類に同じ、ひたひと訓む○泚は、音せひ、忍びざるの情、中心より發して、汗流れ出づるなり○視は、かがしめと訓む、横目にて見るなり○視は、正しく見るなり○達於面目とは、顔色や目附にまで、出づるをいふ○蓋、歸の字、太急あるの義あり○反藁は、反は、こぼすと訓む、覆すなり、藁は、土籠にて、土を擧ぐる器なり、裡は、土裡にて、兩手にて、對し擧ぐるなり○掩之とは、親の屍を掩ふなり○誠の字、若の字となして看るべし

(釋義) 本を一にするの義を以て、之をいはんよ、蓋、太古禮制の未だ起らざるの時にあたりて、嘗てその親を葬らざるものありたりき、その親の死するるとき、之を持ち往きて、谿の間に棄てたりき、その後の日に至りて、此の處を通り過さしに、狐狸の類は來りて、その死骸を食らひ、蠅又は蚋の屬は、其を糞り來たりて、之を食らひ居たり、その子之を見て、中心より忍びられざるの情を發し、類に覺ゆる

知らず、汗の流れ出で、横目にて見たるのみにて、正しくは視るふと能はざりき、それ汗の流れ出づるや、敢て他人の之を見るかためにして、然るにはあらざるあり、蓋しその哀しみ痛むの情、その心の中より、顔色や、目附に顯はれ出でたり、是に於て、直に歸りて、藁裡を覆して、之を掩ひきとぞいふなる、此、その親を掩ふこと、若、當に然るべき所あらは、孝子仁人の、その親を掩ふことも、亦、必ず理あるべし、此につきても、本を一にするの理を明かにし、又、厚く葬るの是なるを、認むべしとありけり

徐子以告夷子、夷子憮然爲間、曰、命之矣

(字解) 憮然は、茫然として、據る所を失ふの意あり○爲間は、しはらくありてと訓む、頃くあるの間あり、○命之の命は、教ふるあり、をしふと訓む、之は、夷子の名あり

(釋義) 徐子、又、孟子の言を以て、夷子に告げしかば、夷子之を聞き、憮然として自ら失し、頃あるに及びて曰はく、孟子已に我を教へられぬとありけり、蓋し夷子の此の言を必ず、その本心、復、前して、前日の疑、盡く釋けたるあり

孟子卷六

滕文公章句下

○陳代曰、不見諸侯、宜若小然、今一見之、大則以王、小則以霸、且志曰、枉尺而直尋、宜若可爲也

(字解) 陳代は、孟子の弟子あり○不見諸侯云云は、孟子平生諸侯を見ざるを以て、自ら守れり、故に之を以て、問ふことをなせるあり、蓋し不見は、先、己より往きて、見ざるをいふ、諸侯が尋ね来りても、見ざるにはあらず○若小とは、小節に拘はらるるやう、思はるるとなり○一見之は、己を屈して、往きて見るあり○大は、大に用ひらるるあり、小は少しく用ひらるるなり○王は、王業を成し、覇は、覇業を成すあり○志は、記録なり○枉尺の枉は、屈するなり○直尋の直は、のぶと訓ひ、伸ふるあり、尋は八尺なり

(釋義) 門人陳代といふものの曰はく、先生の諸侯の許を、御尋ねありて、之に御面會からざるは、如何も小節に拘はられたるか如く、左様に思はれ候ふ、今、一たひ諸侯を尋ねて、御面會あらば、大に用ひらるるときは、伊尹周公の如くにありて、その君を輔けて、王業を成さしめん、小しく用ひらるれば、管仲とあり、晏子とありて、その君を佐けて、覇業を成さしめん、その屈する所のもの小にして、伸ふる所のもの、大なることかくの如し、且、古記録にも、一尺の短さを屈けて、八尺の長さを伸ぶといへり、かかるふとは、宜しく、爲すべきかやう、思はれ候ふが、先生には、如何思召し給ふとあり

孟子曰、昔齊景公田、招虞人以旌、不至、將殺之、志士不忘在溝壑、勇士不忘喪其元、孔子奚取焉、取非其招不往也、如不待其招而往、何哉

(字解) 田は、かりすと訓ひ、獵するなり○虞人は、禽獸を養ふ所を守るの吏なり○以旌の旌は、旗の吹流なり、大夫を招くに、旌を以てし、虞人を招くには、皮の冠を以てするなり、今、大夫の旌に従ひて、

行くは、その分を離れたるなり○在溝壑とは、死して、棺槨なくして、溝壑に棄てらるるなり○其元の元は、首あり、かふべと訓ひ、勇士は、常に身を捐てて、國に殉ひ、戦闘して死し、その首領を保たざらんことを願へり○何哉は、是、如何なる道理ぞやと、いふに同じ

(釋義) 孟子曰はく、昔、齊の景公の、田獵をせられし折に、虞人を招き寄するふ、大夫を招くは用ふべき旌を以てしけるに、虞人その分にあらざるを知りて、何程招くも、往かざりしかば、景公怒りて、之を殺さんとしけり、孔子之を賛めて曰はく、志あるの士は、身死して、溝壑に棄てらるるを忘れず、勇ある士は、身を捐て、國に殉ひ、戦ひて死し、己の首領を保つを願はざるものあり、虞人は、志士ども、勇士ども、いふべきものなりとありけり、それ孔子何の虞人に取る所ありて、かくは美めらるるにか、他なし、その招きにあらざれば、往かざるを取りたるあり、それ虞人すら、之を招くに、その物を以てせざれば、尙、命を差出して、往かず、況や、君子たるもの、その招きを待たずして、自ら往きて、之に見ゆるは、如何にぞやとあり

且夫枉尺而直尋者、以利言也、如以利、則枉尋直尺而利、亦可爲與

(字解) 且夫は、發語の辭なり○枉尺直尋は、大に名節を壞りて、少しく功名を就すの意なり○與の字、度りて究むるの詞にして、詰るの詞にはあらず

(釋義) それ君子は、義あるを知るのみ、彼の謂ゆる一尺を屈して、八尺を伸ぶることは、利を以ていふものなり、一も利を計るの心なれば、惟、利にのみ殉ひ、遂には、之か爲ために、大に名節を壞りて、少しく就すか如きふといふども、また、願みすして、之を爲すに至らん、これ利を圖る者の、必ずか

くあるべき所なり、君子は、惟、義をのみ守りて、決して、利に殉ひて、義を忘れざる所以ありとなり

昔者趙簡子使王良與嬖奚乘終日而不獲一禽、嬖奚反命曰天下之賤工也或以告王良、良曰請復之彊而後可一朝而獲十禽、嬖奚反命曰天下之良工也簡子曰我使掌與女乘謂王良良不可曰吾爲之範我馳驅終日不獲一爲之詭遇一朝而獲十詩云不失其馳舍矢如破我不貫與小人乘請辭

(字解) 趙簡子は、晋の大夫趙鞅といへる人あり○王良は、馬を御するの名手なり○嬖奚は、趙簡子の嬖人、奚といふものあり○終日は、朝より晩に至るあり○反命は、趙簡子に復命せるなり○賤工は、拙工といふに同じ○復之とは、再びせんとするにて、良蓋しその長する所を見はして、奚の失を正さんとするなり○彊而後可は、王良簡子に請ひて、簡子之を奚に強ひて、奚の諾するあり○一朝は、晨より朝食の時に至れるあり○掌は、専ら主らしむるあり○女は、汝に同じ、奚を指す○不可は、王良の諾せざるあり○範は、のりと訓ひ、馳驅の正法に適するあり○詭遇は、詭道を以て、禽獸に遇ふにて、正法にあらす○詩云は、小雅車攻の篇の語あり○合は、はなつと訓ひ、發に同じ○如破とは、力あるをいふ○貫は、ならふと訓ひ、習に同じ○請辭は、乘を掌るの命を辭するなり

(釋義) 昔、晋の大夫趙簡子といへる人、御者の名手王良をして、嬖幸の臣奚といへると、同乗たりし

めて、田獵せしめしに、朝より晩に至るまで、一の鳥をだに獲ざりき、奚は之を口惜しく思ひて、簡子に復命して曰はく、彼の王良は、實に天下の拙工なりとありしかば、或人之を聞きて、王良に告げ知らせぬ、よりにて王良は、之を心悪く思ひ、願はくは、今、一度奚と乘りて、田獵せんと、簡子に請ひしに、簡子その請を入れて、奚に命せしに、奚可かず、よりにて、無理に強ひて後に、之を諾せり、よりにて、再び乘りしに、此の度は、終日の久しきに亘らず、僅に晨より、朝食の時までに、十の鳥をば獲たりけり、よりにて、嬖奚は、此の趣を簡子に復命して曰はく、彼は天下の良工ありとありけり、簡子が曰はく、さらば、良をして、以後は汝と、同乗たることを掌らしめんとありて、簡子此の旨を、王良に話ししに、此の度は、王良より、諾はずして曰はく、我、奚かために、正法によりて、馬を馳驅すれば、日を終るまで、一をだに獲ず、之かためよ、正法を捨てて、詭道を以て、禽に遇へば、一朝にして、十禽を獲たり、詩經にも曰はく、御者はその馬を馳する正法を失はず、射る人は、よく矢を發ちて、物を破るか如くに、力ありとぞ、然るに、今、我、法の如くするも、奚、法の如くする能はずして、必ず之かために、詭遇して後に中るは、小人なり、我かかる小人と共に、乗ることには、熟せず候へば、何卒私より、御辭退申し上げたしとて、遂にその命に應せざりしとあり

御者且羞與射者比比而得禽獸雖若丘陵弗爲也如枉道而從彼何也且子過矣枉己者未有能直人者也

(字解) 羞は、愧耻するなり○比比は、馳驅の法を棄てて、阿比することにて、是、尺を枉ぐるの意なり

○若丘陵とは、小山の如くに、多く得るをいふ、是、尋を伸ぶるの意なり○従彼の彼は、諸侯を指すなり○過は、尺を枉げて、尋を伸ぶるをいふ

(釋義) それ御者は、賤役あり、それにてすら、射る者と阿比することを愧ぢ、比して禽獸を得るの多きこと、丘陵の如しといふとも、爲さず、その義を守りて、肯て利に徇はざるまじ、かくの如きことあり、況や君子たる者、得失の多寡を較へ計りて、道を枉げて、諸侯を見んと欲せば、如何にぞや、是、尺を枉げて、尋を伸ぶべきことすら、君子之を爲すべからず、況や尋を枉げて、尺を伸ぶることあらんや、且、子の言ふ所は過てり、蓋し身に道を行はざる時は、之を人に行ふものと能はざるものにて、之に因りて、諸侯に見えて、王覇の業を成さんと欲するは、誠に難きことならずやとなり

○景春曰、公孫衍張儀、豈不誠大丈夫哉、一怒而諸侯懼、安居而天下熄。

(字解) 景春は、人の姓名あり○公孫衍は、魏人犀首あり、張儀と同じく、當時の辯士なり、史記に、犀首常に五國の相印を佩ひて、従の長たりとある是なり○張儀も、亦、魏人にて、秦王に説きて、連衡の策を講じ、蘇秦か六國合縱の策を破りし辯士なり○豈不誠とは、至りて慕ふべきの意なり○大丈夫は、立派ある男子との意なり○安居熄の熄は、火の消ぬたるが如きをいふ

(釋義) 景春か曰はく、公孫衍張儀は、豈に眞の立派ある男子にはあらずや、一たび怒を發すれば、各國の諸侯に説きて、互に相攻伐せしめて懼れしめ、若、安居して出でされば、天下の無事なるよと、

恰も、火の消ぬたるか如しとあり

孟子曰、是焉得爲大丈夫乎、子未學禮乎、丈夫之冠也、父命之、女子之嫁也、母命之、往送之門、戒之曰、往之女家、必敬必戒、無違夫子、以順爲正者、妾婦之道也

(字解) 冠は、冠を首に加ふることにて、元服といふもの、乃ち是なり○命之の命は、告げ戒むるなり○往送之門とは、女の嫁に往くに當りて、母、之を門にまで、送り出たすあり○之女家の之は、ゆくこと訓ひ、女は汝も同じ、家は、夫の家を指す、婦人は、夫の家を以て、己の家とするか故に、嫁すること、歸となす、猶、己の家に歸るに似たるを以てあり○夫子は、己の夫とある人をいふ○以順爲正とは、順従するを以て、正道とあすなり

(釋義) 孟子曰はく、是、如何で、男子たるを得んや、子、未だ彼の禮を學はざるか、男子の元服するや、父、之に告げ戒めて曰はく、汝の幼き志を戒め、汝の成徳に順へどありて、本、順を以て、正とはあさざるあり、然るに、女子の嫁するに當りてや、母、之に告げ戒め、その女の往くを、門にまで送り出たして、之を戒めて曰はく、汝、是より往きて、汝か家に之きて、必ず敬み、必ず戒めて、汝の夫たる人の、命に違ふことあるべからずと、順を以て、正道とせるものは、妾婦の道にして、丈夫の爲すべき所にはあらずといへり、今、二子時君の好む所に阿りて、その智謀を售り、時君の力を假りて、その氣焰を熾にす、乃ち、是、順従の道にして、丈夫の爲すべき事とはあらざるなりとなり

居、天下之廣居、立、天下之正位、行、天下之大道、得志與民由、是、不得志、獨行其道、富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈、此之謂大丈夫。

(字解)

廣居の居は、室に居るよて、乃ち仁をいふ○正の位は、坐立の位にて、禮をいふ○大道の道

は、人の行くべき道にて、義をいふ○與民由之は、民と共に、此の仁禮義智に由るなり○獨行其道は、仁禮義智の道を、己に守るをいふ○淫は、誘ひて、その心を放蕩ならしむるなり○移は、その節操を變易するなり○屈は、その志を脅して、挫折せしむるをいふ

(釋義)

夫所謂大丈夫といふものは、此の心廓然として、一毫の私意なく、直に天地と量を同じうす、便ち、是、天下の廣居に居るといふものにて、便ち、是、仁なり、又、己の身を立つること、更に些の

理に當たらざるに及ぶに至る、これ便ち、天下の正位に立つといふものにて、便ち、是、禮に立つといふものなり、之を推して、事に見はるるに及びては、些の義に合はざることをし、是、便ち天下の大道を行くといふものにて、便ち、是、義に由るといふものなり、かかるときは、性とする所は全くして、往くとして、善ならざるはなく、志を得るときは、民と具に、その道に由り、志を得るときは、獨り仁禮義の道を行ひ、富貴に遇ふときは、唯、是の道あるを知りて、富貴あるを知らず、故に富貴も、之を誘ひて、その志を放蕩ならしむること能はず、貧賤に遇ふときは、唯、是の道あることを知りて、貧賤あることを知らずして、貧賤も、その節操を撓めて、變易せしむるも能はず、威武に遇ふときは、唯、是の道あるを知りて、威武あるもとを知らず、故に、威武も、その志を脅して、挫折せしむるも能はず、

從容自得して、天地の間に浩然たるもの、此、之を眞の大丈夫とはいふなりとなり

○周霄問曰、古之君子仕乎、孟子曰、仕、傳曰、孔子三月無君、則皇々如也、出疆必載質、公明儀曰、古之人三月無君、則吊。

(字解)

周霄は、魏の人あり○皇々如は、求むる所ありて、彷徨して安からざるの意あり○出疆は、位

を失ひて、國を去るをいふ○質は、贄に同じ、音し、君に面會するとき、差出す進物あり、士は、雉を進物にす、載とは、往く所の君に見えて、之に事へんとて、車に載せて往けるなり○公明儀は、魯の賢人なり○三月無君則吊とは、若、三月の間、仕ふる君あければ、人、皆、憫恤して、來たり悔めり、こはその志を伸ぶることを、得ざるを以て、慰め安するなり

(釋義)

周霄、孟子の容易に仕へざるを以て、之を諷して仕へしめんと欲す、故に、先、問ひて曰はく、

古の君子は、必ず仕ふるかと、孟子曰はく仕ふ、故に、傳に曰はく、孔夫子は、三月の間、仕ふる君なきときは、皇々如として、求むる所ありて、得ざるが如き様なりき、故に、その位を失ひて、國を去るときには、又、他の君に仕へんとて、君に見えて進呈すべき品物を準備し、車に載せて、持ち行かれたりきとあり、又、公明儀の説にも、古の人は、三月の間、仕官する君あるときは、人之を憫みて、悔みに行き、その心を慰めたりきとあり、されば、傳の言と、公明儀の言とを以て、之を觀れば、君子は未だ嘗て、仕ふるを欲せずんばあらずとありき

三月無君、則吊、不以急乎

(字解) 以は、已と通ず、はきはだと訓ひ、太に同じ
(釋義) 周霄問ひて曰はく、古の人、三月の間、君なければ、之を憫みて悔むとは、太だしく、急速あることにはあらずやとなり

曰、士之失位也、猶諸侯之失國家也、禮曰、諸侯耕助以供、粢盛、夫人蠶繅、以爲衣服、犧牲不成、粢盛不潔、衣服不備、不敢以祭、惟士無田、則亦不祭、牲殺器皿、衣服不備、不敢以祭、則不敢以宴、亦不足吊乎

(字解) 耕助とは、諸侯百畝の籍田を作るに、躬づから耒を乗りて耕し、平民助けて、之を耕し終はらしむ、かくて、その田より収めたる穀物を、御廩の中に藏り置きて、宗廟の祭を爲すときの供米とするあり、故に、供粢盛とあり、粢とは、黍稷のみにて、之を器に盛りて供ふ、故に粢盛といふ○夫人は、諸侯の婦人なり○蠶繅の蠶は、蠶を養ふあり、繅は、繭を釋きて、絲とすあり○犧牲は、祭禮に供する家畜なり、いけにへといふ○牲殺は、特を特別に殺して、供ふるものにて、見在ある肉を、用ひざるものなり○皿は、器を掩ふ蓋あり

(釋義) 孟子曰はく、仕ふるものの、位を失ふことは、かは諸侯の國家を失ふか如きものあり、何とぞれば、禮に曰はく、諸侯は籍田を耕し、人民之を助けて、その収めたる穀物を、祭祀の供米とす、又、その夫人は、蠶を養ひ、その糸を取りて、祭祀を爲す折の、衣服に爲るありとあり、之によるも、諸侯は必ず、國家を保ちて後に、よく祭祀に供するものと得るを見るべし、若、之をして、國を失はしめば、犧牲

成らず、粢盛潔からず、衣服備はらずして、敢て祭りを爲すことを得ず、禮に、又、曰はく、惟り士のみは、田なきときは、祖先の祭禮を爲さずとあり、ふは士は惟り、位を失ひて、田なきときは、その牲殺器皿衣服の類、皆、備はらざるが故に、敢て祭らざるあり、既に敢て祭らざるときは、その孝志を致すことを、遂ぐることを得ずして、憂へて、自ら安せざるあり、亦、吊すに足らずやとなり

出疆必載質、何也
(釋義) 周霄問ひて曰はく、三月君なければ、祭るあとを得ざるは、固より、吊すべし、疆を出づるか如きは、初めて、位を失へるのみ、然るに、便ち質を載せて往くは何ぞやとなり

曰、士之仕也、猶農夫之耕也、農夫豈爲出疆、舍其耒耜哉

(釋義) 仕へて道を行ふ者は、士の事にして、耕して食を謀るものは、農夫の事あり、士の仕ふるや、亦、なほ農夫の耕すに同じ、故に君に見ゆるに、質の禮をかるべからざるは、亦、かは田を治むるに、耒耜をかるべからざるか如し、農夫その疆を出づるかために、その耒耜を捨てんや、これまの士たるもの、疆を出づるに、必ず質を載する所以ありとあり

曰、晉國亦仕國也、未嘗聞仕如此其急也、君子之難仕、何也、曰、大丈夫生而願爲之有室、女子生而願爲之有家、父母之心、人皆有之、不待父母之命、媒妁之言、鑽穴隙相窺、踰牆相從、則父母國人、皆

闕之、古之人未嘗不欲仕也、又惡不由其道、不由其道而往者、與鑽穴隙之類也

(字解) 晉國は、魏をいふ、魏はもと晉の地なり○仕國は、君子の游事することを得る國柄とあり○君子は、暗に孟子を指す○難仕は、暗に、孟子が諸侯を見ざるをいふ○室は、妻あり、男は、女を以て室とせずなり○家は、夫なり、女は、男を以て家となせり○媒妁の媒は、引合はすあり、妁は、酌ひなり、工氏を酌斟して、配合を爲すをいふ○鑽は、さると訓ひ、穿つなり○穴隙の穴は、圓き孔あり、隙は長く縫ふあり○相窺は、男女相窺ひ視るなり○相從は、出合ひをするなり○其道は、出處の道なり

(釋義) 周霄問ひて曰はく、夫子の言に據るに、君子の仕へんと欲するや、急ありといふべし、然るに、晉國も、亦、士君子遊官の國あれども、未だ君なければ吊し、醜を出づれば、質を載すとやうに、仕を求むること、かくの如く急あるを聞かず、果してかくの如く急すべきことならば、亦君子の晉國に仕ふること、易かるべし、然るに、又、諸侯を見ずして、出仕することを難るは、如何あることぞやとありければ、孟子曰はく、君子の心、豈、仕ふるを欲せざらんや、但し仕ふるには、固より、仕ふるの道ありて、苟もすべからざるなり、彼の男女の室に居るか如きは、人の大倫なり、故に、男子生まれては、之かために、妻あらんことを願ひ、女子は生まれては、之かために、夫あらんことを願ふ、此の父母の心は、人の同じくある所にして、男女にありては、必ず父母の結婚の命と、媒妁の言とを通することを待つとありて、方に室家を成すべし、然るに、若、父母の命と、媒妁の言とを待たずして、甚しきは、穴隙を穿ちて、男女相窺ひ視、屏牆を乗り越えて、出合ひをなさは、内よしては父母、外にしては國人、

皆、之を輕し賤しめん、是、その苟も合へるか故あり、是を以て、古の君子は、君臣の義の廢すべからざるを知り、未だ嘗て仕ふるを欲せずんはあらざるあり、されど、必ず去就の義を識り、進退の禮を明にし、又、その道に由らざるを以て、耻とせずか故よ、若、その道に由らずして、己を屈して往きて、諸侯を見は、是穴隙を穿ちて、相從ふと同一の類あり、人の賤惡を如何にすべき、故に、士の諸侯を見ざるは、正にその道に由らざるを惡むなり、如何で仕ふるの急あらんことを欲して、輕しく往きて、諸侯を見るまごをせんやとあり

○彭更問曰、後車數十乘、從者數百人、以傳食於諸侯、不以泰乎、孟子曰、非其道、則一簞食、不可受於人、如其道、則舜受堯之天下、不以爲泰乎、子以爲泰乎、

(字解) 彭更は、孟子の弟子なり○後車云々の三句、暗に孟子を指す○後車は、車に乗りて從ふ者なり○從者は、徒歩して、從ふ者あり○傳食は、既に此の國に食し、復、彼の國に食するをいふ○以は、はあはだど訓ひ、已に同じ、太なり○泰は、をこると訓ひ、侈あり、なほ分に過ぎたりといはんか如し○子以爲泰乎とは、傳食に因り、舜の上にかけていふ

(釋義) 門人彭更問ひて曰はく、それ一介の士を以て、后車數十乘、從者數百人にして、先より先へど、諸侯の間を傳食して、廻るといふことは、甚た分に過ぎたることにはあらざるかと、思はれ候ふとありければ、孟子曰はく、君子の享くる所は、道の宜しき所を視るのみ、その道にあらざれば、一簞の

食も、人より受くべからざれども、若、その道あらば、舜は堯の天下を受けたるも、侈れりとはなさず、
さるを、子、舜を以て侈れりとなすか、若、舜の天下を受けたるを以て、侈とあさすんは、士の諸侯に傳
食するを以て、侈れりとはあさすべからざるありとあり

曰否、士無事而食、不可也

(字解) 無事は、功あらずをいふ

(釋義) 彭更曰はく、舜堯に代はりて、天下を治めて、その功あるときは、その天下を受くるまど、無
理もあさふもにて、侈れりとはなすべからず、今、士の功なくして、人の食を食するときは、固より、道
の宜しき所にあらず、此、吾かその泰れるを疑ひて、不可とせる所以ありとあり

曰子不通功易事、以美補不足、則農有餘粟、女有餘布、子如通之、則梓
匠輪輿、皆得食於子、於此有人焉、入則孝、出則悌、守先王之道、以待後之
學者、而不得食於子、子何尊梓匠輪輿、而輕爲仁義者哉

(字解) 通功の通は、彼此相通するなり、功は、成績の上よりいふ○易事の易は、彼此代作するなり、
事は、作爲する上よりいふ○美は、あまると訓ひ、餘に同じ○有餘とは、交易せざるか故よ、無用の餘
を生ずるあり○梓は、器械を作るものなり、匠は、大工よて、宮室を營むを職とす、輪は、車の輪を作る
工人にして、輿は、車の輿を作る工人あり

(釋義) 孟子彭更を曉して曰はく、子、士を以て、功あくして食すと爲し、士の功の、固より大あるを
知らざるこそ、憂てけれ、試みに、農工の事を以て、之を觀よ、農夫の粟を種え、女子の布を織るか如
き、各、爲す所の功と、司る所の事とありて、相兼ぬること能はず、若、子をして、背て交易して、此の餘
あるを以て、彼の足らざるを補はずんば、農夫には、必ず無用の粟を生ずれども、衣るべき布に不足
し、女子には、無用の布あれども、粟に不足を生せん、是、固より功を通し、事を易へざるべからざるな
り、されば、室を造るの梓匠、車を造るの輪人、與人の如きも、一藝の微といへども、皆、その事ある
所を以て、子の食よ易ふるふとを得べし、今、此に人あらんに、家に入りては、父母に孝をし、家を出て
ては、長者に悌をあし、惟、仁義に、是、由り、上は先王の仁義の道を守り、下は後の學者を待ちて、考へ
據る所ありて、則、則を取りて、仁義に入らしむ、これその功の、最も大なるものあり、然るに、功あしとあ
して、食を子よ得ず、子何ぞ、梓匠輪輿の微を尊びて、仁義を爲せるものを輕するぞやとあり

曰梓匠輪輿、其志將以求食也、君子之爲道也、其志亦將以求食與、子
何以其志爲哉、其有功於子、可食而食之矣、且子食志乎、食功乎、曰食志

(字解) 功の字、梓匠輪輿に對していふ、

(釋義) 彭更曰はく、梓匠輪輿は、その目的、將に生活の料を求めんとするものなり、然るに、君子の
道を行ふや、その志、亦、梓匠輪輿と同じく、食を求めんとするにあるかとありしかは、孟子曰はく、
汝、何ぞ必ずしも、その志の如何を問ふを要せんや、君子の志は、食を求めずと雖も、但、子に對して、

功績わらは、食ふべくして之を食はん、且、子か平日人を食ふや、その志を以て、之を食ふか、はたその功を以て、人を食ふかどありければ、彭更か曰はく、そは志に食ましむるものに候ふとあり

曰、有^レ人^レ於^レ此、毀^レ瓦^レ畫^レ墁^レ、其^レ志^レ將^レ以^レ求^レ食^レ也、則^レ子^レ食^レ之^レ乎、曰、否、曰、然、則^レ非^レ食^レ志^レ也、食^レ功^レ也

(字解) 毀瓦の毀は、わるると訓ひ、破るなり○畫墁の畫は、縦横にうの上に畫するなり、墁は、牆壁の飾とありて、白灰にて、外面を裝ふなり、此の四字、拙工の功なくして、害あるをいふ

(釋義) 孟子曰はく、此に人あらんに、瓦を毀破し、墁に縦横に畫きて、功なくして、害ありかから、其の志に至りては、食を求めんとせば、子はかくても、之に食ましめんかとありければ、彭更か曰はく、否とよ、かくては、食ましむること能はずとありしかば、孟子曰はく、然らば、子は志に食ましむるにはあらざるなり、功に食ましむるなり、既に、功に食ましむるといふときは、吾か道に功あるものは、當に食ふ所にあるべし、乃ち士を以て、事なくして、食ふとさせるは、これ梓匠輪輿を尊ひて、仁義を爲すものを輕するものなり

○萬章問曰、宋小國也、今將^レ行^レ王^レ政^レ、齊楚惡^レ而伐^レ之、則^レ如^レ之、何

(字解) 萬章は、孟子の弟子あり○宋云云は、宋王の偃といふもの、立ちて君とあり、十一年にして、自立して王とあり、嘗て滕を亡ぼし、薛を伐ちて、齊楚魏の兵を敗り、天下に覇とせりとせりといふなり、蓋し萬章か問は、此の時をいふなるべし

(釋義) 當時宋王の偃、天下に覇たらんとせしかば、諸侯忌みて、之を伐たんとせり、萬章よりて、孟子に問ひて曰はく、宋は元來小國あり、今、暴を伐ち、民を安じて、王政を行はんとすれども、齊楚の諸侯、惡みて之を伐たんとせり、之を如何にせば、始めて、王政を行ひて、人より制御せられざるべきかとあり

孟子曰、湯居^レ亳、與^レ葛^レ爲^レ鄰、葛伯放^レ而不^レ祀、湯使^レ人^レ問^レ之、曰、何^レ爲^レ不^レ祀、曰、無^レ以^レ供^レ犧牲^レ也、湯使^レ遺^レ之^レ牛^レ羊、葛伯食^レ之、又不^レ以^レ祀、湯又^レ使^レ人^レ問^レ之、曰、何^レ爲^レ不^レ祀、曰、無^レ以^レ供^レ粢^レ盛^レ也、湯使^レ亳^レ衆^レ往^レ爲^レ之^レ耕、老^レ弱^レ饋^レ食、葛伯帥^レ其^レ民、要^レ其^レ有^レ酒^レ食^レ黍^レ稻^レ者^レ奪^レ之、不^レ授^レ者^レ殺^レ之、有^レ童子^レ以^レ黍^レ肉^レ餉^レ殺^レ而^レ奪^レ之、書^レ曰、葛伯仇^レ餉^レ、此^レ之^レ謂^レ也

(字解) 亳は、湯の都あり○葛伯の葛は、國の名、伯は、爵あり○放不祀、放は縦よして、先祖を祀らざるなり○遺は、餽るなり○亳衆は、湯王の部下の民あり○饋食は、小壯にして、耕をなせる者に、供するなり○要は、待設くるなり○酒食黍稻の食は、熟したるものあり、黍稻は、未だ炊かざるものあり○不授とは、その食を與へざるなり○餉は、おくると訓ひ、饋るなり○書は、書經の仲應之誥の篇の語なり○仇餉とは、餉る者を殺して、之を仇敵とせるをいふ

(釋義) 孟子曰はく、子、宋の國を以て、小あるか故に、王政を行ふに足らずとするか、奚とざるよと

あらんや、之を殷の湯王の事につきて見れば、知らるゝことなり。昔、湯の亳に居られける折には、葛の國と隣國たりき、然るに、葛伯放縱無道よして、先祖の祀をなさず、湯よりて、人をして、之を問はしめて曰はく、祭祀は、國の大事なり、然るに、何か故に、祀らざるとありしかば、葛伯の曰はく、祀には、必ず物を備ふるものなり、然るに、吾か國には、犠牲に供すべき物なきこそ遺憾あれ、故に、祀らずとありしかば、湯王は、さらばとて、人をして、之に牛羊を送らしめて、犠牲の用に供せしめたり、然るに、葛伯之を己か食料に供して、祀らざりしかば、湯、又、人をして、之を問はしめて曰はく、犠牲既に備はれり、然るに、未だ祀らざるは、何故ぞやと、葛伯の曰はく、祀は、必ず黍稷を要す、然るに、吾、黍稷に供するものなしと、湯よりて、亳邑の民をして、往きて之か耕をして、その黍盛よ供せしめければ、老弱の徒りて、耕さざるものは、少壯の往きて耕せるものに、食を饋りぬ、然るに、葛伯は、之を黍稷とも思はず、反りて、己か部下の民を引ひて、酒食黍稷を饋るものあれば、見當り次第に、之を奪ひ取り、與へざるものは、従りて之を殺しぬ、時に、一童子ありて、黍と肉とを、耕者よ饋らんとせしに、葛伯之を見附け、殺して奪ひ取りぬ、故に書經に曰はく、葛伯餽るものと、仇敵とあるとは、即ち此れ童子を殺して、其の黍肉を奪へるとを、謂へるものなりとなり

爲其殺是童子而征之、四海之内皆曰、非富天下也、爲匹夫匹婦復讎也

(字解) 匹夫匹婦は、泛く人民を指せるものにて、童子の父母を指せるにはあらず○復讐の復は、報に同じ

(釋義) 葛伯暴虐にして、童子を殺すに至りて、大に極まれり、湯、之かために、兵を擧げて、之を征伐したりしかば、四海の内、皆、湯王の葛を征するを聞きて、皆、曰はく、湯王の心は、天下を利とする所あるにはあらず、唯、匹夫匹婦のために、此の罪なくして、殺されたるの讎を、報せしなりといへりとなり

湯始征自葛載、十一征而無敵於天下、東面而征、西夷怨、南面而征、北狄怨、曰、奚爲後我、民之望之、若大旱之望雨霓也、歸市者弗止、芸者不變、誅其君、弔其民、如時雨降、民大悅、書曰、徯我后、后来其無罰

(字解) 載は、始に同じ、はじむと訓む○十一征は、十一國を征するなり○弗止は、商の市に安するあり○弗變は、農の野に安するなり○弔は、憫恤するなり○如時雨降とは、悦ぶの甚しきをいふ○徯は、まつと訓む、待に同じ○我后の後は、君あり○無罰とは、暴君の刑罰を免るるをいふ

(釋義) 然れども、湯王は、止た一の葛のみにあらざるなり、書經に曰はく、湯の始めて、無道の國を征するとは、特に葛國より、始めき、此より、罪を討ち、暴を伐ち、凡て十一ヶ國を征伐して、皆、天下よ敵なし、故に東に向ひて、征すれば、西夷その來たるの遲きを怨み、南に向かひて征すれば、北方の夷人、之を怨みて曰はく、我等彼の國の民と、すべて、虐政に困しみたるに、先、來たりて、我の國を征し給はざると、民の湯を望むと、大旱の折に、降雨を待ち、設くるか如く、唯、その速に至らざらんとを恐るるあり、かくて、湯の軍の至るに及びては、市に往く者は、安して交易に従事し、耕すものは、變する

ことなくして、農は野に安し、唯、是、その民を虐するの君を誅して、その虐を受くるの民を、撫育す、これ王師の一たび來たるや、時雨の降るか如く、民、皆、その、復、蘇れるを幸とし、欣然として、大に悦へり、されば、書經に曰はく、我か民、我か君の來らざるを待つこと久し、我か君既に來たられば、庶幾くは、それ虐政の罰かからんかどあるにあらすや、されば、能く王政を行へるに、未だ惡みて、之を伐つものはあらざるなり

有、攸、不、爲、臣、東、征、綏、厥、士、女、匪、厥、立、黃、紹、我、周、王、見、休、惟、臣、附、于、大、邑、周、其、君、子、實、立、黃、于、匪、以、迎、其、君、子、其、小、人、簞、食、壺、漿、以、迎、其、小、人、救、民、於、水、火、之、中、取、其、殘、而、已、矣

(字解) 此の一節は、周書武成の篇に、武王の言を載せたるを、孟子その文を約めて、かくしたるものにて、今の書經の文とは、類せず○攸は、どころと訓む、所あり、不爲臣とは、殷の紂王を助けて、周の臣とあらざるをいふ○東征は、武王西に居り、紂王東に居る、故に、紂を討つは、東征する義となるなり○綏は、やすんずと訓む、安なり○匪は、はまど訓む、筐と同じ○立黄は、共に幣帛あり、衣は、立にして、裳は、黄なり○紹は、つとと訓む、繼ぐなり、向日商事へ、繼ぎて周に事ふるなり○周王は、武王をいふ○見休の休は、美なり○臣附は、歸服するあり○大邑周は、之を尊ぶの詞あり○其君子は、殷の官吏なり○實は、みつと訓む、充實するなり○其小人は、殷の民なり○水火之中とは、虐政の民を害するあり○取殘の取は、誅するなり、殘は、是、民を害するなり

(釋義) 再び武王の事を以て、之を觀るに、紂の時に當たりて、周家の王業已に盛にして、八百の諸侯、皆、來たりて歸附し、其の中紂を助けて、惡を爲して、周とならざる者あり、武王その害、士女に及ぶを以て、東征して之を安じ、但、士女は都て、筐篋をもて、玄黃の幣帛を盛り、來りて曰はく、我か民、商の虐政に苦しむこと久し、今、殷に繼ぎて、我か周王に事ふ、庶幾くは、その恩澤を蒙るを得て、休美を見んかどあるは、惟、心よ悦ひ、誠よ服して、大邑周に歸附し、但、その朝に位するの君子は、玄黃の幣を以て、筐篋に實てて、周の君子を迎へ、その野にあるの小人は、簞食壺漿を盛りて、周の小人を迎へ、それ、民の武王を悦ぶまど、かくの如きは、果して何のためぞや、蓋し殷の紂王暴虐にして、民方に水火の苦みの中に陥りしを、武王東征して、民を水火の中より救ひ、惟、その民を殘ふ者を取りて、之を誅し、殘を除くの外、未だ嘗て、妄に誅戮せざるか故なり、故に、民その德に懷きて、類を以て、相迎ふるよど、かくの如しどなり

太誓曰、我武惟揚、侵于之疆、則取于殘、殺伐用張、于湯有光

(字解) 太誓は、書經の周書の篇の名なり、今の書經の文と、小しく異なれり○揚は、奮ひ揚がるなり○侵于之疆とは、彼の紂王の、疆界に侵入するあり○殘は、紂を指す○于湯有光は、湯王の桀を伐てるに比較して、その光明を同じくせり

(釋義) その殘賊を取る所以のものは、何を以て、之を徵せんか、太誓に曰へることあり、我か威武奮ひ揚がり、紂王の疆界に侵し入りて、その民を害ふものを捕へられて、之を戮し、罪一人に止とまりて、威四海に加はり、殺伐の功、因りて張大あり、之を會て殷の湯王か、桀王を伐ちて、天下を安じたる

の事に比較するに、又、大に光明あり、是、武王の王政を行ひて、亦、未だ惡みて、之を伐らしものあるを聞かずとあり

不行王政云爾、苟行王政、四海之内、皆舉首而望之、欲以爲君、齊楚雖大、何畏焉

(字解) 云爾は、宋實に王政を行ふと能はざることを、子の云ふ所の如く、齊楚惡みて、之を伐つふとかくの如くあるをいふなり

(釋義) それ湯武を觀て、今、宋の行ふ所は、是、王政にあらざる、故に、大國より惡まれて、伐たるるのみ、苟も、湯の時雨の師の如く、武王の水火の救の如くにして、王政を行はば、四海の内、皆、首を擧げて、之を仰ぎ望み、宋を戴きて君と爲し、我を後にするの怨、玄黃の迎わらんとす、さらば、齊楚大ありといふとも、必ず我を戴くの民を率ゐて、我を攻むるまど能はず、又、何を畏れんやとあり

○孟子謂戴不勝曰、子欲子之王之善、與我明告子、有楚大夫於此、欲其子、齊語也、則使齊人傳諸、使楚人傳諸、曰、使齊人傳之、曰、一齊人傳之、衆楚人咻之、雖日撻而求其齊也、不可得矣、引而置之莊嶽之間、數年、雖日撻而求其楚、亦不可得矣

(字解) 戴不勝は、宋の臣あり○齊語は、齊人の言語あり○傳は、をしふと訓む、教ふるあり○咻は、

かまびすしくすと訓む、衆聲なり○莊嶽は、齊の城内の街の名あり○楚は、楚の言語なり

(釋義) 宋の臣戴不勝といふもの、君を正すの志あれども、賢者を薦めて、國を治むるの道を知らざりしかば、孟子之を謂ひて曰はく、子の王に事ふるや、王の仁に志し、道に當たりて、善ならんふとを欲するか、我、朋かに、子に告ぐるに、王を善くするの道を以てせん、それ臣の君を導びくは、父の子を教ふるに同じ、今、試みよ、此の楚の大夫ありと、假定せんに、その人、已か子の、楚國侏離の語を捨て、齊の語をなさんことを欲せば、齊人をして、之を教へしめんとするか、はた、楚人をして、之を教へしめんとするかとありしに、不勝か曰はく、齊語を學はんと欲せば、その本家たる齊人をして、之を教へしむること、よけれど、孟子曰はく、之を教へしむるに、齊人を以てするは、誠に是なり、然れども、或は身楚の地にて、唯、一人の齊人之を教へて、衆の楚人、その旁にありて、喧嘩せば、聽く所、專ならずして、積習變じがたし、故に日に之を撻ちて、その子の轉じて、楚語せんことを求むとも、得べからず、ざるを、若、その子を引きて、之を莊嶽の間に置くこと、且に數年の久しきに至らば、與に居る所のものは、皆、齊人にして熟し、聞く所のものは、齊語なれば、日に之を撻ちて、その子の轉じて、楚語せんことを求むとも、亦、得べからず、それ語を學ぶすら、此くの如し、況や君を善くするものをやとあり

子謂薛居州善士也、使之居於王所、在於王所者、長幼卑尊皆薛居州也、王誰與爲不善、在王所者、長幼卑尊皆非薛居州也、王誰與爲善、一薛居州、獨如宋王何

(字解) 薛居州も、亦、宋の臣なり、蓋し不勝か引拔せる所なるべし○長幼は、年齒を以ていひ○卑尊は、位を以ていふ

(釋義) 語を學ぶものは、精專にあるを知れば、君を正すものは、助け多きに成るを知るへし、今、子薛居州をば、宋の善士ありといひて、朝に薦舉し、之をして、王の所にあらまむ、誠、臣を以て、君に事ふるの忠を得たり、但、王の所に居るもの、一人のみにあらず、故に、王の所にあるの群臣、長幼卑尊をして、皆、薛居州の善なるか如くならしめは、言ふ所は、皆、善言にして、見る所は、皆、善言なり、されは、王不善を爲さんと思ふとも、それ誰とて、之を共にせん、もし王の所にあるの群臣、長幼卑尊をして、皆、薛居州の善なるか如くならざらしめは、善言耳に入らず、善行目に接せざるか故に、王善を爲さんと欲すとも、誰が之を共せん、然らば、今日子の使しむる所の居州は、善ありといへども、特に、一の薛州のみ、たとへば、一の齊人教へて、衆の楚人嗽するがし如し、即ち君を善に引かんと欲すも、獨り宋王を如何すへき、子それ善人を引拔して、君を正すの道を成さは、可かりとあり

○公孫丑問曰、不見諸侯、何義、孟子曰、古者不爲臣、不見

(字解) 公孫丑の問、暗に孟子を指せり○見諸侯とは、我より往きて、諸侯を見るあり○不爲臣とは、未だその國に仕へざるをいふ

(釋義) 門人公孫丑問ひて曰はく、君子の我より往きて、諸侯に見ゆるは、果して、如何ある義をやとありければ、孟子曰はく、古の士たるものは、曾て諸侯の臣とあらざれば、當にその志を高尙にして、諸侯を見ざるへし、此、自ら重するの道ありとあり

段干木踰垣而辟之、泄柳閉門而不內、是皆已甚、迫斯可以見矣

(字解) 段干木は、魏の文公の時の人にして、段干に居りき○辟は音ひ、避くるなり○泄柳は、魯の繆公の時の人なり○內は、音たふ、いと訓む、納に同じ○已甚は、二字にて、はなはだしと訓む、過甚

あり○迫は、見んふとを求むるの切なるをいふ

(釋義) 古、魏の文侯の時に、段干木といふ賢者あり、未だその臣とあらず、文侯その許に來たりて、見んことを求めければ、やがて、墻を乗り越えて、之を避けたり、又、魯の繆侯の時に、泄柳といふものありて、未だその臣とあらず、繆公その許に來たりて、見んことを求めけるに、やがて、その門の戸を閉ざして、納れざりきといふ、二子の自ら處すること、かくの如し、これ、皆、見ゆるの義を守りて、未だその過甚なるを免れず、蓋し、見ゆるといふは、我より往きて見えざるのみ、若、見んことを求むること切ならば、斯、また之に見ゆるべきのみとなり

陽貨欲見孔子、而惡無禮、大夫有賜於士、不得受於其家、則往拜其門、陽貨矚孔子之亡也、而饋孔子蒸豚、孔子亦矚其亡而往拜之、當是時、陽貨先、豈得不見

(字解) 陽貨は、季氏の臣ありしも、魯國の政柄を執り、後、大夫とありぬ○欲見孔子とは、孔子を召して、己の家に來りて、見せしめんとせしあり○惡無禮とは、人己を以て、賢者を見るよ、道を以てせずとなさんことを、畏るるあり○受其家とは、己の家にて、使人より拜受するあり○其門は、大夫の家の

門なり○關は、つけ窺ふあり、うかがふと訓む○亡は、あきと訓む、外出せるをいふ○蒸豚は、蒸したる豚の肉あり○其亡は、陽貨の外出せるなり

(釋義) 若、夫、禮義の中正を得たるものは、惟、孔子のみ、昔、陽貨といへるもの、孔子を召して、來たり見えしめんとしけれども、又、人の己を以て、賢者を見るの禮を、知らざるものとあさんと畏れ、禮に因るに、大夫より士に物を賜ふことあるときは、士、若、外出して、その家にありて、拜受するあとを得ざるときは、往きて大夫の門に至りて、その賜ものの辱き由を、拜すといへることあるを見て、これ囑疆ありと思ひて、孔子の外出せる折を窺ひて、孔子に蒸せる豚肉を饋りて、孔子をして、來たりて答禮せしめんとしたりき、當時、陽貨は、大夫にして、孔子は士あれば、往きて拜せざるを得ざるあり、然れども、陽貨は、もと惡人あれば、孔子之を見んことを欲せず、よりて、孔子も、亦、陽貨の外出せる折を窺ひて、往きて之か答禮を爲せり、是の時に當たりて、陽貨の方より、先に來たりて、禮を加へしからば、孔子も、如何て往きて拜せざるを得んや、唯、彼、先せざるか故に、見ゆるにて、此、孔子の爲せる所、その宜しきを得たりといふものありとあり

曾子曰、脅肩諂笑、病于夏畦、子路曰、未同而言、觀其色、赧々然、非由之所知也、由是觀之、則君子之所養、可知已矣

(字解) 脅肩の脅は、そびやかすと訓む、兩肩を聳起するあり○諂笑は、強ひて歡笑をさせるあり○病は、つかると訓む、疲勞するあり○夏畦は、夏の日、田畦を治むるの人あり○未同とは、志未だ相

合はずして、強ひて言ふあり○赧々然は、愧耻の色、顔色に顯はるる貌あり○由は、子路か名あり

(釋義) 若、見るべからずして、輕しく見れば、幾と聖門の譏る所とあらずや、曾子曾て曰はく、今、人あり、兩肩を脅かして、可笑しくもなきに、強ひて笑ひて、媚ひて、人より悦はるることを、求むるものあらんに、その疲勞せること、夏月田畦を治むるの人に比するに、更に甚しきものありと、子路、亦、嘗て曰はく、人と未だ深く交はらずして、強ひて之と、物言ふに、その顔色を見れば、心に慚ぢ、而赤くして、赧々然として、容れらるる所あさか如し、されど、此等の人は、由か知れる所にあらずと、二子の言によりて、之を觀れば、平日の素養知るべし、故に諸侯よして、未だ曾て禮を加へずして、強顔にも、合はんことを求むるか如きは、二子は、決して、之を爲さず、古は臣たらざれば、見ざることを、それかくの如しとなり

○戴盈之曰、什一、去關市之征、今茲未能、請輕之、以待來年、然後已、何如

(字解) 戴盈之も、亦、宋の大夫あり○什一は、十分の一の賦税を収むるあり○征は、税に同じ、蓋し關市の税は、商賈の税をいふ○已は、やむと訓む、止むるあり

(釋義) 宋の大夫戴盈之といふもの、弊政を革むるに意あれども、未だ之を行ふと能はず、孟子曰はく、古時井田の法は、什一にして、その一を取りて、關市は、但、譏察するのみにして、敢て商賈の税をば收めざりき、近來に至りては、厚く斂めて、貨物の税まで收め、先王の良法存するものあらず、斯の

民の虐政に焦燥するまゝと、日に甚しければ、何によりて治まらんや、就いては、今茲什一の舊法に復して、關市の税を去り、賦税を軽くして、民と休息せんとするは、吾か願あり、されども、積習の久しき、速に改め難きものあるか故に、明年に至るを待ちて、然る後、今日の弊政と、盡く改めんと欲す、先生には、如何思召され候ふかとあり

孟子曰、今有人日攘其鄰之雞者、或告之曰、是非君子之道、請損之、月攘一雞、以待來年、然後已

(字解) 攘は、彼より來たれるを取るなり、ぬすむと訓ひ○君子之道は、廉にして、苟も取らざるをいふ○損は、減するなり

(釋義) 孟子曰はく、子弊政を改むるに志ありて、姑く來會を待たんといふは、これ殆ど、雞を攘むの說に同じ、今、人日に、その隣の雞を攘めるものあり、或は之に告げて曰はく、雞を攘むは、君子の道にあらざると、然るに、その人、之を遽に改むること能はずして曰はく、子の言はるること、誠には是れども、唯、一時に之を止むること能はず、請ふ漸次に減し、毎月一雞づゝを攘み、來年に至るを待ちて、全く止めんと曰へり、今、子の言はるる所、何を以て、之と異ならんやとあり

如知其非義、斯速已矣、何待來年

(字解) 何待來年とは、如何て來年を待つにや、及ぶべきとの意あり

(釋義) 今、子既に厚歛征稅の不可あるとを知らば、速に之を止めらるべきのみ、如何で、來年を待

つにや及ぶべき、然るを、猶、之を軽くして、來年を待たんといふは、日に一雞を攘みて、來年を待たんといふものと、果して異ならんやとあり

○公都子曰、外人皆稱夫子好辯、敢問何也、孟子曰、予豈好辯哉、予不得已也、天下之生久矣、一治一亂

(字解) 外人は、外にあるの人あり○夫子は、孟子を指す○好辯とは、好みて辯論を爲して、勝たんとを、人に求むるをいふ○不得已とは、世道を維持する上にありて、已むことを得ずして、辯するに決して、好みて辯するにはあらずとあり○天下之生久とは、生民ありてより以來、一日にあらずといはんが如し○一治一亂とは、治亂の循環して、窮りなきをいふ

(釋義) 當時楊朱の自愛說、墨習の兼愛說、盛に世に行はれければ、孟子之を憂へ、辭して之を排せり、故に、その辯を好むことを疑ふものあり、公都子も、亦、知らずして、問ひて曰はく、外人、皆、稱す、夫子好みて、人と争辯せらるるは、何如ある故に候ふやと、孟子曰はく、予如何で、争辯を爲すことを好まんや、予、殆ど相安じて、言なきまゝと能はざるものあり、是、蓋し已むことを得ずして然るあり、それ天下に、人の生するや、一日にあらず、その間、氣化人事、循環を相爲し、その氣化盛に、人事得るに當たりては、天下之がために、一たびは治まり、その氣化衰へ、人事失ふに當たりては、天下之がために、一たび亂れ、反覆相尋き、未だ常に治まりて、亂れざるものはあらずとあり

當堯之時、水逆行、氾濫於中國、蛇龍居之、民無所定、下者爲巢、上者爲

營窟書曰洚水警余洚水者洪水也

(字解) 水逆行とは、河の下流壅りて通せず、故に流るる道を失ひ、反りて下より倒に上り、流れて、旁溢するあり○氾濫は、溢れ出づるなり○定を、をると訓む、居を定めて居るあり○下とは、地面の卑濕なる所あり○爲巢は、樹の上に巢をつくりて、棲めるふと、恰も、鳥の巢の如し○上者は、地面の高燥なる處あり○營窟は、地を掘りて、窟穴を營みて、之に處るあり○書は、書經の虞書大禹謨の篇の語なり○洚水は、堯の時の洪水あり○警余の警は、天災異を降して、儆戒を示せるあり、いましむと訓む、戒に同じ、余は、舜あり

(釋義) 太古は遯たり、その治亂得て知るべからず、堯の時に當たりて、洪水ありて、一たび亂れぬ、その時、水の下流壅りて通せず、逆行氾濫して、中國に横溢し、その氾濫せる所は、皆、蛇龍の居る所とありしかば、民の水患を避くるもの、定止する所なく、その地の卑下あるものは、木を架して、巢を作りて、之に棲み、地の高燥あるものは、地を營みて、窟を作りて、處りき、洪水のかくの如きは、天下の憂にして、天の聖人を警むる所以あり、故に、虞書に、舜帝の言へるあり、天洚水を降して、余を警戒せりとありけるが、舜帝の謂はゆる、洚水とは、正に、堯帝の時の洪水を指せるものあり、此、氣化衰へて、一たび亂れたるあり

使禹治之禹掘地而注之海驅蛇龍而放之菑水由地中行江淮河漢是也險阻既遠鳥獸之害人者消然後人得平土而居之

(字解) 掘地は、河の壅塞を掘り去るあり○放之菑の放は、放逐するなり、之は、蛇龍なり、菑は、水澤の草を生ずるものなり○行地中とは、兩涯の間を流るるあり○險阻は、水の氾濫するをいふ○遠は、さると訓む、去るあり○消は、のどくと訓む、除くあり

(釋義) 是に於て、堯帝之を憂へて、舜を擧げ、舜、又、禹を用ひて、洪水を平けしめんとせり、禹、水の性、必ず歸く所あるを思ひ、乃ち河の壅れるを掘り去り、河流を疏通し、此の氾濫せる水を以て、之を海中に注ぎ入らしめ、蛇龍を驅逐して、之を澤草中に放ちたりければ、水その平を得て、兩涯の間を流れ行きて、復、地上に氾濫せず、即ち江淮河漢の水、是、その處なり、此の時、水患盡く平きて、險阻既に遠ざかりければ、蛇龍因りて遠く遁れぬ、凡て、鳥獸の人を害するもの、皆、既に消除して、然る後に、中國の人、皆、平土を得て、之に居り、稼穡を教へ、人倫を明にして、その生を樂むの願を遂けたり、此、氣化と人事と、相參りて、天下一たび治まれるあり

堯舜既没聖人之道衰暴君代作壞宮室以爲汙池民無所安息棄田以爲園囿使民不得衣食邪說暴行又作園囿汙池沛澤多而禽獸至及紂之身天下又大亂

(字解) 堯舜既没の中には、又、禹湯を包ねて、内にあり○道は、民を仁し、物を育するの道あり○衰は、明かからず、行はれざるあり○暴君は、夏の太康、孔甲、桀、及、殷の武乙の類をいふ○壞は、やぶると訓む、毀壞するあり○宮室は、人民の家なり○汙池は、君に遊觀に供する池沼あり○安息は、安居休

息するあり○棄田は、民の田畝をつぶすあり○園圃は、禽獸を棲息せしむる所なり○沛澤の沛は、草木の生ずる所にて、澤は、水の鍾る所なり

(釋義) 堯舜禹湯の時に當たりては、天下固より、已に治されり、然れども、常に治まること能はざるか故に、此等の聖人、既に没し、民を仁し、物を愛するの政衰へ、夏、及、殷を経て、暴虐の君代はりて起り、民の宮室を壊ちて、池沼と爲し、之をして、安息する所からしめ、民の田を棄てて、園圃を作し、之をして、衣食するを得ざらしめ、後に至りて、民を害するの邪説、民を害するの暴行、又、作あり、園圃汗池沛澤、愈、多くして、禽獸その依る所を得、交も至りて害を爲せり、紂の身に及びて、四海を痛毒して、天下、又、大に亂れぬ、此、固より、氣化人事の相待ちて、天下、又、亂るるなりとなり

周公相武王、誅紂、伐奄、三年討其君、驅飛廉於海隅、而戮之、滅國者五十、驅虎豹犀象而遠之、天下大悅、書曰、丕顯哉文王謨、丕承哉武王烈、佑啓我後人、咸以正無缺

(字解) 奄は、國の名、東方にありて、紂に従へり○三年は、三年の久しきに及べるあり○其君は、奄の君あり○飛廉は、紂の寵幸の臣なり○五十は、皆、紂王に黨せる國々あり○大悦は、人と物との害をなすものなきを、悦べるあり○書は、書經の周書君牙の篇の語なり○丕顯の丕は、おほいにと訓む、顯は、明あり○文王謨の謨は、はかりごとと訓む、謀あり、創業の謀をいふ○承は、つぐと訓む、繼くあり、文王に繼げるをいふ○烈は、ひかりと訓む、光なり、成功の光をいふ○佑啓の佑は、たすくと訓む、

助あり、その行を助くるをいふ○啓は、ひらくと訓む、開に同じ、その知を開くをいふ○咸は、みなと訓む、皆に同じ○正は、正道あり○缺は、壊るあり

(釋義) 殷の紂王の時に至りて、天下大に亂れぬ、故に、周公その兄武王を助けて、暴を伐ち、民を救ひて、紂を誅せり、然るに、奄國の君、紂王を助けて、虐を外よかすを以て、やがて師を興まして、奄を伐つこと三年にして、乃ちその君を伐ちたりき、又、紂の幸臣飛廉といふものも、紂を助けて、虐を内にさせるを以て、之を追ひて、直に海隅にまで至りて、之を誅戮し、又、紂の黨五十國を滅ぼしてければ、人の害息みぬ、乃ち紂か園圃中に畜ひ置ける虎豹犀象を放逐して、之をして遠く去らしめてければ、物の害以て除さぬ、天下の亂極まりて、治を思ふの心、是に於て遂ぐるを得、皆、大に悦べり、されば、書經にも、大に顯かあるかな、文王か創業の謀、大に繼げるか、武王か大に定めたるの光輝よ、あれ、その我が後來の人人の行を助け、知を啓けるもの、皆、至聖の道を以てして、一の缺けたる所なければありと、此氣化人事相參りて、天下一たび治まれるあり

世衰道微、邪説暴行有作、臣弑其君、君者有之、子弑其父、父者有之

(字解) 衰とは、政治の振はざるあり○道微の道は、聖人のあり、微は、理明かあらざるをいふ○有又音相通す、又に同じ、またと訓む

(釋義) 周の世、既に衰ふるに及びて、文武の道微にして、凡そ理に逆ふの邪説、理に悖るの暴行、又、之に乗じて、起り、臣を以て、その君を弑するもの之あり、子として、その父を弑するもの、亦、之ありき、此、又、氣化人事の相待ちて、天下の一たび亂るるあり

孔子懼作春秋、春秋天下之事也、是故孔子曰、知我者其惟春秋乎、罪我者其惟春秋乎

(字解) 春秋は、孔子の作れる所、魯の隠公に始まりて、魯の哀公に至るまで、二百四十二年間の事を載せたる、魯國の歴史あり○天下之事とは、孔子の春秋を作るや、王法を寓し、典禮を慄くし、徳に命し、罪を討つ、その太要、天子の事にして、匹夫の事にあらざるをいふ

(釋義) 孔子世道人心の憂ふるかために、魯の歴史を事假せて、春秋の書を著しぬ、借、此の春秋は、魯の史を假りて、王法に事よせて、先後の倫を叙で、上下の分を秩し、徳あるものは褒め、罪あるものは、必ず貶し、その大要、皆、一に天子の事を乘れり、唯、それ春秋は、天子の事あるが故に、孔子之を辨解して曰はく、春秋の作は、予、全く已むを得ざるに出でたり、故に心を以て、我を知るものあるは、それ、惟、此の春秋か、其の迹を以て、我を罪するものあるも、亦、此の春秋か、蓋し小人をして、懼るる所あり、君子をして、善に勤ましむることあらば、我を罪するも、固より辭せざる所ありと、孔子春秋を作るの意、かくの如し、それ孔子春秋を作りて、亂臣賊子懼る、此、人事の得たるものにして、天下、亦、一たび治まれるありとあり

聖王不作、諸侯放恣、處士橫議、楊朱墨翟之言、盈天下、天下之言、不歸、楊則歸墨、墨則歸楊、爲我、是無君也、墨氏兼愛、是無父也、無父無君、是禽獸也、公明儀曰、庖有肥肉、廐有肥馬、民有飢色、野有餓莩、此率獸而食人也

也、楊墨之道不息、孔子之道不著、是邪說誣民、充塞仁義也、仁義充塞、則率獸食人、人將相食

(字解) 諸侯放恣あるが故に、世教を維持することおしとあり○處士は、位なくして、重き名あるもの、乃ち楊墨を指していふ○横議は、理に循はざるの議あり○盈は、充塞するあり○爲我無君とは、我が一身をのみ愛するを知りて、君に仕へて、一命を差出すを、知らずとの意あり○兼愛無父とは、墨子の説、愛に間おし、故よ、我が親も、他人の親も、愛するも同一からざるべからずといふが故よ、我が親を視るまど、他人の親に異ならず、是、父無きあり○息は、やむと訓む、止むあり○孔子之道不著とは、孔子の、義以て君に事へ、仁以て親を親むの道、世に著はれずとあり○誣は、欺罔するあり○充塞とは、邪魔をあして、通達せしめざるをいふ

(釋義) 孔子の没せられしより、聖人起あらざるまど、既に久しくして、紀綱を肅し、世教を維持するまどなく、諸侯法紀の外に放恣あり、是に於て、異端の士、その學びし所の意見を挟みて、下に横議し、楊朱墨翟の輩の如きは、その中にも、首領と仰がる者共にして、その言論、天下に盈ちぬ、されば、天下の學をいふもの、楊子の道に歸せざれば、墨子に歸し、その人を惑はすの甚しきこと、かくままでに至れり、楊子の専ら我がためにするは、但、我が身のためにするを知りて、君に仕へて、その命を差出すを知らず、これ君なきあり、墨氏の兼愛愛するや、兩親を視ること、路人に異あることおければ、これ父なきものあり、かく父もなく、君もなきものは、禽獸といはずして、何といはん、實に、人道の絶え

たりといふものあり、昔、公明儀といふ魯の賢人の、曰はれたる言に、庖には、君の食ふべき肥たる肉のかけてあり、庖には、君の乗料の肥たる馬のあるありながら、更に民を惠まざるが故に、飢ゑたる色をかし、郊野の間には、餓ゑて斃れ死ぬるものあるあり、こは取りも直さず、禽獸を率ゐて、大切なる人を食らはしむるといふものなりとありけるが、今、楊墨の言は、之より甚しきものあり、蓋し仁を以て、親に事へ、義を以て、君に事ふるは、堯舜より、孔子に傳へたるものにして、萬世不易の道あり、ざるを、楊墨の我が爲にするは、兼愛するとの説の如きが、息まさんば、孔子の仁義の道著はれず、是、邪説民の心を欺き罔ひ、仁義遂に充塞するものあり、仁義充塞すれば、人、皆、父かく、君かくして、禽獸に陥りて、大亂將に起あらんとす、是、亦、獸を率ゐて、人を食ましむるものにして、尙、一步を進めて、人相互に食はんとす、生民の禍、豈、ただ、春秋の時の如きのみからんや、是、亦、氣化人事の相待ちて、天下一たび亂るといふものなりとあり

吾爲此懼、閑先聖之道、距楊墨、放淫辭、邪説者不得作、作於其心、害於其事、作於其事、害於其政、聖人復起、不易吾言矣

(字解) 爲此懼とは、獸を率ゐて、人を食ふを指していふ○閑は、まもると訓む、衛るなり○距は、ふせぐと訓む、拒も同じ○放は、放逐して、之を遠ざくるをいふ○作は、起に同じ○事は、身に行ふ所の事あり○政は、紀綱法度あり○易は、かふと訓む、變するなり

(釋義) 楊墨の禍を流すものと、かくまでに至れりしかは、吾、之を以て、深く天下のために懼れ、先聖

孔子の仁義の道を防ぎ衛りて、之をして、世に著れ、異端の塞く所とあらざらしめんかため、楊墨の學に於ては、深く之を拒きて、その淫蕩にして、歸することなきの詞を放ち斥け、天下の人をして、曉然として、その非たるを知り、邪説をして、復、起りて、民を欺罔するものと能はざらしめたり、蓋し邪説の作せるや、言論によりて、發すといへども、實は、心に本づけるものあり、既に、その心に本づけるときは、すべて、舉動應接、必ずその常を得ずして、害その事に及ぶものあり、既に、其の事に害あれバ、すべて、紀綱法度、必ずその理を得ずして、その害政に及ぶものあり、こは理の必然として、聖人、復、起るとも、亦、必ず吾か心事を害し、事政を害するの言を變せずとあり

昔者禹抑洪水、而天下平、周公兼夷狄、驅猛獸、而百姓寧、孔子成春秋、而亂臣賊子懼

(字解) 抑は、とどめてと訓む、止むるあり○兼は、并せて之を除けるなり○夷狄とは、五十國の中、必ず夷狄ありしあるべし、故にしかいふ○寧は、やすしと訓む、安きあり○懼とは、刑を懼るるにあらすして、天下万世、是非の公を懼るるあり

(釋義) 昔、夏の禹王、洪水を止とめて、人平土を得て居り、天下平かなり、天下を治むること、禹にあらざれば、平ざるものと能はざりしを見るべし、周公夷狄を兼并せ、猛獸を驅除しければ、人ど物との害除けて、百姓寧し、これ周公にあらざんは、安するものと能はざるあり、孔子春秋を成して、法戒を擧げ示したるかため、亂臣賊子、因りて懼るる所ありて、敢て惡を爲さず、是、孔子にあらざんは、之を正す

こと能はざるなり、三聖人の大功あるを、それかくの如しとあり

詩云、戎狄是膺、荆舒是懲、則莫我敢承、無父無君、是周公所膺也

(字解) 承は、あたると訓む、當たるなり

(釋義) 揚墨の害は、實に畏るべきものなり、詩經にも、戎狄は、之を膺撃し、荆舒は、之を懲創す、之を膺ち、之を懲らす、敢て我に當たるものなしとあり、此、周公が夷と夏とを防げるの嚴なるまどをいへるものあり、今、揚墨か、父なく君なきの教は、戎狄と、更に異なりたる所なければ、是、亦、周公の膺つ所なり、世道の責あるもの、如何で、その害を坐視して、之を息むる所を知らず、可あらんやとなり、我亦欲正人心、息邪說、距詖行、放淫辭、以承三聖者、豈好辯哉、予不得已也

(字解) 正人心とは、人の心をして、復、仁義に歸せしむるをいふ○承は、つぐと訓む○三聖は、禹と周公と孔子となり

(釋義) 故に、我、今日にありても、亦、仁義を講明して、陷溺の人心を正しうし、揚墨の邪説を止めて、其の偏蔽の行を拒きて、その淫蕩の辭を放ち斥けて、上三聖人の功たる所以のものに、繼がんと欲するのみ、是、予、豈、好みて辯を爲すものあらんや、誠に、之を憂へ、深く慮るの切ある、已むを得ざる所ありて、然るあり

能言距楊墨者、聖人之徒也

(釋義) されども、おは獨り、予、一人の責のみにはあらざるあり、故に、今より以後、よく言論を立てて、かの楊墨を距ぐものあらば、未だ必ずしも、躬、聖人の仁義を行ふと能はずといへども、邪を排し、正を崇ひて、禹と周公と孔子との道を、守るものあれば、是、亦、聖人の徒なりとあり

○萬章曰、陣仲子、豈不誠廉士哉、居於陵三日不食、耳無聞、目無見也、井上有李、糟食實者過半矣、匍匐往將食之、三咽然後、耳有聞、目有見

(字解) 匡章と陣仲子とは、共に齊人あり○誠は、眞の字となして見るへし○廉士の廉は、その孰か、義とあして受け、孰か義に非すとあして、受けざるを辨するをいふ○於陵は、地の名あり○糟は、蠶の如くにして、大なるものありといふ、すくもむしと譯す○實は、李の實なり○匍匐は、腹ばみすることにて、まは力なくして、行くこと能はざるあり○咽は、のむと釋す、呑むなり

(釋義) 匡章が曰はく、陣仲子は、眞の廉潔の士にはあらずや、於陵の地に住ひ居て、三日の間、食らはざりしかば、耳之かために聞こえず、目之かために見ぬざりき、然るに、井の上に、李ありけるが、虫その實を食ふこと、その大半に及びて、存する所幾何もなかりき、仲子今は立つこともならざりしかば、匍匐して往き、之を食はんとして、三たび李を咽に通して、然る後、漸く力づきて、耳も聞こぬ、目も見ゆるやうありたりとあり

孟子曰、於齊國之士、吾必以仲子爲巨擘焉、雖然、仲子惡能廉、充仲子之操、則蚓而然後可者也

(字解) 巨擘の擘の字、音はく、二字にて、大指の義とす、蓋し、齊人多くは、富貴に貪溺して、仲子獨り清苦なるを、かくの如し、その流俗に抜けるふと、小指中に、大指あるか如しとの意あり○充は、推し滿つるをいふ○操は、己の守れる所あり○蝻は、蝻蝻あり○可とは、廉となすべしとの意あり

(釋義) 孟子曰はく、夫、仲子は、世家の子を以て、窮苦を甘すること、かくの如し、眞の廉なるか如し、故に、吾、齊國の士に於ては、吾、必ず仲子を以て、大指となす、然りと雖も、仲子、亦、未だ廉とせずを得ず、蓋し廉は、取らざるにはあらずして、苟も取らざるのみ、彼の仲子の如きは、その義の可否を問はずして、惟、窮苦を以て、廉とせずときは、廉に過ぎて、反りて、廉とせずことを得ず、必ずその守る所の操を充ては、惟、蝻蝻の世に求むるまどきか如くにして、然る後に、廉とせずべきなりとなり

夫、蝻、上食、稿壤、下飲、黃泉、仲子、所居之室、伯夷之所築、與、抑、亦、盜跖之所築、與、所食之粟、伯夷之所樹、與、抑、亦、盜跖之所樹、與、是、未、可、知、也

(字解) 稿は、かるるあり、壤は土なり、二字にて、乾土の義とす○黃泉は、濁れる水あり○抑は、發語の辭あり○盜跖は、古の大盜にして、柳下惠の弟あり

(釋義) 夫、蝻は、上稿壤を食み、下黃泉を飲みて、人に求むることなくして、自ら足れりとする、仲子は、未だ室に居り、粟を食ふまどを免れずして、蝻蝻と異なり、況、その居る所の室は、伯夷の築ける所か、それともに、盜跖の築ける所か、食ふ所の粟は、伯夷の植うる所か、それともに、盜跖の植うる所か、義に合ふと否と、皆、未だ知らるべからざるあり、若、不義あらば、是、未だその廉あるか如くあること

能はざるありとあり

曰、是何傷哉、彼身織屨、妻辟繡、以易之也

(字解) 是は、居と食との、従りて來たれる所を指せり○何傷は、害を為さずと、いはんが如し○辟の辟は、麻を緝するあり、繡は、練りたる麻あり○易は、交易するあり

(釋義) 匡章か曰はく、居と食との、従りて來たる所、或は伯夷たり、或は盜跖たり、未だ知るべからずといへども、亦、何ぞ、仲子の廉を害せんや、彼、蓋し、身親ら屨を織り、妻は親ら麻を緝して、之を以て、他の物と交易したるものありとあり

曰、仲子、齊之世家也、兄戴、蓋祿萬鍾、以兄之祿、爲不義之祿、而不食也、以兄之室、爲不義之室、而不居也、辟兄、離母、處於於陵、他日歸、則有饋其兄生鵝者、己類、願曰、惡用是說說者爲哉、他日其母殺是鵝也、與之食之、其兄自外至曰、是說說之肉也、出而哇之

(字解) 世家は、世卿の家にて、先世より受くる所の祿あり○戴は、兄の名あり○蓋は、邑の名にして、兄の領地あり○辟は、音ひ、避くるあり○處は、居に同じ○歸は、於陵より歸るあり○鵝は、あひるあり、己は、仲子あり○類願は、眉を蹙めて、悦はざるの貌なり○說々は、鵝の聲あり○哇は、はくと訓ひ、之を吐き出だすあり

〔釋義〕 孟子曰はく、それ、仲子は、齊の世卿の家に生まれ、兄の戴か、蓋の祿、萬鍾なり、然るに、仲子の祿萬鍾なるに、兄の祿を以て、不義の祿とあして、食らはざるあり、兄の室を以て、不義の室となして、居らざるなり、兄を避け、母を離れて、於陵に住みしか、他日於陵より歸れるときに、その兄に、生ける鵝を饋れるものあり、已、眉を蹙めて曰はく、此の鵝々は、乃ち不義の物あり、惡そ是の物を用ふるよとをせんやと、他日その母、是の鵝を殺して、之を興へて食はしむ、その兄、外より歸り至りて、之を饋りて曰はく、是、睨々の肉ありと、いひしかば、こは穢れたるよとしてけりて、出でて之を吐き出たしぬとあり

以^チ母^ヲ則^チ不^レ食^ニ、以^テ妻^ヲ則^チ食^ニ之^ヲ、以^テ兄^ノ之^ノ室^ヲ、則^チ弗^レ居^ニ、以^テ於^レ陵^ニ、則^チ居^ニ之^ヲ、是^レ尙^モ爲^シ能^ク充^テ其^ノ類^ヲ也^乎、若^シ仲^ノ子^ノ者^ハ、蚘^ノ而^{シテ}後^ニ、充^テ其^ノ操^ヲ者^也也

〔釋義〕 それ母の食と、兄の室とは、本、不義なきあり、而るに、仲子乃ち不義となして、食はず、居らず、其の操り守ること、かくの如し、妻の易ふる所の粟に至りては、安ぞ母の食より、義なりとなすことを得んや、於陵の居る所の室は、安ぞ兄の室より、義なりとあすことを得ん、既に、母の食と、兄の室とより義あるよと能はずんば、亦、不義の類のみ、此に於て、既に食はず、居らざるときは、彼に於ても、亦宜しく、食はず、居らざるべきあり、然るに、仲子母を以てすれば、食はず、妻を以てすれば、之を食ひ、兄の室を以てすれば、居らず、於陵を以てすれば、之に居る、ふれ、尙よくその操守の類を充つるものとせんや、仲子か操り守る所の如きは、蚘蚘の如く、然ることを爲さは、乃ち能く、その類を充て

て、廉となすを得とせんや、然れども、豈、真にその蚘蚘の如くなるを欲せんやとて、特に、その守る所の操、人の爲すべき所のものにあらざるを明かにせり

孟子講義卷上 終

終

